

官報

号 外
国会会議録

令和七年十二月二十三日

○第二百十九回 衆議院會議録追録

請願に関する報告書

(第九号(一)参照)

法務委員会

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願(請願者 埼玉県川口市戸塚三の三七の八 野村直弘外四百九十九名(紹介議員 篠田 奈保子君(第三五〇号)、同(請願者 千葉市稲毛区稲毛町五の二四四の一の二〇三 金澤健太郎外九十九名(紹介議員 有田 芳生君(第三九二号)、同(請願者 盛岡市本宮四の九の八 飯富均外九十九名(紹介議員 寺田 学君(第三九三号)、同(請願者 千葉市美浜区真砂四の四の二の三〇二 伊吹五月外九十九名(紹介議員 森 英介君(第三九四号)、同(請願者 千葉市美浜区真砂五の一六の八の七〇四 濱野沙也香外九十九名(紹介議員 鎌田 さゆり君(第四七一号)、同(請願者 神奈川県横須賀市武四の二七の三の二〇二 杏名正晴外九十九名(紹介議員 黒岩 宇洋君(第四七二号)、同(請願者 高知県須崎市桐間西六二の二〇五 神尾大樹外四百四十九名(紹介議員 松下 玲子君(第四七三号)、同(請願者 愛知県豊川市

豊川町留通二五の二 福田真和外九十九名(紹介議員 本村 伸子君(第四七四号)、同(請願者 熊本市南区馬渡一の二三の二九 工藤知紀外九十九名(紹介議員 米山 隆一君(第四七五号)、同(請願者 横浜市磯子区滝頭二の五の一の二 山本優子外九十九名(紹介議員 赤嶺 政賢君(第五六八号)、同(請願者 横浜市南区花之木町二の三三の一の三五 西野起永外九十九名(紹介議員 志位 和夫君(第五六九号)、同(請願者 横浜市南区八幡町七二の五五 尾形明子外九十九名(紹介議員 塩川 鉄也君(第五七〇号)、同(請願者 福岡市早良区百道二の一 今佑丞外九十九名(紹介議員 柴田 勝之君(第五七一号)、同(請願者 神奈川県鎌倉市台五の一〇の三九 田口清外九十九名(紹介議員 辰巳 孝太郎君(第五七二号)、同(請願者 神奈川県鎌倉市台五の一の二九 北村初江外九十九名(紹介議員 田村 貴昭君(第五七三号)、同(請願者 横浜市保土ヶ谷区今井町一二九の二 西岡正人外九十九名(紹介議員 田村 智子君(第五七四号)、同(請願者 茨城県守谷市松並二〇二四の五九 山門由美外百名(紹介議員 藤原 規

令和七年十二月二十三日 衆議院會議録追録

請願に関する報告書

真君(第五七五号)、同(請願者 横浜市港南区東永谷三の三の一 西川日女子外九十九名(紹介議員 堀川 あきこ君(第五七六号)、同(請願者 東京都足立区千住仲町二五の一の九〇一 西山義治外九十九名(紹介議員 円 より子君(第五七七号)、同(請願者 横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘四三の一四 渡辺ハマ子外九十九名(紹介議員 本村 伸子君(第五七八号)及び同(請願者 静岡市葵区瓦場町二の二 浪江隆志外八百九十九名(紹介議員 本村 伸子君(第七一七号)に関する報告書

請願の要旨

法務局では、登記、戸籍、国籍、供託などの民事行政事務や国の利害に関係のある訟務事務、人権擁護事務を行っているが、慢性的な要員不足に陥っている。国民の権利と財産を守り円滑な経済取引を支えるためには、実態に見合った人員確保が急務である。更生保護官署では、保護観察処分を受けた少年や少年院からの仮退院者、刑務所からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者などに対する保護観察や医療観察、更生保護に関する地域支援などを行っているが、検挙者の約半数が再犯者という現状を踏まえた社会内処遇の充実強化として次々に実施される新規施策によって業務量は増え続けており、更生保護の理念を後退させることなく制度運用を行うためには業務量に見合った人員の確保が必要である。出入国在留管理庁では、訪日外国人旅行者の増加、外国人による不法就労問題への対処、新たな外国人の受け入れに伴う業務などが飛躍的に増大し繁忙を極めている。少年院や少年鑑別所では、少年事件の複雑化などにより処遇困難な事案が増加し、職員の内体

的・精神的負担が増大しており、矯正教育への支障も危惧されている。

ついては、法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁、少年院・少年鑑別所の定員を増員されたい。

二 請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

令和七年十二月十七日

法務委員長 階 猛
衆議院議長 額賀福志郎殿

厚生労働委員会

介護支援専門員・相談支援専門員への処遇改善に関する請願(請願者 東京都千代田区神田小川町一の一 一般社団法人日本介護支援専門員協会会長柴口里則外十二万六千二百七十七名(紹介議員 田畑 裕明君(第三六二号)に関する報告書

一 請願の要旨

居宅介護支援事業所や地域包括支援センター及び障害児者の計画相談支援事業所等の介護支援専門員・相談支援専門員に対する人材確保や職場環境改善のための処遇改善は、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用において欠かすことができない。

ついては、次記事項を措置されたい。

1 居宅介護支援事業所に従事する介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する処遇改善に係る給付及び関連する補助金・交付金・基本報酬等の引上げを行うこと。

2 地域包括支援センターに従事する介護支援専門員・主任介護支援専門員に対する処遇改善に係る給付及び関連する補助金・交付金・基本報酬等の引上げを行うこと。

3 障害福祉サービスに係る相談支援事業所に従事する相談支援専門員に対する処遇改善に係る給付及び関連する補助金・交付金・基本報酬等の引上げを行うこと。

二 請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和七年十二月十七日

厚生労働委員長 大串 正樹
衆議院議長 額賀福志郎殿

筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を促めることに関する請願(請願者 東京都大田区中央一の一五の一の三〇一 安井道宏 外七十四名)(紹介議員 有田 芳生君(第三六三三号)、同(請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西一の一〇の一の八二二 野村尚史外七十二名)(紹介議員 市來 伴子君(第三六四四号)、同(請願者 千葉県流山市加一の一の二の九〇九 宮地岳彦外七十二名)(紹介議員 奥野 総一郎君(第三六五五号)、同(請願者 東京都立川市栄町一の一の六の一の二〇三 永田裕二外七十三名)(紹介議員 黒岩 宇洋君(第三六六六号)、同(請願者 兵庫県芦屋市東山町一八

の一八 角田昌也外七十三名)(紹介議員 下条 みつ君(第三六七七号)、同(請願者 宇都宮市新町二の八の一七 岡本未和外七十三名)(紹介議員 福田 昭夫君(第三六八八号)、同(請願者 兵庫県西宮市大井手町一〇の二二 白江大二郎外七十三名)(紹介議員 八幡 愛君(第三六九九号)、同(請願者 北海道小樽市桜五の八の一三 飯岡浩司外七十四名)(紹介議員 笠 浩史君(第三七〇〇号)、同(請願者 札幌市厚別区厚別中央三条六の三の二四 末永松子外七十四名)(紹介議員 井出 庸生君(第四三〇号)、同(請願者 東京都新宿区西新宿三の三の二二の二〇三 宇野康子外七十三名)(紹介議員 大河原 まさこ君(第四三二二号)、同(請願者 北海道小樽市梅ヶ枝町二三の一 田宮昌明外七十七名)(紹介議員 逢坂 誠二君(第四三三三三号)、同(請願者 茨城県ひたちなか市牛久保一の三の五一 宮武重也外八十一名)(紹介議員 海江田万里君(第四三四四号)、同(請願者 兵庫県尼崎市武庫元町三の五の五の四〇五 中島晋外七十四名)(紹介議員 金子 恵美君(第四三五五号)、同(請願者 北海道小樽市高島五の八の二六 会田節子外七十四名)(紹介議員 神谷 裕君(第四三六六号)、同(請願者 千葉県市川市市川四の一の二四の一〇〇二 荻野歌乃外七十三名)(紹介議員 菊田 真紀子君(第四三七七号)、同(請願者 さいたま市中央区本町東七の一の一の二三八 高野等外七十八名)(紹介

議員 輿水 恵二君(第四三八八号)、同(請願者 埼玉県飯能市笠縫二一七の四の二〇一 小澤良子外七十三名)(紹介議員 小宮山 泰子君(第四三九九号)、同(請願者 北海道小樽市梅ヶ枝町二三の一 田宮けい子外三十八名)(紹介議員 田嶋 要君(第四四〇〇号)、同(請願者 北海道小樽市新富町一四の一八 木下克彦外七十八名)(紹介議員 田畑 裕明君(第四四一〇号)、同(請願者 東京都小金井市中町四の一四の一四の四〇四 小山田錦司外七十三名)(紹介議員 田村 智子君(第四四二二号)、同(請願者 札幌市中央区南二十三条西十二の一の二の二〇五 赤澤洋外七十四名)(紹介議員 津村 啓介君(第四四三三三号)、同(請願者 北海道小樽市松ヶ枝二の二の七 佐藤之則外七十二名)(紹介議員 中川 宏昌君(第四四四四号)、同(請願者 北海道小樽市富岡二の三〇の二 大塚英典外七十七名)(紹介議員 西村 智奈美君(第四四五五号)、同(請願者 札幌市西区山の手四条一の一の二四の一〇〇一 大川剛司外七十二名)(紹介議員 平岩 征樹君(第四四六六号)、同(請願者 北海道小樽市稲穂二の一五の一五 板橋徹外七十七名)(紹介議員 道下 大樹君(第四四七七号)、同(請願者 千葉県佐倉市ユーカリが丘二の二九の五 中村暢宏外七十四名)(紹介議員 宮川 伸君(第四四八八号)、同(請願者 京都市上京区油橋詰町八八の三の一〇二 山元映子外三十九名)(紹介議員 梅谷 守君(第五三〇〇号)、同(請願者 大阪府吹田市古江合三の一〇の三二の一〇三 中田稔外七十五名)(紹介議員 尾辻 かな子君(第五三一

号)、同(請願者 北海道小樽市桜四の八の三 佐々木亨外七十八名)(紹介議員 神津 たけし君(第五三二二号)、同(請願者 北海道小樽市奥沢三の二六の四 大橋哲外七十五名)(紹介議員 篠原 豪君(第五三三三三号)、同(請願者 東京都墨田区緑三の一四の一の二の八〇三 石田英明外七十四名)(紹介議員 谷田川 元君(第五三四四号)、同(請願者 東京都八王子市上柚木三の五の一の五〇五 草野優外七十三名)(紹介議員 山花 郁夫君(第五三五五号)、同(請願者 宇都宮市新町二の八の一七 岡本伸外七十二名)(紹介議員 赤嶺 政賢君(第六二〇〇号)、同(請願者 神戸市西区榎野台五の一の一五 井上哲治外七十四名)(紹介議員 井坂 信彦君(第六二二二号)、同(請願者 北海道小樽市最上二の七の七 工藤富美子外七十八名)(紹介議員 柴田 勝之君(第六二三三三号)、同(請願者 北海道小樽市新光五の三〇の一 伊勢かがり外七十四名)(紹介議員 末松 義規君(第六二三四号)、同(請願者 北海道紋別郡遠軽町一条通北七の一の七六の二〇三 小林久美子外七十四名)(紹介議員 野田 聖子君(第六二四四号)、同(請願者 大阪府阪南市光陽台一の二四の一 加藤雅之外七十三名)(紹介議員 馬場 伸幸君(第六二五五号)、同(請願者 京都市上京区般舟院前町一五一の二の二〇二 加藤八千代外七十三名)(紹介議員 山井 和則君(第六二六六号)、同(請願者 兵庫県姫路市増位新町一の一の二の八〇五 高橋誠外七十四名)(紹介議員 田村 貴昭君(第六九〇〇号)、同(請願者 宇都宮市新町二の八の一七 岡本寿美

号)、同(請願者 北海道小樽市桜四の八の三 佐々木亨外七十八名)(紹介議員 神津 たけし君(第五三二二号)、同(請願者 北海道小樽市奥沢三の二六の四 大橋哲外七十五名)(紹介議員 篠原 豪君(第五三三三三号)、同(請願者 東京都墨田区緑三の一四の一の二の八〇三 石田英明外七十四名)(紹介議員 谷田川 元君(第五三四四号)、同(請願者 東京都八王子市上柚木三の五の一の五〇五 草野優外七十三名)(紹介議員 山花 郁夫君(第五三五五号)、同(請願者 宇都宮市新町二の八の一七 岡本伸外七十二名)(紹介議員 赤嶺 政賢君(第六二〇〇号)、同(請願者 神戸市西区榎野台五の一の一五 井上哲治外七十四名)(紹介議員 井坂 信彦君(第六二二二号)、同(請願者 北海道小樽市最上二の七の七 工藤富美子外七十八名)(紹介議員 柴田 勝之君(第六二三三三号)、同(請願者 北海道小樽市新光五の三〇の一 伊勢かがり外七十四名)(紹介議員 末松 義規君(第六二三四号)、同(請願者 北海道紋別郡遠軽町一条通北七の一の七六の二〇三 小林久美子外七十四名)(紹介議員 野田 聖子君(第六二四四号)、同(請願者 大阪府阪南市光陽台一の二四の一 加藤雅之外七十三名)(紹介議員 馬場 伸幸君(第六二五五号)、同(請願者 京都市上京区般舟院前町一五一の二の二〇二 加藤八千代外七十三名)(紹介議員 山井 和則君(第六二六六号)、同(請願者 兵庫県姫路市増位新町一の一の二の八〇五 高橋誠外七十四名)(紹介議員 田村 貴昭君(第六九〇〇号)、同(請願者 宇都宮市新町二の八の一七 岡本寿美

子外七十五名(紹介議員 船田 元君(第六九一号)、同(請願者 千葉県市川市福栄二の七の四の五〇七 江田陸彦外七十四名)(紹介議員 浅野 哲君(第七六一号)、同(請願者 北海道小樽市望洋台二の二七の二七 松原真弓外七十四名(紹介議員 阿部 知子君(第七六二号)、同(請願者 兵庫県姫路市野里八四五の三 高橋勝茂外七十四名)(紹介議員 佐藤 英道君(第七六三号)、同(請願者 兵庫県川西市美山台一の三の四四 西川裕二外七十五名)(紹介議員 星野 剛士君(第七六四号)、同(請願者 東京都世田谷区中町一の一の二三 本多弘明外七十五名(紹介議員 森山 浩行君(第七六五号)、同(請願者 神奈川県鎌倉市城廻三六四の一七 岡隆外七十四名)(紹介議員 早稲田 ゆき君(第七六六号)、同(請願者 北海道小樽市朝里川温泉二の六七の八の五〇八 五十嵐敏美外七十四名(紹介議員 篠田 奈保子君(第七九四号)及び同(請願者 高松市太田下町二七一の一の七 三浦正善外七十四名)(紹介議員 柚木 道義君(第七九五号)に関する報告書

一 請願の要旨
筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群(ME/CFS)は、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類において神経系疾患と分類された神経免疫系の難病である。機能障害は全身に及び、二〇一四年の厚生労働省の実態調査では、約三分の患者が寝たきりに近く、ほとんどの患者が職を失うという深刻な実態が明らかになっている。ME/CFSの集団発生は歴史的にウイルス疾患の流行後に起きており、多くの専門家が、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)がME/CFSの引き金になり患者が多発する可能性を警告してきた。また、二〇二二年十二月に改正された感染症法の参議院の附帯決議には、第二百四回国会において衆参両院で採択された請願に基づく実態調査や研究体制の整備が盛り込まれたが、いまだに関連する研究費は認められていない。このような中、国立精神・神経医療研究センターにおける医師主導治験によって、他の難治性疾患で安全性が確認されているリツキシマブが治療薬に承認されても、ME/CFSは指定難病になつていないため医療費助成が受けられず、経済的な理由で治療を受けられない人が続出する可能性がある。

E/CFSの引き金になり患者が多発する可能性を警告してきた。また、二〇二二年十二月に改正された感染症法の参議院の附帯決議には、第二百四回国会において衆参両院で採択された請願に基づく実態調査や研究体制の整備が盛り込まれたが、いまだに関連する研究費は認められていない。このような中、国立精神・神経医療研究センターにおける医師主導治験によって、他の難治性疾患で安全性が確認されているリツキシマブが治療薬に承認されても、ME/CFSは指定難病になつていないため医療費助成が受けられず、経済的な理由で治療を受けられない人が続出する可能性がある。

一 COVID-19とME/CFSの研究
(一) 衆参両院で採択された国会請願及び参議院厚生労働委員会の附帯決議に基づき、COVID-19後にME/CFSを発症する可能性を調べる実態調査、並びにCOVID-19とME/CFSに焦点を絞った研究を、神経免疫の専門家を中心に早急に開始する体制を整えること。

2 ME/CFSを指定難病にするための研究促進
(一) ME/CFSの客観的診断基準の開発の研究を促進し、一日も早くME/CFSを指定難病にするための条件を整えること。

二 請願の議決理由
本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和七年十二月十七日

厚生労働委員長 大串 正樹
衆議院議長 額賀福志郎殿

国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願(請願者 秋田県にかほ市院内字下横根三の二六 荘司長悦外四名)(紹介議員 村岡 敏英君(第五一三三号)に関する報告書

一 請願の要旨
患者数が二千万人を超えると推計される慢性腎臓病は、命に関わる病気の発症リスクが高く一たび腎不全になれば人工透析や腎移植が必要になる。国の腎疾患対策事業や生活習慣病対策事業などの推進の成果や、官民を挙げての啓発活動の効果などにより、透析患者数は二年連続して減少したが七十五歳以上では増加し続けており、透析患者全体の高齢化によって通院や介護支援、フレイル、サルコペニアの予防・改善などが喫緊の課題となっている。加えて、腎不全患者への緩和ケアの提供や医師の高齢化による透析施設の閉鎖、自然災害が発生した場合の対策も重要である。さらに、腎移植まで平均約十五年かかることから、臓器移植への国民の一層の理解が進むような普及啓発や国内での移植件数を最大化させる施策の推進とともに、再生医療の研究が進むことを願う。

二 請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

切に受けられる体制を整備すること。

3 透析患者の介護保険施設入所を促進するため、送迎加算の要件緩和と運用の拡充を図るとともに、透析施設と介護施設の連携体制を更に強化すること。

4 透析患者の高齢化や障害の重度化により通院困難者が増加しているため、国と地方自治体が連携し、透析患者の通院を支援する体制の整備に努めること。

5 医療者不足などにより、透析施設の閉鎖、夜間診療の中止、入院受入れの中止などが余儀なくされている地域が生じていることから、遠隔医療の導入などによる透析医療を確保するための対策を講ずること。

6 大規模広域災害発生時において、透析患者が継続して治療を受けられるよう、都道府県と関係機関が緊密に連携した移送手段の確保や医療体制の整備を進めること。

7 臓器移植及び再生医療研究の一層の推進に努めるとともに、実用化に近い腎臓再生医療の研究については、体制の更なる充実を図ること。

二 請願の議決理由
本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和七年十二月十七日

厚生労働委員長 大串 正樹
衆議院議長 額賀福志郎殿

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

質問主意書及び答弁書

一、十二月十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員神津たけし君提出令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問に対する答弁書

衆議院議員神津たけし君提出米国関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄君提出国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄君提出医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規真君提出未成年の犯罪被害防止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出NHKのサステナビリティについての取組に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子君提出国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄君提出令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその後の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本幹彦君提出病床数に係る制度の事実確認に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐々木ナオミ君提出更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出生成AIを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員有田芳生君提出日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木庸介君提出ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規真君提出刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼秀幸君提出女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問に対する答弁書

衆議院議員堀川あきこ君提出タクシーの運賃改定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員佐原若子君提出使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員佐原若子君提出六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出「責任ある積極財政」に関する質問に対する答弁書

令和七年十二月八日提出 質問第一一九号

令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問主意書

提出者 神津たけし

令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問主意書

国は、令和六年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い報酬告示を改正し、令和六年四月一日より、報酬算定に用いる単位数を見直した。しかし、訪問系サービス事業者が報酬請求に使用するシステムのサービスコードが、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明した。

この国の誤りに起因して、サービスコードを使用して報酬請求を行った多くの事業所において、給付額が正しく計算されていない事態が生じた。この問題を解消し、適正な報酬請求・支払を行うためには、各市町村が所有するシステムの改修が不可欠となった。

厚生労働省は、各市町村が所有するシステムの改修については、令和六年度補正予算の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費(自治体分)」において必要な予算を計上したとしているが、サービスコード修正に伴うシステム改修にかかる費用の一部が自治体の負担となっているとの指摘がある。

今回このような事態が発生するに至ったのは、国の不適切な事務処理が原因であって自治体には

全く責任がないにもかかわらず、その対応のために自治体が新たな財政負担を強いられることは、地方自治体の財政運営上、極めて不合理であると言わざるを得ない。

したがって、次の事項について質問する。

一 令和六年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う訪問系サービスに係るサービスコードの誤りについて、その発生原因及び国の責任に関する政府の認識如何。

二 サerviスコードの誤りに伴う全国の自治体におけるシステム改修費用の総額並びに国、都道府県及び市町村ごとの負担割合を把握しているか。把握していればその内訳を示されたい。

三 システム改修にかかる費用について、国の誤りが原因であることに鑑み、自治体に財政負担が生じないよう、国庫補助金等により全額を国が負担すべきではないか。政府の見解を示されたい。

四 今後、同様の事案により自治体に予期せぬ事務負担や財政負担が生じることがないよう、どのように再発防止策を講じているか。その内容を具体的に示されたい。

内閣衆質二一九第一一九号 令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗 衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員神津たけし君提出令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員神津たけし君提出令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「発生原因」については、御指摘の「訪問系サービスに係るサービスコード」の「単位数」は「報酬告示」の「単位数」と同一であることが必要であるところ、厚生労働省において、その確認が複層的かつ十分に行われなかったことにより生じたものと考えている。同コードは、同省の「責任」において設定しているものであることから、「誤り」への対応として、同省において、「訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について」(令和六年十一月二十九日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び企画課連名事務連絡)により、各都道府県及び市町村の障害保健福祉主管課に対し、お詫びし、また、「誤り」の詳細を説明するとともに、「今後の対応」として、令和六年度補正予算案において「各市町村が所有するシステムの改修」に対する補助に必要な経費を計上していること等の周知を行ったところである。

二について

御指摘の「システム改修費用」については、厚生労働省において令和六年度補正予算に計上した障害者自立支援給付審査支払等システム事業により、市町村における「システム改修費用」に対する補助を行っており、当該補助に係る令和七年十二月十七日時点の交付決定額は五億六千六百六十三万五千円であるが、当該補助を受ける

ことなく「システム改修」を行う市町村もあることから、お尋ねの「総額」及びその「国、都道府県及び市町村ごとの負担割合」は把握していない。

三について

市町村における自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六条に規定する自立支援給付をいう。)の審査及び支払に係るシステムの改修に対する補助については、従来から、補助率を基本的に二分の一としてきており、令和六年度補正予算においては、就労選抜支援の創設に伴う改修(令和七年度(令和六年度からの繰越分)障害者総合支援事業費補助金(障害者自立支援給付審査支払等システム事業)交付要綱)(令和七年三月二十七日付け厚生労働省発障〇三七第十号厚生労働事務次官通知別紙に定める就労選抜支援の創設に伴う改修をいう。以下同じ。)に係る経費の計上を予定していたところ、御指摘の「誤り」に係る「システム改修にかかる費用」に対する補助を可能な限り早く行うため、事務負担等も勘案し、同一のシステムの改修である就労選抜支援の創設に伴う改修と合わせた対応を図ることとし、補助率を二分の一として実施しているものであり、御指摘のように「全額を国が負担」することは考えていない。

四について

お尋ねについては、厚生労働省において、御指摘の「サービスコード」の「単位数」の設定に当たり、「報酬告示」の「単位数」と同一であることを確認することについて、複数人による職員の役割として明確にした上で、複層的かつ十分に行うこと等とし、御指摘のような「同様の事案

による「誤り」が生じないよう努めているところである。

令和七年十二月八日提出
質問 第一一〇号

米国税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問主意書

提出者 神津たけし

米国税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問主意書

令和七年(二〇二五年)九月四日、トランプ米大統領は、我が国に対する関税の措置に関する大統領令に署名した。同日、赤澤亮正経済再生担当大臣は、ハワード・ラトニック米国商務長官との間で、日米間の合意に基づく投資イニシアティブの大意について、日米の共通理解を確認するための「日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書」(以下「了解覚書」という。)に署名した。また、日米両政府は、二〇二五年七月二十二日の日米間の枠組み合意についての共同声明を発出した。

これに関連して、次の事項について質問する。

一 今般の戦略的投資における投資先の選定については、日本側が投資案件を決定するのではなく、米大統領が決定する仕組みであると承知している。この点について、ラトニック商務長官もマスメディアによるインタビューにおいて、トランプ大統領が投資先について完全な裁量権を有している旨を明確に述べている。

戦略的投資に関しては、五千五百億米ドル(約八十五兆円)を米国に投資することになるが、その投資資金の調達に当たっては、株式会社国際協力銀行(以下「JBIC」という。)からの出融資や株式会社日本貿易保険(以下「NEX

I」という。)による民間金融機関の融資に対して行う保証が活用されることである。

五千五百億米ドル(約八十五兆円)という大規模な戦略的投資の実行により多額の損失が発生した場合、JBICやNEXIも重大な負担が発生し得る。その場合、政府として公的資金の注入まで想定しているのか、見解を示されたい。

二 日本国憲法は、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つとするとしている。また、JBIC及びNEXIは、全額政府出資の株式会社であり、日本国民の財産とも言える。そのJBIC及びNEXIによる出融資や融資保証を活用した米国向け投資案件の決定が米大統領によって行われる状況は、宗主国と植民地の関係に近いのではないかと、今般の了解覚書の内容は、憲法が示す各国の対等な関係からは程遠いと考えられる。政府は、投資先を米大統領が選定し、我が国が資金を拠出する了解覚書の内容について、日米両国が対等な関係に立つたものであると考えているのか、政府の見解を示されたい。

三 了解覚書においては、二〇二九年一月十九日までの間、経済・国家安全保障上の利益を促進するため、日本が半導体、医薬品、金属鉱物、造船、エネルギー(パイプラインを含む)等の様々な分野において、五千五百億米ドル(約八十五兆円)を米国に投資することが記載されている。今後三年間で国家予算の約三分の二に匹敵する約八十五兆円もの巨額な投資を行うためには、一年当たりに換算すると約二十八兆円の投資を行う必要があるが、このような大規模な投資を期限までに組成できると考えるのか、政府の見解を示されたい。

また、戦略的投資のための資金の調達については、了解覚書には記載されていないが、J B I C の出資・融資や N E X I の融資保証を活用するとされている。これに関し、J B I C の二〇二五年三月末時点の出融資残高及び保証残高の合計は約十七兆円、N E X I の二〇二四年三月末時点の保険責任残高は約十五兆五千億円で、三年間で八十五兆円という両機関の出融資残高や保険責任残高を遥かに上回る大規模な投資案件に対応することができるとの見解を示された。

四 戦略的投資に係る対米投資案件が失敗した場合、出資・融資、融資保証を行う J B I C や N E X I の資金回収が困難となり、国家財政にも大きな影響を及ぼすものと考えられる。令和七年度補正予算においては、J B I C 及び N E X I の財務基盤強化のため、それぞれ二千七百億円及び千億円が計上されている。同予算は国会の審議を経るが、国家予算の約三分の二に匹敵する約八十五兆円もの巨額な投資を行う戦略的投資についても、国会の審議及び承認を要すると考えるが、政府の見解を示された。

五 戦略的投資から生ずる利用可能なキャッシュフローの分配については、日本が提供した資金の元利返済相当分(保証料含む)を確保するまでは、米国と日本が五割ずつ分配し、その後は米国が九割、日本が一割で分配するものと承知している。

しかし、金融リスクは日本側が負担するにもかかわらず、この投資から生ずる利用可能なキャッシュフローの分配割合が、五割又は九割と米国側に多いのは、バランスを欠いているのではないかと懸念される。米国側が提供する土地、水、電力等の負担は、日本側の負担と比較して偏った分配割合に見合うほどに大きいものなのか、政府

の見解を示された。

また、この投資から生ずる利用可能なキャッシュフローの分配割合は、いかなる根拠に基づいて決定されたものか明らかにされたい。

六 戦略的投資から生ずる利用可能なキャッシュフローの分配は、いつまで継続されるものなのか。事業が存続する限り当該分配比率が適用されるのか、あるいはトランプ政権の存続期間に限定されるのか、明らかにされたい。

七 戦略的投資については、J B I C や N E X I といった公的金融機関の資金が米国の産業政策のために一方的に利用され、日本にリスクのみ残る「下請型」経済安全保障になる懸念がある。政府は、戦略的投資について、記者会見や国会における答弁においても、投資対象は日米が協調する経済安全保障分野としており、「国益に資する」「日本企業にメリットがある」と述べているが、「国益」や「日本企業のメリット」は何を意味するのか具体的に明らかにされたい。

また、戦略的投資について、日本が受ける利益について評価指標を示し、実績を公表する必要があると考えるが、政府の見解を示された。

八 国家予算の約三分の二に匹敵する約八十五兆円もの巨額な戦略的投資を行うに当たっては、日本にとって収益性のある有益なプロジェクトを選定していくことが極めて重要であることから、透明性を確保した上で決定すべきと考えられる。日米で作る協議委員会や米国で組織する投資委員会の議事録や提出された資料は公開されるのか。公開される場合、いつ公開されるのか具体的に明らかにされたい。

内閣衆質二一九第一二〇号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員神津たけし君提出米関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員神津たけし君提出米関税措置及び日米間の合意に基づく投資イニシアティブに関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難である。

なお、御指摘の「了解覚書」のバラグラフ二十二において、「この覚書のいかなる内容も、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならない」(仮訳)とされているとあり、株式会社国際協力銀行(以下「J B I C」という)は、J B I C の業務に係る各勘定の収入が支出を償うに足るよう貸付金の利率等を定めるものとする株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第十三条第二項の規定等に従って、また、株式会社日本貿易保険(以下「N E X I」という)は、貿易保険の事業の収入が支出を償うに足るよう保険料率を定めることを求める貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第四十条第二項の規定等に従って、それぞれ業務を行うこととなる。

二 について
御指摘の「日米間の合意に基づく投資イニシアティブ」については、例えば、御指摘の「了解覚書」のバラグラフ九において、「米国は、米国連邦の土地のリース、交通アクセス、水、電

力、エネルギーを投資に関するプロジェクトに可能な場合にアレンジする意思を有するとともに、オフテイク契約をアレンジするよう努める」(仮訳)とされているとあり、米国側による様々な貢献が見込まれるところ、日本側が一方的に J B I C 及び N E X I による出融資等を行うものではない。

また、御指摘の「了解覚書」のバラグラフ五において、「協議委員会は、とりわけ、それぞれ国の関連する戦略的及び法的な考慮事項について、投資委員会にインプットを提供する」(仮訳)とされているとあり、プロジェクトの選定に当たっては、我が国の政策の方針や法令が考慮されるものと考えている。加えて、御指摘の「了解覚書」のバラグラフ二十二において、「この覚書のいかなる内容も、日米両国のそれぞれの関係法令と矛盾してはならない」(仮訳)とされているとあり、J B I C 及び N E X I は、それぞれ、我が国の利益に資する事業を行うことを前提とする、株式会社国際協力銀行法及び貿易保険法の枠組みの下、業務を行うこととなる。これらにより、我が国の利益に資するようプロジェクトが選定されることとなると考えている。

三 について
御指摘の「大規模な投資」及び「大規模な投資案件」の規模については、プロジェクトの形成の動向によるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府として、民間企業等によるプロジェクトの形成を積極的に促

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

内閣衆質二一九第一二二号
令和七年十二月十九日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議員福田玄君提出国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員福田玄君提出国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問に對する答弁書

一について

御指摘のとおり、令和五年四月二十七日に教育未来創造会議で取りまとめられた「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ(第二次提言)」においては、令和十五年までに、高等教育機関等及び高等学校等における外国人留学生数を四十万人に増加させることを目標としているところである。令和六年に独立行政法人日本学生支援機構が実施した「二十二十四(令和六)年度外国人留学生在籍状況調査」によれば、高等教育機関等における同年五月一日時点の外国人留学生数は三十三万六千七百八人であり、同年に文部科学省が実施した「高等学校等における国際交流等の状況調査」によれば、令和五年度に高等学校等で受け入れた外国人留学生数は四千四百六十五人であるところ、これらを単純に合計した人数は三十四万四千七百七十三人である。

二について

御指摘の「国立大学法人における外国人留学生の教育・研究環境整備」については、各国立大学法人において、外国人留学生の受入れのための体制整備等に要する費用等を踏まえ、その

自主的・自律的な判断により、外国人留学生の受入れ環境の質の向上に向けて取り組まれるものと認識しており、政府としても大学における教育研究環境の整備等に資する財政支援等を行っているところである。

三について

「学費」の範囲は国によって様々であり得るところ、授業料については、例えば、経済協力開発機構が令和六年に公表した「Education at a Glance 2024」と題する報告書によれば、令和四年から令和五年までに係る学年度において国公立の教育機関が学士課程に相当する「National students」及び「Foreign students」に對して設定している年間の授業料の額の平均又は最も一般的な授業料の額を購買力平価により米ドルに換算した値については、イタリア共和国が「National students」及び「Foreign students」のいずれについても二千五百七十ドル、フランス共和国が「National students」について二百五十二ドル、「Foreign students」について四千九百九十九ドルである。ドイツ連邦共和国における当該値については、不明である。

令和七年十二月八日提出
質問第一二二二号

医薬品安定供給と医薬品製造にかかると専門人材育成に関する質問主意書

提出者 福田 玄

医薬品安定供給と医薬品製造にかかると専門人材育成に関する質問主意書

医薬品の安定供給については、政府においても様々な施策を検討し、国民に安定的に医薬品を供給できるようにインフラ整備を継続していると理

解しているところである。しかしながら依然として安定した供給が確保されていない。とくに後発医薬品の供給不足は深刻であると聞き及んでいる。そこで政府に以下質問するものとする。

一 政府はこの間、医薬品安定供給支援補助金等を用いて、医薬品製造販売事業者が医薬品を製造するインフラ整備や製造現場の人員費等充当分を支援してきた。しかしながら未だに医薬品の安定的な供給は達成できていない。そこで問うが、未だに医薬品の安定的な供給が達成されない要因について政府はどのような見解なのか明らかにされたい。

二 近年、医薬品製造販売事業者の業務停止命令が毎年生じている。また、一部の事業者に對しては短期間に複数回の業務停止命令が発出されている。こうした現状を鑑みるに、現場の人員費の補助も重要ではあるが、それ以前に医薬品製造現場における専門人材の育成こそが求められているのではないかと考えるものである。そこで政府の見解を問うが、医薬品の製造現場に医薬品製造に携わる専門人材の育成について何らかの支援事業や政府による人材育成プログラムのようなものは実施されているのか明らかにされたい。

三 これまで我が国で製造された医薬品の質の高さは国際的にも高い評価を得てきたと承知してきたが、右に示したように例年のように医薬品製造にかかると不祥事が続いているようでは、我が国の医薬品製造の質が疑われることにつながり、近隣諸国の後塵を拝することにつながりかねない。我が国の医薬品産業は、基幹産業のひとつであり、国家として産業育成をしていく必要があるものと考えられる。そこで政府の見解を求め、我が国の医薬品産業の製造の現場を担

う専門人材の育成についてどのように考えているのか明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一二二二号
令和七年十二月十九日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議員福田玄君提出医薬品安定供給と医薬品製造にかかると専門人材育成に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田玄君提出医薬品安定供給と医薬品製造にかかると専門人材育成に関する質問に對する答弁書

一について

お尋ねについては、令和七年五月八日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「現下の医薬品の供給不安につきましては、後発医薬品産業の少量多品目生産といった非効率的な製造体制が背景にありまして、あわせて、後発医薬品企業による薬機法違反を契機とした供給量の低下であったり、感染症の流行等の様々な要因より生じているものと認識をしております」と答弁しているところである。

二及び三について

御指摘の「医薬品製造販売事業者の業務停止命令が・・・発出されている」と及び「医薬品製造にかかると不祥事が続いている」ことに関しては、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が参集を求めて開催していた、後発医薬品に係る実務や薬事制度等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあ

り方に関する検討会」が令和六年五月二十二日に取りまとめた報告書において、「相次ぐ一連の行政処分において、各企業におけるガバナンスの不備や不十分な教育、過度な出荷優先の姿勢、バランスを欠いた人員配置などが製造管理及び品質管理上の管理不備やコンプライアンス違反につながったことが指摘されており、法令遵守を含むガバナンスの強化や人材育成を推進する必要がある」とされているところ、「法令遵守を含むガバナンスの強化」については、厚生労働省において、GMP(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。))第十四条第二項第四号の「製造所における製造管理又は品質管理の方法」として、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十九号)で定める基準をいう。に關し、令和四年度から、「医療施設運営費等補助金(医療情報データベース関連事業等)交付要綱(令和三年三月二十九日付け厚生労働省発案生〇三二九第六十二号厚生労働事務次官通知別紙)に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う「GMP管理体制強化等事業」に対する補助を行っており、同機構において、直近では、「令和六年度医療施設運営費等補助金(医療情報データベース関連事業等)交付決定通知書(令和六年六月二十四日付け厚生労働省発案生〇六二四第三十八号厚生労働大臣通知)に係る「申請書」に基づき、「医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスの向上」等を目的とし、「製造業者の役員、従業員に加え、製造業

者を管理監督する製造販売業者・・・を対象として、GMPに関する講習会を開催する等しているところである。さらに、医薬品の製造販売業者(医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可を受けた者又は医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品の製造業の許可を受けた者)又は医薬品医療機器等法第十三条の二の第二項の規定に基づく医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録を受けた者(以下「ガバナンス」)における同報告書にある「ガバナンスの強化」を図るため、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十七号。以下「医薬品医療機器等法改正法」という。))による改正後の医薬品医療機器等法(以下「改正後医薬品医療機器等法」という。))第十七条第六項において「医薬品の製造販売業者は、・・・医薬品総括製造販売責任者の監督の下に、医薬品の品質保証の統括を行う者・・・を置かなければならない」と、改正後医薬品医療機器等法第七十二条の八において「厚生労働大臣は、医薬品・・・の製造販売業者又は製造業者について、この法律その他薬事に関する法令で政令で定めるもの若しくはこれに基づく処分違反する行為があつた場合(中略)において、その薬事に関する業務に責任を有する役員を変更しなければ、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な業務の運営の改善が見込まれないと認めるときは、その製造販売業者又は製造業者に対して、その薬事に関する業務に責任を有する役員の変更を命ずることができる」と定めたところであり、現在、医薬

品医療機器等法改正法の公布の日(令和七年五月二十一日)から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日の施行に向けた必要な準備を進めているところである。その上で、お尋ねの「専門人材」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同報告書においては、「人材育成については、OJT・座学によるGMP教育だけでなく、クオリティ・カルチャーの醸成を踏まえた人材育成を行うべきである。(中略)人材育成やクオリティ・カルチャー醸成を行うリソースやノウハウが不足していると考えられることや、従来のマインドセットからの転換が必要であることを踏まえ、個々の企業での取組には一定の限界がある。従って、業界団体を中心に、外部での研修の実施・活用や、品質管理を重視した人事評価や人材育成に係るベストプラクティスの共有、委託等企業間での連携の際の知識・技能の伝達などを検討し、息の長い風土改善を推進していくべきである等」とされているところ、このような「人材育成」は重要であると考えており、お尋ねのような「何らかの支援事業」や「人材育成プログラムのようなものは実施していないものの、同省においては、「業界団体」である日本ジェネリック製薬協会等に対し、同報告書についての周知を行っており、例えば、同協会において、そのホームページで公表しているところ、「クオリティ・カルチャーをはじめ様々な題材にて研修やワークショップを行い、会員各社のクオリティ・カルチャーの醸成及び教育に資する活動」を行っているものと承知している。

令和七年七月十八日の毎日新聞の報道では、性暴力被害者を支援するNPO法人「はつばす」によると、いわゆる「セクストーション」の被害相談は二〇二二年度の百七十一人から二〇二四年度の千八百六十四人に急増。二〇二五年度は既に九百人を超え、十代の相談が目立つという。中には小学生の被害や、百万円以上脅し取られたケースもあるという。大半が海外の犯罪グループの関与が疑われるケースだとして「法整備や注意喚起が追いつかないまま、若い日本人が狙われている」と訴えている。SNSを悪用した犯罪は、他にも、いわゆる闇バイトなどの犯罪に未成年者を巻き込むものもあり、社会問題化しているところである。

令和七年十二月八日提出
質問第一二二三号

未成年の犯罪被害防止に関する質問主意書
提出者 藤原 規真

未成年の犯罪被害防止に関する質問主意書
令和五年七月十三日から、相手の同意なく性的姿態を撮影する行為を罰する撮影罪、すなわち「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が施行されている。また、他人の性的な画像や動画を同意なくネット上に公開する行為は、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆる「リベンジポルノ防止法」により、私事性的画像記録の提供等は処罰対象となる。

しかしながら、同意のある撮影画像を用いた脅迫行為を明確に処罰対象とする法律は存在しない。

令和七年七月十八日の毎日新聞の報道では、性暴力被害者を支援するNPO法人「はつばす」によると、いわゆる「セクストーション」の被害相談は二〇二二年度の百七十一人から二〇二四年度の千八百六十四人に急増。二〇二五年度は既に九百人を超え、十代の相談が目立つという。中には小学生の被害や、百万円以上脅し取られたケースもあるという。大半が海外の犯罪グループの関与が疑われるケースだとして「法整備や注意喚起が追いつかないまま、若い日本人が狙われている」と訴えている。SNSを悪用した犯罪は、他にも、いわゆる闇バイトなどの犯罪に未成年者を巻き込むものもあり、社会問題化しているところである。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

警察庁によると、令和六年の少年の検挙人員は四百二十五人で、総検挙人員に占める割合は十八・三パーセントであった。闇バイトに加わった経緯は、SNSからの応募が四十二・七パーセントを占めている実態が明らかになっている。

SNSは、アクセシビリティが顕著であることから、情報リテラシーに疎い未成年が、犯罪の被害者や加害者になるケースが散見される。こうした問題に対処するためには、法的な整備に加えて、教育による予防措置が重要であると考え、以上を踏まえて質問する。

一 政府は、未成年がセクストーション被害に遭っている実態を把握しているか。

二 セクストーションは、同意に基づく撮影後に脅迫し、金銭を要求する犯罪である。こうした犯罪に対処するため、同意のある撮影画像を用いた脅迫行為を明確に処罰対象とする法律を制定すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 未成年等のセクストーション被害も闇バイトへの加入も、未成年が情報リテラシーに疎いことが問題である。情報化が急速に進む昨今、初等中等教育の段階から、専門家による情報リテラシー教育の充実が不可欠と考えるが、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二一九第一二三号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員藤原規真君提出未成年の犯罪被害防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員藤原規真君提出未成年の犯罪被害防止に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「セクストーション被害」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、児童が、SNSを通じて、いわゆる電子マネーの移転をしなければ、その児童の性的な画像を拡散すると脅迫された事案等があることは承知している。

二 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「同意のある撮影画像を用いた脅迫行為」については、例えば、名誉等に対して害を加える旨を告知して人を脅迫した者については刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百二十二条第一項の脅迫罪が、人を恐喝して財物を交付させた者については同法第二百四十九条第一項の恐喝罪が、それぞれ成立し得るところであり、現行法の下においても、捜査機関において、刑法法令に触れる行為があると認める場合には、法と証拠に基づき適切に対処しているものと承知しているため、「同意のある撮影画像を用いた脅迫行為を明確に処罰対象とする法律」を制定する必要はないものと考えている。

三 について

お尋ねの「情報リテラシー教育」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、情報モラルを含む情報活用能力の向上を図ることが重要と考えており、例えば、小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号)、中学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十四号)及び高等学校学習指導要領(平成三十年文部科学省

告示第六十八号)において、情報モラルを含む情報活用能力の育成を図ることとした上で、「情報モラル教育ポータルサイト」において、児童生徒が犯罪被害に遭わないようにするためのインターネットの適切な利用に関する教材を提示しているほか、教員を対象に有識者による「情報モラル教育指導者セミナー」を実施するなどの施策に取り組んでいる。

令和七年十二月八日提出
質問 第一一四号

NHKのサステナビリティについての取組に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

NHKのサステナビリティについての取組に関する質問主意書

令和五年一月三十一日の「企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の改正により、有価証券報告書等に「サステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設され、サステナビリティ情報の開示が求められることとなった。また、「従業員の状況」の記載欄において、女性活躍推進法等に基づき公表を行う企業については、女性管理職比率・男性の育児休業取得率・男女間賃金格差といった多様性の指標に関する情報も開示を求められることとなった。

近年、国内外の企業においては、CSR活動(企業の社会的責任)をさらに発展させ、環境や人権、資源といった広範な社会課題の解決への貢献も視野に入れた「サステナビリティ経営」にシフトしている。国内の上場企業等に目を向けると、業種を問わず、サステナビリティの視点で経営を行っているその取組を自社サイトで開示するなど、前述の

内閣府令等の改正を待たずして、既に情報開示の取組が進められている。こうした動きがあるのは民間放送事業者においても同様である。

一方、NHKは営利を目的としない事業体であり、有価証券の発行者等を対象とする前述のサステナビリティ情報等の開示を求める内閣府令等は適用されないものと承知している。しかしながらNHKは、公共の福祉や文化水準の向上に寄与するという高い社会貢献性が求められる特殊法人である。このため、NHKにおいても、既に述べたとおり国内外の企業ではスタンダードとなりつつあるサステナビリティの視点で自らの事業活動を推進するとともに率先してその情報を開示していくことは、ある種、社会の要請であるという見方もできる。

これらの認識を前提に、NHKにおけるサステナビリティに関する取組やその情報開示の現状、今後の在り方について政府の見解を確認したく、以下質問する。

一 民間企業に対して「サステナビリティ」に関する考え方及び取組の「情報開示を求める意義」について、政府の所見を伺いたい。

二 民間放送事業者を含めた民間企業のみならず、地方自治体、国立大学法人においてもサステナビリティに関する取組について情報開示を行っている。NHKは、自身の環境目標とその進捗、各種施策をまとめた「環境報告書」等を公式サイトで公開しているところではあるが、NHKのサステナビリティに関する取組やその情報開示の現状について、政府として把握している事項及びそれに対する政府の所見を伺いたい。

三 NHKはサステナビリティに関する考え方及び取組について、率先して情報開示を行う必要

性があると考え、政府の見解を伺いたい。
四 前述の内閣府令等に基づく情報開示と同様にNHKに対し「サステナビリティに関する考え方及び取組」の情報開示を求め、法令等を整備する検討は行っているか。また、行っていないとすれば、今後、その検討を行う予定はあるか、政府の所見を伺いたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一二四号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木康介君提出NHKのサステナビリティに関する取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木康介君提出NHKのサステナビリティに関する取組に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、例えば、令和四年六月十三日に金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループが取りまとめた「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」において、「サステナビリティ開示の媒体については、欧米において法定の年次報告書の一部としてサステナビリティ情報を開示する議論が進んでいる。こうした中、企業が法定書類でサステナビリティに関する考え方や取組みを開示することは国際的な資本市場整備の観点からも最低限必要となってきた」との

指摘がある。また、我が国において、企業が重要なサステナビリティ情報を有価証券報告書において開示する事例もみられるが、・・・企業によって開示箇所が異なったりするといった事例がみられることから、明瞭性や比較可能性の確保が必要となっている。これらを踏まえ、投資家に分かりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、核となるサステナビリティ情報を有価証券報告書に記載することができると、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すべきである」とされているとおりである。
二から四までについて
日本放送協会（以下「協会」という。）が、御指摘の「サステナビリティ」に関し、どのように考え、どのように取り組むかについては、協会の業務に関することであり、協会の自主性を尊重する観点から、協会において、「その情報開示」の在り方も含め、適切に判断及び対応をされるべきものと考えており、お尋ねのような「法令等を整備する検討」を行う予定はなく、その「取組」やその「情報開示の現状」については、網羅的に把握していないが、例えば、協会においては、令和七年三月に公表した御指摘の「環境報告書」において、「NHKはコンテンツでの発信をはじめ、組織としても脱炭素社会・循環経済の実現に向けて取り組み、持続可能な社会に貢献する公共放送（メディア）を目指します」とした上で、御指摘の「サステナビリティ」に関する取組を進め、その内容について協会のウェブサイトに掲載することを通じて、御指摘のような「情報開示」がなされているものと承知している。

令和七年十二月八日提出
質問 第一二一五号
国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問主意書
提出者 竹上 裕子
国民の主食である米の需給及び価格安定に関する質問主意書
令和七年十月二十四日の高市内閣総理大臣の所信表明演説においては、国民の主食である米についての言及がなかった。近年、主食用米の収穫量や政府備蓄量、卸売段階の取引価格など、米の需給及び価格をめぐる指標には大きな変動が生じていると承知するが、国民生活及び食料安全保障の観点からは、米の安定供給と価格安定に関する政府の基本方針を明確にすることが重要である。特に米を主食としてきた国民にとって、低所得者であるとならうと高価格であることは、日常の食生活を変えなければならぬほどの大問題である。加えて、転作奨励と輸出米用地奨励をしてきた農業政策に対し、近年の米不足の原因がきちんと解明されているのか、これからの農業政策を進める上でも鍵となるはずである。特に、農業人口が把握されていても、後継者が見つからず、その上身内であっても相続人が耕作を放棄する事例が急増している現状がある。米不足の原因は単に需要見込み数の読みの甘さだけではないと考え

そこで、政府の見解を質すべく、以下質問する。
一 高市内閣総理大臣による米に関する政策・方針について、今国会においてどのような場面で、いかなる内容の発言があったのか。政府の把握するところを示されたい。
二 農林水産省統計部「作物統計」によれば、令和五年産の主食用玄米収穫量は、それまでの減少傾向から底打ちし、増加傾向に転じたこと承知する。政府は今後、主食用米の生産について、増産を基本とする方針を継続するのか。それとも別の方向性を検討しているのか。令和六年度の米不足の原因が具体的に解明された上で、政策であるのかも踏まえて、具体的な方針を示されたい。
三 農林水産省の需給見通しによれば、令和八年度からは増産により供給が需要を上回る「需給逆転」が生じる可能性があり、在庫水準も直近十年で最高水準に達すると見込まれていると承知する。政府としても同様の見通しを有しているのか。また、その場合、過剰在庫の発生や価格下落リスクが起きると見込まれる。生産者保護の観点から、余剰米の扱いをどのように対応していくのか。その際に、転作奨励や輸出米用地奨励を現在続けているわけだが、余剰米の扱いを、輸出米用として充当する、備蓄米として買い取る、ODA用米として政府が買い取るなどの方策が想定できるが、そのような可能性はないのか。見解を示されたい。
四 令和七年六月末の政府備蓄米量は、例年に比べておおむね三割程度少ない水準にとどまっていると承知する。政府は、政府備蓄米の適正水準をおおむね百万トン前後と考えているのか。その場合、令和七年度産の収穫動向を踏まえつつ、令和八年六月末までにどのような方針で備蓄水準の回復を図るのか、具体的方針を示されたい。
五 令和七年九月までの令和七年度産米の出荷業者と卸売業者との取引平均価格は、平成二年以降で過去最高水準に達し、前年比でおおむね五割

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

増、前々年比でおおむね二倍の水準となつて
ると承知する。こうした高水準の取引価格につ
いて、政府は需給構造上の一時的な現象とみて
いるのか、それとも構造的な要因によるものと
認識しているのか。見解を示されたい。

六 前問のような高水準の取引価格が続くこと
は、消費者負担のみならず、実需者や外食産業
等にも影響を及ぼすおそれがあると考え。政
府は、現在の米価格の水準を問題であると認識
しているのか。認識しているのであれば、価格
安定及び国民生活への影響緩和の観点から、ど
のような具体的対応策を講じる方針か。示され
たい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一二五号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出国民の主食である米
の需給及び価格安定に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出国民の主食であ
る米の需給及び価格安定に関する質問に対
する答弁書

一について

高市内閣総理大臣は、第二百十九回国会にお
いて、様々な場面で御指摘の「米に関する政
策・方針」について「発言」しており、お尋ねに
ついて網羅的にお答えすることは困難である
が、例えば、令和七年十二月八日の参議院本会
議において、同内閣総理大臣が「国民の主食で

ある米の安定供給は、食料安全保障の観点から
不可欠であります。そのためにも、生産者の再
生産が可能で、かつ消費者にも理解が得られる
ような価格水準に落ち着いていくことが重要だ
と考えます。・・・高市内閣としても、本年四
月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画に
即して、国内外で需要を創出し、その拡大を図
りながら、国内主食用、輸出用、米粉用など多
様な米の増産を進めてまいります。」と答弁した
ところである。

二について

御指摘の「主食用米の生産については、「食
料・農業・農村基本計画」(令和七年四月十一日
閣議決定)において、米の生産量を令和五年の
七百九十一万トンから令和十二年に八百十八万
トンに増大させる目標を掲げており、その達成
に向け、新市場開拓に向けた米や米粉用米等の
需要の拡大と、これに即した多様な用途の米の
「増産」を進めていく考えである。

三について

前段のお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではな
いが、「米穀の需給及び価格の安定に関する基
本方針」(令和七年七月農林水産省策定、令和七
年十月変更。以下「基本方針」という。)におい
て、「令和八年六月末民間在庫量」は「二百十
五・二百二十九万トンと見込んでおり、御指
摘のように「直近十年で最高水準に達すると見
込」んでいる。また、後段のお尋ねについて
は、御指摘の「余剰米」の意味するところが必ず
しも明らかではないが、今後の米穀の需給状況
を踏まえ、「備蓄米」の備蓄の水準の回復のた
め、基本方針において、「令和八年産米の備蓄
米としての買入れについては、二十一万トンを

予定していることに加えて、「政府備蓄米の売
渡し(全体で五十九万トン予定)に係る買戻し及
び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で
行」うこととしている。

四について

前段のお尋ねについては、基本方針において
「毎年六月末時点での在庫量百万トン程度を現
行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必
要な数量の米穀を保有すること」としている
とおりである。また、後段のお尋ねについては、
三についての後段で述べたとおりである。

五について

お尋ねの「需給構造上の一時的な現象」及び
「構造的な要因」の意味するところが必ずしも明
らかではないが、御指摘の「高水準の取引価格」
の原因は様々であると考えられるため、お尋ね
について一概にお答えすることは困難である。

六について

御指摘の「米価格の水準」については、「米価
格は市場において決まるものであるため、「問
題である」か否かについて一概にお答えするこ
とは困難であるが、「米価格」が短期間で約二倍
に上昇し、消費者、「実需者」、「外食産業等」が
「影響」を受けているとの認識から、政府として
は、令和七年産米の収穫量は平成二十九年以降
最大となることを見込まれていることといった
米穀の需給状況等に係る情報を消費者や市場に
対して提供し、米穀の需給及び価格の安定を
図っていくとともに、令和七年度補正予算にお
いて、「国民生活への影響緩和」の面から、米穀
を含む食料品の物価高騰等に対応するための重
点支援地方交付金を措置しているところであ
る。

令和七年十二月九日提出
質問第一二二六号

令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表し
た「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の
構築」にかかる政府のその後の対応に関する
質問主意書

提出者 福田 玄

令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表
した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手
段の構築」にかかる政府のその後の対応に
関する質問主意書

厚生労働省が令和七年三月三十一日に発表した
「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」に
よれば、開発の必要性が特に高い医薬品として十
四品目、開発の必要性が高い医薬品として四十
一品目の合計五十五品目がドラッグ・ロス品目とし
て厚生労働省によって整理されたとみゆる。この
結果をして、政府として何らかの対策を進めてい
るのか現状につき質問する。

これらの特定されたドラッグ・ロス医薬品につ
いて開発の必要性に関する政府の見解と、その
後、開発が進んでいるのかどうか進捗状況を明ら
かにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一二六号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員福田玄君提出令和七年三月三十一日
に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実
態調査と解決手段の構築」にかかる政府のその
後の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田女君提出令和七年三月三十一日に厚生労働省が発表した「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」にかかわる政府のその後の対応に関する質問に対する答弁書

御指摘の「ドラッグ・ロス」の解消に向けては、令和六年度の厚生労働科学特別研究事業による「ドラッグ・ロスの実態調査と解決手段の構築」において、「開発の必要性が特に高い医薬品」又は「開発の必要性が高い医薬品」と分類された計五十五品目について、厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官及び同省医薬局長が参集を求めて開催している、薬物療法に関する医学的又は薬学的な学識経験を有する者より構成される「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において、お尋ねの「開発」に係る医療上の必要性について評価を行い、企業に対する開発の要請等の必要な対応について検討を進めているところである。その上で、お尋ねの「進捗状況」については、令和七年十二月十二日に開催した第六十六回同会議において、資料二「ドラッグ・ロス品目に係る検討状況について」として、当該五十五品目中、「医療上の必要性高い」とされているものは十三品目、そのうち、企業に対し「開発要請」を行っているものが三品目、企業に対し「開発公募」を行っているものが七品目、「その他の」類薬が開発中のため現時点、開発要請・開発公募をしていないものが三品目と示し、また、当該開発要請を行っている三品目については、同会議の資料七「一六企業から提出された開発工程表の概要等(第四回要望)」において「開発内容」を示す等しながら議論が行われ、「医療上の必要性高い」とされる品目として新たに三品目が評価され、計十

六品目となっており、当該三品目については、企業に対する「開発要請」等に向けた準備を行っているところである。

令和七年十二月九日提出
質問第一二七号

病床数に係る制度の事実確認に関する質問
意書

提出者 橋本 幹彦

病床数に係る制度の事実確認に関する質問
主意書

質の高い医療を安定的かつ計画的に提供するため、我が国では、医療計画が策定され、各地域の病床数が調整されている。医療計画における基準病床数及び地域医療構想における必要病床数は、厚生労働省が定めた全国統一の算定方法により、人口動態や医療需要などのデータに基づき算出されている。これらの制度は、限られた医療資源を適正に配分し、質の高い医療を安定的かつ計画的に提供するとともに、証拠に基づく政策決定(EBPD)を推進し、一部の利害関係者の働きかけによって政策決定が歪むことを防ぐ機能を果たしている。

また、厚生労働省の「地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について」(平成二十九年六月二十三日医政地発〇六二三第一号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、追加的な病床の整備の必要性については、既存病床数と基準病床数の関係だけでなく、必要病床数との関係でも慎重に検討する必要があるとされているように、既存病床数が基準病床数を下回っているからといって、都道府県や市町村は一概に基準病床数まで病床数を増加させ

ることが求められているものではないと承知している。

なお、地域医療構想を推進する中で、我が国全体の病床数は結果として削減する方向にあるが、これは、我が国の人口当たり病床数が諸外国と比較して多いことを勘案すると、病床数のみならず、介護や地域交通の充実を含めた地域医療を推進し、ひいてはワイズスペンディング(賢い支出)を指向するものと評価できる。

しかしながら、一部の地域において、必要病床数との関係や地域全体の医療提供体制に与える影響を十分に検討することなく、特定の首長や議員が、あたかも自らの働きかけによって病床数を増加させられるかのように公言し、住民に誤解を与えている事態が散見される。これは、地域における良質かつ適切な医療提供体制の確保の観点にも、我が国全体における医療費の適正化の観点にも反するのみならず、行政の公平・公正の原則に対する国民の理解を歪めている。

かような事態の混乱を収束すべく、ここに現行制度に関する政府の見解を質問する。

- 一 基準病床数及び必要病床数などを定める医療計画の策定の主体は、都道府県であるか。
- 二 都道府県や市町村は、既存病床数が基準病床数を下回る場合には、基準病床数まで病床数を増加させるように取り組むことが法律上求められているか。

内閣衆質二一九第一二七号

令和七年十二月十九日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議員橋本幹彦君提出病床数に係る制度の事実確認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋本幹彦君提出病床数に係る制度の事実確認に関する質問に対する答弁書

一 について
医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という)第三十条の四第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する医療計画において、御指摘の「基準病床数及び必要病床数などを定める」としては、都道府県が当該医療計画を定めるものとしている。

二 について
法第七条第一項から第三項まで並びに第七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、都道府県知事は、御指摘の「既存病床数」「基準病床数」に達している又はそれを上回る場合には、「病床数の増加」等の許可をしないことができるとされているが、お尋ねのように「都道府県や市町村は、既存病床数が基準病床数を下回る場合には、基準病床数まで病床数を増加させるように取り組むことが法律上求められている」とは、
「既存病床数が基準病床数を下回る場合」については、「地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について」(平成二十九年六月二十三日付医政地発〇六二三第一号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、「現状では既存病床数が基準病床数を下回り、追加的な病床の整備が可能であるが、人口の減少が進むこと等により、将来の病床数の必要量が既存病床数を下回ること

となる場合には、既存病床数と基準病床数の関係性だけでなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を勘案し、医療需要の推移や、他の二次医療圏との患者の流入の状況等を考慮し、追加的な病床の整備の必要性について慎重に検討を行う必要があること」としていただくところである。

令和七年十二月九日提出
質問 第一二一八号

更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問主意書

提出者 佐々木ナオミ

更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問主意書

矯正施設から出所・出院した者等を受け入れる更生保護施設や自立準備ホームは、宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護期間中に必要となる支援を行い、自立を援助することで、再犯や再非行の防止のために重要な役割を果たしている。

これらの施設の運営は、寄附金等のほか、国から支払われる更生保護委託費によって行われているが、近年物価の高騰が続く施設運営のためのコストが増加する中、令和五年度においては、七割程度の施設において支出が収入を上回る状況であり、更生保護施設等の事業存続が危機に瀕している状況にあるとされている。

このような状況にもかかわらず、令和七年度予算における更生保護委託費は、令和六年度から更に八千九百万円の減額となっている。

以上を踏まえて質問する。

一 毎年度予算における更生保護委託費総額及び

それぞれの更生保護施設等への割当額はどのように積算されているのか。また、積算に当たっては、前年度の受入人数の増減及び物価の上下動等は具体的にどのように考慮されているのか。

二 令和七年十月九日付の事務連絡「更生保護委託費の一層厳格な執行管理について」では、更生保護委託費予算について令和七年度末時点で二億六千万円以上の不足額が生じる見込みであり、被保護者一人当たりの平均委託日数を六十五・三日以内として委託する必要があるなどとして、予算執行状況を踏まえた委託がなされるよう求めている。

1 本件事務連絡における不足額の積算の根拠は何か。また、多くの更生保護施設等が物価高や固定費の捻出に苦しむ中で、このような事務連絡を发出した意図はどのようなものか。

2 本件事務連絡が事実上の経費削減を伴うものとする、保護が不十分なまま早期の委託終了を余儀なくされる被保護者が生じかねず、被保護者の更生の観点及び再犯防止の観点から支障が生じるものと懸念されるが、本件事務連絡によってこれらの点につきどのような影響が及ぶことが見込まれるのか。

3 本件事務連絡に関し、法務省は去る十一月二十一日の衆議院法務委員会において、「適切な保護の委託を確実に実行するよう、現在、補正予算の活用を含め、様々な対応を検討している」と述べているが、本年度において具体的にどのような措置を講じることとしているのか。

三 更生保護委託費が前年度までに収容が行われ

た実績に基づいて国から支払われることを前提とすれば、収容が少ない状況が続くことにより収入低下が定常化することとなるが、更生保護施設等の運営に際しては、収容人員の有無や多寡にかかわらず、恒常的に常勤職員・非常勤職員等の人件費、家賃や光熱費などのいわゆる固定費の発生が避けられない。

1 収容実績をベースとする更生保護委託費の在り方を改善する等として、これらの固定費見合い分を必要最低限は確保し、更生保護施設等の運営の維持が可能となるように努めるべきと考えるが、委託費の算定方法・算定基準の見直し等について考えているところはあるか。

2 いわゆる「更生保護施設整備五か年計画」に基づき実施されている更生保護施設の老朽化対策の支援について、実施状況及び拡充予定の有無について回答されたい。

四 仕事を探しやすい、前科等を知る者が周囲にいないなどの理由から、地方にある更生保護施設等よりも都市部にある更生保護施設等への入居を希望する保護対象者が多く見られるが、入所者の多寡に伴い委託費が決定される状態では、地域間での更生保護施設等の経済的格差が拡大していくことが懸念されること、その解消に向けてどのような措置を検討しているか。右質問する。

内閣衆質二一九第一二八号

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員佐々木ナオミ君提出更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員佐々木ナオミ君提出更生保護施設等の持続可能な運営に関する質問に対する答弁書

一 について
更生保護委託費は、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他適当な者に更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第五十八条に規定する補導援護若しくは同法第六十二条第一項に規定する応急の救護の措置又は同法第八十五条に規定する更生緊急保護の措置を委託した際に支弁するものであるところ、各年度の当初予算編成においては、前年度以前の更生保護施設等に対して保護を委託した実績に基づき、当該予算編成に係る年度において委託が見込まれる保護観察対象者等の人数や委託が見込まれる日数を推計し、それらに宿泊費、委託事務費に係る単価を乗ずるなどとして、お尋ねの「更生保護委託費総額」を計上している。その上で、「それぞれの更生保護施設等」に対しては、当該総額の範囲内において、委託に係る保護観察対象者等の人数や委託に係る日数の実績値に宿泊費、委託事務費等に係る単価を乗ずるなどして算出した額を更生保護委託費として支弁している。また、令和八年度概算要求においては、近時の物価高騰が更生保護施設等の運営に与える影響を考慮し、更生保護委託費に係る単価を引き上げて算出した額を計上している。

二の1及び2について
御指摘の「事務連絡における不足額」について

は、令和七年四月から同年八月までの更生保護

委託費の支弁の実績から令和七年度末までに支弁が見込まれる更生保護委託費の額を算出し、これと同年度当初予算の額との差額から不足が見込まれる額を推計したものである。また、当該事務連絡は、予算の範囲内において、適当な住居が確保されていない保護観察対象者等を引き続き可能な限り更生保護施設等において保護するために、保護観察対象者等の保護の必要性に応じ、適切な内容及び期間の措置の委託を行うよう保護観察所の長に周知を図ったものであるが、その後、同年度補正予算に更生保護委託費を計上したことから、お尋ねの「本件事務連絡によって」どのような影響が及ぶことが見込まれるのかについては、一概にお答えすることは困難である。

二の3について

二の1及び2について述べたとおり、令和七年度補正予算において、更生保護委託費を約二億四千万円計上している。

三の1について

更生保護委託費の性格については、令和七年十一月二十一日の衆議院法務委員会において、政府参考人が「更生保護施設があくまで民間の法人によって運営されていることに鑑みて、委託の有無にかかわらず、固定費を支払うということとはしておりません。委託事務費の中に人件費を含めた運営経費を計上して、それによって更生保護施設の運営を支えているという構造でございます。」と答弁しているのとおりであり、現時点において、お尋ねの「委託費の算定方法・算定基準」の見直しは検討していない。

三の2について

お尋ねについては、令和五年に法務省が策定した「更生保護施設整備五か年計画」に基づき、例えば、令和七年度において、二箇所の更生保護施設の改築に係る経費の補助を実施しているところであり、今後については、まずは、同計画に基づき補助を着実に実施していくこととしている。

四について

御指摘の「入所者の多寡」に伴う「更生保護施設等の経済的格差」が生じていることなどを考慮し、適当な住居が確保されていない保護観察対象者等に係る更生保護施設等への入所の調整に当たり、保護観察所の長において、当該保護観察対象者等が居住を希望する地域、各更生保護施設の特徴、収容状況等を踏まえて調整を実施しており、引き続き、適切に実施してまいります。

令和七年十二月九日提出
質問 第一一九号

生成AIを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問主意書

提出者 八幡 愛

生成AIを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問主意書

一 生成AIを用いた創作物の著作物性について、我が国の法体系においては現時点で統一かつ確立した判断基準が存在しないとの理解でよいが、政府の見解を示されたい。
二 著作物性が未確定の対象について、警察が独自に著作物性の有無を判断し、著作権法違反で

立件する場合、その根拠となる法律を示されたい。

三 生成AIを用いた創作物について、将来的に国内判例や海外判例の影響により著作物性の認定が左右され得るとの見解があるが、著作権侵害を理由とする刑事事件について、政府はどのような原則のもとに運用されるべきと考えているか。

また、著作物性が未確定の著作物を対象とする刑事捜査は、法的安定性の観点からどのように評価されるべきか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一一九号
令和七年十二月十九日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議員八幡愛君提出生成AIを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出生成AIを用いた創作物の著作物性の判断に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「統一かつ確立した判断基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「生成AIを用いた創作物の著作物性」については、文化審議会著作権分科会法制度小委員会が令和六年三月十五日に取りまとめた「AIと著作権に関する考え方について」において、「生成AIに対する指示が表現に至らない

アイデアにとどまるような場合には、当該AI生成物に著作物性は認められないと考えられる。」また、AI生成物の著作物性は、個々のAI生成物について個別具体的な事例に応じて判断されるものであり、単なる労力にとどまらず、創作的寄与があるといえるものがどの程度積み重なっているか等を総合的に考慮して判断されるものと考えられる。」との考え方が示されているところである。

二について

お尋ねの「著作物性が未確定の対象」、「警察が独自に」及び「その根拠となる法律」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、都道府県警察においては、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)に違反する行為があると認め捜査をした後に、同法違反で被疑者を検挙しているものと承知している。

三について

前段のお尋ねについては、警察において、刑法に触れる行為があると認める場合には、法と証拠に基づき適切に対処してきており、引き続き、こうした取組を推進してまいりたい。
後段のお尋ねについては、「著作物性が未確定の著作物」の意味するところが明らかではなく、また、「法的安定性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、警察において、刑法に触れる行為があると認める場合には、法と証拠に基づき適切に対処してきており、引き続き、こうした取組を推進してまいりたい。

令和七年十二月九日提出
質問 第一三〇号

PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策
に関する再質問主意書

提出者 宮川 伸

PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する再質問主意書

令和七年十月三十一日提出の質問主意書に対する内閣からの答弁書(以下「答弁書」)を十一月十四日受領した。答弁内容に多くの疑義がある。したがって、次の事項について再質問する。

- 一 「答弁書」回答一の3の(2)において、松下玲子議員との二〇二五年六月三日環境委員会の質疑の中で、メールの保存期間を一年未満とした理由としての「それが反映された文書というものが外向きの説明責任を果たすための文書として保存されるということをもって、その大本のメモについては、保存期間一年未満」資料の作成を目的として一時的に作成されたメモ等で、目的の資料に内容が反映されたものについては、(中略)保存期間一年未満」との食品安全委員会事務局の答弁の内、「反映された文書の保存」目的の資料に内容が反映」などの部分は文書の保存期間を一年未満とする法的理由にはなりえないと理解してよいか。改めて質問する。
- 2 法的根拠がないなら、法的に不正確な答弁がそのまま存在することは不適切なので、本再質問への答弁書で明確に訂正された。
- 二 「答弁書」は、委員手当、謝金、旅費を国庫から支出し、二十四回にわたって開催された「非公開会合」は、二〇二四年六月の「有機フッ素化

合物(PFAS評価書)(以下「評価書」)の方針等に影響を及ぼしていないとの前提で、文書の作成、保存などについて答弁している。「非公開会合」が、「評価書」の方針に一切影響を及ぼしていないなど、常識的に理解できる回答ではない。例えば、PFOAと腎臓がんの発がん性の有無について論点を絞っても、「評価書」(案)に記載された評価は変遷しており、「公開会合」では説明されていない。以下質問する。

- 1 令和五年七月二十七日開催の第八回「非公開会合」で配布された「評価書」(案)の十一ページには「PFOAについて、腎がん、精巣がん、乳がんについて、ヒトに対しておそらく発がん性があると考えられ」と述べている。ところが、第三回「公開会合」を経た、九月二十八日開催の第十三回「非公開会合」の「評価書」(案)の十四ページには「PFOAについて、腎がん、精巣がん、乳がんについて、質の高い疫学研究やメタ解析で正の関連が報告されているものの、偶然性、バイアス、交絡を合理的な信頼性を持って排除することはできないことや、メカニズムの説明が十分でないことを踏まえると、証拠は限定的である」と表記が変遷している。この間唯一開催された第三回「公開会合」の議事録においてこの表記の変遷についての発言はない。「評価書」(案)の表記の変遷は、どの会合における誰のどのような発言を契機とするのか。
- 2 十二月二十日開催の第二十回「非公開会合」配布の「評価書」(案)は、再び「PFOAと腎臓がん(中略)との関連については、知見に不確実性や一貫性の問題があるものの、関連する可能性は否定できないと判断した」とあり、再び関連性を認める表記となっている。この

間開催された第四回、第五回「公開会合」の議事録には、この表記の変遷についての発言はないと理解する。あるなら適示せよ。ないなら、この表記の変遷は、どの会合における誰のどのような発言を契機とするのか。

- 3 令和六年一月十五日開催の第二十二回「非公開会合」配布の「評価書」(案)は、さらに「PFOAと腎臓がん(中略)との関連については、知見や不確実性に一貫性の問題があり、関連性を判断するのは困難である」と表記が一変している。この間開催された第六回「公開会合」の議事録には、この表記の変遷についての発言はあるか、あるなら適示せよ。ないなら、この表記の変遷は、どの会合における誰のどのような発言を契機とするのか。
- 4 九月二十八日開催の第十三回「非公開会合」の「評価書」(案)の十五ページから十七ページにかけて、六月二十二日及び七月二十七日の「非公開会合」打合せでの参加者のコメントが黒塗りで表記されている。これらのコメントを「評価書」(案)に挿入した理由はないか。
- 5 このように、PFOAと腎臓がんの発がん性の有無に論点を限ってみても、「評価書」(案)の評価が変遷している。だが、「公開会合」の議事録には評価が変わった理由について記載はない。「非公開会合」で、「評価書」(案)の内容について意見が交わされたと考えらるがどうか。
- 三

て、「高曝露地域については、もっともらしい証拠がある」ことを意味する記載はあるが、「と回答している。この認識に基づけば、「評価書」の「血清PFOS及びPFOA濃度と膀胱がんの関連の報告はなかった」との記載は、誤り又は事実ではなかったと認めるか。

- 2 「答弁書」回答二の1において、以下のとおり回答しており、その論理構成は極めて不可解である。「『評価書』が参照した米国環境保護庁(EPA)文書(参照番号二百六十二、二百六十三)においては、「PFOS曝露と膀胱がんの関連については、「高曝露地域については、もっともらしい証拠がある」ことを意味する記載はあるが、「アレクサンダー他(二〇〇三年)及び「アレクサンダー・オルセン(二〇〇七年)」において、「PFOS曝露と膀胱がんの関連については、「高曝露地域については、もっともらしい証拠がある」として「事実はないと承知している」とあるが、前段で「記載はある」ことを認めた上で、後段で「事実はないと承知している」という、理解しにくい回答となっているが、「記載はある」が、「事実はないと承知している」とはどのような意味か。詳しく説明せよ。
- 四 「答弁書」回答三において、「バリー他論文(二〇一三)参照番号二百二十一」のSUPPLEMENTAL MATERIALのTable S3では、community Kidney-10yr Lagで腎臓がんが有意に増加していることを報告している。(P値=0.02)それにもかかわらず、「評価書」において「関連がなかった」とされるのはなぜか。

五

「答弁書」回答二の3において、「お尋ねのアレクサンダー氏の継続研究」の具体的に意味するところが明らかではない」とされたので、以下具体的に明示する。論文「Alexander et al. 2024」が、二〇二四年「評価書」決定前に出版され、「PFOSへの職業曝露が膀胱がん、肺がん、及び脳血管疾患と関連している」と表記している。この論文及び表記の存在を、政府が認識したのはいつか。「評価書」にこの論文の内容を反映できなかったのは、なぜか。

六

1 「答弁書」回答四の3について、「令和七年二月十八日に開催された第九百七十二回食品安全委員会(以下「第九百七十二回食品安全委員会」という。)において、PFASに係る食品健康影響評価の結果に影響を与える新たな科学的知見はないことが確認されている。」とあるが、本委員会議事録における、十ページの祖父江委員の発言、十一ページの頭金委員の発言を指すという理解でよいか。

2 そうであれば、祖父江委員の発言には「今回改めて評価書作成後の関連文献を収集いたしました」とある。収集した文献、論文名を述べよ。

3 また、祖父江委員は「頭金委員と共に関連する分野の専門の先生のご意見を伺った上で」と発言し、頭金委員も「関連する分野の専門の先生のご意見を伺った上で確認いたしました」と述べているが、専門の先生とは誰か。どのような形式で意見を伺ったのか。謝金を支払った事実はあるか。本来、PFASワーキンググループを開催して議論すべきであったと考えるが、PFASワーキンググループを開催しなかったのはなぜか。

4

祖父江委員の「今のところTDIを見直す必要性につながる論文は見られておりません」及び頭金委員の「現時点で説明しておいた方がよい文献は特になし」との発言は、食品安全委員会の議決を経た発言か。そうでないとするれば、委員二名の発言が食品安全委員会及び内閣の見解として「確認されている」との「答弁書」の回答となっていないのはなぜか。

5 祖父江委員は、「今のところTDIを見直す必要性につながる論文は見られておりません」と述べる一方、二〇二四年九月に発表された母親のPFASばく露と子供の染色体異常に関するエコチル調査については、「質の高い研究により関連がありと示された重要な結果」と認めている。

約二万五千人の内、染色体異常が観察されたのは四十四例で、統計的な不確実性が大きいとも指摘しているが、この数字で統計的な不確実性が大きいとする根拠を説明せよ。

6 また、祖父江委員は「妊娠十二週以前に流産をした妊婦が含まれていない」とも指摘しているが、「妊娠十二週以前の流産」の原因は染色体異常が多くを占めることから、これが含まれるとPFASばく露と子供の染色体異常との関連はより強く示されることはあっても、関連が否定される可能性はきわめて低く、論文の問題点の指摘としては不適切だと考えるがどうか。

七

1 「答弁書」回答五の1について、「前段のお尋ねについては、御指摘の「評価書」の記載のとおり、「調査が必要であると考えている。」との部分は評価する。一刻も早く血中濃度について、PFASの摂取量と血中濃度の関連

について、疫学的手法により計画的に調査することが必要である。後段で「後段のお尋ねについては、例えば、環境省においては、PFASの血中濃度と健康影響との関係について、国内外の知見の収集や科学的に評価が可能な疫学調査を推進している等」とあるが、具体的にはどのような調査か。開始時期と具体的内容、今年度予算額を答えよ。また、「関係府省庁において、PFASに係る食品健康影響評価の結果に基づき、必要な調査を実施しているところである。」とあるが、すべの省庁名と調査の開始時期、具体的内容、今年度予算額を答えよ。

2 現在実施している各種調査は、「PFASの摂取量と血中濃度の関連についての疫学的手法による計画的に調査」とは必ずしも言えず、新たな枠組みでの本格的な調査が必要と考える。PFAS汚染地域について、血液中に高濃度のPFASが検出されている住民が多数いる。この方々の健康管理を行うためにも、この方々を中心に据えた研究調査を行うべきと考えるが、政府は既にそのような研究調査を行っているか。行っていない場合は、その理由は何か。行うべきと考えるが、見解を示されたい。

3 血液中に高いPFASが検出されている群と、PFAS汚染地域外のPFASがほとんど血液中に検出されていない群の比較をする研究調査がもっとも重要と考える。このような研究調査を計画的に政府は行っているか。行っていないければ、その理由は何か。行うべきと考えるが、見解を示されたい。

内閣衆質二一九第一三〇号
令和七年十二月十九日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員宮川伸君提出PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員宮川伸君提出PFAS(有機フッ素化合物)評価書及び対策に関する再質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「反映された文書の保存」「目的の資料に内容が反映」などの部分は文書の保存期間を一年未満とする法的理由にはなりえない、意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「食品安全委員会事務局の答弁」については、先の答弁書(令和七年十一月十四日内閣衆質二一九第三四号。以下「前回答弁書」という。)の3の(1)及び(2)についてお答えした「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定)を踏まえて制定された内閣府本府行政文書管理規則(平成二十三年内閣府訓令第十号)第十六条第六項第六号の規定を踏まえて行ったものである。

二の1について
お尋ねの「どの会合における誰のどのような発言を契機とするのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「評価書」(案)については、令和七年六月十二日の参議院環境委員会において、政府参考人が「例えばワーキンググループにおいて、国際機関等がそれぞれ異なったエンドポイントに基づいて異なった健康影響に関する指標値を出していくことを踏まえ

て、それらについての知見を十分に吟味して評価をしていくといった方針が合意され、これを受けてその作業が進められていくという形が取られております。準備作業においては、むしろ、これらのワーキンググループから示された方針に基づいて個別具体の作業が行われたものと答弁しているところ、当該「方針」を踏まえて、御指摘の「非公開会合」において具体的な作業を行った結果として記載が変更されているものである。

二の2について

お尋ねの「どの会合における誰のどのような発言を契機とするのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、二の1についてお答えしたとおりである。なお、御指摘の「表記の変遷」に関連する発言については、「第四回」「公開会合」において、中山祥嗣専門委員が「発がん性の十一ページのまとめのところ、基本的にはエビデンスレベルは十分ではないということでおまとめいただいたというところですが、逆に否定するということがどのぐらいできるかどうかというのはいかがなんでしょうか」と、また、祖父江友孝専門委員（当時）が「否定はできませんよ」と発言している。

二の3について

お尋ねの「どの会合における誰のどのような発言を契機とするのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、二の1についてお答えしたとおりである。なお、御指摘の「表記の変遷」に関連する発言については、「第六回」「公開会合」において、吉田充委員（当時）が「百三十四ページの十三行目から腎がんと乳がんについて書いてあるのですけれど、その下の行に関連する可能性は否定できないと判断したとあるのですが、これがその前の記述から読めるか」というと、腎がんについては百三十二ページの十八行目に、関連を判断することは困難であると書いてあり、乳がんについては百三十三ページの二行目に、やはり関連を判断することは困難であると書いてあるのです。これを受けるのが、百三十四ページに関連する可能性は否定できないとなるのはなぜかなというところがうまく書かれていないのではないかと思うのですけれども、それが分かるようにしていただけなのではないかと、また、祖父江友孝専門委員（当時）が「否定できない判断、困難というのを恐らく同じレベルで使っているのだと思います。」及び「そのニュアンスを一定のルールをつくったほうがいいと思うのです。」と発言している。

ども、その下の行に関連する可能性は否定できないと判断したとあるのですが、これがその前の記述から読めるかという、腎がんについては百三十二ページの十八行目に、関連を判断することは困難であると書いてあり、乳がんについては百三十三ページの二行目に、やはり関連を判断することは困難であると書いてあるのです。これを受けるのが、百三十四ページに関連する可能性は否定できないとなるのはなぜかなというところがうまく書かれていないのではないかと思うのですけれども、それが分かるようにしていただけなのではないかと、また、祖父江友孝専門委員（当時）が「否定できない判断、困難というのを恐らく同じレベルで使っているのだと思います。」及び「そのニュアンスを一定のルールをつくったほうがいいと思うのです。」と発言している。

二の4について

御指摘の「コメント」については、「第十三回」「非公開会合」における作業を行うために、お尋ねのように「挿入」したものである。二の5について

二の5について

御指摘の「非公開会合」においては、二の1についてお答えした当該「方針」を踏まえて、御指摘の「評価書（案）」に係る作業が行われたものである。三について

三について

御指摘の「米国環境保護庁（EPA）文書参照番号二百六十二、二百六十三」において参照されている「アレクサンダー他（二〇〇三年）」及び「アレクサンダー・オルセン（二〇〇七年）」を内閣府食品安全委員会事務局において確認し、「高曝露地域については、もっともらしい証拠がある」としている事実はないと承知している

ことから、お尋ねのように「記載は、誤り又は事実ではなかった」とは考えていない。また、前回答弁書二の1についての答弁は、御指摘の「米国環境保護庁（EPA）文書参照番号二百六十二、二百六十三」には、「もっともらしい証拠がある」ことを意味する記載はあるが、「アレクサンダー他（二〇〇三年）」及び「アレクサンダー・オルセン（二〇〇七年）」には、「もっともらしい証拠がある」ことを意味する記載はないことを述べたものである。

四について

お尋ねについては、前回答弁書三についてお答えしたとおりであり、御指摘の「バリー他論文（二〇一三）（参照番号二百二十二）」において「this association was statistically significant only for testicular cancer at the p = 0.05 level」と記載されていることから、お尋ねのように「評価書」において「関連がなかった」と記載されているところである。五について

五について

お尋ねの「政府が認識した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和五年二月から令和六年六月までにかけて食品安全委員会が行った有機フッ素化合物（以下「PFAS」という。）に係る食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健康影響評価において参照した文献については外部委託において収集し、また、同委員会に設置した「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」における専門家の意見を踏まえて決定したものであるため、御指摘の「論文 [Alexander et al.2024]」については、当該ワーキンググループにおける専門家が把握した時点及び参照されなかった理由は把握していない。

六の1、2及び4について

お尋ねの「議決を経た発言」の意味するところが必ずしも明らかではないが、前回答弁書四の3についての答弁は、令和七年二月十八日に開催された第九百七十二回食品安全委員会における議論を経て、御指摘のように「PFASに係る食品健康影響評価の結果に影響を与える新たな科学的知見はない」ことが確認されたことを述べたものであり、お尋ねのように「本委員会議事録における、十ページの祖父江委員の発言、十一ページの頭金委員の発言を指す」ものではなく、また、御指摘の「委員二名の発言は食品安全委員会の委員としての専門的知見に基づいた発言であると認識している。」

六の3について

お尋ねの「どのような形式」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年二月六日に姫野誠一郎氏、中山祥嗣氏、澤田典絵氏及び池田敦子氏の四名から意見聴取を行ったものであり、中山祥嗣氏以外の三名について謝金を支払っている。当該意見聴取は食品安全委員会の委員が必要な情報を収集するために行ったものであり、お尋ねのように「PFASワーキンググループを開催して議論すべきであった」とは考えていない。六の5について

六の5について

お尋ねについては、令和六年九月十八日に国立研究開発法人国立環境研究所のホームページに掲載された「母親のPFASばく露と子どもの染色体異常・子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」に関する研究論文の発表について「すべて」の染色体異常を合わせた数が四十四例しかなく、統計的な不確実さが大きい」とされていることを踏まえた発言であると認識している。

六の6について

お尋ねについては、食品安全委員会の委員としての専門的知見に基づいた発言であると認識している。

七の1について

前段のお尋ねについては、化学物質等の環境要因が子供の健康に与える影響を明らかにすることを目的とした「子どもの健康と環境に関する全国調査」において、収集した生体試料について、一部のPFASを含めた様々な化学物質の分析を行い、その結果と子供の健康影響の指標との関連についての調査を平成二十二年度から開始しており、令和七年度予算額は五十四億二千百万円の内数である。

後段のお尋ねについては、厚生労働省においては、通常の食生活において摂取されるPFASの一日当たりの量を推定することを目的とした研究事業を令和五年度から開始しており、令和七年度予算額は四億四千四百万円の内数である。農林水産省においては、国産の農産物、畜産物及び水産物中のPFASの含有状況に関する調査を令和六年度から開始しており、令和七年度予算額は一億二千四百万円の内数である。環境省においては、一部のPFASを含めた様々な化学物質のばく露量を把握することを目的とした調査を、同年度において、令和六年度と比較して対象となる人数や地域の数を拡大して実施しており、令和七年度予算額は二億四百万円の内数である。また、環境要因に係る疫学研究と毒性学の研究を組み合わせてPFASの健康リスクを評価することを目的とした研究を令和六年度から開始しており、令和七年度予算額は一億三千二百万円の内数である。さらに、水道水のPFASの実態調査等の検討を令和六

年度から開始しており、令和七年度予算額は一億二千百万円の内数である。

七の2について

お尋ねの「この方々を中心に据えた研究調査の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、環境研究総合推進費による「血中有機フッ素化合物(PFAS)」とがん、代謝性疾患、死亡との関連を明らかにする前向きコホート研究」において、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)(令和七年六月三十日付け環水大管発第二五〇六三〇九号環境省水・大気環境局長通知)」において設定したペルフルオロオクタン酸及びペルフルオロオクタン酸に係る指針値を超過していた地域等の住民も対象として当該研究を実施している。

七の3について

御指摘の「血液中に高いPFASが検出されている群」及び「PFASがほとんど血液中に検出されていない群」並びにお尋ねの「このような研究調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、環境研究総合推進費による「血中有機フッ素化合物(PFAS)」とがん、代謝性疾患、死亡との関連を明らかにする前向きコホート研究」において、PFASの血中濃度が相対的に高い群と低い群の比較を行うなど、健康影響との関係を評価するための研究を実施している。

令和七年十二月十日提出
質問第一三一―一 号

日本において再入国許可をとって出国した者
たちに関する質問主意書

提出者 有田 芳生

日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問主意書

平成二十七年五月二十六日に私が参議院に提出した質問主意書に対して、政府は同年六月五日に「再入国の許可を受けて本邦から出国した後本邦へ再入国していない外国人に関する統計をとっておらず」と答弁しました。そこで質問します。

一 昭和三十四年十二月から令和七年十二月十日までの間の年次別、国籍別、男女別、年齢別の出国人数をお示しください。

二 右記期間において、再入国許可を持った者の年次別、国籍別、男女別、年齢別の出国人数をお示しください。

三 右記期間において、再入国許可を持った者の年次別、国籍別、男女別、年齢別の再入国人数をお示しください。

四 再入国の許可を受けて本邦から出国し、その後再入国していない外国人に関する統計について、今後統計をとっていくつもりはあるか、政府の見解をお示しください。

右質問する。

内閣衆質二一九第一三一号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員有田芳生君提出日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員有田芳生君提出日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのうち、①昭和三十四年から昭和三十

八年までの間に係る「年次別」及び「国籍別」の出国した者の数並びに②同年四月から十二月まで及び昭和三十九年から令和六年までの間に係る「年次別」、「国籍別」、「男女別」及び「年齢別」の出国した者の数については、「政府統計の総合窓口」のホームページにおいて出入国管理統計として公表しているところである。また、お尋ねのうち、令和七年の「国籍別」、「男女別」及び「年齢別」の出国した者の数については、現在調査中であり、今後、同ホームページにおいて公表する予定であることから、現時点でお答え

難である。

二について

お尋ねのうち、①昭和三十八年から昭和五十二年までの間に係る「年次別」及び「国籍別」の再入国の許可を受けて出国した者の数、②昭和五十三年から令和三年までの間に係る「年次別」及び「国籍別」の同許可を受けて出国した者の数並びに「年次別」、「男女別」及び「年齢別」の同許可を受けて出国した者の数については、「政府統計の総合窓口」のホームページにおいて出入国管理統計として公表しているところである。また、お尋ねのうち、令和七年の「国籍別」、「男女別」及び「年齢別」の同許可を受けて出国した者の数は、現在調査中であり、今後、同ホームページにおいて公表する予定であることから、現時点でお答え

難である。

二について

お尋ねのうち、①昭和三十八年から昭和五十二年までの間に係る「年次別」及び「国籍別」の再入国の許可を受けて出国した者の数、②昭和五十三年から令和三年までの間に係る「年次別」及び「国籍別」の同許可を受けて出国した者の数並びに「年次別」、「男女別」及び「年齢別」の同許可を受けて出国した者の数については、「政府統計の総合窓口」のホームページにおいて出入国管理統計として公表しているところである。また、お尋ねのうち、令和七年の「国籍別」、「男女別」及び「年齢別」の同許可を受けて出国した者の数は、現在調査中であり、今後、同ホームページにおいて公表する予定であることから、現時点でお答え

することは困難であるが、同年一月から九月までの間に係る当該数については、同ホームページにおいて月別の数に係る速報値を公表しているところである。その余のお尋ねについては、当時の記録が残っており、お答えすることは困難である。

三について
お尋ねのうち、①昭和三十八年から昭和五十二年までの間に係る「年次別」及び「国籍別」の「再入国許可を持った者」の「再入国人数」、②昭和五十三年から令和三年までの間に係る「年次別」及び「国籍別」の「再入国許可を持った者」の「再入国人数」並びに「年次別」、「男女別」及び「年齢別」の「再入国許可を持った者」の「再入国人数」については、「政府統計の総合窓口」のホームページにおいて出入国管理統計として公表しているところである。また、お尋ねのうち、令和七年の「国籍別」、「男女別」及び「年齢別」の「再入国許可を持った者」の「再入国人数」は、現在調査中であり、今後、同ホームページにおいて公表する予定であることから、現時点でお答えすることは困難であるが、同年一月から九月までの間に係る「国籍別」、「男女別」及び「年齢別」の「再入国許可を持った者」の「再入国人数」並びに同年十月及び十一月の「国籍別」の「再入国許可を持った者」の「再入国人数」については、同ホームページにおいて月別の数に係る速報値を公表しているところである。その余のお尋ねについては、当時の記録が残っており、お答えすることは困難である。

四について

御指摘のような統計をとることは、再入国の許可を受けて本邦から出国した外国人の記録を精査する必要がある、調査に膨大な作業を要することなどから、現時点では考えていない。

令和七年十二月十日提出
質問第一三二二号

補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問主意書

市街地再開発事業の多くが、事業費を賄う為の保留床処分金だけでは事業収入が不足するため、社会資本整備総合交付金からの補助金を収入に加えることで収支の均衡を得て事業計画が作られている。ここ数年の建築費は、諸物価高騰の影響で三、四割増加しているとの統計であり、日本の大都市では、確かに保留床販売だけでは事業費が賄えない厳しい採算の事業が多いことは理解している。

しかしながら、タワマン建設が集中的に行われている都心部の再開発事業では、支出において同程度の建築費増加の影響はあるものの、都心に立地するタワマン市況の高騰は、桁違いであり、実際の分譲販売価格は事業計画の二倍ないし三倍になるケースが出てきている。住居費の高騰や物価高対策での減税の財源論などで国民的な関心の高まりもあり、住民自身による自発的な再開発事業の検証が行われたケースもいくつか報告を受けている。豊島区が実行中の南池袋二丁目C地区再開

発事業では、事業計画上の保留床収入が九百四十億、補助金が三百三十七億円の合計事業収入が千二百七十九億円であるのに対して、現在の分譲販売実績価格の平米当たりの平均単価は三百三十万円で推移しており、想定される保留床収入は二千六百億円程となり、事業計画との差額千六百億円以上が、事業利益として生じることになる。

定款上、組合は保留床の価額について、分譲処分実績に応じて事業計画との差額を開発事業者（南池袋二丁目当該事業では、住友不動産、野村不動産、都市再生機構の三社）との間で、竣工時に精算することが規定されているにも拘わらず、千六百億円を超える利益を全て事業者だけで山分けすることなどあつてはならないことである。

事業者が自社の利益を高上げるために、敢えて事業計画の保留床処分金を低く設定することは、利益相反行為と見做されることである。たとえそのような意図が無かつたとしても、当該再開発事業から千六百億円以上と想定される巨額な事業利益が生じてしまうこともまた、隠しようのない事実であることから、事業の完工時に行われるべき利益処分は、関連法規と定款に則つて公正かつ透明性を持つて行われる必要がある。事業者の巨額利益のために、再開事業が利用されるということとは、絶対にあつてはならないことだし、まして補助金が事業者の利益を更に嵩上げしているなどは、とても国民の理解が得られるものではない。

本年三月三十一日付で国土交通省から全国自治体に通達された事務連絡「市街地再開発事業等関連要綱の一部改正について」及び関連Q&A（以降「関連要綱改正」という）は、都心部の住民が大きな懸念をもつて見ている市街地再開発事業に、公

益のための事業という本来の法の趣旨を取り戻すための重要な指針になり得ると、総じて評価ができる内容になっている。ただ、問題は、今回の「関連要綱改正」を地方自治体及び開発事業者にどこまで周知させ、また、実行面で徹底をさせられるかが重要な課題であると認識している。

そこで、補助事業において事業計画を超える利益が生じた場合の補助金の国庫への返納と、利益処分について、以下質問する。

一 補助金の国庫への返納について

1 「関連要綱改正」第四一項目において、「既に要綱に定めのあるとおり、事業費の削減、保留床処分価格の増加等により、事業収入が支出を上回った場合は、その差額に相当する国費を返還することになる」と記載されている。既に定めのある要綱とは、令和六年三月二十九日付け国官会第二七〇〇一「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」を指すものと解して良いか。別の要綱を指す場合は教示願う。

2 右記一項目記載の要綱第四章及び第五章の規定に基づけば、「都心共同住宅 供給事業」である限り、事業収入が市況変動等で増加した場合、財産処分の実績報告と補助金の返納を要するとされているが間違いないか。

3 現在工事中の南池袋二丁目C地区再開発事業の実績報告及び補助金の返納手続は竣工時になされるべきものと理解しているが、過去に竣工した市街地再開発事業において、関連要綱に基づく実績報告及び補助金の返納が行われた事業がどの程度あったのか、実績を知りたい。

4 現実には比して実績が伴っていない場合、どこに原因があったと考えられるのかを教示願いたい。また、過去に遡って当該要綱に基づき処理を行う場合、何年間遡ることが可能かを知りたい。

二 補助事業により生じた利益処分について

1 社会資本整備総合交付金の交付対象となる補助事業において事業計画を超える利益が生じた場合、実績報告と共に利益処分について、国土交通大臣の承認を受ける必要があると考えるが、認識を示されたい。

2 また、再開発組合の定款に、参加組合員が取得した保留床の価額を、工事完了時にすみやかに確定し参加組合員に通知すること、そして、その価額と定款に定められた計画時の参加組合員負担金の額とに差額があるときは、組合はその差額に相当する金額を、参加組合員との間で精算(徴収又は交付)することとの定めがある場合、定款に基づき徴収されることになる利益処分についても、国土交通大臣の承認を受ける必要があると考えるが、認識を示されたい。

内閣衆質二一九第一三二号

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木庸介君提出補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木庸介君提出補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「既に定めのある要綱」とは、「社会資本整備総合交付金交付要綱」(平成二十二年三月二十六日付け国官会第二千三百十七号国土交通事務次官通知別添(最終改正 令和七年十二月十六日)。以下「交付要綱」という。)を指すものである。

一の2について

御指摘の「都心共同住宅 供給事業」である限り「及び」財産処分の実績報告の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、御指摘の「右記」一項記載の要綱は、一の1で御指摘の「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領」を指すものと思われるところ、同要領には、御指摘の「事業収入が市況変動等で増加した場合」の「補助金の返納」については記載されていないが、政府としては、令和四年三月三十一日に交付要綱を改正し、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。以下同じ。)に係る補助金額の要件として、「本事業の基礎額は、市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする」と定めており、当該要件に該当しない場合には、交付した国庫補助金の合計から当該

額を差し引いた額の補助金の返還を求めることとしていく。

一の3について

お尋ねの「実績報告」については、交付要綱を改正した後の令和四年度から令和六年度までの間に、御指摘の「補助金」の交付を受けて行われた市街地再開発事業のうち、当該市街地再開発事業の完了後に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下「法」という。)第十四条の規定に基づく報告がなされた件数は、四十件である。そのうち、一の2について述べた要件に該当しないことから国庫補助金の返還が行われた件数は、零件である。

一の4について

前段のお尋ねについては、御指摘の「現実には比して実績が伴っていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一の3について述べたとおり、交付要綱を改正した後の令和四年度から令和六年度までの間に、国庫補助金の返還が行われた件数が零件であるのは、国土交通省が把握している限り、一の2について述べた要件に該当しない事例が無かつたためである。

後段のお尋ねについては、御指摘の「処理を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、交付要綱を改正した後の令和四年度まで遡って国庫補助金の返還を行うことが可能である。

二の1について

御指摘の「実績報告と共に利益処分について」の意味するところが必ずしも明らかではない

が、法第七条第二項の規定において、「各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。」とされていることを踏まえ、一部の事業について、当該条件を付しているところであり、御指摘の「社会資本整備総合交付金」の交付を受けた事業者における国庫納付については、当該条件に基づき適切に行われることとなると認識しており、お尋ねのように「国土交通大臣の承認を受ける必要がある」とは考えていない。

二の2について

お尋ねの「定款に基づき徴収されることとなる利益処分」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「補助金の国庫への返納」についてのお尋ねであれば、市街地再開発事業に係る国庫補助金の総額が、一の2について述べた「市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額」を超えることが明らかとなったときは、交付した国庫補助金の合計から当該額を差し引いた額の補助金を返還する旨の条件を法第七条第二項の規定に基づき付しているところであり、国庫補助金の返還については、当該条件に基づき適切に行われることとなると認識しており、お尋ねのように「国土交通大臣の承認を受ける必要がある」とは考えていない。

令和七年十二月十日提出
質問 第一三三三号

ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問主意書

提出者 鈴木 庸介

ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問主意書

ロシア語で土地改良・開拓に従事する人を意味する「Мелиоратор (Meliorator)」という語を名称に持つソフトウェアが、いまロシアによる対外情報工作の基盤として使われていると指摘されている。

この Meliorator は、AI やアルゴリズムを用いて、プロフィール写真・略歴・位置情報・政治的関心などを備えた「本物らしく見える架空の人物 (ペルソナ)」を自動生成し、それらのアカウントに X (旧 Twitter) 上で投稿や「いいね」「リポスト」などの行動を自動的に行わせる、AI を組み込んだボット農場生成・管理ソフトウェアとされる。

さらに、その運用にあたっては、いわば司令塔となる管理用パネルとしてのソフトウェア [Brigadir] と、ボットの行動シナリオを制御しコンテンツを実際に投入 (シーディング) していくバックエンド・ツール [Taras] が用いられているとされる。Brigadir は、各ボットの「人格 (souls)」や行動パターン (thoughts) を設定・管理するための管理画面であり、Taras は、それに基づいてボットに投稿・リポスト等を実行させる自動化エンジンの役割を果たしていると報告されている。

米 FBI・米サイバー軍の一部である Cyber National Mission Force、オランダの情報・治安機関、カナダのサイバーセンターなどが共同

で公表した「State-Sponsored Russian Media Leverages Meliorator Software for Foreign Malign Influence Activity」(二〇二四年七月九日) というサイバー・アドバイザリは、Meliorator を AI を活用したボット農場の生成・管理ソフトウェア」と位置付け、米国、ポーランド、ドイツ、オランダ、スペイン、ウクライナ、イスラエルなど複数の国を対象としたプロ・クレムリン的な偽情報の拡散に用いられていたと指摘している。

またカナダのサイバーセンターも、Meliorator によって「本物らしく見える架空の人物 (fictional personas)」が作成され、管理用パネル「Brigadir」、拡散用ツール「Taras」を通じて偽情報が投稿された」と明言している。

一 こうした生成 AI を組み込んだソフトウェアによって、ロシアは他国の選挙や政治プロセスに介入し、世論を誘導しているとの指摘が、各国政府や専門機関の公式文書や分析レポートで相次いでいるが、まず政府として、この Meliorator / Brigadir / Taras を中核とするロシアのインフルエンス・オペレーションについて、どの程度把握し、認知しているのか、事実関係を含めて説明されたい。

二 また、こうしたソフトウェアを用いて他国の選挙に介入する典型的な手法としては、先に述べたような架空の市民アカウントを AI で大量に生成し、選挙や政治争点に絡めた情報発信を行わせることが挙げられる。具体的には、移民・治安・経済不安など、選挙で争点化しやすいテーマに結び付けながら、「政府の腐敗」「政治家への不信」「対外支援への反発」といったメッセージを繰り返し拡散し、あたかも「普通の有権者」の声であるかのように見せかける。

さらに、偽アカウント同士でリプライやコメントを繰り返し合うことで相互に信頼性を補強し、他の本物のアカウントの投稿に執拗に絡んでいくことで、タイムライン全体をノイズで埋め、健全な議論空間を汚染することが常套手段とされている。

こうした攻撃に対し、各国もすでに様々な対策を取り始めているとされる。研究者の分析によれば、例えばエストニアは社会全体のレジリエンス、すなわち心理防衛やメディア・デジタルリテラシーの強化を重視したモデルを採り、ルーマニアはナラティブ構築や市民教育を重視するモデルをとり、ウクライナは国家レベルのサイバー防衛と、市民ボランティアや IT コミュニティとの協働を組み合わせるなど、それぞれの文脈に応じた対応を進めているとされる。

これに対して、日本では、こうした外国によるボット農場型の情報操作・選挙介入に対して、政府としてどのような対策を講じているのか。専用の監視・分析機能や制度整備を含め、すでに何らかの体制を構築しているのか、それとも実質的にはほとんど対策がとられていないのか、現状と課題を具体的に示されたい。

三 さらに、EU の DSA (Digital Services Act) や AI Act によって、プラットフォームに対するアルゴリズムや広告の透明性確保の義務付けや、高リスク AI システムに対する規制に加え、ディープフェイクなどの AI 生成・変更コンテンツについて、その旨を明示する表示義務が導入されようとしている。サイバー空間における偽情報やインフルエンス・オペレーションに国家としてどう向き合うのが、いま世界的な課題となっている。

フランスでは、外国勢力によるデジタルな干渉を監視・分析する専門機関として VIGINUM が設置されており、これと並行して、児童・若年層に対するデジタルリテラシー教育を含む広範な教育政策も進められていると承知している。

日本では、デジタル庁をはじめ政府内に、VIGINUM のように外国勢力によるインフルエンス・オペレーションを専門的かつ継続的に監視・評価する明確な組織や機能が存在すると言えるのか。存在しない、または極めて不十分であるとすれば、今後、どの省庁の責任の下で、どのような体制・法制度・人材育成を進めていく考えなのか。EU の DSA・AI Act やフランスの VIGINUM 等の先行事例も踏まえつつ、日本としての戦略とロードマップを示されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第一三三三号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員鈴木庸介君提出ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木庸介君提出ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについてお答えすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えたい。

二及び三について

お尋ねの「対策」、「現状と課題」及び「戦略」については、御指摘の「ポット農場型の情報操作・選挙介入」及び「インフルエンス・オペレーション」を含む外国による影響工作に係る対策等に関して、令和七年十一月二十日の参議院内閣委員会において、木原内閣官房長官が「偽情報」の拡散を含むその外国による影響工作、これは様々な国で発生していることを認識をしております。一般論として、これはもう我が国にとっても安全保障上の脅威であって、特に選挙の公正や自由な報道、そういった民主主義の根幹を脅かすもの、その対策は急務であるというふうに考えています。こうした認識で、政府においては、本年の九月に、内閣官房副長官の調整の下で、内閣情報調査室、国家安全保障局、内閣広報室、内閣官房副長官補室、総務省、国家サイバー統括室を始めとする関係省庁で構成される連携体制を構築したところです。この新しい体制の下で、外国による偽情報等に対しては、情報収集、分析力の充実、情報流通プラットフォーム対処法の運用の徹底、そして正確な情報発信の強化、さらに各種リテラシー施策の向上等の対策に政府一体で取り組んでいる」と答弁しているとおりであり、このような体制の下、引き続き、これらの対策を進めていくことが重要であると考えている。お尋ねの「ロードマップ」については、これを策定することは、現時点で特段検討していない。

令和七年十二月十日提出
質問第一三三四号

刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する
質問主意書
提出者 藤原 規眞

刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問主意書

政府は、第二次再犯防止推進計画を踏まえ、「第二次再犯防止推進計画への対応について」と題する通達を发出。計画Ⅲ第四において、預貯金口座開設に関するフォローアップの具体的記述が為されている【施策番号五十五】。

金融庁からは、二〇二四年三月二十六日、各業界団体に対し「保護観察対象者等の預貯金口座開設支援について」と題された周知依頼がなされている。

二〇二四年四月から始まった預貯金口座開設支援とは、協力雇用主の下で就労し、社会復帰を目指しているものの預貯金口座開設を拒否されている保護観察対象者等に対し、法務省と金融庁が連携して預貯金口座開設支援策を実施するというものである。

具体的には、各金融機関に対して、過去の履歴等だけではなく現在の状況も踏まえた預貯金口座開設の判断がなされるよう、保護観察所の保護観察官等が金融機関の窓口と同席するなどして、保護観察等に係る事項や就労状況等について、金融機関側に情報提供を行うものである。

第二百十七国会、三月十二日の衆議院法務委員会で、政府参考人に保護観察対象者等の預貯金口座開設支援の成果を確認したところ、「令和六年四月一日から令和七年一月二十八日までの保護観察所における本支援策の実績を確認したところ、本支援策によって預貯金口座開設に至った事例は

これまでのところございませんでした」という回答を得た。

施策の開始後約十か月が経過した時点で、口座開設に至った者が居ないということは、当該制度は画餅に過ぎないと評されても仕方がない。

一 本施策が開始されて一年以上が経過した。これまでの預貯金口座開設支援の成果について以下同。

1 二〇二四年四月以降、何人の保護観察対象者等が協力雇用主に就労したのか示されていない。

2 協力雇用主に就労した保護観察対象者等で、預貯金口座開設支援を申請した者は何名いたか。

3 右の預貯金口座開設支援を申請した者のうち、実際に預貯金口座が開設された事例が何例あるか明らかにされたい。

二 預貯金口座開設支援策の実効性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一三四号

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員藤原規眞君提出刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員藤原規眞君提出刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問に対する

答弁書

一の1について
令和六年度中に、協力雇用主(再犯の防止等

の推進に関する法律(平成二十八年法律第四百号)第十四条に規定する協力雇用主をいう。以下同じ。)の下で新規に雇用された保護観察対象者又は更生緊急保護の対象者(以下「保護観察対象者等」という。)の数は、法務省において把握している範囲では、三千二十一人であり、令和七年度の数は、現時点では把握していない。

一の2について
「保護観察対象者等の口座開設支援の実施について(通知)」令和六年三月二十六日付け法務省保更第五十六号法務省保護局更生保護振興課長通知)に基づく支援(以下「当該支援」という。)については、保護観察対象者等が協力雇用主の下で就労していること等を要件としているところ、令和六年四月一日以降、当該支援の申出を受けて、保護観察所において、当該支援を開始した保護観察対象者等の数は、令和七年十二月十七日時点までに、法務省において把握している範囲では、四人である。

一の3について
一の2について述べた当該支援を開始した保護観察対象者等の数のうち、預貯金口座の開設に至ったものは、二人である。

二について
一の3について述べたとおり、当該支援により、預貯金口座の開設に至った保護観察対象者等があり、当該支援は、一定の効果があると考えている。政府として、協力雇用主に対し当該支援の一層の周知を図るなどとして、引き続き、当該支援の活用を努めてまいりたい。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

令和七年十二月十日提出
質問 第一三五号

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書

私が第二百十七回国会で提出した質問主意書(質問第二八七号)(以下、前質問主意書という)で指摘したとおり我が国は、開発途上国支援の環境として、国際協力機構(以下、JICAという)を通じて有償資金協力である円借款を実施している。この円借款は、円建てで供与されることを通じ、原則、円借款の資金が、結果的に国内企業の受注によって日本国内で消化され、国内企業による調達・建設・技術供与等を通じて雇用と需要を生み出す点で、我が国経済の成長を後押しするとともに、円借款の原資となる資金は、日本銀行の信用創造による金融政策や市中銀行の信用創造により生み出される国内資金で賄われており、外貨準備を取り崩す必要がない。この特徴が、我が国の通貨安定に資してきた。

しかしながら、こうした「円建て・国内消化」という円借款の国益上の特性を裏づける制度的・統計的な説明は十分に整備されてこなかった。このため、前質問主意書で政府に明確な答弁を求めたが、政府の答弁は曖昧であった。

そこで、以下、改めて政府に質問する。
一 政府は、円借款案件の国内経済へ与える具体的な波及効果を「定量的に把握することは困難」と答弁しているが、過去にJICAや財務省において国内企業を含む企業の受注状況や関連産業への波及効果を推計した例があった。

質問主意書及び答弁書

1 政府は、円借款がもたらす国内企業への受注額、雇用創出効果、関連サプライチェーンへの影響を現時点でどの程度把握しているのか。可能な限り、私を含む国民が分かるように、具体的数値を示して説明されたい。

2 1に対する答弁として、数値化は困難であると答えるのであれば、その理由を、どの部分が技術的・制度的に計測不可能なのか、明確に示されたい。

二 政府は、「円借款は国際協力の枠組みであり、国内経済への効果は主目的でない」旨答弁した。しかしながら、財投債発行で調達した資金を原資として実施されている以上、国内経済面への影響把握は円借款実施の前提条件と考える。

1 政府は、円借款事業に伴い国内に発生する経済効果について、政策評価の観点から、どのように位置づけているのか。

2 1について政策評価からの位置づけを行っていないのであれば、その理由を示されたい。

3 円借款供与に伴う日本円支出に必要な財投債の調達資金は、基本的に、日本銀行による金融政策や市中銀行の信用創造により生み出される国内資金で賄われていると認識するが、政府としてその実態をどのように認識しているか示されたい。

三 前質問主意書に対する政府答弁には、円借款を通じて日本企業の海外展開支援に関する言及はなかったが、円借款が慈善事業としてではなく我が国の外交政策として行われている以上、円借款の効果を具体的に把握することは必要であると考える。
1 日本企業の海外進出、技術移転、国際競争

力強化への円借款の効果を、政府はどのように評価しているのか。政府の見解を示されたい。

2 これらを評価するために、KPI(重要業績評価指標)を設定し評価しているのであれば、その内容を示されたい。設定していないのであれば、その理由を示されたい。

四 円借款案件における国内企業の受注状況について、透明性を図るためのデータ公表は必要不可欠と考える。

1 案件ごとに、国内企業の参画状況、受注額、関連産業への波及情報を、政府が定期的に公表することが、当該案件の成功にもつながり、ひいては国益に適うと考えるが、政府の見解は如何か。

2 1について、政府の答弁が否定的である場合、その制度的要因を具体的に示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一三五号
令和七年十二月十九日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員 杉村慎治君提出円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員杉村慎治君提出円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問に対する答弁書

一について
円借款案件におけるお尋ねの「国内企業への受注額」及び受注した企業名の主なものについては、独立行政法人国際協力機構の統合報告書

において具体的な数値を示して公表するなどの取組を行っている。加えて、令和六年の同報告書では、例えば、関連する数値として、令和五年度における円借款案件の調達先の企業の国籍について、日本が全体の三十五・八パーセントを占めている旨公表している。また、お尋ねの「雇用創出効果」については、円借款案件を受注した企業が必ずしもこれにより創出された雇用について公表していないため、政府として把握することは困難である。さらに、お尋ねの「関連サプライチェーンへの影響」については、その具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の1及び2について

御指摘の「政策評価」については、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第九条第一号の規定及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成十三年政令第三百二十三号)第三条第五号の規定に基づき、個々の政府開発援助のうち、有償の供与による協力であり資金供与の額が百五十億円以上となることが見込まれるものを実施を目的とする政策について事前評価を行うこととされている。これに当たっては、「外務省における政策評価の基本計画」(令和五年三月八日策定)に基づき、「政策の目的が国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進という観点から妥当か。行政関与の在り方から見て国がその企画立案及び実施の主体となる必要があるか」、「政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか」、「投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、政策効果の発現のためにとられる手段は適切、効率的であるか」な

どの観点を基本としつつ、事前評価の対象となる政策の性質等に応じ、適切な観点を選択し、総合的に評価しているところである。

二の3について
御指摘の「財投債の調達資金」及び「日本銀行による金融政策や市中銀行の信用創造により生み出される国内資金」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、財政投融资特別会計国債(以下「財投債」という。)の発行については、現在全て円建てで行われているところ、財投債が購入される際の原資は、各購入主体によって異なるため、一概にお答えすることは困難である。

三について
お尋ねの「技術移転」及び「国際競争力強化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、円借款を含む開発協力については、「開発協力大綱(令和五年六月九日閣議決定)」において、「開発協力とは「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」を指すもの」としていることから、お尋ねの「KPI(重要業績評価指標)」については、円借款案件による日本経済に対する特定の効果に関し「設定し評価して」いないが、円借款案件により結果として日本企業の海外展開といった日本経済の安定及び成長に資するものもあると認識している。

四について
お尋ねの「関連産業への波及情報」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「国内企業の参画状況、受注額」については、一について述べたとおり、受注した企業名の主なもの及び「国内企業への受注額を定期的に公表している。その上で、円借款を含む政府開発

援助については、「開発協力大綱」において「我が国及び世界にとって望ましい国際環境を創出し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現する」といった我が国の国益の実現に貢献すること」を目的の一つとして掲げており、これを念頭に置きつつ実施してきている。

令和七年十二月十日提出
質問第一二二六号

女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書

提出者 水沼 秀幸

女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書

スタートアップは、イノベーションや明日の大企業の創出など、経済の活性化を担う重要な存在である。日本ではスタートアップに対してこれまでさまざまな促進策が講じられてきたにもかかわらず、いまだ世界におけるスタートアップ後進国の地位から脱することができていない。二〇二四年における世界のスタートアップ投資額に占める日本のシェアは一・二％にすぎなかった。同年の世界全体の名目GDPに占める日本のシェアは三・六％であり、経済規模に比べてスタートアップのプレゼンスが小さいことが示唆される。

起業家の少なさには複数の要因が考えられるが、その一つが、人口の半分を占める女性がスタートアップの起業にほとんど乗り出していないことである。米欧諸国でも女性のスタートアップ起業家の少なさが問題になっているが、日本の少なさは突出している。金融庁の調査によると、二

〇一九年に資金調達を行った上位五十社のうち創業者に女性が含まれるスタートアップは一社のみ、二〇二一年に新規株式上市した企業に占める女性社長の割合も二％にすぎなかった。民間企業が公表した二〇二四年の数字においても、資金調達額と企業評価額におけるそれぞれ上位十社のスタートアップに女性創業者は一人も含まれない。

日本では、スタートアップを巡る環境が大きく改善したのはここ十年余りであり、男性起業家であっても増加傾向がみられるようになったのは最近になってからである。それ以前は、スタートアップの起業に乗り出す男性は極めて少なく、大卒であれば大多数は新卒で就職し、往々にしてそのまま定年まで働き続けるというライフコースを歩んでいた。

日本でも、スタートアップの事業環境の改善とともに社会的な認知が進み、雇用の流動化や働き方の多様化と相まって、従来であれば一般的なライフコースを歩むようなタイプの男性でも、スタートアップに就職したり、スタートアップを自ら起業したりするようになった。一方で、女性はスタートアップに就職・転職するようになったものの、起業にはほとんど至っていない。理由は多岐にわたるが、とりわけ大きい要因として「たとえ起業を決意したり起業に踏み出したりしても、男性中心のなかで少数派としてさまざまなハードルに直面することが女性起業家の誕生を妨げている」と理解している。

これらのことについて次の質問をする。

一 東京都の研究・教育機関が女性起業家ら百九十七人を対象にした調査(二〇二四年七月公表)によると、五十二・四％が過去一年間にセクハラ被害を受けていたことが公表されている。加害者は投資家やベンチャーキャピタリストが多

で、投資家やベンチャーキャピタル(VC)担当者の中に、立場の強さを悪用し加害行為をする人物の存在が指摘されている。ハラスメント被害への懸念は、女性が起業を思いとどまる大きな要因となっている。また令和七年四月十八日の経済産業委員会において、当時の武藤大臣より「ハラスメント防止を含めたコンプライアンスの確保、これは責任ある企業であるための前提でありますので、スタートアップエコシステムの健全な発展に向けては、官民で連携をしながらハラスメント防止に取り組んでまいりたい」との答弁がなされたが、現時点の政府におけるスタートアップ業界向けのハラスメント防止の取り組み内容を示されたい。

また経済産業省はスタートアップの起業家やVCでのハラスメントについての実態調査を始める予定であると理解しているが、開始時期や調査対象を可能な限り示されたい。

二 政府が二〇二六年度に新設する予定の独立行政法人「男女共同参画機構」では、専門人材のデータベースを整備することで各地に専門家を派遣する仕組みをつくるものだと理解している。女性起業家へのハラスメント被害が出た場合、支援する投資会社などに対しハラスメント防止研修を実施するものだと理解しているが、政府の見解を示されたい。

また欧米では、起業家に対するハラスメント問題への対処として、民間団体による問題を匿名で通報することが可能なプラットフォームの形成、VCにおける倫理ガイドライン作成、投資家及び起業家を対象とした研修などが行われるようになってきている。日本でも既に、日本ベンチャーキャピタル協会がハラスメント根絶に向けたガイドラインの作成と、会員各社への対応

要請などの取り組みを始めています。これに呼応して、政府は国策としてもう一步踏み込んだ対策に打って出てもよいのではないかと見解を示されたい。

三 世界銀行は、女性の就労や起業を阻害する差別的な法律や慣行を撤廃すれば、世界のGDPを二十%押し上げることが可能だとするレポートを出している。女性がより一層活躍できる社会となれば、日本経済の復活にも大きく寄与すると理解している。他方、現行のハラスメント規制は雇用や請負などの契約関係が前提となっており、起業家の被害は適用対象外にされていると認識している。そのため、起業家へのハラスメントを禁止する旨などを盛り込んだ起業家新法制定に向けた取り組みが重要だと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一三六号

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員水沼秀幸君提出女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員水沼秀幸君提出女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねの「現時点の政府におけるスタートアップ業界向けのハラスメント防止の取り組み内容」については、投資実務に関する専門的知見を有する有識者等で構成される「ベンチャー

キャピタルに関する有識者会議」が令和六年十月十七日に取りまとめた「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」(以下「推奨・期待される事項」という。))において、「関連法令、フアンドに関する契約等を遵守するため、・・・コンプライアンス管理の責任者の明確化や非公表情報の取扱いその他業務運営に必要な規程を整備し、コンプライアンス管理の体制を確保することが推奨される」とされたところ、これを踏まえ、例えば、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の総会その他の投資家が参加するイベントにおいて、金融庁及び経済産業省から、推奨・期待される事項の説明を行うことなどを通じ、御指摘の「ベンチャーキャピタル」における、ハラスメントの防止を含めた当該コンプライアンス管理の重要性等について機関投資家等に周知している。また、御指摘の「スタートアップ業界」の関係者を含め、ハラスメントなどの人権侵害に直面した者は、法務省の人権擁護機関が行っている人権相談が利用可能であることを、同省のウェブサイトへの情報掲載等を通じて周知している。

一の後段について

御指摘の「ハラスメント」についての実態調査のお尋ねの「開始時期や調査対象」については、社会科学等の専門家と共に調査項目を設計し、令和七年十月から、創業十年以内の起業家を主な対象として、起業環境やハラスメントを含む起業活動上の経験等に関するアンケート調査を開始したところである。

二の前段について

お尋ねの「専門人材のデータベースを整備することで各地に専門家を派遣する仕組み」については、令和八年四月に設立を予定している独

立行政法人男女共同参画機構において、今後、「女性活躍 男女共同参画の重点方針二〇二五」(令和七年六月十日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「女性版骨太の方針二〇二五」という。))に記載された「女性の視点に立った起業支援やコーチング等のスキルを有する外部専門人材」のデータベースを整備し、地方公共団体が設置する男女共同参画センター(令和七年六月に成立した独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和七年法律第八十号)による改正後の男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十八条第二項に規定する男女共同参画センターをいう。))における取組を始めとした地域における女性の起業支援に対し、適切な人材を派遣する仕組みを構築することを想定している。また、お尋ねの「ハラスメント防止研修」については、女性版骨太の方針二〇二五において、「地域ごとに構築する女性起業家支援ネットワークに参加するベンチャーキャピタル等の支援機関に対し、女性起業家へのセクシャルハラスメントを含めたハラスメントの防止に関する研修を実施する」とされたことも踏まえ、「女性起業家へのハラスメント被害が出た場合」に限らず、当該女性起業家支援ネットワークに参加する御指摘の「支援する投資会社」に対して、ハラスメントの防止に関する研修等を行ってまいりたい。

二の後段及び三について

お尋ねの「国策としてもう一步踏み込んだ」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、「起業家に対するハラスメント問題への対処」を行うことは重要であると考えており、一の後段について述べた「ハラスメント

についての実態調査」の結果も踏まえ、起業家に対するハラスメントの防止及び救済のために必要なお尋ねの「対策」について、「起業家へのハラスメントを禁止する旨などを盛り込んだ起業家新法の必要性も含め、引き続き、適切に検討してまいりたい。

令和七年十二月十日提出
質問第一三三七号

タクシーの運賃改定に関する質問主意書
提出者 堀川あきこ

タクシーの運賃改定に関する質問主意書
タクシー業界ではコロナ禍以降、労働者減少による供給力不足の解消が喫緊の課題となっており。労働者の賃金・労働条件の改善で労働者を確保するとともに、安心・安全の輸送を確立し、安全な移動手段として持続可能なタクシー事業を遂行することを目的として、運賃改定が各地域ですめられている。

国土交通省は、運賃改定の公示の際に地方運輸局を通して、「今回の運賃改定要請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシージャービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要である」とを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で、健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところです。このため、今回の運賃改定実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、タクシー協会に対して、「適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。」「運転者の労働条件改善についての考え方を利用

者に対して積極的に表明するとともに、運転者の労働条件の改善状況及び講じた措置等を自主的に公表すること」について指導をすることとして「ます」との査定の方を指示している。

一方、直近二〇二二年の東京都特別区・武三地区の運賃改定では、増収分を労働条件改善に回さず、逆に営業収入を一を切る係数(〇・九五八五)を乗じて営業収入を書き換え、労使協議もなく賃下げを強行した事業者に対して、関東運輸局が明確な指導を実施しなかったことが、現在の運賃要請にあたり「今回の改定ではノースライド(改定後に歩合率を変更しない)を見直したい」と他の事業者へ波及している。運賃改定が全国的に及ぶことを勘案すれば、こうした事業者を放置しておくことは、タクシ事業の将来にとって重大な災いをもたらすことになりかねない。

労働条件改善のすべての問題を運賃改定のみで解決できるとは考えないが、運賃問題はタクシの公共性と社会的使命をいっそう前進させるための政策問題の一環としてとらえるべきであり、タクシ事業者の中に改定趣旨を守らない事業者が存在することは、極めて深刻である。

以下、質問する。

一 国土交通大臣が認可した運賃による営業収入に対して、係数を乗じるなどで営業収入を書き換える手法を政府はどうとらえているか、政府の見解を明らかにされたい。

二 運賃決定方式である総括原価方式では、諸経費、人件費等々が計上され査定されるが、キャッシュレス決済や配車アプリの手数料なども原価として計上されている。一部の経費分(手数料等)を総営業収入からあらかじめ控除した残額をもって、従来の賃率で賃金計算をおこなうことは、適正性を欠くのではないか。政府

は実態をどの程度把握し、どのように指導をしているのか。

また、今後どのように解決を図ろうとすることが明らかにされたい。

三 右のようなことを容認すれば、真面目に運賃改定に取り組んでいる事業者は損をしていると感じて、同様の行為をおこなう者が現れかねない。実際、現在すすめられている運賃改定において、「改定後に賃率(歩合率)を変えない」ノースライドを見直す」と表明する事業者が散見されている。この現状に対する政府の見解を明らかにされたい。

四 右のような手法を取るとは、運賃改定の効果が適切に反映されず、改定趣旨や目的に反することとなる。これは、「タクシのサービスの質・安全性及びタクシ乗務員の労働環境の改善への適切な反映を期して運賃改定を認め」た二〇二二年九月十六日の「一般乗用旅客自動車運送事業(東京都特別区・武三地区)の運賃の改定案に関する消費者委員会意見」をも反故にすることにたとえ、運賃を認可している国土交通省、及び政府はどう考えるか見解を明らかにされたい。

五 事業者の中には、右に述べたように実質的な労働条件改善を図ろうとしないものが存在する。こうした事業者について、どのように考え、対応していくのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一三七号

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員堀川あきこ君提出タクシの運賃改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員堀川あきこ君提出タクシの運賃改定に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

お尋ねの「手法」及び「現状」については、タクシードライバーの賃金等の労働条件の定め方に関するものであり、政府としては、まずは労使間で十分に議論が尽くされるべき問題と考えているが、タクシードライバーの処遇改善を目的とした御指摘の「運賃改定」の効果については、タクシ事業者からタクシードライバーに支払われる賃金に適切に反映されるべきものと考えている。

二について

御指摘の「一部の経費分(手数料等)を総営業収入からあらかじめ控除した残額をもって、従来の賃率で賃金計算をおこなうこと」に係るお尋ねの「実態」については把握していないが、政府としては、タクシードライバーの処遇改善を目的とした御指摘の「運賃改定」の効果がタクシ事業者からタクシードライバーに支払われる賃金に適切に反映されていない事実が確認された場合には、必要に応じて、当該事業者に対する指導等を行っており、引き続き、当該指導等に努めてまいりたい。

五について

タクシードライバーの賃金等の労働条件の定め方については、政府としては、まずは労使間で十分に議論が尽くされるべき問題と考えているが、タクシードライバーの処遇改善を目的とした御指摘の「運賃改定」の効果については、タクシ事業者からタクシードライバーに支払われる賃金に適切に反映されるべきものと考えており、当該賃金に適切に反映されていない事実が確認された場合には、必要に応じて、当該事業者に対する指導等を行っており、引き続き、当該指導等に努めてまいりたい。

クシ事業者からタクシードライバーに支払われる賃金に適切に反映されるべきものと考えており、当該賃金に適切に反映されていない事実が確認された場合には、必要に応じて、当該事業者に対する指導等を行っており、引き続き、当該指導等に努めてまいりたい。

令和七年十二月十日提出
質問第一三三八号

文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問主意書

提出者 八幡 愛

文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問主意書

私の質問に対する政府答弁書(内閣衆質二一九第七五号)では、文化庁職員をはじめ府省庁職員が有する認識について「職員が有する「クリエイターや権利団体」の「AI技術や契約の知見」の程度に係る見解を把握することは困難である。」であるとの回答が示された。

しかし私が確認したいのは、職員個々人の思想ではなく、行政機関としての意思決定において、「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」との考え方が前提として許容されているのか否かという点である。なぜなら、文化庁の職員がそのように発言したとの報道が現実存在し、クリエイター達が深く傷ついている現状を放置できないからである。

加えて、文化芸術基本法第二条は、文化芸術に関する施策の推進に当たって、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されること、その創造

性が十分に尊重され、その地位の向上及び能力の発揮に配慮すること、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮すること等を基本理念として定めている。

この理念に照らせば、文化芸術活動を担う当事者であるクリエイターや権利団体について、行政が一律に「知見が乏しい」と前提づけることが許容されるのかどうかは、政策形成の在り方や文化行政への信頼に関わる重大な問題であると考ええる。

前回及び前々回の答弁書において、政府から「文化庁は決して「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」などという発言をするはずがない」という趣旨の明確な回答が示されなかつたことで、文化芸術に携わる者の不信は解消されず、このままでは今後の行政とクリエイターとの協働にも支障を来すおそれがあると考ええる。

以上を踏まえ、あらためて文化芸術基本法の理念に照らし、行政内部における当該認識の有無やその扱いについて質問する。

一 文化庁職員は、文化芸術基本法に定められた基本理念の精神を遵守し、文化芸術活動を行う者の自主性・創造性の尊重や、その地位の向上及び意見の反映といった理念を踏まえて文化行政を遂行する義務を負うと考えるが、政府の認識如何。

二 「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」という評価を文化庁職員が行い、マスコミ等を通じて発信することは、文化芸術基本法第二条の基本理念に照らし、許容されるものと政府は考えるか。見解を示されたい。

三 当該報道について、政府の府省庁職員または政務三役が、報道内容を否定する発言を行った

事実があるか否か、明らかにされたい。

四 前回答弁書で「クリエイターや権利団体」が有する「知見」が一般的に「乏しい」との見解を有する「部署」の存在は承知しておらず」と述べられたが、これは(一)部署としての公式見解が存在しないという趣旨なのか、(二)対外的説明や事業運営において、そのような前提が一度も使用されていないという趣旨なのか、いずれかを明確に答えられたい。

内閣衆質二一九第一三八号

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員八幡愛君提出文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員八幡愛君提出文化庁が「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問に対する答弁書

一について

文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)第三条において、国は、同法第二条の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することが規定されており、文化庁の職員は当該責務を有すると認識している。

二について

御指摘の「発信」がどのようなものを想定しているのか及び御指摘の「基本理念に照らし、許

容される」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一について述べたように、文化芸術基本法第三条は、国が、同法第二条の基本理念にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務について定めているものであり、文化庁の職員においては、情報の発信を含め、職務を行うに当たっては、当該責務等を踏まえて対応するものと考えている。

三について

お尋ねの「政府の府省庁職員または政務三役が行った発言等について、網羅的に把握することは困難であり、また、どのような場合が「報道内容を否定する発言を行った」場合に当たるかについて一概に評価することは困難であるが、御指摘の「当該報道」における「クリエイターや権利団体はAI技術や契約の知見が乏しい」という内容について、第二百十九回臨時国会及び各大臣の閣議後記者会見において政務三役又は政府参考人が言及した事実はない。

四について

お尋ねの答弁は、お尋ねの「部署」として、先の答弁書(令和七年十一月二十八日内閣衆質二一九第七五号)二についてにおける「クリエイターや権利団体」が有する「知見」が一般的に「乏しい」との見解を有するものの存在は承知していない旨を述べたものである。

令和七年十二月十日提出
質問 第一三九号

使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問主意書

提出者 佐原 若子

使用済み核燃料の再処理の必要性に関する
質問主意書

使用済み核燃料の再処理を継続する政策について

一 再処理の目的とは

1 再処理により減容化、有害度低減が図られてきた実績、及び逆に増加した廃棄物の種類と数量を具体的に示されたい。

2 核燃料サイクル計画自体が停滞、破綻している現状に鑑み、全量再処理政策は見直し、六ヶ所再処理工場は廃止措置をとるという選択はないか。

二 プルサーマル計画の課題

1 プルサーマル計画の導入目標は達成されているか。未達成であるならば理由は何か。

2 第七次エネルギー基本計画における「二〇三〇年度までに少なくとも十二基導入」の見通しについて、

① 現在稼働中の三原発四基における累計フルトニウム消費量

② 稼働予定としている原発の導入時期及び年間消費量

を明示されたい。

3 プルサーマル計画推進が難航している理由について、

① MOX加工燃料特有の技術的な課題への見解

② 輸入MOX燃料の数量・単価とウラン燃料とのコスト比較

③ 二〇二五年十一月フランスから海上輸送されたMOX燃料の数量・単価

④ 六ヶ所MOX加工工場稼働時のMOX燃料一体当たり製造費を示されたい。

三 六ヶ所再処理工場稼働によるプルトリウム余剰問題

1 一九九三年四月の工事着工から三十二年経過している。その間、施設の老朽化も進んでいて示されたい。当初の操業期間四十年の扱いは変えられないか。

2 年間最大処理量ならびに分離量が八トンから六・六トンへ修正された理由を示されたい。

3 「利用目的なきプルトリウムは持たない」との原則との整合性について、

① 年度別の予定再処理量及び分離量

② 保有上限(四十七・三トン)超過リスクの評価と超過の際の操業中止・凍結検討の要否に係る見解を示されたい。

4 仏国内におけるMOX加工計画(加工可否、数量、返還時期、輸送方法、搬入先)を示されたい。

四 再処理事業の政策的必要性の再検証
六ヶ所再処理工場を稼働する政策的必要性を明確にされたい。

四半世紀以上にわたる周辺住民への不安とリスクが甚大であること、その明確な解決が示されないままであり早急な不安解消及び補償対策を講じるべきである。

よって、質問事項に対する政府の明確な答弁を求めらる。

右質問する。

内閣衆質二一九第一三九号

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

衆議院議員佐原君子君提出使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員佐原君子君提出使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、個別の使用済燃料を直接処分した場合と再処理した場合における、放射性廃棄物の容積、お尋ねの「有害度」等をそれぞれ比較することで把握することが可能となるが、既に再処理を行った使用済燃料については、当該使用済燃料を直接処分した場合の容積等を把握することは不可能であることから、お答えすることは困難である。

一の2及び四について

お尋ねの「全量再処理事業」の意味するところが必ずしも明らかではないが、核燃料サイクル政策について、政府としては、「エネルギー基本計画」(令和七年二月十八日閣議決定)において、「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトリウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針として」おり、また、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)が運営する六ヶ所再処理工場については、同計画において、「核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場・・・の竣工」は「必ず成し遂げるべき重要課題」としていとおりである。

二の1について

お尋ねの「プルサーマル計画」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、電気事業

連合会が令和二年十二月十七日に策定した「新たなプルサーマル計画について」(以下「二千二十年プルサーマル計画」という。)において、「二千三十年代までに、少なくとも十二基の原子炉で、プルサーマルの実施を目指す」とされており、二千二十年プルサーマル計画の達成に向けて、実用発電用原子炉を保有する十一社の電気事業者(以下「電気事業者」という。)が必要な取組を進めているものと承知している。

二の2の①について

お尋ねについては、これまでに、関西電力株式会社高浜発電所三号炉及び四号炉、四国電力株式会社伊方発電所三号炉並びに九州電力株式会社玄海原子力発電所三号炉において、合計約五・七トンのプルトリウムが、MOX燃料として装荷及び照射をされ、利用されたものと認識している。

二の2の②について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、電気事業連合会においては、二千二十年プルサーマル計画において「稼働する全ての原子炉を対象に一基でも多くプルサーマルが導入できるように検討し、プルトリウムの需給バランスの確保に最大限取り組み」としているものと承知している。

二の3の①について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第四十三條の三の五、第四十三條の三の八等の規定に基づき、必要な許認可の取得等を行った上で、実用発電用原子炉においてプルサーマルを実施することは可能なものと承知している。

二の3の②について

お尋ねの「輸入MOX燃料の数量」については、これまでに、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社及び九州電力株式会社が、海外から合計二百六十九体のMOX燃料を輸入したものと承知している。また、お尋ねの「コスト比較」については、「輸入MOX燃料」及び「ウラン燃料」の単価が電気事業者の個別の契約に関わる事項であるため、お答えすることは差し控えたい。

二の3の③について

関西電力株式会社は、令和七年十一月に、フランスから三十二体のMOX燃料を輸入したと承知しているが、その単価については、同社の個別の契約に関わる事項であり、お答えすることは差し控えたい。

二の3の④について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号。以下「再処理法」という。)第五條第二項に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構が、再処理法第二條第六項に規定する特定実用発電用原子炉の令和六年度の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの再処理等業務に必要な金額として定めた拠出金単価のうち、MOX燃料加工の業務に係るものは、使用済燃料一グラム当たり八十一円から九十四円であると承知している。

三の1について

お尋ねの「老朽化対策」については、「エネルギー基本計画」において、「六ヶ所再処理工場(中略)の竣工後、安全性を確保した安定的な長

期利用を行うため、メンテナンス技術の高度化、サブライチエーン・技術の維持など、中長期での取組が必要な項目について、官民で対応を進める」としているところである。また、御指摘の「当初の操業期間四十年」の意味するところが必ずしも明らかではないが、六ヶ所再処理工場において再処理の事業を実施する期間について、政府として法令等に基づき定めたことはない。

三の2について

お尋ねの「分離量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、六ヶ所再処理工場において回収が見込まれるプルトニウムの量について、日本原燃からは、再処理を行う使用済燃料の燃焼度や冷却期間等によって変化し得るものであり、これらの状況変化を踏まえて、これで見直しを行ってきたと聞いている。

三の3について

お尋ねの「分離量」及び「超過リスクの評価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、使用済燃料再処理・廃炉推進機構が再処理法第五十四条第一項の規定に基づき作成した「使用済燃料再処理等実施中期計画」に従い、日本原燃が六ヶ所再処理工場において再処理を行う使用済燃料の量は、令和七年度に零トン、令和八年度に零トン、令和九年度に七十トン、令和十年度に百七十トン及び令和十一年度に九十トンの予定であり、回収が見込まれるプルトニウムの量は、令和七年度に零トン、令和八年度に零トン、令和九年度に〇・六トン、令和十年度に一・四トン及び令和十一年度に〇・七トンの予定であると承知している。また、政府としては、再処理法の枠組みの下、プルトニウムの回

収と利用を進めることにより、その適切な管理に取り組み方針である。また、お尋ねの「超過」の際の操業中止・凍結検討の要否」については、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

三の4について

お尋ねについては、電気事業者の個別の契約に関わる事項であり、お答えすることは差し控えたい。

令和七年十二月十日提出
質問 第一四〇号

六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問主意書

提出者 佐原 若子

六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問主意書

一 六ヶ所再処理工場の平常時被ばくについて

六ヶ所再処理工場からは、平常運転時でも大気及び海洋へ多量の放射性物質が放出されると指摘されている。「原発一年分の環境放出量を再処理工場は一日で放出しよう」との専門機関の指摘もある。政府として同工場の放出の実態をどう認識しているのか示されたい。

2 とりわけトリチウムの排出量がけた違いに多いとされている。再処理工場の年間管理目標値は九千七百兆ベクレルであり、福島第一原発事故後の汚染水放出量(約二十二兆ベクレル/年)の約四百四十倍に相当するとの指摘がある。政府はこの比較をどのように評価しているのか、具体的な評価を示されたい。

3 福島第一原発の海洋放出では、近隣諸国から海産物の輸入規制措置が講じられた。六ヶ所の本格稼働においても、同様の国際的措置を惹起し、国内漁業に深刻な損失を与えるおそれがあると考えるが政府の認識如何。

六ヶ所再処理工場の抽出プルトニウム及び高レベル放射性廃棄物について
トリチウム放出と抽出プルトニウム量
1 年間九千七百兆ベクレル規模のトリチウム放出が計画されているとの指摘について、人体、海産物への影響評価を具体的な数値に基づき示されたい。

2 抽出プルトニウム量は計画変更に伴い八トンから六・六トンに減少しているが本格操業後に再び変更される可能性を排除していないのか、政府の見解を示されたい。

3 プルトニウム保有上限(いわゆるプルトニウム・キャップ)四十七・三トンに対し、二〇二四年度末時点ですでに四十四・四トン保有しているとされる。本格運転で年六・六トン抽出する場合、制度整合性の観点から運転制約が生じると考えるが、政府の総合的見解を示されたい。

(2) 高レベル放射性廃棄液
1 アクティブ試験で四百二十五トンを超え再処理した際の高レベル放射性廃棄液発生量を具体的に示されたい。

2 同試験で三百四十六本のガラス固化体を製造した時点で使用した高レベル放射性廃棄液量を示されたい。

3 最新の高レベル放射性廃棄液貯蔵量及び最大貯蔵能力を示されたい。

4 安全性確保のため、貯蔵量は青森県民、

六ヶ所村民にも透明性をもって公開されるべきと考える。政府の認識を明確に示されたい。

(3) 使用済核燃料の行方

1 再処理工場が運転不能となった場合、覚書に基づき電力会社へ返還する責務が生じると解するが間違いないか。その際、その実効性をどのように担保するのか。

2 再処理が一時的に不能あるいはまったく不能の場合には乾式貯蔵施設増設や直接処分が必要になると考えるが、政府の方策を示されたい。

三 プルトニウムの所在と管理

1 東海再処理工場を含む再処理施設に保管される回収プルトニウム量の内訳(六ヶ所分と東海分)と、盗難、テロ対策等の安全確保措置の具体的内容を示されたい。

2 再処理施設において分離・転換されているも脱硝して酸化プルトニウムになっている硝酸プルトニウムは「回収量に含まれない」とされているが、東海、六ヶ所両施設に保管される硝酸プルトニウム量をそれぞれ明示されたい。

3 アクティブ試験で処理した四百二十五トンから理論上生成されているプルトニウム量と、製品化された量の差分(約一・三トン)の所在を明確にされたい。環境放出は一切ないとの理解でよいのか、政府の見解を示されたい。

質問事項に対する政府の明確な答弁を求める。右質問する。

内閣衆質二一九第一四〇号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員佐原君子君提出六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐原君子君提出六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問に対する答弁書

一の1及び2並びに二の(1)の1について

お尋ねの「平常運転時」、「同工場の放出の実態」及び「福島第一原発事故後の汚染水放出量」の意味するところが必ずしも明らかではないが、原子力発電施設並びに再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)から放出される放射性物質については、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえ、一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となるよう線量限度を定めており、原子力施設からの放出形態や核種の種類に応じた規制を行っているところ、当該規制に基づき、事業者は、保安規定において放出管理目標値を定める等、当該線量限度以下となるように管理することとされており、また、事業者は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)第二十一条第一項の規定に基づき「気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量」等を原子力規制委員会に報告する義務等が課せられている。政府としては、六ヶ所再処理工場において、トリチウムも含め液体の放射性廃棄物が海洋放出施設から放出されることを踏まえ、保安規定において、海産物

の摂取等も含めた一般公衆の被ばく線量の限度を踏まえた放出管理目標値をトリチウムの放出量については年間九千七百兆ベクレルと定め、適切に管理していることを、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第六十一条の二の二第一項の規定に基づく原子力規制検査により、原子力検査官が確認している。また、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出形態は再処理施設とは異なるが、再処理施設と同様の考え方に基づき、同法第六十四条の二第二項において提出が求められている特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画において「放出管理値」を定め、適切に管理していることを確認している。

一の3について

六ヶ所再処理工場から放出される液体の放射性廃棄物については、他の原子力施設と同様、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえ、海産物の摂取等も含めた一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となるよう線量限度を定めており、お尋ねについては、同工場の運転に当たり、こうした科学的根拠に基づく情報を迅速かつ透明性をもって提供し、国際社会の理解を得ることが重要であると考えている。

二の(1)の2について

六ヶ所再処理工場において回収が見込まれるプルトニウムの量については、同工場を運営する日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、再処理を行う使用済燃料の燃焼度や冷却期間等によって変化し得るものと聞いている。

二の(1)の3について

二の(1)の2について述べたとおり、六ヶ所

再処理工場において回収が見込まれるプルトニウムの量については、日本原燃から、再処理を行う使用済燃料の燃焼度や冷却期間等によって変化し得るものと聞いているが、いずれにせよ、政府としては、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)の枠組みの下、プルトニウムの回収と利用を進めることにより、その適切な管理に取り組む方針である。

二の(2)の1について

日本原燃による六ヶ所再処理工場の使用済燃料を用いた総合試験(以下「アクティブ試験」という。)において、約四百二十五トンの使用済燃料を再処理した際に発生した高レベル放射性液体廃棄物については、約三百二十八立方メートルであると日本原燃から聞いている。

二の(2)の2について

日本原燃によるアクティブ試験においては、約三百二十八立方メートルの高レベル放射性液体廃棄物が発生し、そのうち約百二十五立方メートルがガラスにより容器に固型化されていると日本原燃から聞いている。

二の(2)の3について

使用済燃料の再処理の事業に関する規則第二十一条第一項の規定により、再処理事業者が作成及び提出を義務付けられている報告書(以下「放射線管理等報告書」という。)として、令和七年五月十三日に日本原燃から提出された「令和六年度下期放射線管理等報告書」によれば、日本原燃の六ヶ所再処理工場における「高レベル液体廃棄物」の令和六年度末時点の保管量は二百二十七立方メートルとのことであり、また、「高レベル液体廃棄物」の「保管設備容量」は六百八立方メートルとのことである。

二の(2)の4について

御指摘の「貯蔵量」について、日本原燃は、原子力規制委員会に提出している放射線管理等報告書において「高レベル液体廃棄物」の保管量を報告しており、同委員会は、放射線管理等報告書を毎年度公表している。

二の(3)の1について

お尋ねの「運転不能」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、青森県及び六ヶ所村と日本原燃との間で平成十年七月二十九日に締結した覚書において、「再処理事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県、六ヶ所村及び日本原燃株式会社が協議のうえ、日本原燃株式会社は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。」とされていると承知しており、政府としては、日本原燃に対し、当該覚書の内容を遵守するよう指導していく考えである。

二の(3)の2について

お尋ねの「再処理が一時的に不能あるいはまったく不能の場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「エネルギー基本計画」(令和七年二月十八日閣議決定)において、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針として」おり、日本原燃の六ヶ所再処理工場については、同計画において、「六ヶ所再処理工場・・・の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題」と明記するとともに、「六ヶ所再処理工場(中略)の竣工後、安全性を確保した安定的な長期利用を行うため、メンテナンス技術の高度

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書
化、サプライチェーン・技術の維持など、中長期での取組が必要な項目について、官民で対応を進める」としているところである。

三の1について
政府としては、お尋ねの「回収プルトニウム量の内訳」について、核セキュリティ及び核物質防護の観点から、お答えを差し控えたいが、令和六年末時点で、日本原燃の六ヶ所再処理工場及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の核燃料サイクル工学研究所再処理施設において、合計三千七百八十四キログラムの分離プルトニウムが保管されているものと承知している。

また、お尋ねの「盗難、テロ対策等の安全確保措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、テロ攻撃への対応については、政府において、平素より、原子力事業者、警察、海上保安庁、自衛隊、地方公共団体等の関係機関が適切に連携し、迅速かつ的確に対応できるよう、必要な対策を講じているところであり、また、特定核燃料物質の盗取を含む妨害破壊行為等の脅威に備えることについては、原子力事業者に対して、国際原子力機関の核物質防護勧告等の最新の国際的知見を踏まえ、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三等において義務付けられているところであるが、その具体的な対応の内容については、これを明らかにすることにより、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三の2について
お尋ねについては、政府としては把握していない。

三の3について

前段のお尋ねについては、「理論上生成されているプルトニウム量」、「製品化された量及び「差分(約一・三トンの意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、日本原燃は、六ヶ所再処理工場から放出する放射性廃棄物中の放射性物質の測定を実施しており、その測定結果において、これまでにプルトニウムが検出された実績はないと承知している。

令和七年十二月十日提出
質問第一四一号

「責任ある積極財政」に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

「責任ある積極財政」に関する質問主意書
高市総理の「責任ある積極財政」について、以下、質問する。

一 「責任ある積極財政」の意味、具体的内容如何。

二 片山財務大臣や城内実経済財政政策担当大臣らが役員を務める自民党の「財政政策検討本部」(本部長・西田昌司参院議員)が、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四(骨太の方針)に向けた提言」(二〇二四年六月六日)を出しているが、その提言に盛り込まれた以下の諸点について、高市総理の見解を問う。

1 「国債発行は孫子の借金ではない。孫子への貯蓄である」とされているが、総理も同じ見解か。国債の発行は国にとっては負債となる一方、国民には資産となるものであり、その意味で国民の側からすると「孫子への貯蓄

と表現されていると推測されるが、見解如何。

2 国債の発行(借金)は、これまで財務省等によれば「孫子への負担の先送り」「借金の将来世代への付け回し」と表現されてきたが、1によれば、国民には「貯蓄(資産)」、国には「借金(負債)」となり、差引きゼロではないか。どこが「負担の先送り」「付け回し」なのか。

3 「国債を発行して予算執行すれば、その分だけ民間の預貯金が増える」という見解如何。

4 「国債の償還は税金ではなく、借換債の発行により行われている」とは事実か否か。金利の支払いの原資はどうか。

5 「日銀保有の国債の利払い費は日銀法に基づき国庫納付される。従って、日銀保有の国債については、その利払いも償還も財政に全く負担を与えていない。事実上、政府の借金ではない」という見解如何。

6 「供給力を大幅に上回る需要が生じれば、物価は高騰する。国債の発行はインフレ率が極端に高くないように機動的に管理を必要とする。」「国債発行に量的な制限はないが、生産力や供給力には限界がある」という見解如何。

7 この関連で、減税や積極財政を推進するとさらなるインフレを招き、かえって国民生活を苦しめるという考えがあるが、今の諸般の状況に鑑みて、今回の補正予算の執行により、インフレが進行し、円安や長期金利の上昇が続くと考えているか。

右質問する。

内閣衆質二一九第一四一号
令和七年十二月十九日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員江田憲司君提出「責任ある積極財政」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出「責任ある積極財政」に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、令和七年十一月十一日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「責任ある積極財政、誰に対する責任かというところを最初におっしゃいました。これは、今を生きている国民と未来を生きる国民に対する責任でございます。及び「責任ある積極財政の下では、強い経済を構築するのと同時に、財政の持続可能性、これを確保することへの責任がある」と考えています。戦略的に財政出動を行うことで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保してまいります。」と答弁しているとおりであります。

二の1の前段、2の前段、3、5及び6については御指摘の「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四(骨太の方針)に向けた提言」については自由民主党財政政策検討本部の文書であり、政府として同文書の内容を前提とするお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

二の1の後段及び4の前段について
自由民主党財政政策検討本部の見解に係るお尋ねについては、政府としてお答えする立場がない。

二の2の後段について

お尋ねについては、令和六年四月五日の衆議院財務金融委員会において、寺岡財務省主計局長(当時)が「まず、国債は、国民の中でもこれを保有している特定の者あるいはこれを包含する民間部門にとっては資産であります。政府にとりましては、国債に対する元金の償還や利払いを必ず責任を持って行わなければならぬ」という意味において、負債であると考えてございます。世代間の問題についても、様々な議論があることは承知しておりますが、将来、国債の保有の有無にかかわらず、追加的に税金等の負担や歳出改革という国債の償還のための負担を負っていただく必要が生じるものであると考えてございます。」と答弁しているところであります。

二の4の後段について

お尋ねの「金利の支払いの原資」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、借換債の発行による収入は、元本の償還に充てられるため、国債の利払いについては、当該収入は充てられていない。

二の7について

御指摘の「インフレ」に関するお尋ねについては、「資料一 消費者物価の動向と経済対策の効果(内閣府)」(令和七年十二月五日経済財政諮問会議提出)において、「実際の経済においては様々な要因で価格変動が生じることに留意が必要だが、以上の分析や、今回の個別物価対策(消費者物価を昨年マイナス〇・三パーセントポイント程度押し下げ等・・・)を踏まえれば、今回の経済対策がインフレを加速させる影響は限定的と見込まれる。」との見方を示しているところである。また、御指摘の「円安や長期

金利」に関するお尋ねについては、為替レート及び国債金利は、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、一概にお答えすることは困難である。

一、十二月二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員屋良朝博君提出沖繩の自主性の尊重及び自立的発展と沖繩振興予算等現行の沖繩振興策の諸制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出ウォーターPPP等の推進における問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出永住者の在留資格の取消し等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明君提出「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人君提出陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山人君提出地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問に対する答弁書

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出デジタル行政に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出キャッシュレス決済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出WEB3時代の金融インフラに関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬君提出偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中国への渡航危険情報の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出胎児と母体との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人君提出パレスチナ国家承認問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出科学技術関係予算に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阪口直人君提出香害及び化学物質過敏症対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄君提出中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかる議論に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田玄君提出中央社会保険医療協議会専門部会における安川健司会長の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員八幡愛君提出古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員杉村慎治君提出科学技術分野における国際協力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員宮川伸君提出柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適切な文書管理案件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員たがや亮君提出古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に係る質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子君提出学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問に対する答弁書

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

衆議院議員大石あきこ君提出新型コロナワクチンの安全性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出いわゆる電動キックボードの安全に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出テザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出超大企業への不公平な優遇税制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出外貨準備の為替差益(含み益)の国民への還元に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問に対する答弁書

衆議院議員江田憲司君提出いわゆる「一億円の壁」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出海洋の科学的調査等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる年収の壁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周君提出財政余力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松尾明弘君提出物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員榑瀨万里君提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員田村貴昭君提出旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出年間最大八千億円超の残菜に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緑川貴士君提出持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員酒井なつみ君提出出産費用の自己負担無償化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員酒井なつみ君提出専門的支援が必要な障害児等(医療的ケア児者)への支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員酒井なつみ君提出アピランスケアにかかる支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員五十嵐えり君提出ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問に対する答弁書

衆議院議員五十嵐えり君提出善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問に対する答弁書

衆議院議員五十嵐えり君提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橋本幹彦君提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員津村啓介君提出中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問に対する答弁書

令和七年十二月十一日提出
質問 第一四二号
沖繩の自主性の尊重及び自立的発展と沖繩振興予算等現行の沖繩振興策の諸制度に関する
質問主意書
提出者 屋良 朝博

沖繩の自主性の尊重及び自立的発展と沖繩振興予算等現行の沖繩振興策の諸制度に関する質問主意書

復帰から五十三年目を迎えた今日、政府は、沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)に基づき、各般の沖繩振興策を講じている。同法第一条では「この法律は、沖繩の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖繩振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖繩振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖繩の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖繩の自立的発展に資すること」とも、沖繩の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする」と定めており、これに基づけば、沖繩振興予算の仕組みを始めとする沖繩振興策を支える諸制度は、「沖繩の自立的発展に資すること」とも、「沖繩の豊かな住民生活の実現に寄与する」ともであるべきである。

しかし、現実には、特に、予算において、政府により実質的な制約が課せられ、沖繩県による裁量の余地が乏しく、沖繩の自主性が尊重されていないものとなっており、結果として、自立的発展を阻害し、各種の統計からも明らかのように県民生活は極めて厳しい状況にある。

以上を踏まえ、政府に対し質問する。

一 令和二年国勢調査において、全国で人口が二十五位であった沖繩県と同県と同規模の人口を

有する十の県(人口の多い順に、岡山県、福島県、三重県、熊本県、鹿児島県、滋賀県、山口県、愛媛県、奈良県、長崎県)を合わせた十一の県(以下、これら十一の県をあわせて「類似県」という。)における各県の令和七年度一般会計当初予算について、以下の問いに答えられたい。

- 1 類似県において、地方税等のいわゆる「自主財源」が歳入に占める割合について、各県ごと、及び類似県平均で示されたい。
- 2 1の割合について、沖繩県は類似県十一県中何番目か示されたい。
- 3 仮に、沖繩県における「自主財源」の歳入に占める割合が類似県の割合の平均にも届いていない場合、これまで政府が講じてきた沖繩振興策が沖繩の自立的発展に必ずしも資するものとなっていないことを示していると考えられるが、政府の見解を伺いたい。

二 類似県における各県の令和七年度一般会計当初予算について、国庫支出金、地方交付税等のいわゆる「依存財源」に関し、以下の問いに答えられたい。

- 1 類似県において、①国庫支出金、②地方交付税がそれぞれ「依存財源」に占める割合について、各県ごと、及び類似県平均で示されたい。
- 2 1の①及び②の割合について、沖繩県は類似県十一県中何番目かそれぞれ示されたい。
- 3 仮に、沖繩県において、「依存財源」のうち特定の事業の財源となる国庫支出金の割合が類似県の割合の平均より高い一方、使途の自由度の高い地方交付税の割合が類似県の割合の平均より少ない場合、県による裁量の余地が乏しく、沖繩の自主性が尊重されていない

状況となつていふと考えるが、政府の見解を伺いたい。

4 国庫支出金のうち使途の自由度の高い沖縄振興一括交付金がピーク時の半分となるなど、近年、減額傾向となつており、県による裁量の余地、使途の自由度はますますなくなつてきていふと考えるが、政府の見解を伺いたい。

三 類似県と比較しても、使途の自由度が低く、県による裁量の余地が乏しい財源構成となつていふ状況が続いていふことを考慮すれば、現行の沖縄振興予算の仕組みを始めとする沖縄振興策を支える諸制度が、「沖縄の自立的発展に資すること」にも、「沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与する」ともなつていふと考えるが、政府の認識を伺いたい。

内閣衆質二一九第一四二号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄の自主性の尊重及び自立的発展と沖縄振興予算等現行の沖縄振興策の諸制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出沖縄の自主性の尊重及び自立的発展と沖縄振興予算等現行の沖縄振興策の諸制度に関する質問に対する答弁書

一の1及び二の1について

御指摘の「自主財源」及び「依存財源」の具体的

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「類似県(以下「類似県」といふ)における令和七年度一般会計当初予算については把握していないが、普通会計に係る当初予算について、総務省が令和七年度九月財政事情等ヒアリングについて(令和七年七月八日付け総務第九十二号総務省自治財政局財務調査官通知)に基づき実施した調査の結果に基づき、

①令和七年度の普通会計に係る当初予算の歳入予算額に占める当該通知における「地方税」、「分担金・負担金」、「使用料・手数料」、「財産収入」、「寄附金」、「繰入金」、「繰越金」及び「諸収入」に係る額の合計額の割合(以下「地方税等割合」といふ)。(2)同年度の普通会計に係る当初予算の歳入予算額から当該合計額を控除した額に占める当該通知における「国庫支出金」に係る額の割合(以下「国庫支出金割合」といふ)及び(3)同年度の普通会計に係る当初予算の歳入予算額から当該合計額を控除した額に占める当該通知における「地方交付税」に係る額の割合(以下「地方交付税割合」といふ)を類似県ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

- 福島県 ①四十八・四パーセント ②三十三・四パーセント ③四十・三パーセント
- 三重県 ①五十一・〇パーセント ②二十四・〇パーセント ③四十三・九パーセント
- 滋賀県 ①五十一・六パーセント ②二十三・一パーセント ③四十五・三パーセント
- 奈良県 ①四十一・三パーセント ②二十八・七パーセント ③五十三・二パーセント
- 岡山県 ①五十三・八パーセント ②二十一・八パーセント ③五十九・九パーセント
- 山口県 ①四十九・八パーセント ②二十四・九パーセント ③五十二・二パーセント

愛媛県 ①五十三・七パーセント ②二十四・五パーセント ③五十三・七パーセント

長崎県 ①三十七・〇パーセント ②二十四・五パーセント ③五十二・六パーセント
熊本県 ①四十四・七パーセント ②二十六・三パーセント ③四十八・三パーセント
鹿児島県 ①三十四・一パーセント ②二十八・三パーセント ③五十二・八パーセント
沖縄県 ①四十一・八パーセント ②二十九・三パーセント ③四十五・五パーセント

また、お尋ねの「類似県平均」については、地方税等割合が四十六・一パーセント、国庫支出金割合が二十六・三パーセント、地方交付税割合が四十九・〇パーセントである。

一の2について
沖縄県の地方税等割合は類似県の中で八番目に高くなつていふ。

一の3について

御指摘の「自主財源」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、地方税等割合のみをもつて、評価することは困難である。いづれにせよ、沖縄振興策に関しては、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。以下「法」といふ)に基づき、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図ることとしており、本土復帰以来、各般の振興策を講じてきた結果、地元における不断の努力も相まって、社会資本整備の本土との水準の差が縮小し、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど、着実に成果を挙げているところである。

二の2について

沖縄県の国庫支出金割合は類似県の中で最も高く、同県の地方交付税割合は類似県の中で八

番目に高くなつていふ。

二の3について
御指摘の「依存財源」及び「県による裁量の余地が乏しく、沖縄の自主性が尊重されていない状況となつていふ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、国庫支出金割合及び地方交付税割合のみをもつて、評価することは困難である。

二の4について

御指摘の「県による裁量の余地、使途の自由度はますますなくなつてきていふ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「沖縄振興一括交付金」については、法第一条の規定の趣旨も踏まえ、沖縄振興を推進するために必要な額を計上しているところである。

三について

御指摘の「類似県と比較しても、使途の自由度が低く、県による裁量の余地が乏しい財源構成となつていふ状況が続いていふ」及び「現行の沖縄振興予算の仕組みを始めとする沖縄振興策を支える諸制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、地方税等割合、国庫支出金割合及び地方交付税割合のみをもつて、評価することは困難である。いづれにせよ、沖縄振興策に関しては、法に基づき、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図ることとしており、本土復帰以来、各般の振興策を講じてきた結果、地元における不断の努力も相まって、社会資本整備の本土との水準の差が縮小し、県内総生産や就業者数が全国を上回る伸びを示すなど、着実に成果を挙げているところである。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一四三号

八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問主意書

八重山圏域(石垣市・竹富町・与那国町)においては、山岳地、海域、集落周辺を含む広範な地域で移動通信(4G及び5G)等の情報通信環境が十分に整備されていないエリアが残存しているとの指摘がある。住民の安全確保、利便性向上、観光等の産業の振興、教育・医療の提供、災害発生時等の緊急時における情報発信、及び行政手続のデジタル化においては安定した通信環境の確保が不可欠であるが、当該圏域では電波の不感地帯が存在し、また4Gが整備されていても通信が不安定なエリアが点在するなど、情報通信インフラの整備をめぐる課題が残されており、情報通信環境の改善が急務となっている。

しかし、当該圏域は地形上及び財政上の制約から自治体単独での対応には限界があるため、八重山広域市町村圏事務組合議会から国や県、通信事業者に対して情報通信インフラの整備についての要望がなされているところ、その進捗や今後の見通しが明らかでないことと認識している。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。
一 当該圏域における4G及び5G基地局の整備状況について、政府の把握するところを答えら
れたい。また、政府はその整備状況を広く公開
する考えはあるか、答えられたい。もし把握し
ていない場合には、前述の諸課題に鑑みれば早
急に整備状況を調査すべきと考えるが、政府の

見解を問う。

二 令和六年四月二十三日、古賀友一郎内閣府大臣政務官(当時)は、八重山広域市町村圏事務組合議会から当該圏域における5G基地局整備の加速化と通信品質の向上についての要請を受けている。政府は、当該要請に対応するための情報通信インフラの整備にどのように取り組んでいるのか、説明されたい。

三 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条の二の規定に基づき内閣総理大臣が定める「沖縄振興基本方針」には、沖縄の振興に関する基本的な事項の一つとして、「住民生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等に向けて、様々な分野でデータの連携・利活用が可能な環境の整備も含め、情報通信基盤の一層の高度化を図る」とあり、また、同法第八十七条においては、国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の特性に応じた産業の振興等離島の地域の振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

そこで、「情報通信基盤の一層の高度化を図る」ために必要な措置として、当該圏域を含む沖縄県の離島の地域に対して、政府はどのような施策を講じているか。また、当該圏域において電波の不感地帯や通信が不安定なエリアがある現状に鑑みれば、情報通信インフラの整備に係る財政措置その他の支援を拡充する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。
四 一般に、情報通信インフラの整備に当たっては、災害発生時や通信障害時に備えるため、例えば複数キャリアによる冗長性の確保等が必要となる。当該圏域のような地理的及び社会的条

件が不利な地域における、非常時に備えた情報通信環境が確保されるための方策について、政府の考えを問う。
右質問する。

内閣衆質二一九第一四三号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員屋良朝博君提出八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員屋良朝博君提出八重山圏域における情報通信インフラ整備に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「整備状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、市町村ごとの携帯電話の基地局数については、総務省のウェブサイトにおいて公開しており、御指摘の「八重山圏域(石垣市・竹富町・与那国町)」においては、令和七年十二月十七日時点で、六百三十五局である。また、全国の5Gの整備状況については、同年九月十九日に同省のウェブサイトにおいて公表したところ、当該公表における公表資料において、御指摘の「八重山圏域(石垣市・竹富町・与那国町)」を含めた沖縄県の「5G人口カバー率」は、「九十九・八」パーセントであるが、御指摘の「八重山圏域(石垣市・竹富町・与那国町)」のみの「5G人口カバー率」については、通常の業務において把握しておらず、いずれにせよ、個別の市町村についてのみこれを算出し、お答えすることは、行政の公平性の

観点から、差し控えたい。

なお、御指摘の「八重山圏域(石垣市・竹富町・与那国町)」を含めた各地の携帯電話のサービスエリアは、各携帯電話事業者のウェブサイトにおいて公開されているものと承知している。

二 について

お尋ねについては、例えば、「無線システム普及支援事業費補助金交付要綱(平成十七年十一月二十五日付け総基移第三百八十号。以下「要綱」という。)に定める「携帯電話等エリア整備事業」を実施し、事業者又は都道府県若しくは市町村が行う条件不利地域における5Gの携帯電話基地局の整備への財政支援を行っているところであるが、御指摘の「要請」も踏まえ、引き続き必要な取組について検討してまいりたい。

三 について

前段のお尋ねについては、御指摘の「当該圏域を含む沖縄県の離島の地域」への「情報通信基盤の一層の高度化を図る」ために必要な措置」として、例えば、「沖縄振興特別推進交付金交付要綱(平成二十四年四月十九日付け府政沖第百四十九号)に定める「沖縄振興特別推進交付金」により、沖縄県が実施する海底ケーブルの整備等による離島の情報通信基盤の構築に向けた取組に対し、財政支援を行っている。
後段のお尋ねについては、例えば、要綱に定める「高度無線環境整備推進事業」を実施し、離島地域等の条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が光ファイバ等を整備する費用の一部を補助しているところ、御指摘の「八重山圏域(石垣市・竹富町・与那国町)」を含む離島については、同事業において、離島以外

の条件不利地域よりも高い補助率が適用されている。
四について

お尋ねの「非常時に備えた情報通信環境が確保されるための方策」については、御指摘の「地理的及び社会的条件が不利な地域」を含め、例えば、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の技術基準等において、電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備(同法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備をいう。)の停電対策や伝送路設備の多重化を求めるとともに、要綱に定める「携帯電話基地局強朝化対策事業」を実施し、事業者又は都道府県若しくは市町村が行う停電対策や伝送路設備の多重化に要する電気通信設備の一部に対する財政支援や「情報通信拠点機能強化支援事業費補助金交付要綱」(令和七年五月九日付け総基安第二十号)に定める「情報通信拠点機能強化支援事業」を実施し、災害時に電気通信回線設備に支障が生じた場合に、電気通信事業者が応急的な復旧を行うための機材の整備のための財政支援を行っている。また、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」(令和六年六月二十一日閣議決定)において、「通信障害などの非常時における事業者間ローミングの実現・・・等の必要な対応を行う」としていることを踏まえ、災害による通信障害等といった非常時に、携帯電話の利用者が、契約している携帯電話事業者とは異なる携帯電話事業者が提供する携帯電話サービスを利用することができるよう、必要な取組を行っている。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一四四号

所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問主意書

農林水産省の調査によれば、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地、及び所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない農地(以下、これらを「所有者不明農地」という。)は、二〇二一年度において、全国で百二・九万ヘクタールと、全農地面積の約二割にも及んでいる。沖縄県においても、所有者不明農地は、一・七万ヘクタールと、県内の農地面積の三六・四％にも及び、全国で三番目に割合が高い。

所有者不明農地は、利用者の転居や死亡により耕作放棄地となりやすいため、所有者不明農地の発生を防止する取組が重要と考える。

これらを踏まえ、以下、質問する。

一 沖縄県における所有者不明農地の占める割合が、全国で三番目に高くなっている要因について、政府の見解を示されたい。

二 石垣市や宮古島市等の沖縄県内の農業委員会において、島外や都市在住の不在村の農地所有者を対象とした農地相談会を開催するなど、所有者不明農地の発生を防止する取組を行っている。国は、所有者不明農地対策事業において、所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を支援しているが、これを拡充する必要があると考える。

1 地方の農業委員会が都市在住の不在村の農地所有者を対象とした農地相談会を開催して所有者不明農地の発生を防止する取組を支援する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

2 不在村の農地所有者や、土地持ち非農家の増加に対応するため、農業委員会を窓口とした相談対応の体制を整備する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 二〇二四年四月から相続登記が義務化されたことを踏まえ、農地については農業委員会の働きかけによる登記の推進を図るため、国の支援が必要と考えるが、所有者不明農地の発生防止に係る農業委員会の取組についての現状認識及び今後の支援拡充の必要性についての政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一四四号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問に対して、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員屋良朝博君提出所有者不明農地対策に係る農業委員会への支援に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねについては、政府として把握していない。

二の1について
御指摘の「所有者不明農地の発生を防止する取組」については、政府としては、農地の有効利用を促進するために重要であると認識しており、令和八年度当初予算において、農業委員会が行う農地の所有者を対象とした相談会の開催等の取組を支援するために必要な予算を要求しているところである。

二の2について
御指摘の「農業委員会を窓口とした相談対応の体制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第六条第二項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行っているところ、政府としては、農地利用最適化交付金を通じ、農業委員会が農地の所有者等からの相談に対応するための体制の整備を支援しているところである。

三について
御指摘の「所有者不明農地の発生防止に係る農業委員会の取組」については、政府としては、農業委員会に対し、市町村と連携して、令和六年四月から義務化された相続登記の申請及び農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条の三の規定による届出について農地の所有者等に周知を行うことを求めている。

また、お尋ねの「今後の支援拡充」については、二の1についてお答えしたとおり、令和八年度当初予算において、必要な予算を要求しているところである。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一四一五号

最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問主意書

令和七年度の地域別最低賃金改定により、沖縄県の最低賃金は千二百三円となったが、なお東京都との間に二百三円の格差が存在している。物価上昇、とりわけ食料品価格の高騰により、最低賃金でフルタイム勤務をしても生活維持や貯蓄が困難な状況が続いている状況を改善するため、最低賃金の引上げによる中小企業への影響に配慮しつつ、最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正の早期実現が必要であると考えるところ、以下質問する。

一 沖縄県の最低賃金千二百三円では、一日八時間、週四十時間、月百七十三時間働いた場合の年収は約二百二十二万円となる。この水準では、労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難と考えるが、最低賃金法第一条が目的として掲げる「労働者の生活の安定」を実現できると考えているのか、政府の見解を示されたい。
二 全国に比して輸送費が高い沖縄県は、近年の食料品や光熱費など生活関連品の物価の上昇の中で、直近(令和六年)の消費者物価地域差指数が総合で一〇〇・二(全国九位)、食料に限れば一〇六・七(全国一位)と全国的にも高い水準である。また、沖縄県において積極的に取り組ん

でいる子どもの貧困対策について、その抜本的解決には、子育て世代の所得向上が不可欠である。物価上昇の継続は、特に低所得世帯の生活に深刻な影響を及ぼしていることから、労働者の実質賃金の上昇が必要であり、そのためには、まず最低賃金の大幅な引上げが効果的と考えるが、政府の見解を示されたい。

三 政府は、令和七年六月十三日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」において、最低賃金について「二〇二〇年代に全国平均千五百円」という目標を明記しているが、この目標に向かった努力は継続されるのか、政府の見解を示されたい。また、この目標の達成には、令和七年度から令和十一年度の最低賃金の引上げ率は年平均七・三％必要との指摘がある中で、令和七年度は六・三％であったことから、最低賃金の引上げを更に加速化する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 東京都と沖縄県の最低賃金の格差は二百三円であり、月百七十三時間働いた場合の年収の差は四十二万円に及ぶ。最低賃金額の高低と人口の転出入に相関関係があるという指摘もある中で、最低賃金の低い地方の経済が停滞することにより、地域間格差が固定、拡大する懸念がある。加えて、地域別最低賃金額を決定する際の考慮要素とされる労働者の最低生計費は、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることを背景に、地方と都市部との間で、地域間格差がほとんどないとの指摘もある。これらを踏まえ、地域経済の活性化のためにも、地方における最低賃金額の引上げにより早急に格差を是正する必要があると考え

るが、政府の見解を示されたい。
五 最低賃金の引上げにより経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、円滑な事業の継続と雇用の維持が図られるよう、十分な支援策を講じることが重要であると考え。

1 最低賃金の引上げが中小企業の経営に与える影響について、政府の見解を示されたい。
2 政府による最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策である、専門家派遣・相談等支援事業、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金等の実施状況とその効果についての評価を明らかにされたい。
3 社会保険料の減免や減税、補助金など、より即応性・実効性の高い支援策や、取引適正化支援など、長期的・継続的な支援策を導入すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一四五号
令和七年十二月二十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員 屋良朝博君提出最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 屋良朝博君提出最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化に向けた取組に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第一条の規定においては、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定……に資する……ことを目的」としているところ、御指摘の沖縄県の最低賃金も含め、御指摘の「地域別最低賃金」は、同法第九条第二項の規定に基づき、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して」定められており、これは、「労働者の生活の安定」に資するものと考えている。

二 について

「強い経済」を実現する総合経済対策(令和七年十一月二十一日閣議決定。以下「令和七年度総合経済対策」という。)においては、「賃上げが物価上昇を上回る状況を実現し、家計の実質所得を確保することが喫緊の課題である。そのため、企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整えることが、政府の役割との考えの下、税制・補助金などを総合的に活用し、人への投資を促しながら、賃上げの流れを全国に広げていく」としており、御指摘の「実質賃金の上昇」については、これに基づき各種施策に取り組むこととしており、御指摘の「まず……効果的」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、「大幅な具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「最低賃金」の「引上げ」については、賃上げにつながるものであることから、「実質賃金の上昇」に一定の効果があるものと認識している。

三 について

お尋ねの「最低賃金」についての「目標」に向けた努力は継続されるのかについては、「経

濟財政運営と改革の基本方針二〇二五(令和七年六月十三日閣議決定)において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、二十年代に全国平均千五百円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としているとお尋ねであり、また、お尋ねの「最低賃金の引上げ」の「加速化」に関しては、令和七年十一月六日の参議院本会議において、高市内閣総理大臣が「最低賃金を含むこれまでの政府決定への対応について、経済動向等を踏まえて今後具体的に検討をまいります」と答弁しているとお尋ねである。

四について

お尋ねのように「地域別最低賃金」の「格差を是正する必要」については認識しているところであり、令和七年度総合経済対策において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る」としているところである。

五の1について

お尋ねについては、例えば、令和七年七月十一日に開催された第一回令和七年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会の参考資料No. 一「最低賃金に関する調査研究」の「JILPT」最低賃金の引上げと企業行動に関する調査(二千二十四年の概要(速報))において示しているとお尋ね、二千二十四年度地域別最低賃金の改定について、二千二十四年十月から現在(二千二十五年一〜二月)までの影響について、「従業員規模一人以上三百人未満の全国企業」を対象に実施した調査に対する回答として、「最低賃金の大幅引上げが社会的に注目されて、価格転嫁がやりやすくなった」が約十一

パーセント、「事業所の経営が苦しくなった」が約二十三パーセント、このような「影響は受けていない」が約四十八パーセント等となっているとお尋ねである。

五の2について

御指摘の「専門家派遣・相談等支援事業」は、厚生労働省において実施している「令和七年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(セクター事業)委託要綱」に基づく「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(セクター事業)」と理解した上で、当該事業のお尋ねの「実施状況」については、令和六年度において、全国における「電話・メール・来所相談による個別相談支援」、「企業へのコンサルティング」及び「事業主向けセミナー」の実施件数又は実施回数は、それぞれ、三万六千九百八十三件、三万二千九百二十八件及び二千五百四十五回であり、お尋ねの「効果」については、同要綱に定める「生産性向上による賃金引上げ」が一定程度達成されているものと「評価」している。

また、業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)交付要綱(平成二十三年四月一日付け厚生労働省発基〇四〇一第三十九号厚生労働事務次官通知別紙)の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金をいう)についてのお尋ねの「実施状況」については、令和六年度の申請件数及び支給件数は、二万七千七百八十三件及び一万七千六百六十六件であり、お尋ねの「効果」については、同要綱に定める「生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等」とともに、賃金の引上げを行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成することにより、最低賃金(最低賃金法・第四條の最低賃金をい

う。・・・)の引上げに向けた環境整備を図ること」が一定程度達成されているものと「評価」している。

さらに、御指摘の働き方改革推進支援助成金(働き方改革推進支援助成金交付要綱(業種別課題対応コース))、「働き方改革推進支援助成金交付要綱(労働時間短縮・年休促進支援コース)」、「働き方改革推進支援助成金交付要綱(勤務間インターバル導入コース)及び「働き方改革推進支援助成金交付要綱(団体推進コース)」(令和六年四月一日付け厚生労働省発基〇四〇一第十三号厚生労働事務次官通知別紙)の働き方改革推進支援助成金をいう)については、お尋ねの「実施状況」については、令和六年度の申請件数及び支給件数は、五千四百二十五件及び四千二百八十三件であり、お尋ねの「効果」については、これらの要綱に定める「中小企業における労働時間等の設定の改善が一定程度達成されているものと「評価」している。

五の3について

お尋ねのうち「社会保険料の減免」については、「社会保険料」は、労働者が安心して就労できる基盤を整備することが事業主の責任であるとともに、事業主の利益にも資するという観点から事業主に求められているものであり、その「減免」には慎重な検討が必要であると考えている。

また、御指摘の「減税、補助金など、より即応性・実効性の高い支援策」に関しては、令和七年度総合経済対策において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。」「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応

を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。中小企業・小規模事業者の業務改善・設備投資に対する支援を強化するとともに、企業の継続的な賃上げを後押しする賃上げ促進税制の活用を通じて、賃上げメニューの維持、向上を図る。「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った確かな支援を行う」としており、これに基づき取り組むこととしている。

さらに、お尋ねの「取引適正化支援など、長期的・継続的な支援策」に関しては、令和七年度総合経済対策において、「二十六年一月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知広報を徹底するとともに、同法を厳正に執行する」としており、これに基づき取り組むこととしている。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一四六号

ウオーターPPP等の推進における問題点に関する質問主意書
提出者 上村 英明

ウオーターPPP等の推進における問題点に関する質問主意書

改めて言うまでもなく、水は健康を維持するために不可欠であり、尊厳ある生活の基礎である公共资源である。本来、公の責任の下で安定的に管理されるべきインフラであるにもかかわらず、政府は、効率化、財政負担軽減等を名目として、上下水道や工業用水道分野において、ウオーターPPP等の官民連携のPFI・PPP方式の導入を

全国の自治体に事実上押し付けつつある。これは、国や自治体が責任持つて守るべき、水に関わる公共サービスの根幹を市場原理に委ね、住民の安全や負担、自治体の自治権を脅かす重大な政策転換であり、看過できない。

以上の問題認識の下、質問する。

一 政府は、「PPP/PFI推進アクションプラン」(令和五年改定版)において、ウォーターPPP導入を決定済みであることを、二〇二七年度以降の污水管の改築(緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除く。)に係る国費支援に関して要件化しているが、要件化の時期を二〇二七年度以降とする理由は何か。具体的に説明されたい。

二 国費支援の要件とすることを梃子として、自治体にウォーターPPP導入等の政策選択を事実上強制することは、地方自治の本旨を侵害し、自治体の自主性を奪う「財政的圧迫による誘導」との批判が広がっている。ウォーターPPPの導入決定を国費支援要件とする手法の正当性や、こうした批判に対する反論を具体的に示されたい。

三 ウォーターPPP導入を決定済みであることを二〇二七年度以降、污水管の改築の国費支援に関して要件化すること等に関して、多くの自治体等から懸念や批判の声が上がっている。例えば、本年一月二十八日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因するとみられる道路陥没事件に関して、大野元裕埼玉県知事は、本年七月一日付で国土交通大臣あてに出した要望書の中で、「現在、国が推進しているウォーターPPPについては、インフラの長期に亘る更新に目途がつかまでは、慎重に検討をすること。また、下水道に対する国の財政的支援につ

いては、ウォーターPPPを前提条件としないこと等を要望している。政府は、こうした自治体の声や要望に応え、ウォーターPPPの導入決定を国費支援の要件とすることを中止する、あるいは当分の間延期するべきと考えるが、政府の見解や方針を具体的に説明されたい。

四 ウォーターPPPは、「レベル三・五」と称される「管理・更新一体マネジメント方式」と「レベル四」と称される「公共施設等運営事業(コンセッション方式)を合わせたものとされ、「水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)」によると、「原則十年の管理・更新一体マネジメント方式(レベル三・五)の後、コンセッション方式に移行すること」とされている。「管理・更新一体マネジメント方式」を導入して污水管に係る国費支援を受けた場合、十年後にコンセッション方式に必ず移行しなければならないのか。また、移行しない場合は污水管に係る国費支援が受けられなくなるのか。政府の方針等を説明されたい。

五 パリの水道事業やベルリンの上下水道事業等で見られるように、世界各地で、コンセッション等の官民連携導入後に水道料金の急騰、サービス低下、汚水事故の増加など深刻な問題が相次ぎ、当該官民連携を終了するいわゆる「再公営化」が進んでいる。政府はこれらの失敗事例というべき諸外国の事例をどのように分析・評価しているのか。更に、このような再公営化事例が多数ある中で、ウォーターPPP等の官民連携や民営化推進を続ける理由は何か。具体的な右質問する。

内閣衆質二一九第一四六号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出ウォーターPPP等の推進における問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員上村英明君提出ウォーターPPP等の推進における問題点に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについては、地方公共団体における御指摘の「ウォーターPPP」の「導入」の「決定」に要する準備期間を考慮した結果、御指摘の「時期」を令和九年度以降としたものである。

二 について

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第三十四条において、「国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水道の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。」と規定されていることを踏まえ、政府として、御指摘の「ウォーターPPP」の導入決定を国費支援の「要件」としたものにすぎず、御指摘の「ウォーターPPP」を導入しない地方公共団体が自らの財源により下水道事業を実施することは妨げておらず、御指摘のように「事実上強制する」及び「地方自治の本旨を侵害し、自治体の自主性を奪う」「財政的圧迫による誘導」とは考えていない。

三 について

御指摘の「ウォーターPPP」の導入決定を国費支援の要件とする「理由については、令和七年五月十六日の衆議院国土交通委員会において、松原国土交通省大臣官房上下水道審議官(当時)が「下水道事業においては、施設の老朽化、職員数の減少など、様々な課題を抱えているものと認識をしております。これらの課題に対応していくためには、ウォーターPPPを始め、広域連携、デジタル技術の活用などにより、事業の効率化を進めていくことが重要と考えております。ウォーターPPPの特徴は、原則十年という長期で、かつ、施設の維持管理と更新を一体的に進める官民連携方式でございますので、老朽化対策を効果的に実施することが期待できるほか、性能発注により民間の創意工夫やノウハウを最大限生かし、デジタル技術の活用などによる効率的な事業運営にも寄与する施策であると考えております。このため、国土交通省としては、ウォーターPPPの導入を促進すべく、令和九年度以降、防災・安全交付金等を活用した污水管の改築に当たってウォーターPPPの導入を決定済みであることを交付要件としたところがございます。」と答弁したとおりであり、政府としては、現時点で御指摘のように「中止する、あるいは当分の間延期すること」は考えていないが、御指摘の「自治体の声や要望」を踏まえつつ、制度の詳細について、検討してまいりたい。

四 について

前段のお尋ねについては、御指摘の「水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)」は、法的拘束力を有するものではない。後段のお尋ねについては、現時点で決まっていない。

五について

御指摘の「再公営化」及び「失敗事例」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「諸外国の事例」については、令和元年九月三十日に厚生労働省が公表した「水道事業における官民連携に関する手引き(改訂版)」に示しているとおり、政府として、海外の水道事業の民間活用について把握しているところであるが、その他にお尋ねのような「分析・評価」は行っていない。

お尋ねの「理由」については、上下水道施設の老朽化、人口減少による上下水道に係る料金の収入の減少等が懸念される中で、御指摘の「ウォーターPPP等の官民連携」を通じて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、上下水道の基盤の強化が図られるからであり、御指摘の「ウォーターPPP等」の導入による効果として、例えば、国土交通省が令和五年十一月十五日に開催した第三十四回下水道における新たなPPP/RFI事業の促進に向けた検討会の資料四「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託(茨城県守谷市)」において示した「ICT/IOT技術の積極導入による点検・調査・運転管理の省力化・効率化」を期待している。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一四七号

永住者の在留資格の取消し等に関する質問
意書

提出者 上村 英明

永住者の在留資格の取消し等に関する質問
主意書

第二百十三回国会において成立した「出入国管

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

理及び難民認定法等の一部を改正する法律」により、永住者の在留資格の取消しに関する規定(以下「本規定」という。)が整備された。

永住者は、長年にわたり我が国に在留し、地域社会の一員として定着している者であり、こうした永住者の生活実態に鑑みれば、その法的地位の安定性は極めて重要である。しかしながら、本規定は永住者の在留資格の取消事由を定めるものであることから、その運用に当たり、当事者の人権保障や地方自治の観点から懸念が生じている。

このような問題認識に基づき、以下質問する。
一 本規定の審議過程において、岸田文雄内閣総理大臣及び丸山秀治出入国在留管理庁次長は、永住許可が取り消された場合でも、引き続き日本に在留することが適当と認められる場合は、原則として「定住者」の在留資格への変更を許可する旨を説明していた。しかし、条文においてその旨は明記されておらず、解釈上は「特定活動」など他の在留資格への変更も可能であり、直ちに日本から退去させられる可能性が排除されていない。永住許可を取り消された者が、引き続き日本に在留することが適当であると認められる場合、政府は、「定住者」以外の在留資格へ変更することはないとの認識で問題ないか。政府の見解を示されたい。

二 本規定の審議過程において、小泉龍司法務大臣は、永住許可の取消し等に係るガイドラインの策定に関し、「でき得る限り公平な形で、透明性のある形で直接コンタクトを、意思疎通をさせていた」ということを考えたい旨の答弁を行っている。この答弁を踏まえ、多様な背景を持つ永住者当事者が、当該ガイドラインの策定過程に関与し、その意見を反映させる具体的な機会や場は設けられるという理解でよい

か。政府の見解を示されたい。

三 改正後の出入国管理及び難民認定法第六十二条第二項は、国又は地方公共団体の職員が、職務の遂行に当たり、永住許可の取消事由に該当すると思料するときは、その旨を通報することができる旨を規定している。

1 地方公共団体は、国から独立して地域住民の福祉の増進を図る役割を担っており、住民との信頼関係は行政執行の基盤である。したがって、出入国在留管理庁がこの地方自治の本旨や自治権を侵害することはあってはならない。この通報は地方公共団体の職員に対し義務を課すものではなく、あくまで任意の協力依頼であると理解してよいか。政府の見解を示されたい。

2 永住者が公租公課を支払わなかった場合においても、当該永住者が取消しを恐れることなく行政に相談し、問題解決に向けた支援を受けられるよう、相談体制等の整備が必要であると考えるが、政府の取組を示されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第一四七号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員上村英明君提出永住者の在留資格の取消し等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員上村英明君提出永住者の在留資格の取消し等に関する質問に対する答弁書
一について
出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能

実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第六十号)第一条による改正後の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)以下「改正後入管法」という。)第二十二條の六第一項の規定に基づき、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する場合には、原則として、「定住者」の在留資格への変更を許可することとしているが、具体的な運用においては、個々の外国人のその時の活動状況に鑑みて、引き続き本邦に在留するに当たって適切な在留資格を付与することを想定している。

二について

お尋ねについては、令和六年六月十三日の参議院法務委員会において、小泉法務大臣(当時)が「どういう方法がいいのか、どういう形があるのか、大勢の方の意見を聞けるのか、公平性があるのか、そういった点に十分留意しながら具体的な方法を検討していきたい」と答弁し、また、「様々なお立場の、状況の方がいらつしやいますので、ごく一部というわけにもいかないかもしれない。代表する団体、そういうところを通じるのか、どういう形がいいのか。そういうことも含めて、意見を、意思疎通をすることの方向性を前提として検討をしていきたい」と思っています。」と答弁しているところであり、御指摘の「ガイドライン」の策定に当たり、多様な意見を反映させる方法について、現在検討中である。

三の1について

お尋ねの「任意の協力依頼」の意味するところが必ずしも明らかでないが、改正後入管法第六十二条の二第一項は、「国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて第二十

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

二条の四第一項各号のいずれかに該当すると思料する外国人を知つたときは、その旨を通報することができると規定しており、御指摘のとおり、「地方公共団体の職員に対し義務を課すもの」とはな

三の2について

政府としては、改正後入管法の趣旨の周知を徹底するとともに、地方公共団体の相談窓口に入出国在留管理庁の職員を派遣するなど、適切な相談体制の整備を推進してまいりたい。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一四八号

「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問主意書

提出者 上村 英明

「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問主意書

国連総会は一九七五年の決議「三四四九(XXX)全ての移住労働者の人権及び尊厳を確保するための措置」(三四四九(XXX) Measures to ensure the human rights and dignity of all migrant workers)二項において、国連機関及び関係専門機関に対し、他国に不法に、かつあるいは、密かに入国して就労を得る労働者を定義するにあたり、全ての公式文書において「書類のない」(non-documented)もしくは「非正規の移住労働者」(irregular migrant workers)という用語を使用するように要請している。

また、同三項において、加盟国政府に対し、自国の管轄行政当局に対して「非正規移民を含む全ての移住労働者の人権を尊重する義務」を再確認するように要請している。

質問主意書及び答弁書

更に、「不法滞在者」のように、「違法」や「非合法」の意味を含む言葉は、ビザの期限超過といった行政上の違反行為を過度に強調し、不必要な犯罪性を連想させるおそれがあるため、一般的に使用を避けるべきというのがIOM (International Organization for Migration 国際移住機関)の見解である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 政府は、二〇二五年五月二十三日に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」(以下「ゼロプラン」という)を公表した。日本は一九五六年に国連加盟国となり、国際社会の一員として規範を尊重する義務を負っているにもかかわらず、一九七五年の国連総会決議を無視してまで、政府が「不法滞在者」という呼称に固執する理由を示されたい。

二 ゼロプランにおいては、「不法滞在者ゼロ」を「目指す」とし、「在留管理・難民審査」や「出国・送還」等の強化を図るとしているが、国際人権規約を批准した日本が「書類のないもしくは非正規状態を含む全ての移住労働者の人権を尊重する」という国家の義務を果たさない理由を示された。

三 政府は、「非正規移民を含む全ての移住労働者の人権を尊重する義務」を遵守し、差別や偏見を助長しないためにも、「不法滞在者」という呼び方を直ちに「非正規滞在者」に変更する必要があると考えるが、見解を示されたい。

四 政府は、ゼロプランの公表前から、難民認定申請中の家族のうち、その親のみを強制送還することで家族の分離を強いる取扱いを行ってきたと認識している。これは、日本が批准した「児童の権利に関する条約」の第九条一に規定された「児童がその父母の意思に反してその父母

から分離されないことを確保する」という権利を侵害するものと考えられる。しかし、政府は、同条約の第九条一について、「出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではない」という解釈宣言を行っている。この解釈宣言は、国内法である出入国管理及び難民認定法(入管法)が国際条約上の義務に優先するという立場を示唆するものであるが、そもそも入管法は国際法よりも法的に上位に位置するものであるか否か、その理由も含めて説明されたい。

五 日本国憲法第九十八條第二項には「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と明記されている。この条文は一般的に国際法が国内法より上位であることを示すものとされているが、最高法規である日本国憲法に反してまで、入管法が国際法に優先するという見解を示す理由を説明されたい。

六 日本は「難民条約」児童の権利に関する条約「国際人権規約」を批准しており、これらに従う国際的義務があるが、現在の入管行政が国際法から逸脱しているとの認識はあるのか。これと異なる認識である場合には、その理由もあわせて説明されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一四八号
令和七年十二月二十三日
衆議院議長 額賀福志郎 殿
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議員 上村英明君提出「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員上村英明君提出「不法滞在者」という呼称の使用等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「国連総会決議」における「要請は、法的拘束力を有するものではないところ」、「不法滞在者」という用語は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という)等の法令において用いられていることを踏まえ、例えば、「ゼロプラン」において、我が国に、法令に違反して滞在している外国人を「不法滞在者」と呼称している。

その上で、「ゼロプラン」においては、「不法滞在者ゼロ」を目指すとし、「在留管理・難民審査」や「出国・送還」等の強化を図るとしているが、これは、入管法の厳格な運用を図るものであって、そのことは「書類のないもしくは非正規状態を含む全ての移住労働者の人権を尊重する」という国家の義務を果たさないことを意味するものではなく、「差別や偏見を助長」するものでもないことから、「一九七五年の国連総会決議を無視」するものではないと考えており、また、「不法滞在者」という呼び方を直ちに「非正規滞在者」に変更する必要がある」とは考えていない。

四及び五について

一般に、条約と法律との関係については、条約が法律に優位すると解されるところ、御指摘の「解釈宣言」は、児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号。以下「児童の権利条約」という)第四十三條一の規定に基づき設置された児童の権利に関する委員会に政府が提出した第三

回政府報告において示しているとおり、児童の権利条約第九条1に關し、「当該規定は、締約国に對し、父母による児童の虐待又は父母の別居等の特定の場合において、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として児童の最善の利益のために必要であると決定する場合を除き、児童がその父母の意思に反して父母から分離されないことを確保するよう義務づけるものであり、児童又は父母の退去強制、抑留及び拘禁等この条約第九条4において国がとり得る措置として認められている措置により、結果的に親子の分離が生ずることを妨げるものではないと解される(仮訳が、この「解釈が文言上必ずしも一義的に明確ではない」(仮訳)ことから「行っている」(仮訳)ものであり、御指摘のように「国内法である出入国管理及び難民認定法(入管法)が国際条約上の義務に優先するという立場を示唆」したり、「最高法規である日本国憲法に反してまで、入管法が国際法に優先する」という見解を示したりするものではない。

六について

我が国は、難民の地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一号)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和五十四年条約第七号)及び児童の権利条約の締約国として、これらの国際約束については、憲法第九十八条第二項の規定にのっとり、誠実に遵守していると考えており、このことは、お尋ねの「現在の入管行政」についても同様であつて、「国際法から逸脱している」とは「認識」していない。

令和七年十二月十一日提出
質問第一四九号

陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問主意書

提出者 阪口 直人

陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問主意書

京都府相楽郡精華町と京田辺市にまたがる陸上自衛隊祝園分屯地では、防衛力強化の一環として大規模な弾薬庫増設計画が進んでいる。長距離ミサイルなどの保管能力向上を目指し、複数の火薬庫の建設が二〇二五年八月から始まったと承知している。完成すれば本州で最大級の弾薬庫が見込まれる。同分屯地は周辺を学校や公園、商業施設に囲まれ、精華町・京田辺市など二十五万人以上の住民が暮らす。他国と紛争になった場合、長距離ミサイルを大量保管する同分屯地は敵国の攻撃の標的になるといふ不安の声も住民から上がっている。したがって、次の事項について政府に質問する。

- 一 敵対国の攻撃を受け、長距離ミサイルを収納する弾薬庫が爆発した場合の被害想定は試算されているのか。
- 二 有事が発生した場合の周辺住民の避難及び安全確保のための計画があれば示されたい。
- 三 弾薬庫で爆発事故などが起きた場合、事故時の責任の詳細は事前に明確に示されているのか。
- 四 事故発生時の消防と救急の連携体制は事前に決められているのか。具体的な連携の体制を示されたい。
- 五 こうした周辺住民の不安を考慮すれば、政府

は同分屯地の弾薬庫増設の中止を検討すべきであると考え、政府の見解を示されたい。また、増設工事を統行する場合は周辺住民へのよきめ細やかな説明は検討しているのか。住民向けの説明会などが決定されているならば、具体的な開催日などを示されたい。

内閣衆質二一九第一四九号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員阪口直人君提出陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阪口直人君提出陸上自衛隊祝園分屯地の弾薬庫増設に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「敵対国の攻撃」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省としては、火薬庫の整備に当たっては、火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)等の関係法令に基づき、例えば、火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第二十三条に規定する保安距離を確保する等、安全を確保するための措置を講じており、また、これまで自衛隊の火薬庫で爆発事故が発生したこともなく、周辺地域の住民に重大な影響を与えるような被害に係る、お尋ねの「被害想定」の「試算は行っていない。」

二について
お尋ねの「周辺住民の避難及び安全確保のため

の計画」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律百二十二号)第五十四条第一項の規定に基づき、都道府県知事が、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に對し避難すべき旨を指示したときは、同法第六十一条第一項の規定に基づき、当該市町村長が、同法第三十五条第一項に規定する国民の保護に関する計画(以下「国民保護計画」という。)で定めるところにより、住民の避難の方法に關する事項等について定める避難実施要領を定めなければならないこととされており、さらに、同法第三十二条第一項の規定に基づき定められている「国民の保護に関する基本指針」(平成十七年三月二十五日閣議決定)において、「避難実施要領のバターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。」とされているところであり、京田辺市及び精華町においては、国民保護計画及びこの「避難実施要領のバターン」が作成されていると承知している。

三について

お尋ねの「事故時の責任の詳細」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省としては、火薬類取締法その他の関係法令の規定等に基づき、火薬庫及びその周辺における安全を確保しているところである。

四について

お尋ねの「事故発生時の消防と救急の連携体制」及び「具体的な連携の体制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省としては、自衛隊の施設及びその近隣に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに警察署、消防署

その他の関係機関に通報し、万が一、火災等が発生した場合は、自衛隊員が直ちに初期消火に努めるとともに、消防隊員を直ちに火災現場に誘導し、自衛隊員及び消防隊員が協力して速やかに消火活動に当たることができるよう必要な措置を講ずることとしている。

五について
前段のお尋ねについては、火薬庫の整備を含め、防衛体制の強化を行うことは、我が国自身の抑止力及び対処力を強化し、武力攻撃そのものを抑止し、ひいては国民の安全の確保にも資するものであると考えているところ、「国家防衛戦略」(令和四年十二月十六日閣議決定)において、「有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要がある。このため、弾薬の生産能力の向上及び製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬を早急に保有することとしており、このような考えの下、陸上自衛隊宇治駐屯地祝園分屯地においても火薬庫の整備を進めていく考えであり、当該整備を中止することは考えていない。

後段のお尋ねについては、これまで、防衛省近畿中部防衛局から関係自治体に対し、文書等により当該整備について丁寧な説明を行っているほか、令和七年七月に関係自治体により開催された住民説明会において、同局から工事の実施に関する説明を実施したところである。現時点で更なる住民説明会の予定はないが、引き続き、工事の進捗状況等については、関係自治体に対し、様々な形で情報提供してまいりたい。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五〇号

地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問主意書

提出者 青山 大人

地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問主意書

近年、医療現場は深刻な人手不足、診療報酬の抑制、物価高騰等の複合的要因により、地域医療の継続が危ぶまれる状況にある。現場の医療従事者・医療経営者からは、制度の硬直性と政策の遅れに対する不満が強く、医療提供体制の持続可能性は急速に損なわれつつある。

しかしながら、医療機関の切実な訴えにもかかわらず、政府からは財政難を理由に具体的な解決が示されていない。本来、医療提供体制の維持は国の責務であり、制度が現場の実態と乖離したまま放置することは許されない。

そこで、以下質問する。
一 いわゆる三六協定の適用の在り方について
三六協定の趣旨は、時間外労働に制約を課して労働者を保護する点にある。

一方で、医療・介護分野では慢性的な人員不足の中で、三六協定による労働時間制限が業務負担の増大と医療の質の低下を招いているとの指摘がある。

本人が希望しても本業務の延長が認められないにもかかわらず、副業を認める現在の制度では、時間外労働に制約を課して労働者を保護するという本来の三六協定の趣旨から潜脱しかねない上、本業現場の慢性的な人員不足の解決からは遠ざかる。そのため、現場から疑問が呈されている。

そこで、労働者保護を重視しつつ、医療従事者本人の自発的希望在明で、その意思決定に事業主の不当な介入がないと認められる場合は、三六協定による労働時間制限の弾力的運用の余地を例外的に検討すべきではないか、政府の検討状況及び見解を伺う。

二 入院時食事療養費の単価設定の在り方について
物価や光熱費が高騰する中、現在の食事提供単価では治療食等を含む質の確保は、現実には困難であるとの意見が現場から多数寄せられている。「入院時食事療養費制度」発足以来の食事療養費等は、現在まで幾度かの見直しを経たものの、金額の上昇は微々たるものであり現実的な単価設定とはいえない、ということが現場から指摘されている。

1 国は、必要コストを踏まえた「模範食」を提示した上で現実的な単価を設定することもに、その根拠を明示すべきではないか。
2 国は「値段のみを定めて調理方法は現場任せ」としている現状を改め、食事療養費の単価設定の在り方について指針の明確化を行う考えはあるか。

三 保険外併用療養費制度の柔軟化について
リハビリテーションの単位数、看護・介護の追加提供、医療材料のグレード等について、患者が希望する場合には自由診療枠を柔軟に認めるべきとの現場の意見が強いという。

1 必要最低限は保険診療で保障しつつ、希望者には自由診療による追加サービスを認める
保険外併用療養費制度の柔軟化を検討すべきではないか。
2 緊急手術やより良い高度材料の使用等を患者が希望する場合、その患者の追加負担によ

り医療の選択肢を広げる制度設計について、政府の見解を伺う。

四 美容医療等の自由診療と保険診療の関係について
美容医療等の自由診療で行われた医療行為に起因する問題を公的保険制度である保険診療で救済している現状について、制度の公平性を欠くとの批判がある。自由診療で生じた問題については自由診療内での解決を原則とする制度化を検討すべき時期ではないか。政府の検討状況、問題意識や見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質二一九第一五〇号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員 青山 大人 君 提出地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員 青山 大人 君 提出地域医療の危機的状況と現場からの改善提案に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の「三六協定による労働時間制限の弾力的運用の余地」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねが、御指摘のような「場合」は、「三六協定」で定めるところによらず「時間外労働」を認めるべきとの御質問であるとするれば、一般に労働者と使用者の間には交渉力の違いがあることを踏まえ、お尋ねのような「医療従事者本人の自発的希望在明で、その意思決定に事業主の不当な介入がないと認

められる場合」を担保することは困難であると
考えており、また、労働基準法(昭和二十二年
法律第四十九号)はそのような違いがあること
を踏まえ、弱い立場にある労働者が劣悪な環境
で働くことのないよう保護する観点から、契約
自由の原則を修正し、「時間外労働をさせる場
合に「三六協定」を必要とすることを含め、労働
条件について最低基準を定めているものである
ことを踏まえると、適切ではないと考えてい
る。

二について

入院時の食事に関しては、「入院時食事療養
費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る
生活療養の実施上の留意事項について」令和六
年三月五日付け保医発〇三〇五第十四号厚生労
働省保険局医療課長通知において、「食事は医
療の一環として提供されるべきものであり、そ
れぞれ患者の病状に応じて必要とする栄養量が
与えられ、食事の質の向上と患者サービスの改
善をめざして行われるべきものである」、「入院
患者の栄養補給量は、本来、性、年齢、体位、
身体活動レベル、病状等によって個々に適正量
が算定されるべき性質のもの」等としていると
おりであり、一概にお尋ねのように「必要コス
トを踏まえた「模範食」を提示した上で現実的な
単価を設定するとともに、その根拠を明示」す
ること及びそのような「単価設定の在り方につ
いて」の「指針」をお示しすることは困難である
と考えているが、いずれにせよ、入院時食事療
養費の「単価」については、食材に係る費用等の
状況を踏まえ、中央社会保険医療協議会におい
て検討してまいりたい。

御指摘の「希望者には自由診療による追加

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

サービスを認める保険外併用療養費制度」及び
「患者が希望する場合、その患者の追加負担に
より医療の選択肢を広げる制度設計」は、健康
保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第
二項第五号に規定する選定療養の制度と理解し
た上で、当該制度のお尋ねの「柔軟化」の意味す
るところが必ずしも明らかではないが、当該制
度については、診療報酬改定の際に、厚生労働
省ホームページにおいて、「選定療養として導
入すべき事例等」に関する提案・意見の募集に
ついて」として意見を募集し、それを踏まえ、
中央社会保険医療協議会において検討し、必要
に応じ、見直しを行っているところであり、ま
た、お尋ねの「緊急手術やより良い高度材料の
使用」については、一般的に、医師において、
個々の患者の症状等に応じて実施又は選択の判
断がなされるものであり、患者の希望に応じて
実施等されるべきものではなく、当該制度の対
象とすることについては、慎重な検討が必要な
ものと考えている。

四について

御指摘の「美容医療等の自由診療で行われた
医療行為に起因する」疾病又は負傷に対する治
療については、令和七年十一月二十一日の衆議
院厚生労働委員会において、政府参考人が「一
般論で申し上げれば、・・・美容医療があつ
て、それに伴う合併症、それが原因となつてい
るような合併症があつた場合、その治療が一体
のものというふうには評価されるのであれば保険
外診療に起因する有害事象等に対する診療行為
になりますので、私どもとしては保険給付は認
められないのではないかとというふうを考えてい
るところでございます」及び「個々の診療行為が
保険給付の対象となるかについては、あくまで

質問主意書及び答弁書

個別に判断する必要があると思っております」と
答弁しているところであり、御指摘のように
「自由診療で生じた問題については自由診療内
での解決を原則とする制度化を検討すべき」と
は考えていない。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五一号

教科書検定基準にある近隣諸国条項削除に関
する質問主意書

提出者 竹上 裕子

教科書検定基準にある近隣諸国条項削除に
関する質問主意書

教科書検定基準(小中高の社会科・地理歴史科)
にある「近隣諸国条項」において、「近隣のアジ
ア諸国との近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と
国際協調の見地から必要な配慮がされているこ
と。」と定められている。

しかしながら「近隣諸国との外交関係に配慮す
る」という政治的理由で、国連加盟国百九十三箇
国の中で、中国・韓国・北朝鮮の主観に基づく歴
史観に迎合する制度は、国際的基準であるとは言
えない。一方で、中国・韓国・北朝鮮の教科書作
成や検定には同様の規定がないことで、相互主義
ではないと言える。日本側のみ歴史記述への配慮
を義務付け、他国教科書には同レベルの日本への
配慮がなされていないことは公平性を欠いている
ものである。ましてや同三箇国の中では、反日扇
動映画が作られ、反日教育の一環として日本の国
旗を踏ませたり、焼き捨てたりしている。
このような状況を踏まえて、以下質問する。
一 二〇一三年四月三十日、教育基本法が改正さ
れ他国に敬意を払う趣旨の記述が加えられた

ことで、教科書検定の際に何か問題となるよう
な教科書記述の変化はあったのか。

二 該当する「近隣諸国」である中国・韓国・北朝
鮮の教科書作成に関し、「他国に敬意を払う」と
同等の規定制定の申し入れを該当国に外務省と
文部科学省は行ったのか。

三 教科書検定基準に「近隣諸国条項」を制定した
当時、相互主義として中国・韓国・北朝鮮にも
反日教育や反日展示を控えるような外交上の申
し入れはしたのか。

四 二〇二五年五月二十七日参議院外交防衛委員
会において「カナダの博物館が「南京事件」など
を題材にした反日展示が続いている」と佐藤正
久議員から質問されたが、何らかの外交上の抗
議はできたのか。

五 二〇一三年四月、自民党「教育再生実行本部
教科書検定の在り方特別部会」(主査・萩生田光
一)は、「改正教育基本法には「他国に敬意を払
う」趣旨があり、本条項(近隣諸国条項)はその
役割を終えた」として見直しを決定している。
しかしその後十二年経過しても変更がなされて
おらず、反日教育は依然として該当国では続け
られている。よって検定基準の改定「近隣諸国
条項」の削除を、いつ行うのか。
右質問する。

内閣衆質二一九第一五一号
令和七年十二月二十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議員竹上裕子君提出教科書検定基準にあ
る近隣諸国条項削除に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出教科書検定基準にある近隣諸国条項削除に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの二〇一三年四月三十日、教育基本法が改正され「他国に敬意を払う」趣旨の記述が加えられたこと及び「教科書検定の際に何か問題となるような教科書記述の変化」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、我が国の教科書検定は、教科用図書検定基準等に基づき適切に実施しているところである。

二及び三について

御指摘の「他国に敬意を払う」と同等の規定制定の申し入れ及び「反日教育や反日展示を控える」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「申し入れを該当国に外務省と文部科学省が行ったのか」及び「外交上の申し入れはしたのか」を含め、個別のやり取りを明らかにすることは、相手国・地域との関係もあることから、お答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、教科書制度の在り方は各国の判断に委ねられるべきものであると考えており、御指摘の「国際理解と国際協調の見地から必要な配慮」を諸外国に対し求めることは考えていない。

四について

お尋ねについては、「何らかの外交上の抗議の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年五月二十七日の参議院外交防衛委員会において、岩屋外務大臣(当時)が「カナダにおいて、史実から懸け離れた又は極端な文言や表現を使用した活動や展示がされた事例を

我々も確認をしております。こうした状況を踏まえてこれまでも、連邦政府及び州政府を含む・・・カナダ・・・の関係者に対して日本政府の考え方やこれまでの取組について説明をしております」と述べているとおりである。

五について

お尋ねの二〇一三年四月、自民党「教育再生実行本部 教科書検定の在り方特別部会」(主査・萩生田光一)は、「改正教育基本法には、他国に敬意を払う」趣旨があり、本条項(近隣諸国条項)はその役割を終えた」として見直しを決定している」との意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「近隣諸国条項」の「見直し」については、自由民主党の教育再生実行本部教科書検定の在り方特別部会において取りまとめられた内容であり、政府としてこれを決定した事実はない。

令和七年十二月十一日提出

質問 第一五二号

デジタル行政に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

デジタル行政に関する質問主意書

当方が平成三十一年四月二十四日に内閣委員会において質疑したデジタル行政に関する政策について、以下、質問する。

一 「オープンガバメントを目指したデジタル行政の推進について伺います。世界では、ウエブを活用して市民からの意見を直接収集し、それらを政策の意思決定に生かしているという取組を進める国々があります。アメリカでは、ホワイトハウスが、市民から政府への請願をより簡易的に広く利用してもらう目的で、WE t

he PEOPLEというサイトが立ち上がりました。十三歳以上で有効なメールアドレスを保有している者であれば誰でもアカウントを取得できて、提出した請願が三十日以内に十万筆の署名を集められた場合、政府は必ずその回答を返信することとなっております。検討した結果がWE the PEOPLE上に公開されると

いう仕組みとなっております。また、私もPnikaというオープン・イノベーションプラットフォームをつくる団体の方々から教えていただいたのですが、台湾では、政府がJoinというプラットフォームを採用し、政府への提案や質問に対して、五千票以上集めると、管轄省庁がアクションし、回答する義務が発生するというサイトを運営しております。資料を配付しておりますのでぜひごらんをいただければと思います。このサイトでは、政策のモニタリング機能も搭載されており、設定されたKPIの進捗を公開し、達成度合いを確認できると

いうものです。私は、こうしたウエブを活用したオープンプラットフォームを構築し、政策実行の透明性を確保するとともに、国民の意見に真摯に向き合い対話をしていくという姿勢は特に現政権には求められているように感じますので、WE the PEOPLE、Joinのような、国民からの請願、質問を受け付けて政府がそれに返答し、その後の達成度合いなどが政策のKPI進捗をモニタリングできるなどのウエブサービスをデジタル行政の一環として推進し、国民とのコミュニケーションを積極的に図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。平井大臣の所見を伺います。」という質疑をしたところ、平井国務大臣(当時)からは「WE the PEOPLEやJoinも非

常によくできていると思うし、オープンプラットフォームを構築するような方向が決まれば、よりよいものをつくる必要があると感じる」という旨の答弁があった。また、「台湾のvTaiwanのように、国民が立法プロセスに参加できる、使いやすく、分かりやすい、オープンなプラットフォームを構築すべきではないか」という旨の質疑をしたところ、平井国務大臣からは「日本は日本でどのようなやり方がいいのか、ぜひ皆さんで検討していただければと思う。次の世代がそのような政策判断ができる環境をつくるという意味においても、今回のデジタル手続法案を早く成立させ、新たな考え方を導入できるような環境を整備すべきだと思う。」という旨の答弁があった。これらの平井国務大臣の答弁を受けて、その後、政府においてオープンプラットフォームに関してどのような検討が行われ、現在どのような取り組みを

しているのか伺いたい。

二 「私からはデジタルデバйд対策について伺わせていただきたいと思います。デロイトトーマツコンサルティングが、二〇三〇年までにG20の中で最大五・四億人のデジタル貧困、バーチャルスラムが生まれるという試算をなされました。今後、デジタルをうまく活用できる人となれない人では大きな格差が生まれることが容易に想像できることから、教育などが同様に機会の平等を担保する、こうした視点が非常に重要だと思っております。そうした中、デジタル手続法案の第一条「目的」に、「国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報

システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定める」と書かれております。書かれているのですけれども、デジタルデバイス等の話で、この法の具体的な進め方の概要などを見ておきますと、能力格差の是正、これについては触れられているものの、利用機会の格差是正、特に経済的な取組についての具体例が示されておりません。これは最近発表された人間中心のAI社会の原則においても同様の傾向でございまして、政府から提案されるデバイス対策には経済的な視点がすっぽりと抜け落ちているように感じます。そうした中、例えば、韓国の放送通信委員会では、生活保護

受給者世帯などの低所得者層や障害者を持った方々に対して、通信の月額の基本料、通話料、データ通信料などの負担軽減、こうしたものを行ったり、ソウル市内の自治体ではPCの無償レンタルなど、こういった取組が行われているわけでありまして。デジタルは、触れられる人とはそうではない人では大きな格差が生じますので、経済的な格差を埋める観点から、デジタルツールやサービスを誰もが利用できる環境整備に向けた具体策が私には必要であると考えますが、いかがでしょうか。大臣の御所見を伺います。」という質疑をしたところ、平井国務大臣

(当時)からは「デジタル手続法案第十二条において、国の行政機関などに対してデジタルデバイス等の是正を図るための施策を講ずる義務を課している。今後、政府において幅広くデジタルデバイス対策を講じていくが、これには、経済的な要因に基づく格差への対策も当然含まれる」という旨の答弁があった。この平井国務大

臣の答弁を受けて、その後、経済的な要因に基づく格差に対してどのような対策の検討が行われ、現在どのような取り組みを実行しているのか伺いたい。

三 「エストニアでローンチされたe-レジデンシーの制度に対する見解、これについて伺いたいと思えます。e-レジデンシーは、約百ユーロを払えば、顔写真、指紋認証を行った後に審査を受けて、エストニアの電子居住者になれるという制度です。電子居住者になれば、エストニアで提供している電子プラットフォームの一部が開放され、オンラインで銀行口座の開設申請ができて、不動産、雇用契約を行うための電子署名機能が付与されて、安価かつ短時間で法人を設立できるといったメリットがあります。二〇一九年時点で世界の登録者が五万人を超え、日本からも約二千五百人のe-レジデンスト、電子国民が誕生をしています。日本としても、ビジネスをしやすい環境を提供する国を目指す、世界中からベンチャー、スタートアップ企業を誘致することで産業を活性化させ、税収をふやしていきたいという考えがあるのであれば、e-レジデンシーの取組はとも参考になる事例であると考えます。そこで伺いますが、日本でも、安価かつ短時間で法人設立、銀行口座の開設申請、契約時に必要となる電子署名機能をオンライン上で世界じゅうの人々が世界じゅうから誰もが行うことのできる基盤整備を行うことが国家戦略上も有用であると考えますが、いかがでしょうか。大臣の御所見を伺います。」という質疑をしたところ、平井国務大臣

(当時)からは「e-レジデンシー制度は便利であり学ぶ点が多い。日本の法人登記に要する時間は短くなっているが、もう少し短くできるの

ではないかと思っている。彼ら(エストニア)の持っている機能で一番大きいのはモバイルID機能である。あの機能があると数段いろいろなものも便利になるとかんじているため、さらなる政策も考えてみたいと思っている」という旨の答弁があった。この平井国務大臣の答弁を受けて、その後、エストニアのe-レジデンシー制度やモバイルID機能を踏まえて、どのような政策の検討が行われ、現在どのような取り組みを実行しているのか伺いたい。

内閣衆質二一九第一五二号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員中谷一馬君提出デジタル行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出デジタル行政に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「オープンプラットフォーム」に関しては、例えば、令和四年度にデジタル庁が民間事業者者に委託して実施した「国民との共創による政策実現のためのプロセス策定及びコミュニケーション運営に関する調査研究」において、「国や地方自治体の政策や予算策定への国民参加に係る海外事例」の調査を実施するとともに、同庁が実施する個別の施策について、国民から広く意見を募集し、これについて共有して議論することとを可能とする民間事業者のサービスを利用する取組を、「デジタル庁アイデアボックスの活用」として行ったところである。

二について

お尋ねについては、例えば、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和五年六月九日閣議決定)」において、「経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正」として、「生活困窮者の支援の強化に向けて、過去に携帯電話料金の滞納があった者についてもサービスの対象とする等の一定の配慮を行っている通信事業者のリストを作成し、自治体等に情報提供を行っており、引き続き周知を進める。また、経済的格差等によつて子どもたちの教育格差、学力格差が生じることのないよう、全国の学校におけるICT環境の整備とそれを活用するためのICT支援人材の学校への配置促進、低所得世帯向けの通信環境の整備を図るほか、公民館等の活用を促す」として進めていること等も踏まえ、現在、例えば、児童及び生徒が使用する情報端末の整備に対する支援等の取組を進めているところである。

三について

お尋ねの「エストニアのe-レジデンシー制度」に関し、御指摘の「質疑」における「オンラインで銀行口座の開設申請ができて、不動産、雇用契約を行うための電子署名機能」を使用することにより「安価かつ短時間で法人を設立できる」という点については、これに類する取組として、例えば、個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。)等を使用することにより法人の設立に係る手続を一括して電子申請することができる「法人設立ワンストップサービス」の運用を、令和二年一月二十日に開始している。

また、お尋ねの「エストニアの「モバイルID機能」に関し、スマートフォンを利用した本人確認の手段の提供という点については、これに類する取組として、例えば、移動端末設備用署名用電子証明書(同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。)等のスマートフォンへの搭載を、いわゆる「アンドロイド端末」については令和五年五月十一日に、いわゆる「iPhone」については令和七年六月二十四日に、それぞれ実現したところである。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五三三号

キャッシュレス決済に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

キャッシュレス決済に関する質問主意書

当方が令和四年三月十六日に内閣委員会において質疑したキャッシュレス決済に関する政策について、以下、質問する。

一 「私からは、行政手数料のキャッシュレス法案のKGI、KPIについてのお話をさせていただきます。経済産業省の方では、民間最終消費支出の約二百八十八兆六千億円を分母といたしまして、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済の合計額八十五兆八千億円を分子とした、KGI、KPIとなるようなものを設定をしております。現在のキャッシュレス比率は二九・七％としている現状があります。そして、今後、二〇二五年までにキャッシュレス決済比率を四〇％程度、そして将来的には八〇％にしていきたいという目標を掲げているとのこと、ごいま

す。こうした中で、この行政手数料のキャッシュレス決済比率については現時点においてKGI、KPIは決めていないという説明を受けておりまして、いつまでに何をどのように達成していくのかということが分からない状況になっていきます。本法案において、キャッシュレス決済の対象となる手続は主務省令で定めることとなっており、どの手続を対象にするかについては所管省庁に委ねられています。この状況は、所管省庁が仮にキャッシュレス決済に消極的である場合に関しては普及が進まない可能性があるあるんじゃないかということ懸念を持っています。そこで、まず牧島大臣に伺わせていただきますが、行政手数料が発生する手続に関する各省庁の総数、総額を、実態をしっかりと把握をさせていただいた上で、どの手続を対象としてキャッシュレス化をどの程度進めるのかということに関してKGI、KPIを定めた方が、目標が明確となつて、この法案の狙いとなるキャッシュレス化を横串で横断的に推進することにつながるんじゃないかなということも思っているんですが、いかがでしょうか。」という質疑をしたところ、牧島デジタル大臣(当時)からは「国の行政手続におけるキャッシュレス決済比率の目標値設定は、政府全体の成長戦略などの中で検討していくべきである。既にキャッシュレス決済を導入している納付手続等において掲げられているキャッシュレス比率(国税では令七年度末までにキャッシュレス納付比率約四割程度を目標を参考にすることは考え得る。その上で、支払い件数が一万件以上の手続、可能なものから速やかにということ目標を設定したが、デジタル庁としては、納付手続を所管する各府省庁におけるキャッシュレス化

の導入状況についてフォローアップをして、導入を推進していきたい。」という旨の答弁があった。この牧島デジタル大臣の答弁を受けて、その後、行政手続きの目標値に関してどのような設定が行われ、結果として行政手続きのキャッシュレス化がどのように進捗しているのか伺いたい。

二 「まさに規制改革の部分にも関連をすることを考えるんですけども、現在、二万二千八百四種類、行政手続がございまして、オンライン実施済みが三千四百七十二種類の手続になっておりまして、令和七年までに一万八千八百八十の手続をオンライン化する予定とのことでありまして、全体の九八％に関してオンライン化のめどが立っているとのことなんです。この行政手数料においても、キャッシュレス決済の導入によりまして納付部分の出口の部分の業務の効率化というのは図られているんですけども、そもそもこの入口部分の納付通知については郵送での通知となっておりまして、年間十万件を超える手続、総量の多いものに関しては、私は、まず紙でのオペレーションを見直していただいて、積極的にオンラインで完結できる仕組みといたいのを整えていただくべきなんだということも思っています。そこで、小林副大臣に伺いますが、これは各省庁任せじゃなくて、まさに今おっしゃっていたようなデジタル臨調だったり規制改革推進会議などで、この入口に関する部分のデジタル化についてリーダーシップを持って牽引をさせていただいて、オンラインで完結できるように仕組みといたいのを整えていただきたいと思います。思っているんですけども、いかがでしょうか。」という質疑をしたところ、小林デジタル副大臣(当時)からは「行政が持っている国

民の通知先が住所が基本になつていて、これをどのようにしていくのかは重要な論点である。各省だけでなく、デジタル庁も一緒に議論して、どのように通知先を確保してお知らせしていくのかということを検討していきたい。費用対効果の観点もあるため、業務の見直しもセツトで、全省庁の取組をデジタル庁としてサポートしていきたい。」という旨の答弁があった。この小林デジタル副大臣の答弁を受けて、その後、行政手数料納付の納付通知についてのオンライン化に対して、どのような検討が行われ、現在どのような取り組みを実行しているのか伺いたい。

三 「インターネットエンジファイアの標準料率の公開について質問をさせていただきます。本日は、経済産業副大臣にお越しをいただきありがとうございます。ありがとうございます。モデルケースで、キャッシュレス決済に関する資料、経産省で作られているものなんですけれども、中小企業の加盟店が支払う手数料というものを三・二五％と示されておりまして、これは残念ながら、キャッシュレスが進んでいる各国と比べますと高い水準にあります。加盟店のアンケート調査でも、クレジットカードを未対応している理由としては、手数料が高いという問題意識が一番多くなつておりまして、明らかにキャッシュレス決済の導入を阻害する要因になつてしまつているという指摘もあるわけでございます。その中で、このクレジットカードのインターネットエンジファイアは業者間の契約で定められており、手数料率が異なるということがあるんですけども、日本では、現在、インターネットエンジファイアの標準料率の開示というものがなされていない現状があります。しかしながら、本来的

にはこれは公開することによって市場の透明性を高めていただいて、加盟店による加盟店手数料の交渉の変化を生じさせることによって市場における競争を活性化させる可能性がりますから、私は、そういったものを行っていくためにも、標準料率に反映させることになれば、標準料率というものはより適切なものになると考えていますので、私的には公開を進めていくべきなんじゃないかということも思っているんですが、いかがでしょうか。」という質疑をしたところ、細田経済産業副大臣(当時)からは「経済産業省では二〇二〇年六月から有識者による検討会を立ち上げて、キャッシュレス決済の更なる普及に向けた環境整備を進めているところである。この中で、インターチェンジフィーの標準料率を含め、クレジットカードのコストに関する自主的な情報開示をクレジットカード業界に求めることを検討している。これによって市場の透明性を高め、加盟店による決済事業者の選択の変化や価格交渉の活発化、そして、ひいては加盟店手数料の低減が実現されるものと強く期待している。」という旨の答弁があった。この細田経済産業副大臣の答弁を受けて、その後、インターチェンジフィーの標準料率の公開について、どのような検討が行われ、現在どのような取り組みを進行しているのか伺いたい。

四 「インターチェンジフィーの引下げというのは、事業者側からすると非常にセンシティブかつナイーブな話だということを私も理解をしております。〇・五%引き下げると三千七百二十億円の収入が下がるのでございまして、やはりこういったものを鑑みますと、例えば、おっしゃっていただいたポイント還元だったりとか、あとはラウンジですね、空港のラウンジ

とか、そういうサービスが低下をしていく可能性があるということは中長期的には見込まれるわけです。なので、バランスだと思っているんですね。どういうバランスを取っていくかということが非常に重要だと思っております。私的には、でも、やはり中小企業は三・二五%取られてしまうとビジネスとしては成り立たなくなってくるわけですよ。なので、やはり一%前後のところをめどとした手数料になるように、事業者側とも丁寧にコミュニケーションを取っていただきつつ、中長期的にはそういうところを目指していかないと、クレジットカードというものが日本の決済インフラを担えなくなってくる時代というのがやってきちゃうと思うんですね。なので、この辺に関して、私は副大臣にその辺りのリダーシップをちよつと期待したいなということも思っているんですけど、でも、少なくとも、将来的に八割を目指すのであれば、そういったところも含めて進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。」という質疑をしたところ、細田経済産業副大臣(当時)からは「加盟店に対する手数料率が高いことがキャッシュレス決済の導入の一つの阻害要因になっているのではないかと指摘は常にある、この点については留意をしていきたい。まずは、きちんと事業者の方で自主的に情報公開をしていただくことで取引の透明性を高め、また、加盟店が様々な比較対照を行うというようなことによって取引の円滑化、また活発化を進めていくことだと考えている。」という旨の答弁があった。この細田経済産業副大臣の答弁を受けて、その後、インターチェンジフィーの引下げ及び取引の円滑化と活発化について、どのような検討が行われ、現在どのような

な取り組みを進行しているのか伺いたい。

五 「野村総合研究所のキャッシュレス化に向けた国内外の現状認識の資料のアンケートによれば、カード決済導入企業における手数料率の平均値が三・〇九%だそうでございます。政府が対象としている手続に関しては、政府の信頼と取扱いの件数、金額の多さなどスケールメリットが生かせると思っておりますので、私は有利な交渉が進めていけるんじゃないかなということも思っています。なので、私は、一%未満の水準で各々の契約が妥結をされていくような状態がつかれるのであれば、これは国若しくは利用者の方にとっては好ましい水準になるんじゃないかなということも、個人的には捉えているんです。そこで、この行政手数料のキャッシュレス法案に関わる事業における手数料率の目安、これがどの程度になる想定であるのか、また、政府としては、この手数料率の交渉をどのように手がける方針であるのか、現時点の見解についてお示しください。」これは提案としてさせていただきますが、他国の事例を見ますと、やはり公共の手続に関してはほぼ〇%でやっているといるというものは、事業者側と相談をしてなり得るわけですね。なので、個別でやってしまうと、多分、取扱件数が全然違ってしまうって、交渉としては難しくなると思うんですけど、そのために僕はデジタル庁があると思っていて、全体で交渉できる立場にあるんじゃないかなということも思っていますから、やはり柔軟に、国や国民に対する利益の部分事業者側にも担っていただくということを、まさに公共の決済インフラを担う立場として私は考えていただくような交渉を進めていただきたいなということも思っているんですけど、

小林副大臣、何かお話しただけのことではありませんか。」という質疑をしたところ、小林デジタル副大臣(当時)からは「システムを共通化していく、他省庁への権限を持っているところと、まさに政策のオーナーシップを持って全体を取りまとめていくというのは、分野によっては異なってくる。そういう意味では、クレジットカード決済の手数料率の検討をデジタル庁が取りまとめるのがふさわしいのかというのは若干議論があると思う。ただ、規制改革会議等ではキャッシュレス決済のワーキンググループを持っていて議論しており、その辺りも含めて、連携してうまくやっていきたいと思っている。」という旨の答弁があった。この小林デジタル副大臣の答弁を受けて、その後、国の歳入等の納付をクレジットカード等により行った場合の決済手数料に対して、どのような検討が行われ、現在どのような取り組みを進行しているのか伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一五三号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員中谷一馬君提出キャッシュレス決済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員中谷一馬君提出キャッシュレス決済に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、「規制改革実施計画」(令和四年六月七日閣議決定)において、「各府省

は、支払件数が一万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組み」としていることを踏まえ、御指摘の「行政手数料」の「納付」について、「納付通知」も含む一連の手続のオンライン化を図っているところ、各府省庁においてクレジットカードによる支払を可能とするなど、可能なものから措置されているところであり、令和七年七月二十二日にデジタル庁が公表した「行政手続等の悉皆調査結果等」によれば、「オンライン納付」が可能な「法令等」に基づく手続種類の数が「手数料納付が必要」な「法令等」に基づく手続種類の数に占める割合は約三十七・六パーセントであり、また、「オンライン納付」が可能な「法令等」に基づく手続」の二年間で行われた手続件数」が「手数料納付が必要な「法令等」に基づく手続」の二年間で行われた手続件数に占める割合は約五十二・八パーセントである。

三及び四について

お尋ねの「インターチェンジフィーの標準料率の公開」及び「インターチェンジフィーの引下げ及び取引の円滑化と活発化」については、令和四年三月二十二日に経済産業省が公表した、同省に設置した「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」の取りまとめにおいて、「加盟店手数料低減に向けた取組の一つとして、インターチェンジフィー公開により市場の透明性をより高め、加盟店におけるキャッシュレス決済事業者の選択の変化や価格交渉の活発化等、市場の競争性の向上が期待されることから、インターチェンジフィー公開に向けた取組を進めるべきである。」とするとともに、同年四月八日に公正取引委員

会が公表した「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」において、「クレジットカードや他の決済方法の加盟店管理市場において、加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉や、アクワイアラ間の競争を促進する観点から、標準料率を定めている国際ブランドにあつては、我が国においても、標準料率を公開することが適当である。」としたことを踏まえ、同省及び同委員会から「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」及び「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」とりまとめ」の公表について「令和四年四月十四日付け公取調第十二号・二〇二二〇四一―商局第一号公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長及び経済産業省商務・サービス審議官連名通知」を、同省から「クレジットカード取引に関するインターチェンジフィーの標準料率及びインターチェンジフィーの平均的な料率の公開について(要請)」(令和四年四月十四日付け二〇二二〇四一―商局第二号経済産業省商務・サービス審議官通知)を、それぞれ発出したところである。これらの通知を受け、民間事業者における取組が進んでいるところであり、政府としては、事業者間の競争環境の動向を引き続き注視していく考えである。

五について

お尋ねの「歳入等の納付」に関して国が決済事業者に支払う手数料の率については、当該納付に係る手続を所管する各府省庁と決済事業者との間の契約により決定されるものであり、各府省庁において、当該納付に係る額や件数等を踏まえ、適切に決定されていると考えている。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五 四 号

WEB3時代の金融インフラに関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

WEB3時代の金融インフラに関する質問主意書

当方が令和四年三月十六日に内閣委員会において質疑したWEB3時代の金融インフラに関する政策について、以下、質問する。

一 「スマートコントラクトを活用したWEB3時代のキャッシュレスインフラについて質問をさせていただきます。今まで、この手数料の話というのは、やはりキャッシュレス化を進めていくに当たっては非常にポトルネックになる部分というのがありますから、私たちとしても、失われた三十年を取り戻す新しい資本主義を考えるに当たっては、価値の交換、流通に革命を起しているWEB3時代の新たな金融制度やサービスの在り方というのは、経済政策にも大きな影響を与えるんじゃないかなと思っております。そうした中で、今後、伝統的な金融、いわゆるTradFi(伝統的金融)に関わる大手企業においても、DeFi(分散型金融)の利便性を取り入れたサービスが私ほとんど出てくると想定をしています。例えば、金融取引における事後処理を非中央集権的に自動化するスマートコントラクトを活用した試みなどは、ファシリテーターや人員を必要とせず、初期コスト、ランニングコストを抑えることが可能となり、費用効率がTradFi(伝統的金融)と比較すると極めてよい現実があります。セキュリティ、質の問題、権利義務関係など、もちろん

大きな影響を与えるんじゃないかなと思っております。そうした中で、今後、伝統的な金融、いわゆるTradFi(伝統的金融)に関わる大手企業においても、DeFi(分散型金融)の利便性を取り入れたサービスがほとんど出ていると想定しています。例えば、金融取引における事後処理を非中央集権的に自動化するスマートコントラクトを活用した試みなどは、ファシリテーターや人員を必要とせず、初期コスト、ランニングコストを抑えることが可能となり、費用効率がTradFi(伝統的金融)と比較すると極めてよい現実があります。セキュリティ、質の問題、権利義務関係など、もちろん乗り越えるべき課題はあるんですけども、生活者にとって金融サービスを受ける際に負担するコストを引き下げる可能性がありますから、日本においても、本気でキャッシュレス化を進めていくのであれば、高価な手数料がかかる既存の決済インフラに依存する手法ではなくて、安価で利用しやすいキャッシュレスインフラの整備に対して研究、検討を進めることも重要だと考えますが、宗清政務官、いかがでしょうか。「DeFi自体は、投資家の新たな収入機会を創出することとなりました。DeFiの持続的な有用性を考えるに当たっては、本質的なリスクと、どのような過程が満たされるべきであるのか、技術、規制、ガバナンス上の観点について検討を行って、リスクをカバーしていただいた上で、有効なユースケースというものを考えていただかなければならないと思っています。その中で、現在、DeFiのプロジェクトのほとんどが海外発祥のサービスとなっております。日本における既存の金融規制、課税リスクを考えますと、私は、日本発でDeFi

iをしなけることが困難であるという意見が聞かえてくる現状において、日本でプロジェクトをつくれないう状況が放置して、国内の投資家が海外のプロジェクトを使い続ける現状を黙認することは国益につながらないということを思っております。むしろ、過剰なリスクヘッジは結果として将来の国力低下という大きなリスクになることを懸念しますので、私は、こうした状況を改善していただくことで経済成長を後押しし、国民生活を豊かにする可能性があるWEB3時代のキャッシュレスインフラの整備というものをしっかりと進めていただきたいと思っておりますので、特にDeFiについては、政府において、最低限のリスクヘッジを行った上で、パームシオン型だけではなくてパームシオンレス型のプロジェクトについても円滑に動き出せるようなイノベーションを育てていただく制度を早急に取りまとめていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。」という質疑をしたところ、宗清内閣府大臣政務官(当時)からは「既存の資金の決済インフラにつきましては、キャッシュレス化の流れがございます。こうした社会的課題に対応するべく、金融庁も様々な取組をしてきました。例えば、銀行間の送金のコストの低減、全銀システムへの参加資格の拡大、利用者の利便性の向上というものを金融庁としても後押ししてきたところがございます。一方で、先生今御指摘のとおり、ステーブルコインや暗号資産等を決済手段としてスマートコントラクトを活用した新たなビジネスが出てきているというふうに承知しておりますので、金融庁としては、こうしたビジネスの動向、また技術の進展をしっかりと把握した上で、利用者の利便性の向上であったり

保護、こういったバランスなどの観点も踏まえながら、新しい技術の利活用の促進に向けた検討を引き続き行っていきたいと考えております。」分散型金融を含むブロックチェーンを活用した金融システムについては、一部のサーバーに問題があったとしてもシステムとして稼働し続ける、誰もが自由にサービスの提供、利用が可能といったメリットがある一方、システム全体に責任を負う者が不明確、本人確認が不十分、マネーロンダリング等の課題があり、既存の金融システムとは異なるリスクもある。金融庁として、こうした観点も踏まえ、これまで利用者保護、また金融犯罪防止、そしてイノベーションの促進のバランスを考慮し、所要の措置を講じてきたところである。今後とも、不正やリスクについて十分に配慮した責任あるイノベーションの実現に向けて、引き続き取り組んでいきたい。」という旨の答弁があった。この宗清内閣府大臣政務官の答弁を受けて、その後、DeFi(分散型金融)を含むブロックチェーンを活用した金融システムに関して、どのような検討が行われ、現在どのような取り組みを実行しているのか伺いたい。

三 「ガバナンストークンに関する課税について」ということで、WEB3自体は今後の成長産業の中心になる可能性が私は極めて高いと思っております。そうした中で、ガバナンストークンに対する国税が原因で、まさにこのWEB3を育てるブロックチェーン関係の企業が創業できなくて、優秀な経営者、技術者が日本から流出しているという現状があります。これは平議員も指摘をされておりましたけれども、現在、税制が時代に追いついておらず、結果として、実になる作物を芽の段階で刈り取るような、イノベーションを阻害する政策になってしまっていますので、私は、日本でWEB3関係の企業や技術者が安心して産業を育むことのできる体制をつくっていただいて、そのことが将来の国益に直結するということも思っています。なので、今後は、先ほど来繰り返し申し上げている、消費者保護とイノベーションのバランスを見極めていただいた上で一定のルールを定めていただいて、健全に市場を育てるための法制度や税体系というものに関して、部局横断的に検討していただきたいということも思っています。そこで、まず私から要望をさせていただきますが、利益が実現していないにもかかわらず課税を行う、イノベーションを阻害するような税制、これは即刻改善していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。」という質疑をしたところ、宗清内閣府大臣政務官(当時)からは「一般論として、トークン発行の基盤となるブロックチェーン技術は様々な分野で利活用の可能性があると考えている。こうした新しい経済活動に対する課税の在り方の検討に当たっては、イノベーションの促進の観点も踏まえることが重要であると考えている。金融庁としては、日々変化をするデジタル技術の進展をしっかりと把握をした上で、新技術の利活用の促進等の観点も踏まえて、課税の在り方についても関係省庁等と連携して検討していきたい。」という旨の答弁があった。この宗清内閣府大臣政務官の答弁を受けて、その後、ガバナンストークンに関する課税の改善に対して、どのような検討が行われ、現在どのような取り組みを実行しているのか伺いたい。

四 「今までの、やはり分散型金融だったり、WEB3時代の金融インフラというものは今後進

展していく可能性があるということも思っているんです。なので、金融庁だけ、財務省だけというよりも、まさにデジタル分野としての総合的な議論というのが私は必要になってくるんじゃないかなということも思っているんですけれども、この辺り、省庁横断的にしつかり、私は、WEB3時代の金融インフラをどうつくっていくのかということに対する議論を進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。」という旨の質疑をしたところ、牧島デジタル大臣(当時)からは「WEB3の議論が進む中で、関係省庁と連携して、技術動向の注視をすることはデジタル庁の役割に含まれていると考える。」という旨の答弁があった。この牧島デジタル大臣の答弁を受けて、その後、WEB3時代の金融インフラについて、どのような検討が行われ、現在どのような取り組みを行っているのか伺いたい。

内閣衆質二一九第一五四号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員中谷一馬君提出WEB3時代の金融インフラに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中谷一馬君提出WEB3時代の金融インフラに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、金融庁においては、決済の安全性や決済サービスの利用者の利便性の向上等の観点から、一般社団法人全国銀

行資金決済ネットワーク(以下「全銀ネット」という。)における決済システムの在り方に関する検討等に参画するとともに、全銀ネットが運営する全国銀行内国為替制度の加盟資格の要件が見直され、令和四年十月に資金移動業者の加盟が可能となったことを踏まえ、同制度に加盟する資金移動業者を適切に監督する観点から、同月に、同行が定める「事務ガイドライン」(第三分冊(金融会社関係)十四(資金移動業者関係)の改正を行い、同ガイドラインを踏まえて監督に取り組んでいる。

二について

お尋ねについては、例えば、金融庁において、暗号資産が投資対象として位置付けられる状況が生じている中、令和七年十二月十日に金融審議会暗号資産制度に関するワーキング・グループが公表した報告書を踏まえ、「利用者保護を通じた健全なイノベーション」の促進等の観点に留意しながら、暗号資産を巡る制度の在り方について必要な検討を行っている。

三について

お尋ねについては、御指摘の宗清内閣府大臣(政務官(当時))の答弁における「新しい経済活動に対する課税の在り方の検討」として、暗号資産に係る法人税の「課税の在り方」について検討を行った上で、令和五年度税制改正において、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十一条第二項第一号に規定する特定自己発行暗号資産について同号に規定する時価法(以下「時価法」という。)により同項の評価額を算定する資産から除外する改正を行い、また、令和六年度税制改正において、同号に規定する市場暗号資産のうち、同号イに規定する特定譲渡制限付暗号資産(同号ロに規定する自己発行暗号資産を

除く。)について、時価法又は同項第二号ロに規定する原価法により同項の評価額を算定することとする改正を行っている。

四について

お尋ねについては、例えば、デジタル庁において、「Web3.0研究会」を開催し、御指摘の「WEB3」に関する検討を行ったほか、金融庁において、暗号資産が投資対象として位置付けられる状況が生じている中、令和七年十二月十日に金融審議会暗号資産制度に関するワーキング・グループが公表した報告書を踏まえ、「利用者保護を通じた健全なイノベーション」の促進等の観点に留意しながら、暗号資産を巡る制度の在り方について必要な検討を行っている。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五五号

偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問主意書

提出者 中谷 一馬

偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問主意書

当方が令和六年六月十八日に「偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問主意書」に対して、同月二十八日に「衆議院議員中谷一馬君提出偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問に対する答弁書(内閣衆質二二三第二〇五号)を受領したので、その内容を元に以下、質問する。

一 「令和六年一月から四月の「SNS型投資詐欺」は、前年同期と比べ、認知件数は約六・七

倍(二千五百件)となり、被害額は約八・四倍(三百三十四億三千万円)に急増しているが、令和五年十一月時点で効果的な注意喚起を政府として検討し、実行することができていたならば被害の急増を防ぐことができたと考えられるがどうか。被害の急増を防ぐことができたと考えられる場合は、どのように反省をして現状の対応を行っているのか、また、効果的な注意喚起を迅速に着手していたとしても被害の急増を防ぐことはできなかったと考えられる場合は、なぜそのような考えられているのか、根拠を交えながら詳細について説明されたい。」私の提言した政府から偽広告の被害に遭われている著名人に依頼をして、国民に対してしっかりと訴求をするコンテンツを作成して注意喚起を行う案について、少なくとも令和五年十一月時点で対応してくれると言っていた成田悠輔さんと、政府が連携して注意喚起を配信していたならば、成田悠輔さんを騙る者の投資勧誘などに関する詐欺被害を未然に防ぐことができた可能性があったと考えられるがどうか。詐欺被害を未然に防ぐことができた可能性があったと考えられる場合は、どのように反省をして現状の対応を行っているのか、また、著名人と協力をした注意喚起にすぐに着手していたとしても被害の急増を防ぐことはできなかったと考えられる場合は、なぜそのような考えられているのか、根拠を交えながら詳細について説明されたい。」令和六年六月十八日に示された「国民を詐欺から守るための総合対策(犯罪対策閣僚会議)」に「1.被害に遭わせない」ための対策(1)SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態に注目した対策(ア)健全な投資環境の確保等のための施策(イ)被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等① 広報・啓発活動の更なる推進」

という項目が定められ、「SNS型投資・ロマンス詐欺においては、金融商品取引法上の無登録事業者である可能性のある者からの勧誘による被害が多数発生しているところ、このような被害を防ぐため、関係省庁が連携した政府広報を実施するほか、事業者団体等との連携を強化しつつ、デジタル空間をはじめ、多種多様な媒体を活用するとともに、ICTリテラシー向上に係る啓発の機会等、あらゆる機会を通じて効果的な広報・啓発を推進する。」と記載されているが現状、私の知る限り、半年以上前から偽広告に関する注意喚起の必要性を国会で指摘されていたにもかかわらず、効果的な注意喚起策を講じていたように見受けられないが、なぜ政府広報など必要な注意喚起を実施してこなかったのか、見解を伺いたい。」今後は、偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対抗する注意喚起策に関して、言い訳程度のやつてる感ではなく、詐欺被害防止に対してしっかりと効果が出る形での注意喚起を政府として本気で実行していただきたいと考えるが如何か。また、「被害に遭わせない」ための対策が掛け声倒れにならないように、SNS型投資詐欺を防止する具体的なかつ効果的な広報・啓発策を講じる必要があると考えるが、現状において政府は何をどのように実行する想定であるのか、詳細について示されたい。」と質問をしたところ、「政府として、令和六年六月十八日の犯罪対策閣僚会議で決定した「国民を詐欺から守るための総合対策（以下「総合対策」という。）に基づき、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害を防止するために効果的な広報啓発等を実施していくこととしている。具体的には、総合対策において、「SNS型投資・ロマンス詐欺においては、金融商品

取引法上の無登録事業者である可能性がある者からの勧誘による被害が多数発生しているところ、このような被害を防ぐため、関係省庁が連携した政府広報を実施するほか、事業者団体等との連携を強化しつつ、デジタル空間をはじめ、多種多様な媒体を活用するとともに、ICTリテラシー向上に係る啓発の機会等、あらゆる機会を通じて効果的な広報・啓発を推進することとしている。」

また、総合対策において、「SNS型投資・ロマンス詐欺の犯行には、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態があるところ、利用者が不審なアカウントとのやり取りを開始するときなど、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害に遭うおそれがある場面等を捉えて、各サービスの利用者に個別に適時適切な注意喚起を行うよう、各事業者に対して働き掛ける」とともに、「利用者からの専用相談窓口を開設するとともに、SNS上の、金融商品取引法に違反する可能性がある広告や投稿等に関し、情報収集等を行うための体制を整備した上で、SNS事業者等と連携し、投資家等に注意を促すための取組等を推進することとしている。」という旨の答弁があった。この答弁以降、偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関して、政府としてどのような検討を行い、現在どのような取り組みを具体的に実行しているのか伺いたい。また結果として、総合対策に基づいた効果的な広報・啓発を実施することができて、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害の認知件数・被害額を減少させることができたのか、詳細について伺いたい。

右質問する。

取引法上の無登録事業者である可能性がある者からの勧誘による被害が多数発生しているところ、このような被害を防ぐため、関係省庁が連携した政府広報を実施するほか、事業者団体等との連携を強化しつつ、デジタル空間をはじめ、多種多様な媒体を活用するとともに、ICTリテラシー向上に係る啓発の機会等、あらゆる機会を通じて効果的な広報・啓発を推進することとしている。」

また、総合対策において、「SNS型投資・ロマンス詐欺の犯行には、SNSやマッチングアプリが数多く利用されている実態があるところ、利用者が不審なアカウントとのやり取りを開始するときなど、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害に遭うおそれがある場面等を捉えて、各サービスの利用者に個別に適時適切な注意喚起を行うよう、各事業者に対して働き掛ける」とともに、「利用者からの専用相談窓口を開設するとともに、SNS上の、金融商品取引法に違反する可能性がある広告や投稿等に関し、情報収集等を行うための体制を整備した上で、SNS事業者等と連携し、投資家等に注意を促すための取組等を推進することとしている。」という旨の答弁があった。この答弁以降、偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関して、政府としてどのような検討を行い、現在どのような取り組みを具体的に実行しているのか伺いたい。また結果として、総合対策に基づいた効果的な広報・啓発を実施することができて、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害の認知件数・被害額を減少させることができたのか、詳細について伺いたい。

右質問する。

右質問する。

内閣衆質二一九第一五五号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員中谷一馬君提出偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員中谷一馬君提出偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起の改善に関する質問に対する答弁書

一について
前段のお尋ねについては、政府では、お尋ねの「偽広告等を利用したSNS型投資詐欺に対する注意喚起」の在り方について、何が最も効果的かという観点から不断に検討を行っており、現在、「偽広告等を利用したSNS型投資詐欺」を含む詐欺等への対策の一環として、令和七年四月二十二日の犯罪対策閣僚会議で決定した「国民を詐欺から守るための総合対策二・〇」に基づき、「変化する欺罔の手法の国民への迅速かつ実効的な広報・注意喚起」を実施しているところ、具体的には、「変化する欺罔の手法」について、迅速・的確にその特徴や被害者層、具体的に講じるべき対策等を明らかにした上で、訴求対象及び訴求内容と合致する広報啓発の手段を選定し、効果的な広報啓発を行っているほか、「欺罔の手法」に効果的・効率的に者団体や、対策の働き掛けを効果的・効率的に行うことができるか認められる事業者団体等に対し、各業を所管する省庁から、具体的に講じるべき対策を明らかにした上で連携を働き掛ける」とともに、「利用者が特に顕著な被害状況のサービス等を利用する際に適切な防犯意識を持つことができるよう、犯行に利用されるツールやプラットフォーム等に関しても、実効的な注

意喚起を行っている。
後段のお尋ねについては、犯罪のお尋ねの「認知件数・被害額」の変化に関しては、社会環境の変化等の様々な事情が複雑に絡み合っていると考えられるため、「総合対策に基づいた効果的な広報・啓発」のみによる「SNS型投資・ロマンス詐欺」の被害防止の効果を定量的に把握することは困難であり、一概にお答えすることは困難である。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一一五六号
北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問主意書
提出者 松原 仁
北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問主意書
国際連合人権高等弁務官事務所が、本年九月、人権理事会上に提出した北朝鮮の人権状況に関する報告書は、北朝鮮による日本人拉致問題について、「審査対象の期間中、強制失踪及び拉致問題で進展は見られなかった。複数の報告によると、外国人の失踪及び拉致事件は、被害者の出身国において捜査が継続しているにも関わらず、未解決のままである。被害者は高齢化しており、一部の家族は既に他界している。二十四年のストックホルム合意において、朝鮮民主主義人民共和国政府は、拉致被害者を含む国内の全ての日本人に関する調査を実施することに同意したが、二十六年、この調査を中止すると発表した。それ以来、朝鮮民主主義人民共和国は、拉致問題は解決済みであるとの主張に戻っている。」とした。
本報告書及び日本人拉致問題について、政府の見解如何。
右質問する。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

内閣衆質二一九第一五六号
令和七年十二月二十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議員松原仁君提出北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出北朝鮮の人権状況に関する国連報告書及び拉致問題に関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについて、御指摘の「報告書」においては、北朝鮮による拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、平成二十六年二月に公表された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会の報告書の公表後の状況等に言及されており、拉致問題に対する国際社会の理解の増進に資すると思われる。

後段のお尋ねについては、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府の最重要課題の一つと位置付け、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現等に向けて取り組んでいるところである。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五七号

中国への渡航危険情報の見直しに関する質問
主意書

提出者 松原 仁

中国への渡航危険情報の見直しに関する質問
問主意書

本職は、従前より、外務省海外安全ホームページに掲載されている中華人民共和国(中国)の危険情報に関し、現下の実情に鑑み、中国全域を「危

険レベル一」以上とするよう、衆議院外務委員会における質疑及び質問主意書を通じて政府に求めたところである。

本年十一月七日以降、中国政府は、我が国に対する敵意を扇動するかのような発言を継続し、これにより中国在留邦人の生命又は身体に対する脅威は一層高まっているものと認識する。外務省は、本年十二月五日付で、「過去の日中間の歴史にかかわる日においては、反日感情が高まりやすく、また、最近の日中間を巡る当地での報道等を踏まえ、特に注意する必要があります。」周囲の状況に注意を払い、大勢の人が集まる広場や多くの日本人が利用すると思われる場所は可能な限り避ける。また、一見して日本人と推測される服装をしたり、そうした物を携帯したりすることを避ける。」との注意喚起を行った。日本人であることが知られるだけで危険に晒される可能性がある状況に対し、本職は深甚なる憂慮を抱くものである。

再び邦人が死傷する事態に至ってからは遅きに失する。よって、政府は、外務省海外安全ホームページに掲載する危険情報を見直し、中国全域について「危険レベル一」以上に引き上げるとともに、過去の日中間の歴史にかかわる日の前後においては不要不急の渡航を中止するよう国民に呼びかけるべきと考え、見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第一五七号
令和七年十二月二十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議員松原仁君提出中国への渡航危険情報の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出中国への渡航危険情報の見直しに関する質問に対する答弁書

御指摘の「外務省海外安全ホームページ」に掲載している危険情報は、渡航・滞在するに当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関して、日本国民の生命又は身体に対する脅威を考慮しつつ、中長期的な観点から、当該国・地域の治安情勢を始めとする政治情勢、社会情勢等を総合的に判断した上で掲載しているものである。

その上で、御指摘の「中国全域」については、御指摘の「危険レベル一」と掲載している中国国内の一部地域におけるような不安定な状況になっていないこと等を踏まえ、総合的に判断した結果、現時点において、お尋ねのように「危険レベル一」以上に引き上げていないが、いずれにせよ、海外に渡航・滞在する日本国民の保護は政府の最も重要な責務の一つであり、今後とも、御指摘の「過去の日中間の歴史にかかわる日の前後を含む適時適切な情報発信、海外安全情報の発出を含む注意喚起等を通じ、海外に渡航・滞在する日本国民の安全確保に努めてまいりたい。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五八号

中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問
問主意書

提出者 松原 仁

中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問
問主意書

中華人民共和国(中国)駐大阪総領事館は、令和三年八月六日、ソーシャル・ネットワーク・サービス(当時的)の公式アカウントにおいて、新型コロナウイルス感染症の発生源に関

して、アメリカ合衆国(米国)軍が関与したとする風説を流布する意図をもって、「もしもし〜アメリカさん、聞こえてる？疑惑だらけのフォート・デトリックは大丈夫かい？証拠がこんなに揃ってるけど、知らんって言わんといてよ。内緒で教えてほしいんやけど、ほんまはそっちから#コロナが出たんやないかな？」と投稿するとともに、ツイッターのメンション機能を利用し、同投稿の英語訳を米国大統領府公式アカウントに送信する行為に及んだ。

本事案に関し、次の質問をする。
一 米国軍が新型コロナウイルス感染症を発生させたとの事実は確認されていないと承知するが、政府の認識如何。

二 一に関連して、当該事実が確認されていないとするならば、中国駐大阪総領事館の行為は、虚偽情報の拡散によっていわゆるコロナ禍の加害責任を米国に負わせようとするものであり、その態様は極めて悪質であると考え、政府の見解如何。

三 本件投稿が行われた当時の中国駐大阪総領事館の責任者は、薛劍駐大阪大使級総領事である。薛大使級総領事は自身のSNSアカウントにおいて、これまでに米国を誹謗中傷する投稿を多数行ったほか、本年にはイスラエル国をナチス・ドイツと同一視する投稿を行い、嚴重な抗議を受けた後に当該投稿を削除している。本職がこれまで国会で取り上げてきた日本国民に対する脅迫発言、不法な選挙運動等もあわせて総合的に判断すると、政府は、薛大使級総領事に対し、ベルソナ・ノン・グラータの通告を行い、速やかに国外退去を求めべきと考え、見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第一五八号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出中国総領事館による虚偽情報拡散に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、令和七年五月十三日の参議院財政金融委員会において、政府参事人が「新型コロナウイルスの起源につきましては諸説ございまして、現在も国際的な結論は得られておらず、WHOを中心に科学的な調査が継続していると承知しております」と答弁しているとおりであり、御指摘のように「米国軍が新型コロナウイルス感染症を発生させた」との事実は確認されていない」と承知している。

二について

御指摘の「中国駐大阪総領事館」による「米国」に対するインターネット上での「行為」の一々に ついてお答えすることは差し控えたい。

三について

政府として、御指摘の総領事による複数の不適切な発信は遺憾であると考えており、中国側にも累次にわたり申入れを行い、適切な対応を求めており、引き続き、中国側に対し、適切な対応を強く求めていく考えである。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

令和七年十二月十一日提出
質問 第一五九号

香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問
書

提出者 松原 仁

香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問
主意書

香港の李家超行政長官は、本年十一月二十四日の記者会見において、中華人民共和国(中国)の対日政策を支持する旨を表明し、「日本の指導者による台湾に関する公然たる極めて誤った発言は、中国人民の感情を傷つけ、戦後の国際秩序に挑戦した。全ての中国人は、この行為を認めない」と発言した。李行政長官は、治安部門を所管する保安局長を務め、民主派勢力に対する弾圧が中国政府から高く評価された結果、行政長官に事実上指名されたものと指摘されている。

李行政長官は、アメリカ合衆国(米国)政府によって資産凍結対象者に指定されている。この状況を踏まえ、米国に拠点を有する我が国の金融機関等グループは、米国領域内のみならず我が国領域内においても、李行政長官名義の口座又は同氏が実質的に支配すると認められる口座が発見された場合、当該口座を凍結すべきと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二一九第一五九号
令和七年十二月二十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

質問主意書及び答弁書

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出香港行政長官の銀行口座凍結に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六〇号

ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問主意書

提出者 松原 仁

ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問主意書

平成二十七年十二月二十八日の日韓外相会談における慰安婦問題に関する合意の確認後、尹炳世大韓民国(韓国)外交部長官は、共同記者会見の場で、「韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。」と明言した。しかしながら、同合意が確認されてから十年を迎えようとしている現時点においても、在韓国日本大使館前の慰安婦像は撤去されていない。さらに、平成二十八年、在釜山総領事館に面する歩道にも慰安婦像が設置され、これも撤去されていない状況にある。

韓国側による合意履行は、両国関係発展の基礎であり、合意に反する慰安婦像の設置維持は、極めて遺憾であると考えます。

一方で、この十年間で、韓国における慰安婦問題の認識が変化したと承知している。令和二年に

韓国の運動関係者の中で内紛が生じ、日本軍性奴隷制問題解決のための正義記憶連帯の尹美香元代表が、元慰安婦と主張する女性の中で最も著名な李容洙氏が実際には慰安婦でなかったことを示唆した。当該発言について、韓国紙・朝鮮日報は、令和二年五月九日付の社説で、「慰安婦問題では国民から寄付を集め、日本からも慰安金を受け取り、最終的に国会議員にまでなった人物たちは今、これまであれほど持ち上げてきた女性を本物ではないかのように、あるいは認知症の老人のように取り扱っている。もし李さんが慰安婦でなかったのなら、これまで彼らはこれを知りながら利用してきたことになる。もしそのことが事実なら絶対に容認できない。」と厳しく批判した。また、李容洙氏は、韓国紙・中央日報のインタビューで「性奴隷」の表現について質問され、「慰安婦という名称は変えてはいけない。性奴隷というが、とても汚くて嫌で仕方ない。尹美香に話した。だが「こう表現してこそ米国が怖がる」と(言っていた)。だから私が「その言葉はやめなさい」としても恥ずかしい「私はなぜ性奴隷なのか」と(言った)」と発言し、「性奴隷」という表現を使用しないよう求めた。その後、尹美香元代表は、横領等の罪で起訴され、令和五年二月十日、韓国のソウル西部地方裁判所において有罪判決を受けた。さらに、韓国大法院(最高裁判所)は、令和六年十一月十四日、尹美香被告の上告を棄却し、横領、詐欺等の罪で懲役一年六月、執行猶予三年とした二審の判決が確定した。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 在韓国日本大使館及び在釜山総領事館前の慰安婦像の撤去は、日韓関係の発展に不可欠な極めて重要な課題であると考えますが、政府の見解如何。

二 高市早苗総理大臣は、本年十月三十日に行われた李在明韓国大統領との首脳会談において、両公館前の慰安婦像の撤去の話題を取り上げたか。取り上げていない場合、その理由を明らかにされたい。

三 高市早苗総理大臣は、今回の韓国大統領との首脳会談までに両公館前の慰安婦像が撤去されていない場合、韓国大統領に対し撤去を求めの方針であるか、明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一六〇号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出ソウル日本大使館前の慰安婦像の撤去に関する質問に対する答弁書

一 について

在大韓民国日本国大使館及び在釜山日本国総領事館前に設置されたお尋ねの「慰安婦像」の撤去については、政府としては、日韓関係の発展等の観点から、平成二十七年十二月二十八日の日韓外相会談で確認された慰安婦問題に関する合意が着実に実施され、また、当該合意の精神に基づき適切な対応がなされることが重要と考えている。

二 について
お尋ねの「首脳会談」については、令和七年十一月六日の参議院本会議において、高市内閣総

理大臣が「韓国につきましては、APEC首脳会議の機会を捉え、李在明大統領と首脳会談を行い、・・・大統領との間では、隣国ゆえの立場の異なる諸懸案はありますが、これらをお互いに管理して、国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で安定的に発展させていくということと一致しました」と述べたとおりであるが、これ以上の詳細については、相手国との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

三 について
お尋ねについては、相手国との関係もあり、現時点で予断をもってお答えすることは差し控えたい。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六一号

法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問主意書

提出者 松原 仁

法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問主意書

令和七年八月六日付の産経新聞によれば、鈴木馨祐法務大臣(当時)は単独インタビューで、法務大臣の私的勉強会において令和二十二年頃には我が国における外国人の割合が十パーセントに達する可能性が示されたことに関して、「欧州などでは外国人の割合が国民の十パーセントを占め、社会の分断や政治の混乱が起きており、社会統合に成功している国は残念ながらほほならない。現在の日本は二・七パーセントだが、さまざまな社会的な摩擦が指摘されている」と述べたとされる。

鈴木氏の、「社会統合に成功している国は残念ながらほほならない」との見解は、概ね事実であると

考える。欧州各国は社会統合を重要課題と位置づけ、様々な施策を講じてきたが、いわゆるホームグロウン・テロの発生を阻止することはできなかったと考える。

以上を踏まえて、お尋ねする。

一 政府は、日本国民の人口に対する我が国に滞在する外国人の割合について、今後の増減をどのように予測しているか。五年後、十年後、二十年後の見通しを可能な限り示されたい。

二 我が国に滞在する外国人の割合が増加するに伴い、「社会の分断や政治の混乱」が起き社会統合に失敗することは避けなければならないと考える。政府の見解如何。

三 我が国において外国人の割合が十パーセントに達したことを想定した、「社会の分断や政治の混乱」を回避し社会統合を成功させる施策は存在するか。またはそのような施策を検討しているか。

四 政府は、令和六年三月二十九日、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の変更を閣議決定し、令和六年四月から五年間の特定技能制度の受入れ見込数を八十二万人に設定した。鈴木法務大臣(当時)は前記インタビューにおいて、「国民が安全・安心や公平感を持つる状況を作っていくことが絶対的な条件だ」と述べた。

1 鈴木氏の発言について、現政権においても同様の見解か。見解が異なる場合、その内容と理由を説明されたい。

2 この「絶対的な条件」が満たされない場合には、特定技能制度の受入れ見込数を減少させるといふ趣旨か、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質二一九第一六一号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出法務大臣による欧州の社会統合失敗発言に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「我が国に滞在する外国人」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、例えば、国立社会保障・人口問題研究所が令和五年四月に公表した「日本の将来推計人口(令和五年推計)」によると、「出生中位(死亡中位)推計」として、令和十二年、令和十七年及び令和二十七年における「総人口」に占める「外国人人口」(「総人口」から「日本人人口」を差し引いた数をいう。)の割合の推計値は、それぞれ三・五パーセント、四・三パーセント及び六・一パーセントである。その上で、令和七年八月二十九日に出発国在留管理庁に設置した「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのPT」において、同年十一月四日の関係閣僚会議における内閣総理大臣指示(外国人との秩序ある共生社会の実現について(以下「内閣総理大臣指示」という。))に基づき、外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査及び検討を可能な限り進めるなどしているところである。

二 について
お尋ねの「社会統合」という言葉は様々な文脈で用いられるものであり、「社会統合に失敗す

ること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、外国人との秩序ある共生社会の実現については、令和七年十一月六日の参議院本会議において、高市内閣総理大臣が、「ルールを守って暮らしておられる外国人の方々が我が国に住みづらくなってしまうようなことはあってはいけな」と考えます。排外主義とは一線を画しつつ、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し政府として毅然と対応し、国民の皆様の不安や不公平感を解消することは、外国人との秩序ある共生社会の実現に必要なものと考えております。」と答弁したとおりである。

三について
お尋ねの「社会統合」という言葉は様々な文脈で用いられるものであり、「社会統合を成功させる施策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年八月二十九日に出入国在留管理庁に設置した「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのPT」において、内閣総理大臣指示に基づき、外国人の受入れの基本的な在り方に関する基礎的な調査及び検討を可能な限り進めるなどしているところである。

四の1について
御指摘の鈴木法務大臣(当時)の発言は、御指摘の報道における「少子高齢化、人口減少の中で、活力ある強い日本を実現するためには、自由で開かれた日本、外国人との秩序ある共生社会が不可欠だ」と外国人受け入れの必要性を指摘。同時に「それには国民の理解と支持が欠かせず、国民が安全・安心や公平感を持てる状況を作っていくことが絶対的な条件だ」と述べた。」とされている記載に係るものと思われる

が、外国人との秩序ある共生社会の実現に係る政府の認識については、二について述べたとおりである。

四の2について
御指摘の鈴木法務大臣(当時)の発言は、四の1について述べたとおり、外国人との秩序ある共生社会の実現について述べたものであり、特定の制度を前提としたものではないと承知している。その上で、特定技能制度(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に基づく特定技能制度をいう。)においては、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、日本人の雇用の機会を喪失及び処遇の低下を防ぐ等の観点からの適切な受入れ見込数を設定することとしている。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六二号
領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問主意書
提出者 松原 仁

領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問主意書
欧州各地において、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることができる無人航空機(以下「無人機」という。)を用いた、極めて危険性の高い挑発行為が頻発しているものと承知する。本年九月九日から十日にかけ、ロシア所属とみられる複数の無人機がポーランドの領空を侵犯し、同国は同盟国の支援の下、四機を撃墜した。当該領空侵

犯事案について、ポーランドのドナルド・トゥスク首相は、「第二次世界大戦以来、最も開戦に近い」と指摘した。また、ルーマニア政府は、本年九月十四日、ロシア所属の無人機が領空を侵犯した旨を発表した。さらに、本年九月及び十月、ドイツ、デンマーク及びノルウェーの空港周辺で、複数の無人機が目撃されたことを理由に、空港が一時閉鎖される事態が発生した。

先に提出した「攻撃用無人機への対処に関する質問主意書」に対する答弁(内閣衆質二一七第三三二号)において、政府は、領空侵犯する無人機に対しては、正当防衛又は緊急避難に該当しない場合であっても武器を使用することができる旨の見解を示した。領空を侵犯した無人機は、他の航空機の安全な飛行を阻害する蓋然性が高い。よって、地上の国民の生命及び財産の保護並びに航空路を飛行する航空機の安全の確保のため、当該無人機に対しては、直ちに武器を使用して撃墜することを原則とすべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。
内閣衆質二一九第一六二号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員松原仁君提出領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出領空侵犯した無人機の撃墜に関する質問に対する答弁書
無人の航空機による領空侵犯が発生した際の我が国の対応については、個別具体的な状況にもよ

ることから、一概にお答えすることは困難であるが、令和六年三月二十二日の参議院外交防衛委員会における田中防衛省統合幕僚監部総括官(当時)の「領空侵犯する無人機についてでございますが、例えば、そのまま放置すれば他の航空機の安全な飛行を阻害する可能性があるなど、我が国領域内の人の生命及び財産、又は航空路を飛行する航空機の安全の確保といった保護すべき法益のために必要と認める場合には、正当防衛又は緊急避難に該当しなくとも、自衛隊法第八十四条に規定する必要な措置として武器を使用することが許される」との答弁において示された考え方に変更はない。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六三号
成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問主意書
提出者 松原 仁

成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問主意書
成年後見制度は、高齢者・障害者の権利保護を目的とする重要な制度である。しかし、現行制度では、本人の意思尊重と手続保障が十分に担保されていないとの指摘が、学界や実務家から多数指摘されている。特に、本人の希望する後見人が選任されにくい運用、陳述権の保障不足、不服申立て権の制限、記録閲覧制限など、重要な制度上の問題が存在する。
政府は、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、意思決定支援・本人主体の理念をより明確にしたが、実務運用との乖離が指摘され

ている。国民の信頼確保のため、以下質問する。
一 後見人選任プロセスにおける本人の意思の尊重について

1 家庭裁判所が後見人を選任する際、本人が希望する親族が選任されず、専門職後見人が優先される運用があるとの指摘がある。いわゆる「親族排除」の傾向について、政府の把握と見解を示されたい。

2 我が国における親族後見の割合は約三割前後で推移している。他方で、ドイツ連邦共和国やアメリカ合衆国(カリフォルニア州等)では、「後見人の優先順位として、本人が希望した人、家族、家族が決めた人」の優先順位が制度として確立している例がある。これらの制度運用について、政府が行った調査研究の内容と、今後追加調査を行う意思があるか明らかにされたい。

3 本人の意向をより重視した後見人選任基準の導入を検討すべきと考えるが、政府の見解を如何。

4 家事事件手続法第二百一十条第一項三号等は、家庭裁判所に対し本人の陳述聴取義務を課しているが、実務上、陳述が可能であるにもかかわらず聴取を省略する事例が指摘されている。この事実を政府は把握しているか明らかにされたい。

5 我が国における後見人選任の審判について、本人の心身の障害等を理由に陳述を省略した件数、全体に占める割合、ならびに「陳述不能」の判断基準(医学的・法的ガイドライン)が存在するか明らかにされたい。
6 前項に関し、統計を把握していない場合、その理由と、今後の調査実施の有無を明らかにされたい。

7 本人が陳述可能な場合、陳述は原則として省略すべきでないと考えるが、政府の見解如何。

二 報酬額・選任審判に対する不服申立て権の確保について

1 後見人の選任審判および報酬決定は、本人の財産・生活に重大な影響を与える。しかし、現行法は後見人選任審判に対し、本人・親族に即時抗告を認めていない。この点は憲法上の適正手続(フェアプロセス)に反するとする指摘もある。制度改正を検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

2 民事訴訟法第三十一条により、被後見人は訴権が制限され、後見人が加害者である場合に被害者である被後見人本人が訴訟を提起できない「利益相反」が生じている。特別代理人制度はあるものの、選任に時間を要し、また認められない事例もある。被後見人の「裁判を受ける権利」の侵害となり得るが、現状を政府はどう評価するか。

3 本人が自身の権利制限の根拠である鑑定書等の記録閲覧・謄写を求めても、家事事件手続法等を理由に拒否され、医師名が黒塗りとされる事例がある。本人が費用を負担し、自己に関する情報であるにもかかわらず、これを秘匿する合理的根拠は乏しいと考える。政府として、(一)非開示の法的根拠、(二)運用改善の必要性についての見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質二一九第一六三号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における本人の意思尊重と制度利用者の手続保障の確保に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「親族排除」の傾向」の具体的に意味するところが明らかではないが、最高裁判所事務総局家庭局作成の「成年後見関係事件の概況―令和六年一月～十二月―」によると、令和六年一月から同年十二月までにおける、認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として申立書に記載されている事件の割合は、約二十一・三パーセント、親族が成年後見人等の候補者として申立書に記載されていない事件の割合は、約七十八・七パーセントである。そして、親族が成年後見人等に選任された件数が七千七十七件であり、当該件数の全体に占める割合は全体の約十七・一パーセント、親族以外が成年後見人等に選任された件数が三万四千二百四十五件であり、当該件数の全体に占める割合は全体の約八十二・九パーセントである。後見人にどのような者を選任するかは、個々の事案に応じて、家庭裁判所において適切に判断されるべき事柄であると考えている。

一の2について

お尋ねの「これらの制度運用」の具体的に意味するところが明らかではないが、成年後見制度の見直しについては、令和六年二月十五日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問がされ、法制審議会民法(成年後見等関係)部会にお

いて、調査審議が行われているところ、政府が行った調査研究の内容は、同部会において、参考資料として委員等に配布した、ドイツ連邦共和国やアメリカ合衆国を調査対象国とする「諸外国における成年後見制度についての調査報告書」とおりであり、現時点で、更なる調査等を行うことは考えていない。

一の3について

お尋ねについては、現在法制審議会において調査審議が行われている「保護者の選任」の規律の在り方に関するものであり、政府としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。

一の4から7までについて

家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)第二百一十条第一項は、成年後見人の選任の審判においては、成年被後見人となるべき者又は成年被後見人の陳述を聴かなければならないと定め、同項ただし書は、「心身の障害により」その者の陳述を聴くことができないときはこの限りでない旨を定めており、同項ただし書の規定によらずに御指摘の「聴取を省略すること」ができないこととなり、お尋ねの「陳述が可能であるにもかかわらず聴取を省略する事例」については、把握していない。また、お尋ねの「本人の心身の障害等を理由に陳述を省略した件数」については、政府としては、統計をとっていないため、把握していないが、お尋ねの調査の要否を含め、成年後見制度の運用状況を適切に把握するための調査の在り方について、検討してまいりたい。

また、お尋ねの「陳述不能」の判断基準(医学的・法的ガイドライン)の具体的に意味するところが明らかではないが、同項ただし書の要件に該当するか否かの判断は、個々の事案に応じ

て、家庭裁判所において適切に判断されるべき事柄であると考えている。

二の1及び2について

お尋ねについては、現在法制審議会において調査審議が行われている「保護者の選任の審判に対する不服申立て」及び「法定後見の本人の民事訴訟における訴訟能力等」に関する規律の在り方に関するものであり、政府としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。

二の3について

お尋ねの「非開示の法的根拠」について、家事事件手続法第四十七条第四項は、記録の閲覧等について、「家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。」と規定し、さらに、同条第七項は、「家事審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事審判事件の記録の保存又は裁判所の職務に支障があるときは、することができない。」と規定している。

お尋ねの「運用改善の必要性」については、記録の閲覧及び謄写に関する家庭裁判所の判断及びその評価に関わるものであり、政府としてお答えする立場にない。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六四号

成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問主意書
提出者 松原 仁

成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問主意書

成年後見制度は、高齢者や障害者の権利保護に不可欠な制度である。しかし、近年、後見人による横領、財産管理の不適切処理、身上配慮義務違反(ネグレクト)と評価される事例が報告されている。第二期後見制度利用促進計画でも、後見人の資質向上と監督機能の強化は重要課題と位置付けられている。

後見制度に対する国民の信頼を確保するため、以下質問する。

一 身上配慮義務違反(ネグレクト)の是正と指導の徹底について

1 民法八百五十八条は、後見人に対して「本人の生活・療養看護に配慮すべき義務」を明記している。しかし、実務において、本人の意思に反して医療・介護サービスを制限したり、家族との交流を不当に遮断したりする例が指摘されている。こうした身上保護の怠慢を「ネグレクト後見」とする学説も存在する。政府は、後見実務における「ネグレクト」の定義やガイドラインを有しているか明らかにされたい。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画は、財産管理よりも本人の意思尊重・生活の質(QOL)を重視する理念を掲げている。政府は、この理念を後見実務に反映させるための

具体的指導方針を有しているか明らかにされたい。

3 身上配慮義務に反する重大な行為を行った後見人に対し、米国カリフォルニア州のように、資格剥奪、刑事罰、民事賠償など包括的制裁を課す制度を検討すべきと考える。政府の見解如何。

4 前記の指摘を踏まえ、現行制度により後見人の資質と業務の質が十分に担保されていると考えるか。政府の見解如何。

二 監督体制の強化と後見人の質の担保について
1 専門職後見人に対し、同じ士業(弁護士・司法書士等)が監督人として選任され、その監督費用も被後見人の財産から支出される事例がある。利益相反・中立性の欠如が懸念される。第三者性・中立性を担保するため、公的または準公的監督機関を設置する制度を検討すべきと考えるが、政府の見解如何。

2 制度利用者による公平な専門職の選択及び、専門職後見人の選択に際する重要な参考情報として、専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士等)の家庭裁判所への登録人数、受任件数、および登録しているが未受任の人数に関するデータは極めて重要である。政府として、これらのデータを把握しているか。把握している場合、士業別の各数値を可能な限り明らかにされたい。

3 前項のデータを公開することは、専門職後見人の適切な選択、偏在防止、透明性向上に資すると考える。これらのデータ公開について政府の見解如何。

4 後見人の質の担保について、米国で採用されているような準公的な後見人認定センター

(The Center for Guardianship Certification) による試験・認定制度の導入が有効とされる。政府として、後見人の標準的能力を認定する制度の検討状況を明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質二一九第一六四号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における後見人の資質向上及び監督体制の強化に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「後見実務における「ネグレクト」の定義やガイドライン」の具体的に意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

一の2について

御指摘の「第二期成年後見制度利用促進基本計画は、財産管理よりも本人の意思尊重・生活の質(QOL)を重視する理念を掲げている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、成年被後見人の意思決定を支援するため、「成年後見制度利用促進基本計画」(平成二十九年三月二十四日閣議決定)を踏まえ、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会により構成される

「意思決定支援ワーキング・グループ」において、成年後見人等に就任した者が意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるよう、成年後見人等に求められている役割の具体的なイメージを示した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(令和二年十月三十日公表)を策定している。また、政府としては、当該ガイドラインについて、周知啓発を行っているほか、当該ガイドラインの内容について、後見の事務に従事する成年後見人等に対して研修を実施しているところである。

一の3について
お尋ねの「身上配慮義務に反する重大な行為」及び「資格剥奪、刑事罰、民事賠償など包括的制裁を課す制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、成年後見人は、民法明治二十九年法律第八十九号(第八百五十八条)に基づき、成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮の義務を負うところ、当該義務の内容は様々であることから、当該義務に違反したことをのみ理由として刑罰や行政上の不利益処分等を課す制度を設けることについては、慎重に考える必要があると認識している。

一の4について
御指摘の「前記の指摘」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、個々の事案に応じて、家庭裁判所において適切な者を成年後見人に選任し、また、成年後見人の事務を監督し、その任務に適しない者を解任することにより、後見の事務の適切性は担保されていると考えている。
二の1について
お尋ねの「公的または準公的な監督機関を設置する制度」の具体的に意味するところが必ず

しも明らかではないが、成年後見人の事務の監督については、個々の事案に応じて家庭裁判所において選任された後見監督人又は家庭裁判所による監督により、成年後見人に対する適切な監督体制が構築されており、新たな機関の設置については検討していない。

二の2及び3について
お尋ねの「専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士等)の家庭裁判所への登録人数、受任件数、および登録しているが未受任の人数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、御指摘の「弁護士、司法書士、社会福祉士等」の「受任件数」が、「弁護士、司法書士、社会福祉士等」が成年後見人等に選任された件数を指すのであれば、最高裁判所事務総局家庭局作成の「成年後見関係事件の概況」(令和六年一月・十二月)において公表されており、令和六年一月から同年十二月までの一年間に、弁護士が成年後見人等に選任された件数は八千七百九十四件、司法書士が成年後見人等に選任された件数は一万千八百七十五件、社会福祉士が成年後見人等に選任された件数は六千八百七十三件であると承知している。

二の4について
お尋ねの「後見人の標準的能力を認定する制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、成年後見人については、個々の事案に応じて、家庭裁判所において適切な者を選任することとされており、成年後見人の能力等を認定する制度の導入について検討していない。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六一五号

成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問主意書
提出者 松原 仁

成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問主意書

成年後見制度は、高齢者・障害者の権利を保護する上で重要な役割を果たしている。しかし、後見人報酬の決定過程において、透明性が十分に確保されていないとの指摘が多く寄せられている。特に、財産額と報酬額が比例するかどうかのような決定運用、本人死亡後の報酬受領の不適切事例、親族後見人と専門職後見人の扱いの格差、自治体助成制度の地域差など、制度の根幹に関わる問題が顕在化している。

憲法二十九条が保障する財産権の保護及び、本人の権利性への配慮を明確化した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の趣旨に照らしても、これらの課題は看過できない。

よって、以下質問する。

一 管理財産額と報酬額の連動に関する問題について
1 家庭裁判所の「成年後見人等の報酬額のめやす」は、管理財産額が高額な場合に報酬の増額を示唆している。もともと、裁判所が公表する統計には、財産額と報酬額の相関を示すデータは存在しない。
① 全国の裁判所において、財産額が報酬額に実質的に影響している運用実態を把握しているか。

② 過去五年間における財産額と年額報酬額の相関について、政府が把握する統計・分析があれば明らかにされたい。

③ 「報酬額のめやす」が事実上の拘束力を持つているとの指摘に対する政府の認識を示されたい。

2 管理財産額が高額であっても、財産が預貯金中心の単純管理である場合には業務量の増加にかなわない例が存在する。政府として、次の①及び②に対する見解を示されたい。

① 財産多寡が業務量増加に比例するという一般化に合理的根拠があるのか。

② 財産の性質・種類・手間に基づく「実質的業務量評価」への見直しが必要ではないか。

3 被後見人死亡後は、民法第百十一条により後見人の代理権は当然に消滅する。しかし、審判確定前に、後見人が故人の口座から報酬を引き出す事例が報告されている。政府として、次の①及び②に対する見解を示されたい。

① こうした事案の把握状況(件数・主な処理内容)。

② 刑事・民事上の措置の有無。

4 前項の問題は相続人の財産管理権の侵害の問題でもある。政府として、次のような考えられる対応策について、検討の必要性等、政府の見解如何。

① 本人死亡後の報酬請求ルールの明確化。
② 相続人通知制度の導入。
③ 後見人による勝手な引き出しへの罰則強化。

二 親族後見人等に対する報酬・助成の格差是正について

1 専門職後見人には報酬の目安がある一方、親族後見人には「目安」が存在しないとされる。政府として、次の①及び②につき、明らかにされたい。

① 親族後見人への報酬基準が存在するか。
② 前記①の基準が存在しない場合、その理由。

2 自治体によっては親族後見人への助成が存在しないため、地域格差が大きく、また、親族後見人の多くが無報酬で、専門職後見人の格差も大きい。親族後見を推進する観点から、全国統一的な助成制度及び親族後見人の評価基準の整備が必要と考えるが、政府の見解如何。

3 生活保護受給者を対象とする助成制度において、自治体が専門職後見人のみ助成する例がある。しかし、後見人には親族・一般市民後見人も選任され得る。資格の有無のみで助成対象を区別する運用は不合理との指摘がある。政府の見解を示されたい。

三 後見人報酬の実態調査の必要性について

1 後見人報酬に関する調査は、裁判所・士業団体によるものを中心であり、被後見人と家族を対象とした全国的調査は行われていない。政府として、こうした調査を実施したことがあるか明らかにされたい。

2 後見人制度の現状を正確に把握し、制度や運用の改善に活かすために、市区町村に対する「助成実施の有無、対象者(専門職のみ/親族可等)、年度別支給件数、支給上限、申請件数、不支給理由等」に関する一斉調査、被後見人や家族を対象とした、後見人の属性(専門職、親族、その他等)も踏まえた、「後見人に支払った報酬(総額)や」後見人の業務、サービスへの満足度などに関する大規模な意識調査や実態調査を政府として実施することは有意義であると考えますが、今後実施する考えはあるか。政府の見解如何。

門職、親族、その他等)も踏まえた、「後見人に支払った報酬(総額)や」後見人の業務、サービスへの満足度などに関する大規模な意識調査や実態調査を政府として実施することは有意義であると考えますが、今後実施する考えはあるか。政府の見解如何。

内閣衆質二一九第一六五号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出成年後見制度における後見人の報酬決定の透明性の確保と財産権の保護に関する質問に対する答弁書

一の1の①について

お尋ねの「全国の裁判所において、財産額が報酬額に実質的に影響している運用実態」の具体的な意味するところが明らかではないが、成年後見人が管理する財産の額と成年後見人の報酬額の関係については、政府としては、把握していないものの、最高裁判所が令和四年度に実施した、報酬の付与の審判がされた事件の一部を対象とした成年後見人等の報酬の額等に関する調査によれば、成年後見人等が管理する流動資産の額が大きい事件における成年後見人等の報酬の平均額について、成年後見人等が管理する流動資産の額が小さい事件のそれに比して大きい数値が示されたものと承知している。

一の1の②について

お尋ねの統計については把握しておらず、また、お尋ねの分析は行っていません。

一の1の③について

お尋ねの「報酬額のめやす」が事実上の拘束力を持つている」の具体的に意味するところが明らかではないが、成年後見人の報酬については、個々の事案に応じて、家庭裁判所において適切に判断されるべき事柄であると考えている。

一の2について

御指摘の「財産多寡が業務量増加に比例するという一般化」の具体的に意味するところが明らかではないが、成年後見人の報酬に関する規律の在り方を含む成年後見制度の見直しについては、令和六年二月十五日に法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問され、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、調査審議が行われており、政府としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。

一の3の①について

お尋ねの統計については、把握していない。

一の3の②について

お尋ねの「刑事」「上の措置」の具体的に意味するところが明らかではないが、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であることから、お答えすることは困難である。また、お尋ねの「民事上の措置」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

一の4の①について

御指摘の「本人死亡後の報酬請求ルールの明確化」の具体的に意味するところが明らかではないが、成年後見人の報酬に関する規律の在り

方を含む成年後見制度の見直しについては、法制審議会において、調査審議が行われており、政府としては、まずは、その議論の状況を見守っていきたいと考えている。

一の4の②について

お尋ねの「相続人通知制度」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

一の4の③について

お尋ねの「後見人による勝手な引き出しへの罰則強化」の具体的に意味するところが明らかではないが、業務上横領等の刑事罰に加えて、成年後見人が成年被後見人の財産を管理する行為に関し、新たに罰則を設けることは考えていない。

二の1について

お尋ねの「親族後見人への報酬基準」の具体的に意味するところが明らかではないが、成年後見人の報酬については、個々の事案に応じて、家庭裁判所が定めることとされており、法令上、親族後見人に係る報酬基準は存在しない。

二の2について

御指摘の「自治体によっては親族後見人への助成が存在しないため、地域格差が大きく」の具体的に意味するところが明らかではないが、二の1について述べたとおり、法令上親族後見人に係る報酬基準は存在せず、報酬の額については、個々の事案に応じて、家庭裁判所が定めることとされていることから、政府としては、現時点で、御指摘の「全国統一的な助成制度及び親族後見人の評価基準」を「整備」することは考えていないが、例えば、「地域支援事業実施要綱」(平成十八年六月九日付け老発第〇六〇九〇一〇号厚生労働省老健局長通知別紙(最

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

終改正 令和七年七月十七日)に基づき地域支

援事業として市町村が行う成年後見制度利用支

援事業においては、「市町村申立て等に係る低

所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要

する経費や成年後見人等の報酬の助成等)を

行っているところ、「市町村長による成年後見

制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な

実施及び成年後見制度利用支援事業の推進につ

いて(令和五年五月三十日付け厚生労働省社

会・援護局障害福祉部障害福祉課地域生活

活・発達障害者支援室及び精神・障害保健課並

びに老健局認知症施策・地域介護推進課連名事

務連絡)において、市町村に対して、「全国どの

地域においても成年後見制度を必要とする人が

制度を利用できるように、「成年後見制度利用

支援事業の適切な実施)について検討を行うよ

う依頼しているところである。

二の3について

御指摘の「生活保護受給者を対象とする助成

制度」及び「自治体が専門職後見人のみ助成す

る例」の具体的に意味するところが明らかではな

いが、成年後見人に対する助成については、二

の2について述べたとおり、例えば、「地域

支援事業実施要綱)に基づき市町村が行う成年

後見制度利用支援事業において、「市町村申立

て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度

の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の

助成等)を行っているところ、当該要綱におい

ては、助成の対象について、成年後見人の保有

する御指摘の「資格の有無で「区別)しているも

のではない。

三の1について

調査を実施したことはない。
三の2について
お尋ねの「被後見人や家族を対象とした」報酬の実績の詳細に関する調査等については、最高裁判所において、利用者の予測可能性を確保する観点から、成年後見人等の報酬の実績について公表することを予定していると承知していることから、政府としては、現時点では実施する予定はないが、二の2について述べたとおり、例えば、「地域支援事業実施要綱)に基づき市町村が行う成年後見制度利用支援事業において、「市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等)を行っているところ、当該助成等の実施の状況について必要な実態を把握する観点から、成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査において、高齢者や障害者に対する報酬助成について、助成実施の有無や年度別支給件数といった項目の調査を実施している。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六六号
「お米券」に関する質問主意書
提出者 河村たかし
「お米券」に関する質問主意書
「米など」食品の物価高騰による負担軽減を促すため「お米券」の配布が推奨されている。
一 「お米券」を発行する団体名、昨年度実績で、団体ごとの発行枚数、発行金額、発行手数料の金額を示されたい。
二 「お米券」の発行手数料が「高すぎる」として、商品券、電子クーポンなどに切り替える自治体

があるとの報道がある。発行手数料で特定の団体の利益誘導につながっていないか、政府の見解を示されたい。
三 鈴木農林水産大臣は大臣就任直後から「お米券」の配布を推奨することを前提としたような発言を繰り返している。その理由如何。また、発言の背景には、高市早苗総理の指示があったのか。
四 緊急性を要する、重点支援地方交付金において「お米券」を地方自治体が採用した場合、令和七年度中に、国民に配布を完了することができ右質問する。
内閣衆質二一九第一六六号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員河村たかし君提出「お米券」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員河村たかし君提出「お米券」に関する質問に対する答弁書
一について
全国で主に米穀の購入に利用することができ商品券であるいわゆるお米券を発行する主要な団体としては、全国農業協同組合連合会及び全国米穀販売事業共済協同組合があると承知している。これら両団体からの聞き取りによれば、御指摘の「昨年度実績で、団体ごとの発行枚数)については、同連合会は約百四十万枚、同協同組合は約五百万枚である。お尋ねの「発行金額、発行手数料の金額」が具体的に何を指すのかわかりませんが、両団体とも

に、団体が希望する販売価格は一枚五百円、引換金額は一枚四百四十円と承知している。
二について
物価高騰に対する対策として、令和七年度補正予算において措置された重点支援地方交付金は、地方公共団体の判断により支援内容を決定する仕組みであり、具体的には、御指摘の「お米券」だけでなく、「商品券、電子クーポン」のほか、食品の現物給付などを選択できるものとされており、御指摘のように「特定の団体」への利益誘導につながっているとは認識していない。
三について
御指摘の「お米券」の配布を推奨することを前提としたような発言の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年十月二十一日の閣議における内閣総理大臣指示「総合経済対策の策定について)において、「物価高対策を早急に講じる)こととされ、また、令和七年十一月二十一日に閣議決定した「強い経済を実現する総合経済対策)において、「いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食品の物価高騰に対する支援を措置)することとしているところ、物価高騰に対する対策の一例として、御指摘のように「お米券」の配布)について発言をしている。
四について
政府は、地方公共団体に対して、重点支援地方交付金を活用した支援について、早期執行を働きかけているところであるが、お尋ねについては、今後、地方公共団体において具体的な対応を検討することとなるため、予断をもってお答えすることは困難である。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六七号

国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問主意書

提出者 河村たかし

国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問主意書

「衆議院議員の定数削減等に関する法律案」が検討されている。しかし、定数削減よりも急を要するのは「世襲禁止」「世襲制限」であり、国民からも批判が多数あり、質問する。

一 高市内閣で「世襲」に該当する関係はいるのか。

二 国民の間で批判が高まっている、国会議員の世襲について、高市早苗総理の見解を問う。

三 世襲議員の長所と短所、世襲における問題、弊害について高市早苗総理の見解を問う。

四 世襲禁止、世襲制限について、国会議員の配偶者や三親等以内の親族が、当該国会議員が当選していた選挙区で継続して、立候補することを法律で禁ずることは、憲法第十四条「法の下の平等」に抵触するの、高市内閣の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質二一九第一六七号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員河村たかし君提出国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出国会議員の世襲に対する高市早苗内閣総理大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「世襲」に該当する関係の定義が必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

二及び三について

お尋ねの「国会議員の世襲及び世襲議員」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、お尋ねは、いづれも国民に選挙された国会議員についての評価に関する事柄であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

一般論として、立候補の自由は憲法の保障する重要な基本的人権の一つと解されており、これを制約することについては、その合理的理由の有無を始めとして慎重な検討が必要であると考えている。お尋ねのような制約を設けることについては、政府として検討したことはなく、その合憲性についてお答えすることは差し控えたい。

令和七年十二月十一日提出
質問 第一六八号

胎児と母体との関係に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

胎児と母体との関係に関する質問主意書

一 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）（以下自動車処罰法という。）第五条による

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は（以下略）」にいうところの「人」（以下「第五条の人」と言う。）に胎児が該当するか政府の見解如何。第五条の人に胎児が該当しないとすれば妊婦が走行してきた車と接触したものの外傷がないが胎児が死亡した場合、医師が事故に伴う妊婦の不整脈や高血圧などで胎児が死亡したと診断しても自動車処罰法第五条違反には問われないのか政府の見解を問う。

二 自動車処罰法第二条で「次に掲げる行為を行い、よって人を死傷させた者は（以下略）」で言うところの「人」（以下「第二条の人」と言う。）に胎児は該当するか政府の見解如何。第二条の人に胎児が該当しないとすればアルコールにより正常な運転が困難な状態な者が運転していた自動車妊婦に外傷を負わせ、その外傷の影響で胎児が死亡したと医師が診断しても、自動車処罰法第二条で言うところの「人を死亡させた」には当たらないのか見解を問う。

三 刑法第二百二十二条から第二百六条における墮胎罪で言うところの墮胎とは自然の分娩期に先立って妊娠の継続を人為的に中断し胎児を母体の外に排出させることであり、結果として胎児が死亡するか否かは関係ないと解するが政府の見解を問う。

四 妊婦に外傷を負わせ妊娠の継続ができない状態にすることは自然の分娩期に先立って妊娠の継続を人為的に中断させ結果として胎児が母体の外に出ることを余儀なくさせられたとして墮胎罪の構成要件を満たすとは考えられないのか政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一九第一六八号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員岡本充功君提出胎児と母体との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出胎児と母体との関係に関する質問に対する答弁書

一の前後及び二の前後について

お尋ねの「胎児」が自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条及び第五条に規定されている「人」に該当するか否かについては、個別の事案における具体的な事情を踏まえて判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

一の後段、二の後段及び四について

お尋ねについては、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であるため、一概にお答えすることは困難である。

三について

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十九章の「墮胎の罪」における「墮胎」については、例えば、大審院明治四十二年十月十九日第一刑事部判決において、自然の分娩期に先立って人為的に胎児を母体から分離させることをいい、その結果、胎児が死亡することは必要がない旨を判示されているものと承知している。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

令和七年十二月十二日提出
質問 第一六九号

パレスチナ国家承認問題に関する質問主意書

提出者 阪口 直人

パレスチナ国家承認問題に関する質問主意書

石破茂前首相は九月二十三日、米ニューヨークで開かれた国連総会で、イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの地上戦拡大について、「人道危機を著しく悪化させるものであり、我が国として断じて容認できず、この上なく強い言葉で非難する」と述べた。さらに、政府が一貫して支持してきたイスラエルとパレスチナ国家が共存する「二国家解決」について「極めて深刻で、憂慮すべき局面にある」との認識を示し、パレスチナの国家承認については「するか否か」ではなく、「いつするか」の問題だと踏み込んだ発言をした。

したがって、次の事項について質問する。
一 政府はパレスチナ国家承認を巡る石破前首相の国連総会での発言を踏襲する方針なのか。もし国家承認に躊躇するならば、その理由を示さるべきか。

二 令和七年度の補正予算に、パレスチナ及び周辺国の緊急支援ニーズへの対応として二百五十億円が盛り込まれているが、二百五十億円は、真に医療支援、食料支援、がれき除去など、現地の人々の命と生活を守るために適切に使われるのかを具体案をもって示されたい。また、支援の実効性をどのように確保するのか、政府の方針を示されたい。

質問主意書及び答弁書

内閣衆質二一九第一六九号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員阪口直人君提出パレスチナ国家承認問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員阪口直人君提出パレスチナ国家承認問題に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについては、令和七年十一月十三日の参議院予算委員会において、国光外務副大臣が「国家承認の問題につきましては、先ほど、石破前総理がお示しになられたように、するかしないかではなく、いつするかの問題であるというふうな外務省としては承知しております。最新のそのような情勢も踏まえまして、最も効果的かつ実効的なタイミングで検討をさせていただきます」と述べておられます。

二 について
お尋ねの「適切に使われるのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、令和七年度補正予算において、御指摘の「パレスチナ及び周辺国の緊急支援ニーズへの対応」に要する経費として約二百五十億円を計上しており、パレスチナ及び周辺国に対し、保健、食料等の分野での人道支援や、がれき処理等の復旧・復興支援等を行うべく、国際機関及び非政府組織を通じた支援並びに独立行政法人国際協力機構による支援を進めていく考えである。

また、お尋ねの「支援の実効性」の具体的に意

味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにせよ、政府としては、引き続き関係国・機関とも緊密に連携しながら、パレスチナ及び周辺国に対する支援において積極的な役割を果たしていく考えである。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七〇号

科学技術関係予算に関する質問主意書

提出者 杉村 慎治

科学技術関係予算に関する質問主意書
科学技術は、我が国の経済成長、安全保障の確保、そして国民生活の質的向上に必要不可欠である。今日、サイバー技術、バイオテクノロジー、宇宙、量子技術、AI等の分野で、各国が国家戦略として大胆な予算運用を進めており、我が国が国際競争力を維持・向上させるためには、科学技術投資の強化が急務であると考えられる。しかしながら、我が国の科学技術関係予算は長期にわたり伸び悩み、優秀な研究者の海外研究機関への移籍、基礎研究の停滞、大学や研究機関における施設老朽化など深刻な課題が生じている。

そこで以下、政府に質問する。
一 我が国のGDPに対する科学技術関係費の比率について、政府によれば、二〇二三年度三七・七%と公表されている。米、ロシア、中国、インド、ブラジル、韓国、イスラエル、英国、イタリア、フランス、ドイツ、スウェーデン、フィンランドとの比較でどの水準にあり、政府はどのように評価しているのか。
二 政府が掲げる「科学技術立国」実現に向けて、現行の科学技術関係予算は十分であると考えているのか。

三 基礎研究への投資は、国の競争力の源泉となるにもかかわらず、大学等の基盤的経費は実質的に減少し続けている。政府は、この現状を踏まえ、今後、大学などの基盤的経費をどのように改善してゆく方針か。政府の見解を示されたい。

四 我が国の研究技術開発の向上には、我が国の研究者の環境整備が必要不可欠となる。政府は、海外の研究者の呼び込みのための環境整備に関する施策に焦点を置いた施策を推進しているが、我が国で研究を行う或いは続けようとする者の処遇を諸外国に引けを取らない程度に拡充する政策を打ち出すことが、我が国の真の科学技術力の向上に資すると思われる。この点について、政府の見解を示されたい。

五 また「人生一〇〇年時代」において、長年現場で経験を積んだ中高年者に、その経験を活かす、「第二の人生」として研究への道を開く方途を講じることは、基盤研究の質的向上や従来の学説や理論を踏まえた新分野への挑戦などを可能にし、我が国の科学技術力そのものの底上げを実現し得ると考える。この点、政府の考えを示されたい。

六 国立研究開発法人や大学の老朽化施設の建替え・更新について、長年先送りが続く中、政府として、中長期的な計画を策定し、安定的財源を確保する方針はあるのか。
七 以上を踏まえ、政府として、科学技術関係予算を今後一〇年及び三〇年でどの程度増加していくべきと考えるか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一七〇号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出科学技術関係予算に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員杉村慎治君提出科学技術関係予
算に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「二〇二二年度」におけるロシア、イ
ンド及びブラジルに係るお尋ねの「GDPに対
する科学技術関係費の比率」については把握し
ていないが、例えば、文部科学省科学技術・学
術政策研究所が令和七年八月に公表した「科学
技術指標二〇二五」によれば、令和五年におけ
る調査対象の国・地域の「研究開発費総額の対
GDP比率」について、「日本(OECD推計)」
は、御指摘の国のうちイスラエル、韓国、ス
ウェーデン及び米国に次いで高く「世界の中で
見ると、比較的高い水準にある」としている。

二及び七について

政府としては、「科学技術・イノベーション
基本計画(令和三年三月二十六日閣議決定)に
おいて、「科学技術・イノベーション政策の恒
常的な質の向上及び財政の持続可能性に十分に
留意しつつ、第六期基本計画の期間中」、すな
わち、令和三年度から令和七年度までの期間
中、「政府科学技術関係予算を拡充する。」とし
ているところであり、お尋ねの「科学技術関係
予算」については、拡充していく必要があると
考えているが、「科学技術関係予算を今後一〇
年及び三〇年までの程度増加していくべき」か

については、財政の持続可能性等に十分に留意
する必要があることから、現時点で具体的にお
答えすることは困難である。

三について

大学等の基盤的経費の確保については、「経
済財政運営と改革の基本方針二〇二五(令和七
年六月十三日閣議決定)において、「物価上昇等
も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤
的経費を確保する。」としており、また、「強い
経済」を実現する総合経済対策(令和七年十一
月二十一日閣議決定)において、「物価上昇等を
踏まえた国立大学法人等の基盤的経費の確保に
よる基礎研究の支援・・・を進める。」として
いることを踏まえ、必要な予算の確保に努めて
いく方針である。

四について

お尋ねの「諸外国に引けを取らない程度」の具
体的に意味するところが必ずしも明らかではな
いが、我が国における研究者の処遇及び研究環
境については、我が国の国際競争力を強化する
等の観点から、「統合イノベーション戦略二〇
二五(令和七年六月六日閣議決定)において、
「研究者が腰を据えて研究に打ち込めるグロー
バルスタンダードでの魅力ある研究環境を実現
するため・・・研究環境の改善を進める。ま
た、大学のガバナンス改革や人事給与マネジメ
ント改革等の実施と併せて、・・・基盤的経費
を確保する。」としている。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、
一般論として、長年にわたり大学、研究機関、
民間企業等で勤務していた者も含めた多様な人
材が、自身の業務等の経験を活かし、研究者等

として活躍できる社会が形成されることは重要
であると考えており、こうした社会における優
秀な人材を確保するための環境整備について
は、令和六年四月五日の衆議院内閣委員会にお
いて、岸田内閣総理大臣(当時)が「優秀な人材
が心置きなく研究開発等の業務に没頭できるよ
うな魅力的な研究環境あるいは処遇、これを日
本においてしっかりと実現していくことが政府と
してはまず重要である」と答弁していること
である。

六について

御指摘の「国立研究開発法人」の「老朽化施設
の建替え・更新」に係る「中長期的な計画」につ
いては、「独立行政法人の目標の策定に関する
指針(平成二十六年九月二日総務大臣決定)に
より、独立行政法人通則法(平成十一年法律第
百三十三号)第三十五条の四に基づき主務大臣が定
める「中長期目標」において、施設及び設備の整
備に係る事項を記載することとされており、政
府としては、当該整備の実施に係る必要な予算
の確保に努めているところである。

また、御指摘の「大学」のうち、例えば、国立
大学法人の「老朽化施設の建替え・更新」に係る
「中長期的な計画」を策定し、安定的財源を確保
する方針については、「科学技術・イノベー
ション基本計画」において、「国が国立大学法人
等の全体の施設整備計画を策定し、継続的な支
援を行うとともに、国立大学法人等が自ら行う
戦略的な施設整備や施設マネジメント等も通じ
て、計画的・重点的な施設整備を進める。」とし
ているところである。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七一号

香害及び化学物質過敏症対策に関する質問主
意書

提出者 阪口 直人

香害及び化学物質過敏症対策に関する質問
主意書

近年、柔軟剤、洗濯洗剤、芳香剤、整髪料、制
汗剤等を使用される強い香料成分による、いわゆる
「香害」が全国的に深刻化している。これら香料
に含まれる揮発性有機化合物(VOCs)等によ
り、頭痛、めまい、呼吸困難、粘膜刺激症状、睡
眠障害、認知機能低下等の健康被害が多数報告さ
れている。国民生活センターや自治体の消費生活
センターにも継続的に体調不良の相談が寄せられ
ており、もはや一部の個人的問題ではなく、公衆
衛生上の問題として顕在化している。

また、化学物質過敏症(MCS)の重症者におい
ては、公共交通機関、学校、職場、医療機関等へ
の出入りすら困難となり、社会参加が著しく阻害
されている。就労不能、休学、医療アクセスの欠
如、生活困難、孤立等、深刻な人道問題にまで発
展している。

しかしながら、政府の対応は依然として啓発、
注意喚起程度に留まり、香料成分の規制、室内空
気質基準、成分表示の義務化、公共施設でのフレ
グランスフリーポリシー等の制度の改革措置は講
じられていない。研究費の不足は深刻で、昨年度
の科学物質過敏症を含む中枢神経へのダメージを
もたらす病状についての研究費はわずか一千二十
四万二千円であり、毒性学、脳科学、疫学等の基
盤研究を進めるには程遠い額である。結果、十分
な基礎研究が行えず、エビデンスの欠如を理由と

した政府の「様子見」姿勢が固定化され、被害の不可視化が続いている。
したがって、次の事項について政府に質問する。

一 化学物質過敏症(MCS)の重症者などにおいては、公共交通機関、学校、職場、医療機関等への出入りすら困難となり、社会参加が著しく阻害されている。就労不能、休学、医療アクセスの欠如、生活困難、孤立等、深刻な人道問題に直面している。「家から外に出られないほど深刻な生活制限を強いられる者」が存在する」という事実を政府は認識しているか。政府はこれら一連の「香害」を人権問題として認識しているのか。認識しないならその理由を明示されたい。

二 合成洗剤や柔軟剤などに含まれる微量の揮発性化学物質に反応し、頭痛や吐き気または呼吸困難などの健康被害が生じる香害や化学物質過敏症(MCS)だが、成分の明示(個別成分表示)が義務付けられていない。現状対策に必要な情報が消費者や医療現場に適切に提供されていない状況で健康はおろか生命の危険にさらされている。誰にでもわかる成分の明示及び、健康被害の可能性についても明示化することの義務化を政府は検討しているのか。検討していないのであれば、その理由を示されたい。

三 文部科学省などは香害への理解を深めるために、啓発ポスターを作成するが、これは主に「使いすぎへの注意喚起」に留まっており、香害が社会的・医学的に深刻な問題をもたらすとの認識を十分に示すものではない。現行の啓発施策が香害の深刻性を国民に十分伝えていない可能性について、政府はどのように評価しているか示されたい。また今後、国民に対し、「香害

を広く訴えるのであれば、その具体案も示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一七一号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員阪口直人君提出香害及び化学物質過敏症対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阪口直人君提出香害及び化学物質過敏症対策に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「家から外に出られないほど深刻な生活制限を強いられる者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、柔軟仕上げ剤等の香りにより、頭痛やめまい等の多様な症状が現れることを訴える方がいることは承知しており、「香りへの配慮に関する啓発ポスターの改訂について(情報提供)」(令和五年七月十九日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、健康局難病対策課並びに老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課及び老人保健課並びにこども家庭庁成育局保育政策課及び保育政策課認可外保育施設担当室連名事務連絡)等において、都道府県等に対して、啓発ポスターを用いて、管内の医療機関、高齢者施設、保育所等に幅広く周知するよう依頼を行っているところである。

また、御指摘の「化学物質過敏症(MCS)」の病態や発症機序については未解明な部分が多く、政府として御指摘の「香害」の意味を具体的に

に定義して用いているものではないため、お尋ねの「香害」を人権問題として認識しているのかについてお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「成分の明示(個別成分表示)が義務付けられていない」、「現状対策に必要な情報」及び「適切に提供されていない状況で健康はおろか生命の危険にさらされている」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「合成洗剤や柔軟剤などに含まれる微量の揮発性化学物質に反応し、頭痛や吐き気または呼吸困難などの健康被害が生じる香害及び「化学物質過敏症(MCS)」については、それらの病態や発症機序について未解明な部分が多く、それらの病態の解明に向けた調査研究を進めているところであるため、現時点において、お尋ねの「誰にでもわかる成分の明示」及び「健康被害の可能性についても明示化することの義務化」については検討していない。

三について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「香害」について、その病態や発症機序について未解明な部分が多く、病態の解明に向けた調査研究を進めているところであるため、御指摘の「香害が社会的・医学的に深刻な問題をもたらす」ことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。なお、令和六年六月三日の衆議院決算行政監視委員会において、自見内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)が「消費者庁では、関係省庁と連名でポスターを作成して啓発を行っておりまして、被害を訴えておられる方々の声も踏まえまして、「その香り 困っている人もいます」と、表現の見直しなども行ったところがございます。引き続き、関係省庁と

連携しながら、啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます」と答弁しているところである。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「広く訴える」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、引き続き、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び環境省が連携して、最新の科学的知見を踏まえつつ、柔軟仕上げ剤等の香りが与える周囲への影響に関する啓発の取組を進めてまいりたい。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七二号

中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかるとの議論に関する質問主意書

提出者 福田 玄

中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかるとの議論に関する質問主意書

令和七年十二月五日の中央社会保険医療協議会(中医協)において医科診療報酬における「処方箋料」にかかるとの議論があったと承知するところである。医師は診断し、必要があれば医薬品を処方するのは当然の責務であると考える。また、処方する医薬品について商品名しか知らないなどというようなことは、医師の高い専門性と高度な技量から推察するに努々ありえないものであると推察するものである。また、現在、頒発している医薬品の欠品問題にしても、医薬品の在庫の有無を確認するのは医師の職務の範疇でその流通を確認するのは職業上あたりまえのことであると考えるものである。というのも、医薬品以外であれば、在庫の確認は当たり前のことであり、それは確かに手問のかかる業務ではあるが、それを受益者に負担を

求めるようなことはしないものであるからである。そこで以下に「処方箋料」にかかる中医協の議論について質問するものである。

一 「処方箋料」であるが、医師が診断して処方箋をだすことは医師の独占業務であり、また、必要に応じて医薬品を処方するのは医師の当然の責務であると考え。診断と医薬品の処方が密接にかかわっていることから、何故に国民から「処方箋料」を徴収する仕組みになっているのかわりにされたい。

二 また、今日、医師はレセコンと称する簡便なシステムを活用しており、処方箋を発行する手間はほとんどないものと推察する。さらにいえば、電子化された電子処方箋となれば、処方箋を紙で発行し、署名あるいは記名捺印する必要もない。つまり現実には処方箋を発行する手間はないといえる。しかしながら、処方箋を発行する手間があるかのような主張を繰り返し、この「処方箋料」を既得権益化させ公然と国民から徴収するのを許すのは、良識ある医療人であるならば、国民生活が厳しい中で心が痛まないはずはない。そこで政府に問うが、何故に「処方箋料」なるものを国民から徴収しているのか歴史の経緯も含めて理由を明らかにされたい。

三 医師は診断し、必要があれば医薬品を処方するものであり、この一連の流れと臨床現場のレセコンでの入力作業を鑑みるに、処方箋を記載発行することは何か特別に手間のかかるものではなく基本診療料に含まれるものと考えるのが妥当だと考える。処方箋料を廃止し、基本診療料に含めるべきという意見は中医協ではまったく議論の俎上にも上がっていないのかを明らかにされたい。

また、件の中医協総会では、医師が処方箋を

出すことについて、これまで以上に負担が増しているという指摘が医療提供側からあったと聞くと、どのような文脈で手間が増えていると主張していたのか明らかにされたい。

四 たとえば、医薬品の供給不足を理由にして在庫状況を調べることをして手間だと考えているのだとすれば、それはあまりにも国民の一般的感覚と乖離しているのではないか。というのも、昨今、あるビールメーカーのビール供給が停滞する事態が生じたが、この際に各飲食店が在庫不足とその在庫確認及び代替品手配の手間を理由にして価格をつりあげるようなことはなかったと承知している。自ら使用する材料の準備は、当然にそれを使用して業務をなそうとする者の義務であり、準備の一環に含まれるものである。一般国民の感覚でいうならば、これをして手間だから手数料をよこせというようなことは恥ずかしくて主張することもできないであろう。このように考えるならば、医薬品供給不足を理由として在庫確認の手間が生じるからといって処方箋料を引き上げたりするのは論外であると考え。また、準備の一環と考えるならば、繰り返しになるが、「処方箋料」については基本診療料に含まれるべきものであると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 併せて、医薬品の一般名処方をするのが手間だという話もあったと漏れ聞くところである。ただ、医療現場においてもレセコンと称する情報端末が標準装備される情報化社会の時代にあつて、一般名処方という主張はいささか奇異な主張である。一般には、たとえば、商品名しか知らなかったとしても検索すれば容易に一般名をみつかることができる。また、仮に一般名を知らなかったとしても、後発品不可

であるとの宣言を処方箋上で示さない限りは一般名で処方したと同じ扱いになると理解しており、「一般名を知らない」ことが手間になるという主張は想像しがたい。自らが使用している医薬品の名前も知らずに診察をしている医師が現場にいるとすれば、それは職務怠慢といわざるをえないが、そのような不勉強な医師が自己研鑽を旨とする臨床医のなかにいようはずもない。したがって一般名処方することに加算をすることも医師の研鑽義務の観点からすれば不要ではないかと考えるものであるが、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質二一九第一七二号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員福田玄君提出中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかる議論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員福田玄君提出中央社会保険医療協議会における処方箋料にかかる議論に関する質問に対する答弁書

一及び二について
保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十五号)第二十条第二号の規定において、「投薬は、必要があると認められる場合に行う」、「同一の投薬は、みだりに反復せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない」等として、お尋ねの「処方箋料」については、こうした投薬に係る医師の医学的判断等を評価

しているものであり、昭和三十六年十二月一日に創設したものである。

三の前後について
お尋ねについて、現時点で確認できる範囲では、過去の中央社会保険医療協議会における議論において、御指摘のような「意見」が出たことは承知していない。

三の後段について

お尋ねについては、令和七年十二月五日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、委員から「処方箋料については、前回改定で大きく引き下げられたわけですが、医薬品の供給が不安定な中で、供給が停止あるいは制限された品目を毎日のように把握し、その日に処方できる医薬品や代わりとなる品目を検討するといった、これまでにない負担が生じております。また、患者さんに対しても医薬品の変更等について追加的な説明を要するなどの対応が求められており、医師が処方箋を出すことについても、これまでにない負担が増している状況にあります」との発言があつたものと承知している。

四について

御指摘の「処方箋料」については、一及び二について述べたとおり、投薬に係る医師の医学的判断等を評価したものである一方、御指摘の「基本診療料」は、初診若しくは再診の際又は入院の際に行われる基本的な診療行為を評価したものであり、両者は性格が異なり、また、三で御指摘の「処方箋を出すこと」については当該診療行為についての御指摘のような「準備の一環」とは考えていないため、現時点においては、御指摘のように「処方箋料」については基本診療

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

「料に含まれるべきものである」とは考えていない。
五について
御指摘の「医師の研鑽義務の観点の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「一般名処方することに加算をすること」とについては、平成二十四年二月十日の中央社会保険医療協議会総会の答申に係る資料総一「個別改定項目について」において、「後発医薬品の使用を一層促進するとともに、保険薬局における後発医薬品の在庫管理の負担を軽減するため、医師が処方せんを交付する際、後発医薬品のある医薬品について一般名処方が行われた場合の加算を新設する」とされ、加えて、令和六年二月十四日の同協議会総会の答申に係る資料総一「個別改定項目について」において、「一般名処方加算について、・・・患者への説明及び院内掲示にかかる要件を設ける」とされているものであり、患者に対して十分な説明を促すためにも、現時点において、当該加算が御指摘のように「不要」とは考えていない。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七三三号

中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問主意書
提出者 福田 玄

中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問主意書

令和七年十二月十日に開催された中央社会保険医療協議会薬価専門部会において、薬価制度改革の対応方針をめぐる議論がされたところと聞く。

ある。日本製薬団体連合会会長である安川健司会長から「我々は営利団体で、慈善のボランティアではない」との発言があり、この文脈で「製薬企業は株式会社だ」と主張されたとき、しかし、すべての製薬企業が上場企業ではなく、ましてや日本の製薬企業にあつても非上場企業であると承知している。となると、日本製薬団体連合会会長である安川健司会長の意見は、単に株式上場企業の意見であつて、製薬企業すべての意見を述べた意見とは言い難いことになるのではないかと危惧するところである。薬価専門部会にて、医薬品を製造販売する企業の意見をヒアリングする意味は大きく、安川会長の述べたことから推察するのであれば、中医協は非上場企業の意見を聞かぬ状態でヒアリングをおえたことになり、十分な議論をつくしたとはいえないのではないかと考えるものである。

そこで政府に問うが、安川健司会長の主張される「製薬企業は株式会社だ」ではない製薬企業から意見を聴取する準備はあるのか。また、意見を聴取する必要性がないと判断するとすれば、何故に投資家のために努力するだけの営利企業の意見のみしか聴取しないのかについて政府の公式の見解を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一七三三号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員福田玄君提出中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員福田玄君提出中央社会保険医療協議会薬価専門部会における安川健司会長の見解に関する質問に対する答弁書

御指摘の「製薬企業は株式会社だ」ではない製薬企業の意味するところが明らかではなく、また、政府として、御指摘のように「投資家のために努力するだけの営利企業」との考えを有していない。いずれにせよ、御指摘の「薬価専門部会」においては、「上場企業」及び「非上場企業」を問わず、個々の「製薬企業」から直接意見を聴取することとはしていないが、御指摘の「日本製薬団体連合会」を構成する団体には、御指摘の「非上場企業」が加盟する団体も含まれているものと承知しており、「日本製薬団体連合会」から「製薬企業」を代表した「意見を聴取すること」としている。
なお、御指摘の「薬価専門部会」において、「製薬企業」の状況の一例を説明する際に、「日本製薬団体連合会会長から「多くの会社は株式会社です」との発言があつたことは承知している。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七三四号

古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問主意書
提出者 八幡 愛

古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問主意書

我が国の出版文化は、多様な出版社・書店・図書館・古書店が相互に補充しながら形成されてきたものであり、特に古書店は、絶版書籍や郷土資料、専門書、雑誌等を再流通させることにより、「知識の循環」と文化記録の保存に重要な役割を果

たしてきたと承知する。
こうした古本文化は、図書館や公的アーカイブでは補完しきれない多様な記録を維持しており、我が国の出版文化や知識基盤を支える文化的基盤として重要な役割を担ってきたと考える。
一方、近年は後継者不足や店舗減少が進み、古書店が地域から失われることが、文化資料の散逸等という形で取り返しのつかない損失をもたらす可能性が指摘されている。まず政府が古本文化及び古書の価値を正確に認識し、文化が毀損されないよう制度運用に慎重を期すことが不可欠であると考えます。

よつて、以下質問する。
一 古本文化の文化的価値に関する政府認識について
1 古書店は、絶版書籍、郷土資料、ミニコミ誌(個人誌やサークル誌等)、戦後雑誌、小規模出版社の刊行物など、図書館では網羅されにくい民間資料の多くを保持してきたと承知する。これらの資料の中には、国立国会図書館にも所蔵されていないものが相当数含まれるとされるが、政府はこの状況をどの程度把握しているか。また、こうした民間資料を古書店が保持してきたことの文化的意義について、政府の認識を示されたい。

2 古書店の減少が、文化資料の散逸や研究資料へのアクセス低下を生じさせる可能性について、政府はどのような認識を有しているか。
二 後継者不足に関する政府の現状認識について
1 古書店の多くが個人事業・家族経営であり、後継者不足が深刻化しているとの指摘があるが、政府はその現状をどのように把握しているか。

2 古書店が果たしてきた文化的役割を踏まえれば、後継者不在による店舗消失は文化的損失に直結し得ると考えるが、この点について政府の所見を示されたい。

3 店舗廃業時にまとまった在庫資料が散逸することを防止するため、公的機関との連携や寄託のあり方を検討する余地があると考え、政府の認識如何。

三 古書店に蓄積された知識・技能の継承について

1 古書の年代判定、資料価値の識別、修復技術といった専門性は、古書店主の経験に基づき属人的に蓄積されてきたが、これらが失われることの文化的影響について、政府はどのように評価しているか。

2 古書店主が持つ専門知識・技能が円滑に次世代へ継承されることは文化的観点から重要と考えるが、政府はどのような課題認識を有しているか。

四 古書店の環境変化と文化継続の観点からの制度運用について

1 地価上昇や商店街の衰退等により、文化的価値を有する古書店街が縮小しているとの指摘があるが、政府はこうした環境変化が古本文化に及ぼす影響をどのように認識しているか。

2 古書店の在庫管理・書誌情報のデジタル化は、文化資料の保存に資する面があるが、デジタル化の遅れによる資料散逸のリスクについて、政府の見解を示されたい。

3 図書館が古書店を通じて絶版書籍・郷土資料等を入手することは、公的アーカイブの補完として有意義と考えるが、この点について政府の認識如何。

五 古本文化が損なわれないための公的配慮について

1 古書店と図書館・大学等が連携し、書誌情報を共有する仕組みは文化資料の散逸防止に資する可能性があるが、政府はどのような課題認識を持つか。

2 地域出版社の刊行物、郷土資料、ミニコミ誌等、保存が難しい資料が古書店によつて残存してきた歴史を踏まえ、これらが失われないうようにするための公的配慮について、政府の見解を示されたい。

3 古本文化の担い手が急速に減少している現状を踏まえ、どのような環境整備が必要と考えるか、政府の認識如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第一七四号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員八幡愛君提出古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員八幡愛君提出古本文化の価値及び持続可能性確保に関する質問に対する答弁書

一の1について
前段のお尋ねについては、政府として把握していない。また、後段のお尋ねについては、令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が、書店は、地域住民が多様な作品に触れる、町の重要な文化拠点でございます。美しい日本の伝統文化を守るという

観点からも、国民の皆様が多様な作品に触れる機会を提供してくれる書店の役割は大きいと思っております。」と答弁しているとおり、古書店を含む書店は、国民がお尋ねの「民間資料」を含む多様な資料に触れる機会を提供する場として、文化的に有意義なものであると考えている。

一の2について
お尋ねについては、例えば、古書店の廃業時に、当該古書店が所有している資料が別の書店等に引き継がれない場合は、文化的に有意義な資料や研究上有益な資料が散逸する可能性があるが、また、文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。以下同じ。)の振興に影響があると考えられる。

二の1について
お尋ねについては、令和七年六月十日に経済産業省、中小企業庁、内閣官房、公正取引委員会、文部科学省、文化庁及び国土交通省が取りまとめた「書店活性化プラン」において、「既存の書店では後継者不足に悩まされている現状もある」としている。

二の2について
お尋ねの「文化的損失」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一の2で御指摘の「文化資料の散逸や研究資料へのアクセス低下を生じさせる可能性」についてのお尋ねであれば、一の2について述べたとおりである。

二の3について
お尋ねの「公的機関との連携や寄託のあり方」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、例えば、資料の寄贈について

では、図書館において、図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第三条第一号の規定や図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成二十四年文部科学省告示第百七十二号。以下「望ましい基準」という)等を踏まえて、その設置者の判断において、古書店が所有している資料を受け入れることもあり得ると考えられる。

三について
お尋ねの「古書の年代判定、資料価値の識別、修復技術といった専門性」が「失われること」の文化的影響については、例えば、文字・活字文化の担い手の確保に支障が生ずることにより、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承が困難になるおそれがあることが考えられ、このような「専門知識・技能が円滑に次世代へ継承されること」については、文字・活字文化の振興に資するものであると認識している。

四の1について
お尋ねの「古本文化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、古書店を含む書店の数の減少が及ぼす影響については、令和七年四月十四日の衆議院予算委員会において、あべ文部科学大臣(当時)が「書店数の減少は文字、活字の文化の振興を図る上で大変大きな影響がある」と答弁しているとおりである。

四の2について
古書店におけるお尋ねの「デジタル化の遅れ」の状況について、政府として網羅的に把握しておらず、また、「デジタル化の遅れ」により資料の散逸に至った事例を把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四の3について
お尋ねの「公的アーカイブの補完」の具体的に

意味するところが必ずしも明らかではないが、図書館法第三条第一号では、図書館が、郷土資料等の収集にも十分留意して、必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供することを規定しており、図書館資料を収集するに当たっては、図書館の設置者において、当該規定や望ましい基準等を踏まえて適切に判断されるべきものと考

五の1について

御指摘の「古書店と図書館・大学等が連携し、書誌情報を共有することについては、「古書」に関する「書誌情報」を共有することにより国民が「古書」を入手しやすくなることから、文字・活字文化の振興に資するものであると認識しているが、政府として古書店における「書誌情報」に関する管理状況を把握していないため、お尋ねの「課題認識」について、一概にお答えすることは困難である。

五の2について

お尋ねの「公的配慮」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、二の3について述べたとおり、図書館では、図書館法第三条第一号の規定や望ましい基準等を踏まえて、その設置者の判断において、古書店が所有している資料を受け入れることもあり得る

五の3について

お尋ねの「古本文化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、古書店を含む書店の数が減少している現状を踏まえ、令和七年度予算に計上している「文字・活字文化資源活用推進事業」において、地域における文字・活字文化の発信拠点であり担い手でもある書

店、出版社、大学、文学館等の関係機関が連携し、協働して実施する特色ある取組を支援することを通じて、文字・活字文化の振興に資するモデルとなる事例を収集して周知し、文字・活字文化の振興及び普及を図っている。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七五号

科学技術分野における国際協力に関する質問
主意書

提出者 杉村 慎治

科学技術分野における国際協力に関する質問
問主意書

今日において、AI、サイバー技術、バイオテクノロジー、宇宙開発、量子技術などの科学技術は、国家安全保障、経済競争力、国民生活の質的向上に不可欠な基盤となっている。これらの分野は、単独での開発が困難であり、国際的な研究協力やデータ共有、標準化への積極的参画が不可欠である。他方で、国際協力の推進にあたっては、経済安全保障上のリスク、デュアルユース技術の管理、外国研究者の受け入れに伴う安全保障上の懸念など、慎重な対応を求められている。

科学技術の向上は、我が国の安全保障体制の強化、医療・福祉の高度化、災害対応力の向上、産業競争力の強化、そして国民生活の利便性向上の基盤となるものであり、政府には、国益に適合した戦略的取組を進めるよう求め、以下、政府に質問する。

一 政府は、これまで科学技術分野での国際協同研究を推進してきたが、その成果は、我が国の医療、環境、エネルギー、防災など国民生活に直結する分野でどのように生かされているの

か。政府の見解をお示し頂きたい。また、国民生活の質的向上に資する技術(例えば次世代エネルギー、医療AI等)について、国際協力を通じた開発の具体的な事例を示されたい。

二 政府は、研究者の国際流動性が、日本の科学技術力向上や安全保障強化にどのように寄与してきたと認識しているのか。また、研究者の国際的ネットワーク形成において、日本が直面している課題は何であると認識し、政府はどのような改善策を検討しているのか。

三 先端技術分野における国際標準化活動に、我が国は、どの程度関与しているのか。また、国際標準化活動に参加する研究者や企業に対し、政府は何らかの支援策を講じているか。具体的な支援策をお示し頂きたい。

四 科学技術基本計画における国際協力の位置づけと、政府が掲げる具体的な目標を示されたい。また、今後、我が国の安全保障や国際競争力の強化の観点から、協力を強化すべき国や地域、また技術分野を特化していく必要があると考えるが、政府の見解は如何か。

五 科学技術外交を推進するための省庁間連携の現状と課題について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員杉村慎治君提出科学技術分野における国際協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員杉村慎治君提出科学技術分野における国際協力に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「国民生活に直結する分野」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、お尋ねの「医療」に関しては、我が国が拠出金を負担する「ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム」の成果が、医薬品、医療機器等の実用化につながった事例があると承知している。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「国民生活の質的向上に資する技術(例えば次世代エネルギー、医療AI等)」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、お尋ねの「次世代エネルギー」に関しては、国際熱核融合実験炉により核融合エネルギーの科学的及び技術的実現可能性の実証を行う計画がある。

二について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「日本の科学技術力向上や安全保障強化」には様々な要因が影響するものと考えており、「研究者の国際流動性」が「どのように寄与してきたと認識しているのか」については、一概にお答えすることは困難である。

後段のお尋ねのうち、「課題」については、「統合イノベーション戦略二〇二二」(令和三年六月十八日閣議決定)において、「中長期の海外への研究者の派遣者数は近年減少傾向・・・、海外からの研究者の受入れ者数は横ばい・・・

であるなど、世界の研究ネットワークの中で国際頭脳循環の流れに出遅れている状況にある」としていたところである。また、後段のお尋ねのうち、「改善策」については、「統合イノベーション戦略二〇二五」(令和七年六月六日閣議決定)において、「昨今の国際情勢の変化も踏まえつつ、米国や欧州を始めとする各国・地域からの優秀な研究者・留学生の積極的な呼び込みや、日本の研究者等が海外研さんに専念できる支援・環境整備を行うことにより、我が国の研究力の強化に向けた国際頭脳循環を促進していく。」としているとおりである。

三について
前段のお尋ねについては、お尋ねの「先端技術分野」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「AI」や「量子技術」に関する国際標準化については、「研究者や企業」が、国際標準化機構及び国際電気標準会議を始めとする国際標準化に関する機関が開催する会議に参加するとともに、それらの会議を国内に招致している。
後段のお尋ねについては、それらの会議に参加することやそれらの会議を招致することに対して、内閣府の「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム」等を通じて、支援をしているところである。

四について
前段のお尋ねのうち、「国際協力の位置づけ」については、「科学技術・イノベーション基本計画」(令和三年三月二十六日閣議決定。以下「現行基本計画」という。)において、「先端重要分野における戦略的な二国間、多国間のwin-winの協力・連携・・・を通じて、科学

技術外交の戦略的な展開を図る」とこととしている。また、前段のお尋ねのうち、「政府が掲げる具体的な目標」については、現行基本計画において、「科学技術外交を戦略的に推進し、先端重要分野における国際協力取決め数・・・を着実に増やしていく」とこととしている。

後段のお尋ねについては、「統合イノベーション戦略二〇二五」において、「グローバルな研究力や産業競争力、経済安全保障への対応を一層強化し、我が国の国際競争力を高めていくことが重要であり、そのため、G7を含む同盟国・同志国やASEAN・インドを含むグローバル・サウスを始めとする国際社会との連携を強化していく」とこととしているところ、今後の方針については、次期の科学技術・イノベーション基本計画(科学技術・イノベーション基本法平成七年法律第百三十号)第十二条第一項に規定する「科学技術・イノベーション基本計画」をいう。)の策定に向けて検討してまいりたい。

五について
お尋ねの「現状」については、政府において、関係府省等により構成される協力体制を整備し、必要な情報共有を行い、御指摘の「科学技術外交」を推進している。また、お尋ねの「課題」については、例えば、現行基本計画において、「我が国の強みを生かしつつ、グローバルな課題の解決への貢献や国際発信の強化と、総合的な安全保障の観点を考慮し、新たな科学技術外交を展開していく。」としており、御指摘の「科学技術外交」に求められる役割が拡大しているものと認識している。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七六号

柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問主意書
提出者 宮川 伸

柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問主意書
二〇二一年三月十一日に起こった福島第一原子力発電所の事故は地震と津波との複合災害であった。二〇二四年一月一日に起こった能登半島地震では、道路が寸断され、孤立状態になった地域が多数出た。また、珠洲市では最大約四メートルの大規模な地盤隆起が発生した。この隆起は、建設が計画されていた珠洲原発の立地地域と重なり、もし原発が作られていた場合の被害について懸念された。このように、原発事故は単独で起こる可能性のほか、自然災害と同時に起こる可能性がある。その複合災害に備えた住民避難計画が必要である。

本年六月十日の原子力問題調査特別委員会において、山中原子力規制委員会委員長は「原災指針には自然災害と原子力災害との複合災害への基本的な考え方が既に示されており、この考え方に沿って各地域での避難計画等を含む緊急時対応は策定されているものと認識をいたします」と答弁している。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を新潟県知事が容認したが、複合災害に対する避難計画が住民の命を守るレベルでできているか疑問が残る。本年六月、議長が内閣総理大臣である原子力防災会議で、原子力災害対策指針に責任のある原子力規制委員会委員長も同席の中で、柏崎刈羽原子力発電所で事故が起きた際の避難計画や対応方針を定

めた「緊急時対応」(以下「緊急時対応」)が了承されている。

一 福島第一原子力発電所事故では地震発生から一日後に水素爆発が起こり大量の放射性物質が大気中に放出された。従って、原発から半径五キロメートル圏内の「予防的防護措置を準備する区域」(以下PAZ)に住んでいる住民は、事故から数日で避難できる体制が必要である。

1 「緊急時対応」において、PAZの高齢者施設や病院にいる者なども含め住民の避難に要する時間を何日程度と考えているか。

2 前問の期間は天候等によって避難環境が異なることを考えるが、例えば豪雪など悪環境などの場合、PAZの住民は何日程度で避難できると考えているか。

3 能登半島地震と同様の地震で複合災害が発生し、例えば道路の寸断、集落の孤立などが起こるケースを「緊急時対応」は想定しているのか。こうした状況になった場合、PAZの住民は何日程度で避難できるのか。

二 地震で家屋が崩壊し屋内退避できなくなる可能性がある。柏崎刈羽原子力発電所の「緊急時対応」において、PAZ近傍に最大二千二百二十二人を収容可能な放射線防護対策施設十七カ所が指定されているが、PAZ内の人口は一万八千三百四十五人であり、人口の十一パーセントを収容できるに過ぎず、さらに地震などとの複合災害で多くの家屋が倒壊した場合などを考えると、十分とは言えないと考えるがどうか。十分と考えるなら、その理由を述べよ。

三
1 住民避難におけるバスの活用のため、新潟県は、公益社団法人新潟県バス協会と協定書を締結している。この協定には、「平時の一

般公衆の被ばく線量限度である一ミリシーベルトを中略超える恐れがある場合には、県はバス協会に要請しないとある。過酷事故の場合、一ミリシーベルトを数時間で超える恐れがあるケースは容易に想定でき、バスの確保は困難となると考える。こうした場合、どう対応するか「緊急時対応」に記述はあるか。特に「緊急防護措置を準備する区域」(UPZ)においては空間線量が〇・五ミリシーベルト/時以上になってから移動が始まるが、この協定の基準に従うと、最大でも二時間程度またはそれ以下の時間のみしかバスの運転手は当該地域で活動できないという理解でよい。

2 また、協定が実効性を持つには、バス協会加盟の各バス会社における、労働組合等職員団体との合意等が必要と考える。合意等の取得、締結の状況はどうなっているのか。

3 また住民避難においては、自治体職員の尽力が不可欠であるが、原子力発電所事故の際の自治体職員の職務について、事前に労働組合などと協議し協定等を結ぶ必要があると思われるがどうか考えるか。現在はどのような状況か。

四 十月十日、周辺七市町の首長らが経済産業省などを訪問し原発事故に備えた避難路の整備などを要望している。これらの自治体が避難のために必要だと考える道路の整備などについて、内閣は自治体同様に必要だと考えるのか。必要と考えるならば、こうした要望項目の工事の完成を待たずに、再稼働を行うべきではないと考えるが、どうか。

五 十一月二十一日の花角新潟県知事の柏崎刈羽原子力発電所の再稼働容認に際し、七項目の条

件を示し、「(この七項目に)対する国の対応を確認した上で再稼働を了解する。」とある。国はこの七項目について、どのような対応を行うのか。項目ごとに新潟県と確認した事項を説明せよ。七項目の内、四項目目の「避難路の整備」「除排雪体制の強化」「屋内避難施設の集中整備の促進」について、迅速かつ集中的に整備することとあるが、これらの項目を新潟県が必要だと考え、国が同意したとすれば、これらの整備、強化などが完成しなければ再稼働を行うべきではないと考えるがどうか。

六 「緊急時対応」は、本年六月内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議で「了承」されている。この会議において、山中原子力規制委員会委員長は、「柏崎刈羽地域原子力防災協議会において確認された「柏崎刈羽地域の緊急時対応」は、原子力災害対策指針に沿った具体的かつ合理的なものであると考えています。」と述べている。「緊急時対応」の内容に、複合災害への対応を含め、不備があり、また実効性が伴わなかった場合の責任は原子力防災会議、つまり国にあると理解してよい。

七 原子力防災会議での「緊急時対応」の「了承」はあくまで形式的な了承に過ぎず、避難計画の実効性について実質的な「審査」「承認」が必要であると考えられる。「緊急時対応」等の避難計画を原子力発電所稼働の前提である原子力規制委員会の審査事項にすべきと考えるがどうか。右質問する。

内閣衆質二一九第一七六号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員宮川伸君提出柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮川伸君提出柏崎刈羽原子力発電所の複合災害時などにおける住民避難等に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

御指摘の「高齢者施設や病院にいる者等を含め、「PAZ」内の住民が実際に避難に要する時間については、「天候等」や、災害の状況などにより異なることから、お尋ねについて一概に答えすることは困難である。いずれにせよ、御指摘の「緊急時対応」は、原子力災害対策指針(令和六年原子力規制委員会告示第八号)において、「PAZ」においては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者を対象として、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等を対象として、避難を即時に実施しなければならない」、「施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である」等と、また、防災基本計画(令和七年七月一日中央防災会議決定)において、「複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする」とされ

たことを踏まえ、地域原子力防災協議会において策定されたものであり、これに基づき適切に住民の避難が実施されるものと考えている。

一の3について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「能登半島地震と同様の地震で複合災害が発生し、例えば道路の寸断、集落の孤立などが起こるケース」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、複合災害も想定している原子力災害対策指針に基づいて、御指摘の「緊急時対応」において、「複合災害により避難経路が不通となった場合」、「複合災害により陸路が制限される場合」等についても御指摘のように「想定」されたものである。

後段のお尋ねについては、一の1及び2についてお答えしたとおり、御指摘の「PAZ」内の住民が実際に避難に要する時間は、「天候等」や、災害の状況などにより異なることから、一概にお答えすることは困難である。

二について

御指摘の「十分と考える」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「放射線防護対策施設」については、原子力災害対策指針において、「施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の、放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である」と記載されており、御指摘の「PAZ」内全ての住民を収容するものではない。

三の1について

前段のお尋ねについては、御指摘の「緊急時

対応)において、バスを念頭に、「不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施」とされているところである。

後段のお尋ねについては、地方公共団体が特定の公益社団法人と締結した協定の内容に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三の2について

お尋ねについては、政府として把握しておらず、お答えすることは困難であるが、御指摘の「協定」において、「新潟県」から協力要請があった時は、特別の理由がない限り、協力するものとする」とされていることは承知している。

三の3について

前段のお尋ねについては、地方公共団体における職員労働組合に関するものであり、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第五条において、「地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない」とされていることを踏まえ、地方公共団体において適切に対応されるべきものであると考えており、政府としてお答えすることは差し控えたい。

四について

後段のお尋ねについては、同様の理由から、政府として把握しておらず、お答えすることは困難である。

お尋ねの「原発事故に備えた避難路の整備」に

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

については、御指摘の「要望項目の工事」が完成するか否かにかかわらず、「エネルギー基本計画」(令和七年一月十八日閣議決定)において、「国(中略)避難道路の多重化・強靱化を始め課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化等も含め、先進的な課題への取組など立地地域の実情も踏まえつつ、関係府省庁が連携し、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていく」としたとおり、政府としても重要であると考えており、例えば、御指摘の「周辺七市町」から「要望」された「避難のために必要だと考える道路の整備」については、令和七年九月二十五日に開催した「第三回原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」において新潟県から示されたことを踏まえ、今後、同県が実施する調査に連携して取り組むなど、原子力災害時の住民避難の円滑化のために必要な事業の精査を進めていく考えである。

いずれにせよ、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原子力発電所」という。)の御指摘の「再稼働」については、同基本計画において、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合すると原子力規制委員会が認めた原子力発電所についてのみ再稼働を進める」という方針としており、柏崎刈羽原子力発電所についても、当該方針に基づいて、適切に取り組んでいく考えである。

五について

「国はこの七項目について、どのような対応を行うのか」とのお尋ねについては、現時点において、御指摘のように「新潟県と確認した事

項」はないが、例えば、令和七年八月二十九日に開催した「第十三回原子力関係閣僚会議」の資料「地元理解促進に向けた対応」において、「原子力防災の充実・強化」、「東京電力のガバナンス強化策」及び「地元の実情や要望を踏まえた地域振興・防災対策」に取り組む方針を示しており、御指摘の「避難路の整備」、「除排雪体制の強化」及び「屋内避難施設の集中整備の促進」についても、この方針に基づいて取り組んでいく考えである。

また、御指摘の「国が同意した」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、柏崎刈羽原子力発電所の御指摘の「再稼働」については、四についてでお答えしたとおりである。

六について

御指摘の「緊急時対応」の内容に、・・・不備があり、また実効性が伴わなかった場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「緊急時対応」に係る「責任」については、関係省庁、関係地方公共団体等が参加する地域原子力防災協議会の枠組みの下、複合災害も想定している原子力災害対策指針及び防災基本計画に照らして、具体的かつ合理的であることを確認するとともに、内閣総理大臣を議長とし原子力規制委員会委員長が参加する原子力防災会議で了承されているものであり、万が一、原子力災害が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法第三条から第五条までに基づき、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが必要措置を講ずる責務を有しているものである。

七について

お尋ねについては、都道府県及び市町村は、

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四条第一項に規定する当該都道府県の地域に係る防災に関する計画及び同法第五条第一項に規定する当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成することとされているため、既に、各地域において、実効性のある計画が作成される仕組みとなっており、これらの計画を含む「緊急時対応」は、各地域の地域原子力防災協議会等において、関係省庁及び地方公共団体等の構成員により、原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認し、その結果が原子力防災会議に報告され、了承されているものである。

これらのことから、「原子力防災会議での「緊急時対応」の「了承」はあくまで形式的な了承に過ぎず」との御指摘は当たらず、御指摘のように「避難計画を原子力発電所稼働の前提である原子力規制委員会の審査事項」とすることは考えていない。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七七号

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関する不適切な文書管理案件に関する質問主意書
提出者 宮川 伸

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関する不適切な文書管理案件に関する質問主意書
十一月二十一日に花角英世新潟県知事は柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を容認すると表明した。一方で、その前日二十日に原子力規制委員会が、

柏崎刈羽原子力発電所に関して、「核物質防護秘密を含む文書が必要な手続きを取られずに複製及び委託事業者に管理されていた」事実(以下「検査指摘事項」)及び「東京電力本社及び柏崎刈羽原子力発電所において核物質防護秘密を取り扱う立場の東京電力社員が文書等が必要な手続きを取らずに保管場所から持ち出した上で複製し、個人の机に保管した」事実(以下「検査継続案件」)の計三件の不適切事実を公表した。

一 本件発表後の十一月二十六日の山中原子力規制委員会委員長は定例記者会見において、二〇二一年の東京電力職員によるIDカードの不正利用、侵入検知装置の故障、放置などの後の核燃料の移転停止による事実上の運転停止命令、その後二〇二三年の同措置の解除を行った状態から、「何か著しくセキュリティが組織的に劣化している状況であるとも考えておりませんが、安全上の課題があるというふうにも考えておりません」と述べている。この発言は、「検査指摘事項」のみを踏まえた判断か、「検査継続案件」をも踏まえた判断か。

二 「検査指摘事項」のみを踏まえた判断であれば、「検査継続案件」までも含めるともとれる表現をしたことにより、十一月二十七日付新潟日報などにおいて「組織的なセキュリティ劣化や安全上の課題はないとの見解を示した」等と報道され、両件含めた判断のような報道につながっており、新潟県知事や新潟県議会の判断などにも影響を与えかねない。「検査継続案件」については、これからの検査の結果次第であり、現時点で判断はできないことを明確に切り分けて表現すべきだったと考えるが、見解はどうか。他方、「検査継続案件」も踏まえた発言だったとすれば、まだ事実関係すら明らかでは

なく、検査継続中の案件について、こうした判断をした理由は何か。

三 同会見で「検査継続案件」についての記者の質問に対し、山中委員長は「これもあくまでも現時点ですけれども、これから調査しないと、検査の結果を見ても分りませんが、現時点ではあくまでも個人がセキュリティ文書を個人的に持ち出したという、文書管理の問題であるという、そういう理解でございます。これはもう結果次第で、広がるかどうか、あるいは重たくなるかどうかというのは、今後の結果を見てみたいというふうに考えているところです」と回答している。「現時点ではあくまでも個人がセキュリティ文書を個人的に持ち出したという、文書管理の問題であるという、そういう理解でございます。これはもう結果次第で、広がるかどうか、あるいは重たくなるかどうかというのは、今後の結果を見てみたいというふうに考えているところです」と回答している。「現時点ではあくまでも個人がセキュリティ文書を個人的に持ち出したという、文書管理の問題であるという、そういう理解でございます。これはもう結果次第で、広がるかどうか、あるいは重たくなるかどうかというのは、今後の結果を見てみたいというふうに考えているところです」と回答している。「現時点ではあくまでも個人がセキュリティ文書を個人的に持ち出したという、文書管理の問題であるという、そういう理解でございます。これはもう結果次第で、広がるかどうか、あるいは重たくなるかどうかというのは、今後の結果を見てみたいというふうに考えているところです」と回答している。

四 同会見で山中委員長は、「検査継続案件」について、「現状としては一個人の問題であるというふうな報告を受けていること」「東京電力が報告してきたこと」の二点をもつて「組織的なセキュリティ劣化はない」という、現状では推測でございます」と述べている。東京電力において、二〇二一年の一連の不祥事により事実上の運転停止命令という重い処分を受けた以降も、本「検査継続案件」のような類似の事実が長期間見つからずにいたことは決して軽視できず、最終結果が出る前に、「組織的なセキュリティ劣化はない」と推測すべきではないと考えるが、規制委員長の見解を示されたい。

五 原子力規制委員会の「検査継続案件」の最終結

果を待たずに、東京電力が柏崎刈羽原子力発電所を再稼働することは、国民特に地域住民の理解を得るためにも適切ではないと考えるが、内閣の見解を問う。

六 「検査継続案件」の最終結果を待たずに再稼働が強行された場合、その後の最終結果の内容によつては、稼働停止を含む規制措置が取られる場合が法的にはあり得るといふ理解でよいか。右質問する。

内閣衆質二一九第一七七号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員宮川伸君提出柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適切な文書管理案件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員宮川伸君提出柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関わる不適切な文書管理案件に関する質問に対する答弁書
一 について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「十一月二十六日の・・・定例記者会見」における山中原子力規制委員会委員長の東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原子力発電所」という。)に関する発言(以下「発言」という。)は、御指摘の「検査指摘事項」及び「検査継続案件」について、令和七年十一月二十日に開催された第四十三回原子力規制委員会臨時会議(以下「臨時会議」という。)において議論された内容等を踏まえ、その時点において把握していた事実に基づ

く見解を述べたものである。
二 について

お尋ねの「こうした判断」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一についてお答えしたとおり、発言については、その時点において把握していた事実に基づく見解を述べたものであり、適切なものであったと考えている。また、御指摘の「検査継続案件」については、一で御指摘の「定例記者会見」において「今後の結果次第で、規制措置はきつちりと対応していきたい」、「これはもう結果次第で、広がるかどうか、あるいは重たくなるかどうかというのは、今後の結果を見てみたい」と等と発言していること、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「法」という。)第六十一条の二の第二項の規定に基づく原子力規制検査により、引き続き事実関係を確認していくこととしている。
三 について

お尋ねの「委員長が把握している事実関係」については、一について述べた臨時会において議論された内容等である。なお、臨時会については、その審議内容及び資料に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第四号に掲げる不開示情報に該当すると思われる核物質防護に関する情報が含まれることから、「原子力規制委員会理事運営要領(平成二十四年九月十九日原子力規制委員会決定)第七条第一項ただし書の規定に基づき、臨時会の冒頭において、原子力規制委員会として非公開で開催することを決定したものである。
四 について

御指摘の「最終結果」の具体的に意味するとこ

ろが必ずしも明らかではないが、発言については、二についてでお答えしたとおり、御指摘の「同会見」時点において把握していた事実に基づき見解を述べたものであり、適切なものであったと考えている。

五について
御指摘の「原子力規制委員会の「検査継続案件」の最終結果」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、柏崎刈羽原子力発電所の御指摘の「再稼働」については、「エネルギー基本計画」(令和七年二月十八日閣議決定)において、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合すると原子力規制委員会が認めた原子力発電所についてのみ再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」としたことを踏まえ、適切に取り組んでいく考えである。

六について
御指摘の「検査継続案件」の最終結果を待たずに再稼働が強行された場合「及び」その後の最終結果の内容によっては、稼働停止を含む規制措置が取られる場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、一般論として、例えば、原子力規制委員会は、法第四十三条の三の二十第二項において、「発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するとき、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消

し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができ」と、法第四十三条の三の二十三第二項において、「防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができ」と、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第三項において、「特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、「核物質防護規定の変更を命ずることができ」と、それぞれ規定されているところ、これらの命令の内容等については、その要否を含め個別具体的な事実関係に即して判断されるものである。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七八号

古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問
書

提出者 たがや 亮

古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問
問主意書

高市早苗総理大臣は、今年九月二十二日の自民党総裁選立会演説会で、「今を生きる日本の政治家として次の二つ以上に大切なことはない」として「百衛隊の存在を憲法にきちんと書き込むことと共に、「世界に一つとして類例のない長い長いそれは長い継続をもってこられた皇統を男系で引き継いでいかれますよう、皇室典範を変える仕

事」を挙げている。この総裁選に当たり、高市総理は産経新聞の単独インタビュー(九月二十六日付)に応じて「男系の皇統維持は、天皇陛下への敬意と正統性の源」二百二十六代にわたり先人が男系皇統を守ってきた。男系皇統の維持は、祖先たちへの責任でもあり、未来への責任でもある」と述べている。

また、かなり遡って二〇〇六年一月二十七日、衆議院予算委員会で質疑に立った際にも高市委員(当時)は、「男系の血統が百二十五代続いた万世一系という皇室の伝統、この伝統も恐らく天皇の権威というものの前提であったらう」と、こう感じている」と述べ、安倍晋三官房長官(当時)に「この皇位が古代より百二十五代にわたって一貫して男系で継承され続けてきたことの持つ意味、それから、皇室典範第一条が男系男子による皇位継承を定めている理由」について問うている。

一方で高市総理は「過去の男系の女性天皇を否定するような発言は絶対に避けたい」(前述、産経新聞インタビュー)とも述べているが、以上を踏まえるなら「皇位の男系継承維持」を皇統問題において重視していることは明らかだ。しかしながら、我が国の歴史学の中で説かれている学説や、そもそも「古事記」、「日本書紀」の研究においても常識となつている「欠史八代」などの事実を立てば、「二百二十六代にわたる男系の皇統維持」は絵空事に過ぎない、歴史的事実としては否定された事象といふべきものになってしまう。高市総理が表明した男系継承維持の考え方の根拠が崩れ去ることになる。

まず、「欠史八代」とは古事記、「日本書紀」に記載されていても実存を裏付けるような事績がほとんどないために「実在性が低い」とされる第二代

綏靖天皇から第九代開化天皇を指している。これだけで「男系の皇統維持」はおろか「二百二十六代にわたる皇統」の一角が崩れるのだが、これは、神話と歴史的事実を峻厳して研究する」という歴史学では常識になっている。そして、これも我が国の歴史学の中では有力説として長く定着しているのであるが、第二十六代継体天皇よりも前は、男系継承ではなく男系、女系の両方が機能していた双系による古代王権であったとの学説である。代表的なものは一九八三年に刊行された吉田孝氏の「律令国家と古代の社会」である。

吉田氏の論は要約すると「日本の古代社会には、父系、母系いずれの単系集団も存在せず、親族名称、婚姻制度などから想定される基層社会は双系的な性格が強い「律令国家に移行する際も、父系出自集団を基礎とした中国律令の枠組みへ根本的に組み替えることはせず、中国律令の父系制的な規定を双系的に修正して採り入れた」ということになる。古代王権は当時の日本で支配的な双系的な古代家族制度を基礎としているという立場での研究は、その後も吉田氏の学説を足場に発展を続けていて、歴史学説として有力な地歩を得ている。

こうした学説に立つた皇統の歴史の考察は近年にも展開されており、義江明子氏が二〇二一年に刊行した「女帝の古代王権史」は「魏志倭人伝」等の外国歴史文献に記録のある卑弥呼や推古天皇、持統天皇といった古代の女性統治者(女帝)に焦点を当てて古代王権史を検討し、「古代の天皇継承は男系にも女系にも偏らない双系的なものであった」ことを改めて結論付けている。

因みにこれはよく知られたことであるが、「魏志倭人伝」などで伝えられた邪馬台国の女帝、卑弥呼はシャーマン(呪術者・預言者)的な役割を果

たすと共にその弟が実務上の執政を担っていたとされており、女性、男性の二王による統治の姿が垣間見えるものとなっている。また、義江氏の古代王権史の検討によれば、皇統の系譜や即位過程を分析すると父系(男系)だけではなく、母系及び姻族関係を通じた継承が重視されており、近世以降にイメージされた「男系・万世一系」とはかけ離れた実態が浮かび上がるとされている。

概して律令国家成立以降は、男系継承が重視されたと言えるが、それでも十代八人の女性天皇が生まれると共に、名古屋文理大学の栗原弘氏による研究論文「日本書紀」における家族形態について(二〇〇一年)によると、日本における家族形態の双系制は根強く続き、律令国家に移ってかなり経った平安初期に至るまで「父系二世同居家族は例外的」であり、支配的であったのは「双系制社会としての小家族形態」だったとの説が展開されている。これも歴史学会では有力説とされる。

以上を鑑みるなら、高市総理が信条とする「男系継承維持」(百二十六代続いた男系という皇室の伝統なるものは、歴史学会における文献学的分析や考古学的実績もふまえた実証的研究に立って唱えられている「古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であった」との歴史学説の前では全く霧散してしまう論と言わざるを得ない。もちろん、高市総理の同信条も何がしかの学説などを信じて得たものなのであるが、少なくとも学問の世界で圧倒的に有力な説となっている訳ではないことは明らかだ。

実際、前述した二〇〇六年一月二十七日の衆議院予算委員会での高市委員質問(皇位が古代よりは百二十五代にわたって一貫して男系で継承され

続けてきたことの持つ意味「皇室典範第一条が男系男子による皇位継承を定めている理由」に安倍官房長官は「憲法においては、憲法第二条に規定する世襲は、天皇の血統につながる者のみが皇位を継承するということと解され、男系、女系の両方がこの憲法においては含まれる」「これまでの男系継承の意義についてはさまざまな考え方があり

ます。これは学問的な知見や個人の歴史観、国家観にかかわるものでございまして、私も官房長官として政府を代表する立場でございまして、特定の立場に立つことは差し控えさせていただきます。この点については「政府としては男系継承が古来い」と述べた上で、「政府としては男系継承が古来例外なく維持されてきたことを認識し、その事重みを受けとめつつ、皇位継承制度のあり方を検討すべきものである」と答弁している。

安倍長官の学説等において「特定の立場に立つ」と男系継承に関する高市委員の主張が評価されたことは重要で、政府のあるべき姿を示したと言える。この時の論議は、前年十一月に「皇室典範に関する有識者会議」が「女性天皇、女系天皇容認」を提言した報告書を提出したことを受け、皇室典範改正が着手される前提で行われたものである。以上を踏まえて、質問する。

一 高市総理は、前述の指摘を受けて尚、政治家として「百二十六代にわたり先人が男系皇統を守ってきた。男系皇統の維持は、祖先たちへの責任でもあり、未来への責任でもある」との信条を維持するのか。この信条は、いかなる歴史学あるいは皇室史研究に立脚してのものか。
二 前述の「男系継承」に関わる高市委員質疑に対する安倍長官答弁「これは学問的な知見や個人の歴史観、国家観にかかわるものでございまして、私も官房長官として政府を代表する立場で

させていただきますので、特定の立場に立つことは差し控えさせていただきます」との立場について、高市総理は政府がとるべき姿勢として妥当と考えるか。

三 同じ予算委員会質疑で高市委員は天皇家の御長女・敬宮愛子内親王殿下が皇位継承され、その次に代を継がれていく場合を想定され、「女系の祖先は小和田家になる」としながら、「男系男子に限って正確に受け継がれてきた初代天皇のY染色体というものはそこで途絶」と発言している。そもそも古代の歴史でサンプルの取りようもない染色体レベルの話は皇位継承に持ち込んで「男系維持」の主張をすることは、はなはだ突飛な議論に思える。その上、ヒトの染色体でY染色体はほんのごくわずかを占めるものに過ぎない上、何代かを継ぐ中で原初のものとは消失する場面が多いことが、遺伝子学の世界で知られている。国の根幹にかかわる皇位継承問題で高市総理がこうした突飛な論点をなぜ持ち込んだのか、その根拠、客観的な学問的裏付けを示されたい。

四 これまで繰り返し国会でも質問され、私も質問主意書で取り上げたことだが、二〇〇五年十一月に「皇室典範に関する有識者会議」が提出した報告書で提起された皇位継承における「女性天皇、女系天皇容認」について、その意義を歴代総理大臣が否定したことはない。それは今日、「悠仁親王までの皇位継承順位まではゆるがせにしない」とした二〇二二年末の「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議「報告を受けた段階でも、将来的な「女性天皇、女系天皇容認」に含みを持たせた結論として、引き継がれているの

か。確認されたい。

五 前項の「悠仁親王までの皇位継承順位まではゆるがせにしない」という内容で当面、男系男子継承にこだわり、天皇家の直系長子である敬宮愛子内親王を皇位継承から排除していくなら、やがて悠仁親王が皇位に就いたとしても次世代の継承者が生まれなかつたりした上、女性皇族に目を向けても先の世代への継承者を考えられない状況が生まれかねないという危機的状況に直面する可能性があるのではないか。「皇統の維持」を最優先に考えるなら、二十年前に「緊急の課題」として提起された「女性天皇、女系天皇容認」の方向での皇室典範改正を国会で諮り、敬宮愛子内親王の立太子と皇位継承を優先させ、引き続き悠仁親王に連なる秋篠宮家をはじめとする他の宮家が天皇家を支える重層的な皇室の在り方を実現する方が、皇族数の減少と少子高齢化社会の現実を踏まえればベストな方策と言えるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 二〇〇五年の「皇室典範に関する有識者会議」並びに二〇二二年末に報告書が出された「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議においては、前出「双系」学説に立つた学者、研究者の有識者ヒアリングが行われていない。これは実証的研究などに基づく歴史学研究成果を軽視しており、皇位継承のあり方について検討していく上で望ましくない。今後政府や国会で議論していく方針としてヒアリングの場を設けていくべきではないか。右質問する。

内閣衆質二一九第一七八号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員たがや亮君提出古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員たがや亮君提出古代王権は男系・女系の両方が機能する双系であったとの歴史学説と高市早苗総理大臣の皇位継承についての考え方に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねは、政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にはない。

二について

御指摘の答弁で示された政府の立場に変わりはない。

四及び五について

お尋ねの「将来的な」女性天皇、女系天皇容認に含みを持たせた結論として、引き継がれているのかの意味するところが必ずしも明らかではないが、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議（平成二十九年六月一日衆議院議院運営委員会）の一及び」天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議（平成二十九年六月七日参議院天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会）の一

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

に示された課題（以下「附帯決議に示された課題」という。）については、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議において、平成十七年十一月二十四日の「皇室典範に関する有識者会議報告書」も踏まえつつ、「皇位の継承」という国家の基本に関わる事柄については、制度的な安定性が極めて重要であります。また、今に至る皇位継承の歴史を振り返るとき、次世代の皇位継承者がいらっしゃる中でその仕組みに大きな変更を加えることには、十分慎重でなければなりません。現行制度の下で歩まれてきたそれぞれの皇族方これまでの人生も重く受け止めなければなりません。会議としては、今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、次世代の皇位継承資格者として悠仁親王殿下がいらっしゃることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないということとで一致しました」とし、皇位継承の問題と切り離して、内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること、皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること等により皇族数の確保を図ることを内容とする報告が令和三年十二月二十二日に取りまとめられており、政府としては、同報告を尊重することとして、令和四年一月十二日に国会に報告を行ったものである。

附帯決議に示された課題については、現在、国会において御議論が行われていると承知していることから、政府として御指摘のようなことは考えていない。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一七九号

学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問主意書

提出者 竹上 裕子

学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問主意書

中学校を卒業した後、高等学校等に進学しなかった、いわゆる中卒者は、全国民の一割強を占めるとされている。こうした中卒者が高等学校の卒業資格を新たに得ることができれば、新たな次の資格習得のみならず、より有利な就職先の選択や大学等への進学の道が開かれ、その結果として、若者の社会的・経済的な自立の促進につながると考える。また、企業側にとっても、一定の学力と基礎的能力を備えた人材の供給が増えることで、労働生産性の向上ひいては我が国経済の底上げに資する可能性がある。

令和八年四月から、いわゆる高等学校授業料無償化の拡充に向けて、高等学校等就学支援金の上限額引上げなどの制度設計が進められていると承知するが、その検討にあたっては、在学中の高校生のみならず、すでに社会人として働いている中卒者等が新規進学や学び直しを通じて高等学校相当の教育を修得できるようにする観点も十分に踏まえるべきである。

また、高校生等奨学給付金や、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業等の制度は、本来、中卒者や高校中退者など、様々な背景を持つ者の学び直しを支える上で重要な役割を果たし得るものであるが、その水準や対象範囲、自治体への支援の在り方について、なお検討の余地があるのではないかと考える。

よって、政府の見解を質すべく、以下質問する。

一 政府案現時点では与党案に基づく検討段階と承知する）では、学費を支援することを目的として、高等学校等就学支援金について、私立全日制の場合、現行の年額三十九万六千円から四十五万七千円へ、私立通信制の場合は二十九万七千円から三十三万七千円へ、いずれも上限額を引き上げる方向で調整が進められていると承知する。

これとあわせて、教材費や教科外活動費等を支援する高校生等奨学給付金についても、給付額や所得基準の引上げなど、条件面の見直しを行う考えがあるか。政府の方針を示されたい。

二 現在、高校生等奨学給付金の給付対象は、生活保護世帯及び住民税非課税世帯に限定されている。しかし、課税・非課税の境界付近に位置する世帯の中には、世帯収入の水準から見て、修学旅行を含む教科外活動費等を十分に負担することが困難な家庭も少なくないと考えられる。

こうした世帯に対しても、高校生等奨学給付金について、世帯年収条件だけではなく、介護看護を要するヤングケアラーなどの状況に応じた段階的な給付を行うなど、支援対象の拡大を図るべきではないか。政府の見解を示されたい。

三 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業は、中卒者や高校中退者等に対する学習支援を統括し得る重要な窓口となり得る事業であると考えられる。現状では、当該事業の実施は地方自治体に委ねられているが、文部科学省が実施した意向調査によれば、高校中退者等への学習支援を実際に行っている自治体は全体の

五パーセント程度にとどまっていると承知する。

事業実施にあたってのノウハウ不足や、予算・人員の不足が課題として指摘されている状況を踏まえれば、国による一層の後押しが不可欠ではないか。ステップアップ支援促進事業について、今後、予算措置の拡充や人的支援、ガイドライン・モデル事業の提示などを含めた改善・強化を図る考えがあるか。政府の方針を示されたい。

四 問三のとおり、地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業は、地域の特性を生かしながら、一人でも多くの中卒者や高校中退者に対し、学歴及び技能取得の機会を提供する場となり得るものかと考える。同時に、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、その他の学費支援や生活支援制度などについて相談できる、いわゆるワンストップの相談窓口として機能させることも有効であるかと考える。政府は、同事業を中卒者等の学び直し支援における中核的な相談・支援拠点として位置づけ、中学校進路指導主事や養護施設職員なども含めた関係機関との連携や専門人材の配置などを通じて、ワンストップ支援の仕組みを構築していく考えがあるか。見解を示されたい。

五 高等学校等就学支援金の支給上限額については、公立高等学校に在学する生徒と、私立高等学校に在学する生徒とで受け取る金額に相当の差が設けられている。私立高等学校の授業料水準が一般に高いことを踏まえた設計であると理解する一方で、公立高等学校に通う生徒の中にも、経済的に厳しい状況にある家庭は少なくない。

公平性の観点から、公立高等学校に在学する生徒に対しても、私立高等学校に在学する生徒

が受ける支援水準との差額の一部を、学習環境の整備や教科外活動への参加支援などの形で享受できるような仕組みを検討すべきではないか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一七九号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員竹上裕子君提出学び直し支援及び高等学校等就学支援金等の在り方に関する質問に対する答弁書
一、二及び五について

お尋ねの「給付額や所得基準の引上げなど、条件面の見直し」、「世帯年収条件だけではなく、介護看護を要するヤングケアラーなどの状況に応じた段階的な給付」及び「仕組み」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、令和七年二月二十五日の自由民主党、公明党及び日本維新の会による合意において、高校生等奨学給付金の対象については「低所得層への高校生等奨学給付金の拡充」を行うこととされ、高等学校等就学支援金の対象については「令和八年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を四十五・七万円に引き上げる。」とされていること及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「いわゆる高校無償化・・・については、これまで積み重ねてきた各般の議

論に基づき具体化を行い、令和八年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。」としていることを踏まえ、高校生等奨学給付金及び高等学校等就学支援金に係る制度設計について検討を行っているところであり、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難である。
三について

御指摘の「人的支援、ガイドライン・モデル事業の提示」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省としては、御指摘の「地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業(以下「本事業」という。))において、高等学校を中途退学した生徒等を対象に、高等学校、地域若者サポートステーション、公共職業安定所等と連携しながら、スクールソーシャルワーカー等の専門人材等による相談、学習支援等を実施する地方公共団体の取組を支援しているところであり、引き続き、必要な予算の確保に努めるとともに、本事業における、好事例の周知等の取組を強化していくこととしていく。

四について
お尋ねの「中核的な相談・支援拠点及び「ワンストップ支援の仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、三について述べたとおり、本事業は関係機関や専門人材等と連携した取組を支援するものであって、本事業における相談には、スクールソーシャルワーカー等による、御指摘の「学費支援」や「生活支援制度」の紹介も含まれるものと考えており、今後とも本事業における取組等により、高等学校を中途退学した生徒等の「学び直し支援」に取り組んでまいりたい。

令和七年十二月十二日提出
質問第一八〇号

新型コロナウイルスの安全性に関する質問主意書
提出者 大石あきこ

新型コロナウイルスの安全性に関する質問主意書

新型コロナウイルスは、政府の方針として、計四億回以上の接種が行われてきた。新しいタイプのワクチンでもあり、安全性についての検証と、わかりやすい情報提供が求められる。

以下、健康被害救済制度と副反応報告に係る基本的事実と評価について質問する。

一 予防接種健康被害救済制度(以下「救済制度」という。)の制度趣旨と現状認識を問う。疾病・障害認定審査会(感染症・予防接種審査分科会)新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第一部会(以下「審査会」という。)の審査結果資料(令和七年十一月七日時点)では、
死亡一時金または葬祭料…進達受理件数 一千八百五十五件、審査件数 一千七百二十六件
障害年金・障害児養育年金…進達受理件数 九百九十六件、審査件数 八百二十一件
とあり、改善は見られるものの、審査に至っていない件数も相当数あると認識しているが、相違ないか。また、国策によるワクチン接種の健康被害の迅速な救済という制度趣旨が実現できているか、政府の見解を示されたい。

二 救済制度での死亡の因果関係の認定は、直近の審査会の審査結果資料(令和七年十一月七日時点)では、死亡の因果関係の認定は、一千四十七件となっている。他のワクチンについては、厚生労働省のホームページ「予防接種健康

被害救済制度 認定者数」によると、一九七七年二月から二〇二一年末で百五十一件、二〇二二年度三件、二〇二三年度五件、二〇二四年度六件を積み上げると、百六十五件の死亡認定がある。新型コロナワクチンと他のワクチンでは、接種者の対象年齢や接種回数等が異なることから、健康被害救済制度の認定件数を単純に比較することは適切ではないとしても、桁違いに多い要因について評価しているか、政府の見解を示されたい。

三 二〇二四年二月十六日の武見敬三厚生労働大臣(当時)の記者会見において、かつて厚生労働省が予防接種健康被害救済制度の認定をされた方に、書面でお悔やみのことばを送付していた事実を記者から問われた。その際には、個別に書面等をお送りする考えは「今のところは「ございません」と述べている。この書面の送付を取りやめたのはいつのことか、その理由は何か、政府の見解を示されたい。

四 かつて送付していた書面の「お見舞い」では、「これは社会防衛のための尊い犠牲性であり誠に申し訳ない」と書かれていたが、今も同様か、政府の見解を示されたい。

五 予防接種副反応疑い報告の死亡報告件数について、新型コロナワクチンの接種開始から、令和七年十月二十四日の第一〇九回厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会(以下「厚生科学審議会部会」という。))の令和七年六月三十日報告分までの情報で、総接種のべ回数、死亡報告の総計、百万回接種あたりの件数(それぞれ各メーカー(ファイザー社、モデルナ・ジャパン社、武田薬品工業社、第一三共社及びMeijiSeikaファルマ社)ごとの内訳も添えて)は如何か、政府の見解を示され

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

六 副反応疑い報告制度に基づくインフルエンザワクチンの死亡報告件数は、直近十年間(二〇一四〜二〇二三年度)の接種可能なべ回数五億三千二百七十八万一千五百九十五回に対し、七十六件であり、百万回接種あたり〇・一四五三件で相違ないか、政府の見解を示されたい。

七 同じ副反応疑い報告制度に基づく死亡報告件数について、新型コロナワクチンがインフルエンザワクチンと比べて非常に多いのはどういう要因があると分析、評価しているか、政府の見解を示されたい。

八 二〇二五年十月二十四日の第一〇九回厚生科学審議会部会時点までの情報で、死亡報告の総計に対し、専門家の評価(α評価(ワクチンと死亡との因果関係が否定できないもの)、β評価(ワクチンと死亡との因果関係が認められないもの)、γ評価(情報不足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないもの)の件数は如何か、政府の見解を示されたい。

九 副反応疑い報告の状況について、現在の厚生労働省Q&Aでは、副反応について、「審議会での評価を踏まえ、特段の懸念はないものと考えられています」とある。γ評価(情報不足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないもの)が圧倒的に多い一方で、「特段の懸念はない」と言える理由の説明をわかりやすくしていただきたい。ワクチンの安全性は、国民が接種の可否を判断する際に必要な情報であるが、「なぜ特段の懸念はないと言えるのか?」という質問にどのように答えるか。

十 新型コロナ対策でワクチン接種は大きな柱とされ、今後の感染症対策でも位置づけられているが、このような国策について、副反応疑い報

告においてγとされたものについて、あらためて情報収集を行い、専門家の評価を受けるようにしないのか、政府の見解を示されたい。

十一 厚生労働省は、過去にも副反応疑い報告や、救済制度での認定を受けて、一九九三年のMMRWワクチンの接種中止や、二〇〇五年の日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の差し控えの判断をしてきた。その当時の判断と、新型コロナワクチンの違いは何か、政府の見解を示されたい。

十二 二〇二四年七月二日付けで政府行動計画が全面改定され、「偽・誤情報」の監視が明記された。SNS等のプラットフォーム事業者に削除等の対処を要請することも想定している。ワクチンについて、どのような言論が「偽・誤情報」にあたるのか。新型コロナワクチン接種後の死亡報告が、インフルエンザワクチンの死亡報告と比べて、異常に多いという言論は「偽・誤情報」にあたるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第一八〇号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎 殿
衆議院議員大石あきこ君提出新型コロナワクチンの安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 御指摘の「相当数」の意味するところが必ずし

も明らかではないが、お尋ねの「審査に至っていない件数」は、御指摘の「進達受理件数」と「審査件数」の差であるところ、「審議会結果資料(令和七年十一月七日時点)」から算出すると、「進達受理件数」二万四千三百九十四件に対し、八百三十四件である。

また、御指摘の「国策によるワクチン接種の健康被害」の「救済」については、令和七年十一月二十日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「予防接種健康被害救済制度におきましては、個々の事例ごとに医学的、科学的知見を踏まえた上で予防接種と健康被害との因果関係について審査を行う必要があることから、申請時には診療録等の関係書類を求めているほか、これらの申請書類を審査するに当たっては一定の時間を要している」と述べたとおりであるものの、御指摘の「迅速な救済」のため、当該「審査」の迅速化に向けて、疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会(以下「審査会」という。)に新型コロナワクチンのみを審査する部会(以下「部会」という。)の設置及び増設、部会を含めた審査会の開催回数の増加等の対応を行ってきたところであり、同年十二月五日時点では、これらの対応を行う前に比べて、審査会及び部会における申請に係る進達受理件数に占める審査未処理件数の割合は減少しているところであり、引き続き、予防接種による健康被害の迅速な救済に努めてまいりたい。

二 について
令和六年二月十三日の閣議後記者会見において、武見厚生労働大臣(当時)が「新型コロナワクチンと他のワクチンでは接種頻度や接種対象者等が異なることから、健康被害救済制度の認定件数を単純に比較することは適切ではないと

質問主意書及び答弁書

考えます」と述べたとおりであり、お尋ねのような「評価」は行っていません。

三及び四について 「この書面の送付を取りやめたのはいつのことと、その理由は何か」とのお尋ねに関しては、現時点で確認できる範囲では、平成七年三月十三日付けで厚生大臣名義の「お見舞いのご挨拶」を送付していたことは確認しているが、これ以上のことは確認できず、お答えすることは困難であり、また、現時点で、「かつて送付していた」ような「書面」の送付を行う予定もないことから、「かつて送付していた書面のお見舞い」では、・・・と書かれていたが、今も同様か」とのお尋ねについて、お答えすることは困難である。

五について お尋ねの期間における「新型コロナウイルス」に係る「総接種のべ回数」、「死亡報告の総計」及び「死亡報告の総計」の「百万回接種あたりの件数」について、①全体の数並びに②「ファイザー社」、③「モデルナ・ジャパン社」、④「武田薬品工業社」、⑤「第一三共社」及び⑥「Meiji Seikaファルマ社」ごとの内訳についてお示しすると、それぞれ次のとおりである。
「総接種のべ回数」 ①四億四千二百五十七万三千五百回 ②三億四千八百三十四万四千九百二十八回 ③九千三百一十九万五千九百八十八回 ④六十六万四千三百九十九回 ⑤五十二万八千五百回 ⑥一万六千五百六十回
「死亡報告の総計」 ①二千二百九十九件 ②二千二百九十九件 ③二百六十九件 ④六件 ⑤九件 ⑥三件
「死亡報告の総計」の「百万回接種あたりの件数」

①五・一九件 ②五・七八件 ③二・八九件 ④九・〇三件 ⑤十七・〇四件 ⑥百八十一・一六件

六について 御指摘の「副反応疑い報告制度に基づくインフルエンザワクチンの死亡報告件数を予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第六十八条の十第一項及び第二項の規定による医師等からの報告に基づくインフルエンザワクチンの死亡報告件数と解すれば、御指摘の「直近十年間」における御指摘の当該死亡報告件数及び「接種可能なべ回数」については相違はないものの、「百万回接種あたり」の死亡報告件数については、〇・一四三件である。

七について 令和六年五月十三日の衆議院決算行政監視委員会第三分科会において、政府参考人が「新型コロナウイルスワクチンと他のワクチンでございませうが、これは、接種回数の推定方法でありまして、接種対象者が異なるなどの違いがございますことから、副反応疑い報告制度におけるワクチン接種後の死亡事例の報告数でありますとか報告頻度を単純に比較するというのは必ずしも適切ではないかと考えているところでございます」と答弁したとおりであり、お尋ねのような「要因」についての「分析、評価」は行っていません。

八について

御尋ねの期間における「死亡報告の総計」は二千二百九十九件であり、「専門家の評価」の「件数」は、「α評価」が二件、「β評価」が十一件、「γ評価」が二千二百八十六件である。

九について 新型コロナウイルスの安全性については、新型コロナウイルスの予防接種を受けたことによるものと疑われる症状について、予防接種法第十二条第一項の規定により、医師等から厚生労働大臣に報告されているほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の十第一項及び第二項の規定により、新型コロナウイルスの製造販売業者等から同大臣に報告されているところ、当該接種の開始以降、これらの制度により収集した情報に加え、御指摘の「γ評価」とされたものも含め、当該情報を基に適宜行っている、特定の症状の発生頻度についての当該接種を受けていない者ととの比較による解析の結果等に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(以下「合同部会」という。)において継続的に評価を行うこととしており、直近では令和七年十月二十四日の合同部会において、「新型コロナウイルスの副反応疑い報告状況について」等が議論され、「ワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められない」と評価されているところである。

十について 令和七年三月二十五日の閣議後記者会見において、福岡厚生労働大臣(当時)が「評価時点ですべての情報が不足しており、死因と考えられる事象の判断や、事象とワクチンとの因果関係の判断が困難なもの・・・については、製造販売業者が自ら追加の情報収集を行うとともに、必要に応じてPMDAからも追加の調査を依頼するなど、さらに追加情報を収集し、その状況によって再度評価を行わせていただいているものです」と述べているとおりであり、お尋ねのように「あらためて情報収集を行い、専門家の評価を受ける」としているところである。

十一について 令和七年十一月二十七日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「ワクチン接種の継続の可否等につきましては、個々のワクチンごとにワクチン接種による有効性及び安全性のバランスを見て判断していく必要がある」とも、何をもつて重大な懸念に当たると判断しているところであり、御指摘の「新型コロナウイルス」の接種の継続、中止等の判断に当たっては、当該接種による「有効性及び安全性のバランスを見て判断していく必要がある」と考えており、他のワクチン接種の継続、中止等の「判断」との違いについての具体的な評価は行っていません。

十二について 御指摘の「政府行動計画」においては、「ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行う」とされているところ、御指摘のような「新型コロナウイルス接種後の死亡報告が、インフルエンザワクチンの死亡報告と比べて、異常に多い」という言論も含め、お尋ねの「どのような言論が偽・誤情報」にあたるのかについては、その時点で得られている科学的知見等に基づき、個別具体的な事実等を踏まえて判断されるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八二号

いわゆる電動キックボードの安全に関する質問主意書

提出者 松原 仁

いわゆる電動キックボードの安全に関する質問主意書

近年、いわゆる電動キックボード(以下、電動キックボード)の公道走行が広がっている。特に電動キックボードのシェアリングサービスは、利用の簡易性や利便性、自然環境への影響等から、日常生活及び観光や物流等におけるいわゆる「ラストワンマイル」を担う新たな交通手段として人気を博していると考えられる。令和五年には、道路交

通法改正に伴い特定小型原動機付自転車(以下、電動キックボード)の公道走行が可能となつており、そのために、必ずしも道路交

通法改正に伴い特定小型原動機付自転車(以下、電動キックボード)の公道走行が可能となつており、そのために、必ずしも道路交

通法改正に伴い特定小型原動機付自転車(以下、電動キックボード)の公道走行が可能となつており、そのために、必ずしも道路交

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

に比べて飲酒運転の危険性が高いのではないかと指摘がある。令和七上半期の交通事故発生状況を踏まえた現状の認識と、それに対するシェアリング事業者への働きかけを含む取組みについて明らかにされたい。

内閣衆質二一九第一八一号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出いわゆる電動キックボードの安全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出いわゆる電動キックボードの安全に関する質問に対する答弁書

警察庁の統計によると、特定小型原動機付自転車(道路交

通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)による改正後の道路交

通法(昭和三十五年法律第五号)第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車(以下

同じ。)に関する規定が施行された令和五年七月から令和七年十月までの期間における特定小型原動機付自転車に係る交通事故(人の死傷が伴うものに限る。以下同じ。)の発生件数は七百四十七件である。このうち、特定小型原動機付自

動機付自転車(以下、電動キックボード)の公道走行が可能となつており、そのために、必ずしも道路交

質問主意書及び答弁書

発生件数に占める割合は約十三・七パーセントである。

警察庁の統計によると、令和七上半期の特定小型原動機付自転車に係る交通事故の発生件数に占める、特定小型原動機付自転車の運転者が飲酒していたものの割合は約十七・八パーセントであり、同期間における自転車に係る交通事故の発生件数に占める、自転車の運転者が飲

酒していたものの割合が約〇・八パーセントであること及び同期間における一般原動機付自転車(道路交

通法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車(以下同じ。)に係る交通事故の発生件数に占める、一般原動機付自転車

の運転者が飲酒していたものの割合が約〇・六パーセントであることと比べると著しく高くなつて

いる。

警察においては、特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転を防止するため、交通指

導取締りの強化等の対策を進めてきたほか、令和五年三月に関係省庁及び関係事業者から成るパーソナルモビリティ安全利用官民協議会が策

定した「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を踏まえ、関係事業者に対し、飲酒運転を防止す

るための広報啓発等の対策の強化について、継続的に働き掛けを行っているところである。また、令和七年七月二十四日付けで、特定小型原

動機付自転車(以下、電動キックボード)の公道走行が可能となつており、そのために、必ずしも道路交

通法改正に伴い特定小型原動機付自転車(以下、電動キックボード)の公道走行が可能となつており、そのために、必ずしも道路交

通法改正に伴い特定小型原動機付自転車(以下、電動キックボード)の公道走行が可能となつており、そのために、必ずしも道路交

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八二号

中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問主意書

提出者 松原 仁

中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問主意書

中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問主意書

東京都二十三区内において、中国資本の影響下にある株式会社運営する複数の火葬場の火葬料金が高額化していることが社会問題として指摘されている。加えて、火葬料金のみならず、休憩室

利用料及び菓子代等、火葬に付随して発生する各種料金(以下、「附帯料金」という。)の価格設定及び請求方法についても問題が指摘されている。

例えば、本年十一月に東京都杉並区所在の当該火葬場を利用した喪主の証言によれば、火葬に要する間、会葬者二十四名程度を収容可能な休憩室の室料として税込二万七千五百円を請求されたことである。これは、杉並区営の集会所等及び民間貸会議室の料金相場と比較して著しく高額である。また、同休憩室において喪主が、係員から菓子提供を勧められ、出席者の面前での提案を断ることが出来ず承諾したところ、メニューや価格

の提示もないまま商品が提供され、後から一テーブル分が三千元であると告げられ、合計一万二千七百円を請求されたことである。このように、遺族等が拒否し難い状況を利用し、代金を事前に明示せずに注文を取った上で高額な請求をする手法は、公共性の高い火葬場の在り方として適切でなく、決して看過しえない問題であると考えられる。

「火葬場の経営・管理に関する指導監督について」(令和七年十月三十一日付け厚生衛発一〇三一

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

第二号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知)は、「火葬料金について、火葬場の経営・管理に必要な費用に比べて明らかに高く、事実上、利用者が利用できないような法外な料金設定となっていないかどうか」について、「確認することが考えられる。」としたが、附帯料金に関する指導監督の在り方については、明確な言及がなされていないものと認識している。

よって、地方自治体が火葬場への指導監督等を実施するにあたり、火葬料金のみならず、附帯料金の価格設定及びその請求方法についても確認されるべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第一八二号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出中国資本の影響下にある火葬場の附帯料金に関する質問に対する答弁書

「火葬場の経営・管理に関する指導監督について」(令和七年十月三十一日付け厚生衛発一〇三二第二号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知)においては、「火葬場に対して指導監督等を行うに当たって」「参考にする事」の「事項」の一つとして、「火葬場の利用に関する規定について」において、「利用者に対して料金等に関する規定が明確になっており、十分な説明が行われている

こと」と示しているところ、御指摘の「地方自治体」においては、地域の実情に応じ、お尋ねのような「附帯料金の価格設定及びその請求方法」も含め、「料金等に関する規定が明確になっており、十分な説明が行われていること」について「確認されるべき」と考えている。

令和七年十二月十二日提出 質問 第一八三三号

テザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問主意書 提出者 松原 仁

テザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問主意書

本職は、「女性警察官の受傷事故等防止対策に関する質問主意書(第二〇六回国会質問第二号)及び「警察におけるテザーガンの採用に関する質問主意書(第二〇五回国会質問第四一〇号)」を提出し、警察におけるテザーガン導入の検討、及び地域警察の現場執行力強化を提言してきた。一般に対象者の制圧に用いる装備として、拳銃は致死性の武器であるのに対し、圧縮空素によって電極を飛ばして電流を流し、対象者に一時的な麻痺を起こさせるテザーガンは低致死性の装備であり、死亡事例は極めて少なく、米国、英国等、各国の法執行機関で採用されていると承知している。その導入は必要な最小の限度において規定された手段を用いるべきと定める警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)、警察官が相手に向けて拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならないと定めている警

察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)の趣旨にも沿うと考え

る。近年、凶悪事件やテロ、新型の組織犯罪が発生する中、拳銃以外の装備資機材の導入、既に導入済みの装備品の改良を検討するよう求める世論が高まっていることも踏まえ、質問する。

一 地域警察官が使用する新たな装備資機材の導入については、実際に職務執行に当たる都道府県警察の意見を聞きながら検討すべきと考えるが、政府の認識如何。

二 催涙スプレーは、拳銃と比べて非致死性装備であると考えるが、地域警察官への催涙スプレーの整備や改良の状況如何。

三 拳銃とテザーガンの発射に関する比較をした場合、以下の項目について政府の見解如何。

1 対象の制圧に用いる武器として致死性が低いのはどちらか。

2 対象以外の者に危害を及ぼすいわゆる「流れ弾」の危険性が低いのはどちらか。

3 致死性及びいわゆる「流れ弾」のリスクの大小は、使用する警察官の精神的な負担の大小と相関関係にあると考える。テザーガンを導入した場合、警察官が感じる精神的な負担が相対的に小さいのはどちらか。

四 テザーガンを導入した場合、対象の制圧に使用可能な状況が拳銃のみの場合に比べて広がると考えるが、政府の見解如何。

五 都道府県警察本部の自動車警ら隊においてテザーガンを試験導入すべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二一九第一八三三号 令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出テザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出テザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「地域警察官が使用する新たな装備資機材」の整備については、必要に応じて、都道府県警察の意見を聞きつつ、検討すべきものと認識している。

二について

お尋ねの「改良の状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年四月一日現在、三十二の都道府県警察において「地域警察官」が使用する「催涙スプレー」を整備していたと承知しているほか、警察庁において、催涙液を噴射した際の到達距離等を改善した「催涙スプレー」を開発し、同年三月から同年七月までの間に、全国の都道府県警察に試験的に配備したところである。

三及び四について

お尋ねの「拳銃とテザーガンの発射に関する比較」については、「致死性」、「流れ弾の危険性」、「警察官が感じる精神的な負担」及び「対象の制圧に使用可能な状況の判断を行うに当たって、「拳銃とテザーガン」の種類、気象条件、相手方との距離等の様々な要素を勘案する

必要があるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五について
お尋ねの「デューザガン」といった新たな装備資機材の整備及び活用の在り方については、引き続き検討中である。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八四号

公道カートの集団走行に関する質問主意書
提出者 松原 仁

公道カートの集団走行に関する質問主意書
近年、都心部を中心に、いわゆる公道カート(道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十七号)第二十二号第一号に規定するミニカー)により集団走行する外国人観光客の姿が頻繁に見受けられるようになり、様々な問題点が指摘されている。

本職が特に懸念するのは、地理に不案内な外国人観光客が集団から逸脱することを避けようとするため、公道カート同士の車間距離が極めて近接して走行し、また逸脱した運転手が集団に早期に復帰するため安全確認を怠り、一時停止や安全運転義務の不履行など、危険を犯しがちな実態についてである。都内において、公道カート同士もしくは当事者の一方が公道カートである接触事故の例は少なくなく、事故の衝撃により公道カート車両が対向車線にはみ出した場合、重大な事故につながる危険性があると考え。また、交差点での信号停止時に先導車を運転するスタッフが車両を安全な場所に移動することなく降車し記念撮影を行う事例、公道カートの利用者が周囲の景観に気

をとられ、脇見運転をしている姿がしばしば見受けられることも、深く憂慮するところである。

そこでお尋ねするが、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二十六条が定める車間距離保持義務及び同法第七十条が定める安全運転義務は、公道カートについても適用されるか。もし適用されるとすれば、政府は、公道カートの利用者がこれらの道路交通法上の義務を遵守し安全運転を行うよう、取組を進めるべきと考えるが、見解如何。
右質問する。

内閣衆質二一九第一八四号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松原仁君提出公道カートの集団走行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松原仁君提出公道カートの集団走行に関する質問に対する答弁書

御指摘の「道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十七号)第二十二号第一号に規定するミニカー」については、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二十六条及び第七十条の規定が適用されること、警察においては、これらの車両を貸し渡すことを業とする者に対し、当該車両の運転者に同法を遵守させるなど、交通安全対策を強化するよう指導を行うとともに、同法に違反する行為が認められた場合には交通指導取締りを実施するなど適切に対処することとしており、引き続き、これらの取組を推進してまいりたい。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八五号

高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問主意書
提出者 江田 憲司

高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問主意書

高市総理の所信表明演説では、「成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていく」とされたが、
一 この方針は、「ドーマー条件(名目成長率>長期金利)が満たされていれば借金は収束の方向」という考えが前提と理解して良いか。
二 「引き下げていく」という意味は、年々引き下げていくということか。経済状況等諸般の情勢に鑑み、単年度ではなく複数年度で「引き下げていく」と言うならば、どういう基準を設定して、財政の持続可能性の確保や市場の信認を得ていくのか。

三 プライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化の単年度目標は放棄するということが良いか。その場合、「複数年度でのプライマリーバランス管理」とは、どう管理していくのか。
四 そもそも政府債務残高という指標はストック、GDPのそれはフローである。政府債務残高対GDP比が世界基準であることは承知しているが、そもそも、分母がフロー、分子がストックで、財政の健全性の判断にどれほどの意味があるというのか。比べるなら、フロー同士、ストック同士で比較すべきではないか。

五 その意味で、確かに政府債務残高は一三〇〇兆円超があるが、一方で、「日本の保有資金」日本全体の「支払い能力」を見れば、経済のファンダメンタルは強固である。その証拠に、CDS(クレジット・デフォルト・スワップ)は、直近で〇・二、財政の健全性で評価されているドイツに次いで低い水準にある。どこが日本の財政は破綻寸前なのか。ギリシャの財政より悪いのか。このまま行けばトラスショックの二の舞になるのか。総理の見解如何。
(参考)
(日本の保有資金)日本の支払い能力)
・個人金融資産(二二三兆円)・国全体の金融資産(九九二兆円)・対外純資産(五三三・一兆円)・外貨準備(一九〇・七兆円)・経常収支(三〇・四兆円)
右質問する。

内閣衆質二一九第一八五号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員江田憲司君提出高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員江田憲司君提出高市内閣における「財政規律」のあり方に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「ドーマー条件(名目成長率>長期金利)が満たされていれば借金は収束の方向」という考えの意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「ドーマー条件」については、令和四年三月十六日の参議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣(当時)が「ドーマー条件とは、プライマリーバ

ランスが赤字である中で債務残高対GDP比が安定するには成長率が金利よりも高くなければならないという学説であると、そういうふうな理解をいたしております。」と述べているところ、令和七年十月二十四日の高市内閣総理大臣の所信表明演説における御指摘の発言については、お尋ねの「ドーマー条件」といった個々の学説を前提にしたものではない。

二について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「年々引き下げていく」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」(令和七年六月十三日閣議決定)において、「経済・財政新生計画」の期間を通じて、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、PBの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対GDP比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させる。」としているところであり、令和七年十二月三日の参議院本会議において、高市内閣総理大臣が「この内閣では、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく観点から、中期的に債務残高対GDP比の引下げを安定的に実現する中で、必要に応じてPBの目標年度についても再確認を行います。」と答弁しているところである。

また、後段のお尋ねについては、当該答弁のとおり、債務残高対GDP比について、御指摘のような「経済状況等諸般の情勢に鑑み、単年度ではなく複数年度で「引き下げていく」という具体的な方針を示しておらず、これを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「プライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化」については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」において、「二千二十五年度から二千二十六年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。ただし、米国の関税措置の影響は不透明であり、その経済財政への影響の検証を行い、的確に対応すべきであり、必要に応じ、目標年度の再確認を行う。」としているところ、前段のお尋ねについては、令和七年十一月十日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「直ちに今閣議決定をやり直して、この目標、現在もう既に決定されている目標について、これをほごにすることではございません。」と答弁しているところである。

四について

お尋ねについては、令和七年十一月十一日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「債務残高対GDP比は、政府が負う債務について、その返済の原資となる税金を生み出す元となる国の経済規模、すなわち、GDPに対してどの程度の割合になつていくかということを示した指標でございます。これが財政の持続可能性を見ることが有意義になつていく、そう思っております。」と答弁しているところであり、財政の持続可能性を見る上で、御指摘の「フロー」と「ストック」の指標を「比較」することは有意義である場合もあると考えている。

お尋ねの「破綻寸前」、「ギリシヤの財政より悪いのか」及び「二の舞」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、我が国の財政状況及び財政運営については、令和七年十二月三日の参議院本会議において、高市内閣総理大臣が「内閣府が本年八月に公表した中長期試算では、一般の経済対策等を反映する前の数値ではございますが、国、地方のPBや債務残高の対GDP比については、二千二十五年はそれぞれ、マイナス〇・五パーセント、二百一〇パーセント、二千二十六年はそれぞれ、プラス〇・五パーセント、百九十七・一パーセントと推計されているものと承知しております。このように、我が国の財政運営はこれまでの経済財政運営の成果もあり改善傾向にあります。債務残高対GDP比は依然として高い水準にあると承知しております。」と答弁しているほか、同月八日の衆議院本会議において、同内閣総理大臣が「市場の動向を注視しつつ、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保してまいりたいと考えております。」と答弁しているところである。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八六号
超大型企业への不公平な優遇税制に関する質問
主意書
提出者 江田 憲司

超大型企业への不公平な優遇税制に関する質問
問主意書

一 企業の内部留保は直近で六三七・五兆円で、数十兆円レベルで増加している。この現状を政府としてどう分析しているか。

二 資本金一〇億円以上の企業(対一九九七年比)をみると、株主配当金は九・七倍、経常利益は六倍、内部留保は四倍、役員給与一・六倍である。一方、従業員給与は横ばい、設備投資〇・九倍となっている。ここまて来ると、日本の経営者側に問題があるのではないか。

三 二に關連して、経営者が従業員給与も上げない、設備投資もしないのは、法人税の減税を続けてきた結果でもあるのではないか。企業にとってはコストとなる給与や設備投資を抑えて、その分、利益を出しても、この程度の税率なら税金を納めた方が良いとの判断でもあるのではないか。

四 三に關連して、法人税を増税すると賃上げの足を引っぱるとの論があるが、政府の見解如何。むしろ、法人税が増税されると、利益を税金で取られるよりも、自社のために、従業員の賃上げをしたり、会社の将来の発展のための設備投資をしようとなるのではないか。または、少なくとも、法人税の増税と賃上げとの相關関係は中立ではないか。

五 財務省資料によれば、担税能力の一番高い超大型企业(資本金一〇〇億円以上)が、各種減税措

置(租税特別措置)の適用により、實際上、一番、法人税を負担していない。中小企業(同一〇〇〇万円以下)よりも負担していないのは、税の基本原則(担税能力の高い者ほど相応の税負担)に違背し、国民感情から言っても理解できないし、不公平の極致だと考えるが如何。

(参考)
(実際の法人税負担率(国税三三・二%/財務省/二〇二三年度。))
・超大企業(資本金一〇〇億円以上)一一・九%。
・中堅企業(同一億〜一〇億円)一八・〇%。
・中小企業(同一〇〇〇万円以下)一四・六%。

六 五の不公平な法人課税を是正するため、法人税に所得税と同じように、累進税率を導入すべきではないか。他国をみると、韓国や第一次トランプ政権以前の米国、そして、スナク政権下で導入された例がある。

(参考)
・韓国 九・九%、二〇・九%、二三・一%、二六・四%の累進税率。
・米国 II トランプ政権以前は一五%、二五%、三四%、三五%等の累進税率。
・英国 II 利益額に応じて一九〜二五%までの税率。

七 法人税の増税の議論を提起すると、日本では途端に「アンチビジネス批判」が起こる。しかし、国際的には法人税下げ競争はとつづくに終わり、むしろ法人増税の流れである。いわゆる「防衛増税」の一環としての法人税増税も含め、基本的に今後は、法人税の減税ではなく、担税能力に応じた応分の負担増を求める法人税改革に取り組むべきではないか。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

(参考)
(OECD)グローバル・ミニマム課税の導入。
(英国) コロナ後の借金の制御に大企業に貢献を。半世紀振りに増税。
(米国) 大企業へのミニマム課税一五%に。右質問する。

内閣衆質二一九第一八六号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員江田憲司君提出超大企業への不公平な優遇税制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員江田憲司君提出超大企業への不公平な優遇税制に関する質問に対する答弁書

一 一について
御指摘の「内部留保」については、年次別法人企業統計調査の「利益剰余金の金額でみると、「金融業、保険業を除く」数値では、令和六年度は約六百三十七・五兆円であり、対前年度比で約三十六・五兆円増加している。当該増加は、企業収益の増加傾向が続いてきたことによるものと考えられ、その背景については、内閣府が令和七年七月二十九日の閣議に配布した「令和七年度年次経済財政報告」において、「主として、生産効率化も含めた変動費率の低下、人件費等の抑制、過剰債務の解消等による支払利息等の減少といった企業のコストカット、また、海外生産の拡大に伴う営業外収益の増加によってもたらされてきたといえよう。」と明示して

いるところである。
二 一について

御指摘の「株主配当金」、「経常利益」、「内部留保」、「役員給与」、「従業員給与」及び「設備投資」については、年次別法人企業統計調査によれば、「資本金十億円以上」の「金融業、保険業を除く」企業に係る数値では、令和六年度は平成九年度と比べて、「配当金」及び「中間配当額」の合計は約九・七倍、「経常利益」は約四・五倍、「利益剰余金」は約四・一倍、「役員給与」は約一・〇倍、「従業員給与」は約一・一倍、「ソフトウェアを除く設備投資」は約一・〇倍である。なお、「従業員給与」に係る数値については、平成十八年度以前の「従業員給与」の金額が「従業員賞与」を含むものであったため、令和六年度の「従業員給与」の金額について、「従業員賞与」の金額を加算して算出した数値である。

その上で、お尋ねの「こままで来ると、日本の経営者側に問題があるのではないか。」の趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、企業の動向に係る政府の認識については、令和七年十一月十三日の参議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「過去三十年間の企業の動向を見ますと、リーマン・ショックやコロナ禍による落ち込みはありながらも、配当金、経常利益は伸びた一方で、賃金、設備投資は伸び悩んでまいりました。この投資が低迷している背景としては、長年のデフレの中で企業部門がコストカットを行ってきた結果、収益の増加に比して賃金や将来の成長のために必要な投資が抑制されてきたと、そうように考えます。やはり、強い経済を実現するというためには、企業が過度に預貯金を保有するというのではなく、設備や人への投資などに効果的に活用する

ということを通じて労働者への分配を増やしていくことが重要だと考えております。」と答弁しているところである。
三、四及び七については、

お尋ねについては、「法人税の減税」や「法人税の増税」が個別企業の具体的な活動に与える影響は様々であると考えられることから、一概にお答えすることは困難であるが、令和六年十二月二十日に自由民主党及び公明党が取りまとめた「令和七年度税制改正大綱」においては、「二〇二〇年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を二三・二パーセントまで引き下げた(国・地方の実効税率は二九・七四パーセント)。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では、収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた。」及び「これまで現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく。」とされている。今後、与党税制調査会等においても議論が行われていくものと考えており、政府としては、当該議論等を踏まえて対応していく考えである。

五 一について
お尋ねについては、令和七年五月十九日の衆議院決算行政監視委員会において、加藤財務大臣(当時)が「租税特別措置等により大企業の法人税負担率が中小企業に比べて低いということだろ」と思いますが、政府としては、中小企業

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

に対し、軽減税率の特例、投資減税、賃上げ促進税制において大企業を上回る控除率を設けるなど、十分な配慮や政策的な後押しを行ってまいります。また、大企業も中小企業も対象となる受取配当等の益金不算入制度、また外国子会社から受ける配当等の益金不算入制度といった制度については、実際に適用する企業には大企業が多いため、大企業の負担率が低く見えるという面がありますが、これらは、国際的にも一般的に二重課税を避けるための措置であります。これらを除いて比較すれば、必ずしも大企業の負担率が中小企業よりも軽減されるとは言えないのではないかとふうに考えているところがございます。」と答弁していただいております。

お尋ねについては、令和五年二月十七日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣(当時)が「法人税の累進税率につきましては、法人は、自然人である個人とは異なり、税負担を回避するために会社分割を行う可能性もあること、法人税制は、企業の規模、形態に対して中立的であることが望ましいことなどから、累進課税ではなく単一税率を採用しているところであり、法人に対する累進税率の適用には課題があるのではないか、そのように考えている」と答弁したとおりである。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八七号
外貨準備の為替差益(含み益)の国民への還元
に関する質問主意書
提出者 江田 憲司

外貨準備の為替差益(含み益)の国民への還元に関する質問主意書

- 一 直近の我が国の外貨準備は一九〇・七兆円と先進国では突出している。変動相場制では為替レートは市場で決定され、為替介入は稀で例外的な場合に限るべきというのがG7のコミットメントである。にもかかわらず、このような巨額な外貨準備を持つのは異常ではないか。
- 二 これだけの膨大な外貨準備を保有しているという事は、それだけ莫大な為替変動リスクを負っているということの意味する。その認識は政府にあるか。
- 三 そもそも、為替介入で膨らんだ外為特会のバランスシートは、為替変動リスクを避けるためにも、平時に市場と対話しながら、反対売買で徐々に圧縮していくのが基本ではないか。先進国ではどこでも行っていることで、その結果、先進国の外貨準備は、日本の数分の一から十分の一である。
- 四 米国債が満期になって償還されるドルは、全額、米国債に再投資(ロールオーバー)されている。そのような国が変動相場制をとる先進国であるのか。
- 五 満期に至らない米国債売りは、為替介入と米国に受け取られてもやむを得ないが、満期になって償還されるドルを何に使おうが、為替介入とは異なり、主権国家の自由ではないか。行き過ぎた円安の是正効果もあるし、米国にとっても、トランプ大統領が望むドル高は正効果もある。
- 六 今の外貨準備の「為替差益」「含み益」はいくらか。
- 七 毎年、償還されてくる米国債の額は、今のレート換算でいくらか。それを全部、円転すると、毎年、差益はいくら出てくるか。

と、毎年、差益はいくら出てくるか。
八 毎年、満期となって償還されてくるドルを、米国債に再投資(ロールオーバー)するのでなく、円転して、その差益を国民に還元すべきではないか。

九 市場におけるドル円取引が約一兆\$ (約一五〇兆円) / 日、年換算で三六五兆\$ (約五京円) という規模からすると、年二〇兆円、三〇兆円の米国債の償還金を、徐々に為替に有意な変動を及ぼすことなく、円転していくことは十分可能だと考えるが如何。

十 これまで八や九のようなブラクティスをしてきたのは、ひとえに米国への付度ではないのか。米国債が満期になって償還されてくるドルまで、主権国家たる日本が、その運用につき米国の了承を得なければならぬのか。

十一 百歩譲って、米国債の償還金を円転するのが、実質上の為替介入になるというのであれば、輸入企業のドル建て取引に米国債の償還金(\$)を貸付け、その企業から円で返済させるとか、償還金(\$)を活用して、政府予算のドル払いをすればいいのではないか。(例…防衛資機材(二〇二二年度六〇億\$)、無償資金協力(同三億\$))
右質問する。

内閣衆議二一九第一八七号
令和七年十二月二十三日

衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員江田憲司君提出外貨準備の為替差益(含み益)の国民への還元に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員江田憲司君提出外貨準備の為替差益(含み益)の国民への還元に関する質問に対する答弁書

一 について
我が国の外貨準備高は、令和七年十一月末時点で約一兆三千五百九十四億米ドルとなっており、我が国は、我が国通貨の安定を実現するため、従来より、相当程度の外国為替平準操作を実施してきており、外国為替市場は巨額の資金が動く市場であることを踏まえると、外貨準備として十分な金額を保有しておく必要があると考えている。このため、我が国の現在の外貨準備高が御指摘のように「異常」であるとは考えていない。

二 について
お尋ねの「莫大な為替変動リスク」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、外貨資産を保有すれば、その保有残高に依りて、外国為替市場の変動に伴う評価損益が生じると考えている。

三、八及び九について
お尋ねの「反対売買」、「その差益を国民に還元すべき」及び「有意な変動」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国は、我が国通貨の安定を実現するため、従来より、相当程度の外国為替平準操作を実施してきており、外国為替市場は巨額の資金が動く市場であることを踏まえると、外貨準備として十分な金額を保有しておく必要があり、御指摘のように「圧縮していくのが基本」であるとは考えていない。また、外国為替資金残高を減らすため、外貨資産を市場で売却することは、外国為替相場に大きな影響を与えるおそれがあること

から、仮に御指摘のように「徐々に」行う場合であっても、慎重に考えるべき問題である。
四及び七について

外国為替資金特別会計が保有する外貨資産の運用の詳細については、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。また、お尋ねの「そのような国が変動相場制をとる先進国であるのかについては、諸外国の外貨準備の運用の詳細に関わる事項であり、承知していな

五及び十について

外国為替資金特別会計が保有する外貨資産の運用の詳細については、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、政府としてお答えすることは差し控えたい。その上で、同特別会計が保有する外貨資産については、本邦通貨の外国為替相場の安定を実現するために必要となる外国為替等の売買等を円滑に行うため、安全性及び流動性に最大限留意した運用を行うこととしており、同特別会計が保有する外貨資産の運用については、こうした方針の下、我が国の判断により行っているものである。
六について

お尋ねの「為替差益及び含み益」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、外国為替資金特別会計の令和六年度決算における貸借対照表上の外国為替等の評価益に相当する外国為替等評価損益及び外国為替等繰越評価損益の合計額は約五十兆三千億円となっている。
十一について

お尋ねの「例・防衛資機材(二〇二二年度六〇億\$)、無償資金協力(同三億\$)」の具体的な

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

に意味するところが必ずしも明らかではないが、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産の貸付けの対象は、特別会計に関する法律「平成十九年法律第二十三号」第七十六条第二項に規定する金融機関に限定されていることから、お尋ねの「輸入企業」に対し「貸付け」を行うことは困難である。また、同特別会計の歳出項目は、同法において、外国為替資金の運営に要する経費等に限定されていることから、同特別会計においてお尋ねの「政府予算のドル払い」を行うことは困難である。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八八号

日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問主意書

一 英国トラス政権(二〇二二年九月〜一〇月)は、一〇%超のインフレで景気が過熱していたにもかかわらず、財源なき大減税を強行し、その結果、通貨・債券・株式のトリプル安をきたし、一ヶ月半で退陣を余儀なくされた。

昨今、高市内閣が策定した補正予算の規模と新規国債発行額等をめぐって、このトラスショックの二の舞、その危険性を指摘する声があるが、高市総理の見解如何。

当時の英国の対外純負債額は▼四九・三兆円、経常収支は▼九・三兆円、英国国債の海外保有比率は三〇%、CDSスプレッドは〇・五〇二%で、現在の日本の各指標とは根本的に異なると思われるがどうか。

二 石破前総理は、今年五月一九日の参議院予算委員会で「わが国の財政状況は間違いなく、極めてよろしくない。ギリシャよりもよろしくないという状況だ」と発言した。

1 高市総理もこの見解に同意するか。

2 日本の国債は自国通貨建てであるが、ギリシャの国債は共通通貨のユーロ建てである。「日米のような先進国の自国通貨建ての国債はデフォルトしない」「財務省HP」と考えるが、総理の見解如何。

3 財政状況は、高市総理が言うように、各種指標を総合的に勘案して判断すべきである。たしかにギリシャの政府債務残高対GDP比は日本のそれより低いですが、ギリシャは、対外純負債国であり、恒常的な経常赤字国。破綻時のギリシャ国債の海外保有比率は七三%に上り、CDSスプレッドは三七〇%(二〇一二年三月)だった。現在の日本の各指標とは根本的に異なると思われるがどうか。

右質問する。

内閣衆質二一九第一八八号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員江田憲司君提出日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出日本の財政とトラス政権、ギリシャとの比較に関する質問に対する答弁書

一及び二の3について
一の前段のお尋ねについては、「トラス

ショックの二の舞、その危険性を指摘する声」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いわゆる「トラス・ショック」に関する政府の認識については、令和七年十一月五日の衆議院本会議において、高市内閣総理大臣が「この国においても、一たび経済財政運営に対する信認が損なわれると市場が鋭く反応しかねないという点では、一つの教訓として受け止めております。」と答弁しているほか、同年十二月八日の参議院本会議において、内閣総理大臣が「同様の状況が我が国において直ちに生じるとは考えていません。」と答弁しているとおりで

一の後段及び二の3のお尋ねについては、お尋ねの「根本的に異なる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、いわゆる「トラス・ショック」が発生した際の英国との比較については、同日の参議院本会議において、内閣総理大臣が「トラス・ショックについては、経常収支や国債の国内保有比率などについては我が国の状況とは大きく異なっており、同様の状況が我が国において直ちに生じるとは考えていません。」と答弁しているところである。

二の1について

お尋ねについては、令和七年十一月五日の衆議院本会議において、高市内閣総理大臣が「御指摘の石破前総理の御発言は、日本の財政状況について議論する中で、例えば、債務残高対GDP比がギリシャを含めた他国と比べて高い水準にあることを念頭に置いて、日本の財政が厳しい状況にあることについて言及されたものと承知しておりますが、各国の財政状況を比較す

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録 質問主意書及び答弁書

る際には、様々な指標から多角的に評価する必要があると考えております。」と答弁しているとおりであります。

二の2について

御指摘の記載については、財務省において、日本国債に対する格付けの引下げが行われた当時の状況を踏まえ、外国格付会社に対してより客観的な説明を求める趣旨で示されたものでありますところ、お尋ねについては、令和七年十一月二十一日の衆議院財務金融委員会において、片山財務大臣がこの意見書は、財政運営に対する市場からの信認が損なわれた場合のような、金利の上昇が極端な形で行われて、その償還にいろいろの影響が生じて非常に国債管理政策が難しくなるという可能性まで全否定しているわけではないです。」と答弁しているとおりであります。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一八八九号

いわゆる「一億円の壁」に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

一 いわゆる「一億円の壁」に関する質問主意書の基本原則である「公平・中立・簡素」の「公平」とは何か。税金は「担税能力」、すなわち、税金の負担能力にに応じてとるとするのが原則ということが良いか。

二 金融所得を給与所得等との総合課税にしている国も多々あるところ、なぜ、我が国では金融所得は「分離課税」なのか。

三 給与所得課税より金融所得課税の税率が低いのは不公平と考えるが、見解如何。米バイデン政権下では「勤労所得より金融所得課税が低い

という不公平を終わらせる」としたが、政府の見解如何。

四 いわゆる「二億円の壁」、すなわち、年収が一億円を超えると所得税の負担率が下がっていくという状況を、「税の公平」「担税能力」の観点から是としているのか。

五 分離課税をとっている国でも、先進国においては、超富裕層を対象に平均三〇％程度の税率になっている。少なくとも年収一億円以上の方を対象に、国際標準並みの三〇％に税率を引き上げるか、累進税率を導入すべきではないか。

六 または、二〇二三年度税制改正で導入された「二ママ税」の対象、範囲を拡大すべきではないか。現行は、年収三〇億円超の三〇〇人程度が対象で、年収は五五〇億円にとどまっている。税率(二二・五％)を引き上げ、特別控除(三・三億円)を引き下げ、年収一億円以上の所得税の負担率を、少なくとも下がるのではなく横ばい、あるいは、漸増させていくべきではないか。

七 二〇二一年秋の総裁選時に岸田元総理(候補)が「一億円の壁」の問題を提起すると株価が下落し、「岸田ショック」という言葉がマスコミ等に踊ったが、政府はその下落要因をどう分析しているか。後に、東京証券取引所も含めた分析では、当時、個人投資家は逆に一〇〇〇億円を買い越しており、主因は、国内の金融機関による「季節的な売り」(半期毎の投資先の見直し)とされているがどうか。

八 海外の実証研究では「税制の株価への影響は軽微」とされているが、政府の見解如何。

九 こうした金融所得課税の強化をすると、富裕層の資金が海外に流出する、富裕層が海外逃避するという批判が起るが、政府の見解如何。

十 昨年七月のG20は「国際租税協力に関するリオ宣言」を出し、富裕層への課税強化を打ち出したが、国内法の改正や軽減課税国への税逃れ防止等での国際協調で、今後、政府としてどう対応していくのか。

十一 一方で、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させるため、中所得層以下の人には、むしろ、NISAやiDeCoの大幅拡充、非課税枠の拡大、年齢制限の緩和等)を図っていくべきではないか。

内閣衆質二一九第一八九号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員江田憲司君提出いわゆる「一億円の壁」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員江田憲司君提出いわゆる「一億円の壁」に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「公平」及び「担税能力」については、例えば、令和七年五月十九日の衆議院決算行政監視委員会において、志位和夫委員の「国税庁の研修機関である税務大学校が発刊している「税法入門」によりすると、税負担は担税力に応じて配分されるのが公平であると明記されています。そして、担税力とは、租税を負担するものが不当な苦痛を感じることなく、社会的に是認できる範囲内で租税を支払える能力とあります。政府として、税負担は、担税力、すなわち負担能力に応じて行われることが公平だとい

立場に立っていることは間違いありません。確認します。」との質問に対し、加藤財務大臣(当時)が「公平の原則は、委員御指摘のように、様々な状況にある人々や企業がそれぞれの負担能力、すなわち担税力に応じて税を分かち合うことを意味するものと承知をしております。」と答弁しているとおりであります。

二、三及び九について

お尋ねについては、御指摘の「給与所得課税より金融所得課税の税率が低い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年二月二十五日の衆議院財務金融委員会において、青木財務省主税局長が「我が国におきましては、上場株式の譲渡益、配当等の課税方式が原則一律二十パーセントの分離課税、比例税率の対象とされていることにより、確定申告が不要な特定口座を活用できる制度となっており、納税者の利便性に貢献しているというふうと考えております。仮に、委員が御指摘されたように、例えば、金融所得に累進税率を適用する場合には、納税者自身の確定申告が必要となるため、この利便性も失われてしまうこととなり、この点も含めて考えていく必要があるものと考えております。」と答弁しているほか、同年十月二十四日の閣議後記者会見において、片山財務大臣兼内閣府特命担当大臣(金融)が「金融所得課税の検討ということに当たっては、税負担の公平性、それから貯蓄から投資への流れを引き続き推進し、かつ、一般の投資家が投資しやすい環境を損なわれないようにするということが重要でございます。まさにこれらの点を総合的に考えていくということではないかと思っております。」と述べたとおりであります。また、お尋ねの「こうした金融所得課税の強

「化」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「富裕層の資金が海外に流出する、富裕層が海外逃避する」か否かについては、我が国及び諸外国の税制のほか、世界経済その他様々な要因により影響を受けるものと考えている。

四から六まで及び十について
お尋ねについては、令和七年十二月十九日に与党が取りまとめた「令和八年度税制改正大綱」(以下「与党大綱」という。)において、「特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が一億六千五百万円(現行：三億三千万円)を超えるものとする」とともに、税率を三十パーセント(現行：二十二・五パーセント)に引き上げる」とこととされていること等を踏まえ、政府としても適切に対応していく考えである。

また、お尋ねの「軽減税国への税逃れ防止等での国際協調」については、引き続き経済協力開発機構/G20税源浸食及び利益移転包摂的枠組みでの議論等に参画していく考えである。

七について
株価は、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、その動向について言及することとは市場に無用の混乱を生じさせかねないことから、御指摘の株価の動向やこれを前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

八について
お尋ねの「海外の実証研究」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、株価形成の要因としては様々な要素が考えられること等から、御指摘の「税制の株価への影響」についてお答えすることは困難である。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

お尋ねの「NISA」の「大幅拡充」については、「大幅」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、与党大綱において、非課税口座(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。)内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆる「NISA」)の拡充として、「非課税口座の口座開設可能年齢の下限を撤廃する」とされていること等を踏まえ、政府としても適切に対応する考えである。

また、お尋ねの「iDeCoの大幅拡充」については、「大幅」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(令和七年法律第七十四号)により新設された確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第六十二条第一項第五号において、個人型年金(同法第二条第三項に規定する個人型年金をいう。)に加入することが可能な年齢を七十歳未満とすることとされた。さらに、「令和七年度税制改正の大綱」(令和六年十二月二十七日閣議決定)を踏まえ、拠出限度額(同法第二十条及び第六十九条に規定する拠出限度額をいう。)の引上げを行うこととしている。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九〇号

海洋の科学的調査等に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

海洋の科学的調査等に関する質問主意書
過去五年間に、東シナ海において、日中間の

質問主意書及び答弁書

海洋調査活動の相互事前通報の枠組みに基づき、中国から口上書によって行われた通報は何か。また、同期間中に確認された東シナ海における中国による外形上海洋の科学的調査の活動と見られる活動のうち、同枠組みに基づいて行われるべき事前通報がなかったものは何か。年毎に答弁ありたい。

二 一における行われるべき事前通報がなかった活動の内、我が国の基線上の最も近い点がそれぞれ以下の場所である海域で行われたものは何か。年毎に答弁ありたい。

ア 尖閣諸島
イ 沖ノ鳥島

三 二〇〇一年二月十四日以降、東シナ海において、日中間の海洋調査活動の相互事前通報の枠組みに基づき、我が国が口上書によって行った通報は何件か。

四 過去五年間に、我が国の排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査の内、他国が国連海洋法条約第二百四十六条第二項に規定される我が国の同意を得ることなく、行ったものは何件か(ただし、日中間の海洋調査活動の相互事前通報の枠組みによるものを除く)。行った国を明示の上、年毎に答弁ありたい。

右質問する。
内閣衆質二一九第一九〇号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員緒方林太郎君提出海洋の科学的調査等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出海洋の科学的調査等に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「過去五年間に、東シナ海において、日中間の海洋調査活動の相互事前通報の枠組みに基づき、中国から口上書によって行われた通報」は、令和二年は五件、令和三年は八件、令和四年は六件、令和五年は八件及び令和六年は八件である。また、お尋ねの「同期間中に確認された東シナ海における中国による外形上海洋の科学的調査の活動と見られる活動のうち、同枠組みに基づいて行われるべき事前通報がなかったもの」は、令和二年は零件、令和三年は零件、令和四年は二件、令和五年は零件及び令和六年は零件である。

二 について

お尋ねについてお答えすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えたい。

三 について

お尋ねについては、一件である。

四 について

お尋ねの個別の「海洋の科学的調査」が、海洋法に関する国際連合条約(平成八年条約第六号)第二百四十六条にいう「海洋の科学的調査」であるかについて断定することは困難であるが、過去五年間に確認された、他国の海洋調査船による我が国の同意を得ていない調査活動の国別の件数は次のとおりである。ただし、御指摘の「日中間の海洋調査活動の相互事前通報の枠組みによるもの」を除く。

中華人民共和国
令和二年 一件

- 令和三年 四件
- 令和四年 零件
- 令和五年 零件
- 令和六年 一件
- 大韓民国
- 令和二年 零件
- 令和三年 零件
- 令和四年 二件
- 令和五年 零件
- 令和六年 四件

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九一號

いわゆる年収の壁に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

いわゆる年収の壁に関する質問主意書

来年度税制改正に向けていわゆる「年収の壁」が論点の一つとなっている。そこで、以下のとおり質問する。

一 高市内閣総理大臣は「年収の壁」という用語を用いて十一月七日の予算委員会、十一月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会で答弁したが、どのような意味か。政府の見解を明らかにされたい。

二 いわゆる「年収の壁」については、年収が増えたにもかかわらず税金等の負担により増えた年収増額分よりも世帯の手取りが減ってしまう閾値であると言われている。高市総理は国家基本政策委員会合同審査会で「年収の壁、百六十万円に引き上げられる」と発言したが、年収が百六十万円を超えると世帯の手取りが減少するの

か。政府の見解を明らかにされたい。
三 二〇二五年度の税制上の課税最低限度額は百

質問主意書及び答弁書

六十万円と承知するが、年収を百六十万円以下に抑えるための就業調整ほどの程度、発生しているのか。また、二〇二五年度税制改正でいわゆる「年収の壁」を百六十万円に引き上げたことによつてどの程度、就業調整を解消できたのか。政府の見解を明らかにされたい。

四 いわゆる「年収の壁」は、税制ではなく、社会保険料の三号被保険者が所定の年収を超過したことにより一号または二号に移行する際に発生する。課税最低限度額により就業調整を行う者よりも、社会保険制度に基づきいわゆる「年収の壁」により就業調整を行う者の方がその数が多いと考えるが、政府の見解はどのようなものか。
右質問する。

内閣衆質二一九第一九一號

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる年収の壁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出いわゆる年収の壁

に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの「年収の壁」とは、本人の年収がある一定額を超えると税負担が生ずるため当該本人が就業調整を行う誘因となること及び本人の扶養親族の年収がある一定額を超えることにより当該本人の税負担が増加する結果、世帯の手取り年収が当該扶養親族の年収が当該一定額を超えない場合に比べて減少することによつて、当

該扶養親族が就業調整を行う誘因となることを指すと考えており、御指摘の「発言」は、前者を念頭に置いて述べたものである。

三について

お尋ねについては、就業調整は様々な要因により生ずるものであること等から、一概にお答えすることは困難である。

なお、独立行政法人労働政策研究・研修機構が御指摘の二〇二五年度税制改正に係る法令の施行前である令和六年十一月から令和七年一月までを「実査期間」として行った調査について、同年九月八日に公表した「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」(企業郵送調査)及び「働き方に関するアンケート調査」(労働者Web調査)結果(以下「調査結果」という)では、「就業調整(年収・月収や労働時間の調整の状況)について、就業調整をしていると回答した者の割合が三十七・五パーセントであり、そのうち、「就業調整している理由」について、複数回答を可能としているものであるところ、「一定の収入を超えると、所得税を支払わなければならないから」と回答した者の割合が三十六・一パーセントとなつておりと承知している。

四について

お尋ねの「課税最低限度額により就業調整を行う者よりも、社会保険制度に基づきいわゆる「年収の壁」により就業調整を行う者の方がその数が多い」か否かについては、就業調整は様々な要因により生ずるものであること等から、一概にお答えすることは困難である。

なお、令和四年十一月二十五日に厚生労働省が公表した「令和三年パートタイム・有期雇用

労働者総合実態調査の概況」では、「過去一年間の就業調整の有無」として、「配偶者がいる女性のパートタイム労働者であつて就業調整をしている」と回答した者の割合が二十一・八パーセントであり、そのうち、「就業調整をした理由」として、複数回答を可能としているものであるところ、「自分の所得税の非課税限度額(百三万円)を超える」と税金を払わなければならないから」と回答した者の割合が四十九・六パーセント、「一定額(百三十万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」と回答した者の割合が五十七・三パーセント及び「一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから」と回答した者の割合が二十一・四パーセントとなつており。また、調査結果では、「就業調整(年収・月収や労働時間の調整の状況)について、就業調整をしていると回答した者の割合が三十七・五パーセントであり、そのうち、「就業調整している理由」について、複数回答を可能としているものであるところ、「一定の収入を超えると、所得税を支払わなければならないから」と回答した者の割合が三十六・一パーセント、「一定の収入を超える」と、配偶者の健康保険・厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから」と回答した者の割合が二十九・八パーセント及び「一定の労働時間等を超える」と、厚生年金、健康保険の保険料を支払わなければならないから」と回答した者の割合が二十六・五パーセントとなつており。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九二号

財政余力に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

財政余力に関する質問主意書

高市政権発足後、長期金利の上昇が続いており、国債の利払い費が増加することによる財政の硬直化が懸念されている。そこで、以下のとおり質問する。

一 財務省は、かねてより国債の安定消化・安定保有の観点から、幅広い投資家層による国債保有を促進することの一環として、海外投資家の国債市場への参加や国債の保有促進を推奨してきたものと承知している。他方、近時の長期金利の上昇を受け、超長期の日本国債市場において海外の投資家が多く参入する傾向があることから、市場の安定性に懸念が高まっている。現下の長期金利の上昇局面において、適切な海外投資家による日本国債市場への参加、日本国債の保有のあり方はどのようなものと考えるか、政府の見解を問う。

二 本年六月一三日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五について」において、大災害や有事に備え「財政余力」を確保することの重要性が説かれている。また、本年六月六日の参議院本会議において加藤勝信財務大臣が「政府としては、様々な有事に備え、財政余力を確保することも重要であると考えております」と答弁しているところ、高市政権においても、「財政余力」の意味は、内閣衆質二二一九〇号に対する答弁書において「有事の際に、大幅な財政需要が増加するような場合にあって必要な資金を市場から調達することができる

ようにしつかりと財政基盤を維持強化すること」と答弁した内容から変更はないか、政府の見解を問う。

三 首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念されること、東日本大震災級の大地震が発生し、同程度の被害が発生した場合において必要とされる「財政余力」の規模はいかほどか、政府の見解を問う。

内閣衆質二一九第一九二号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員櫻井周君提出財政余力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員櫻井周君提出財政余力に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねについて、国債の海外保有比率の上昇に懸念を示す意見があることは承知しているが、海外投資家の中には、中央銀行、年金積立金の運用機関、生命保険会社等の国債の安定的な保有を見込むことができる投資家も存在すると考えている。海外投資家を含めた多様なニーズを持つ投資家が国債市場に参加することは、御指摘の「長期金利の上昇局面」を含め、国債の売買がいずれか一方に偏ることを防ぎ、市場を安定させる効果が期待できるため、国債の安定消化の観点から重要であると考えている。
二 について
お尋ねのとおりである。なお、お尋ねの「財政余力」については、令和七年十二月三日の参

議院本会議において、高市内閣総理大臣が「成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことを通じて、経済危機時や自然災害時に備えた財政余力を確保するとともに、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保してまいります」と答弁しているところである。
三 について
お尋ねの「東日本大震災級の大地震が発生し、同程度の被害が発生した場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、大規模地震からの復旧・復興については、地震の発生場所、規模、被害の状況や復旧・復興の方針等を踏まえて対応するものと考えており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九三号

物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問主意書

提出者 松尾 明弘

物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問主意書

現在、一部の大企業において賃上げの動きが見られる一方で、我が国の雇用の七割を支える中小企業の経営環境は、原材料価格の高騰等により極めて厳しく、十分な賃上げが進んでいない現状がある。政府は賃上げの波及を目指しているが、中小企業がこの苦境を脱し、持続的な賃上げを実現するためには、実態に即した更なる手当が不可欠である。特に、長期間にわたり据え置かれている

税制上の基準額については、近年の急激な物価上昇により実質的な負担増となっており、中小企業の成長や国民生活の安定を阻害する要因となっていると考える。よって、現在の経済実態に合わせ、法人税および相続税における課税ベース等の見直しを行うべきとの観点から、以下質問する。
一 法人税に係る中小法人の軽減税率について
1 平成二十四年時点との物価水準の乖離について
中小企業者等の法人税率の特例（租税特別措置法第四十二条の三の二）に基づく中小法人の軽減税率（本則）が十九％に引き下げられたのは平成二十四年度税制改正である。当時の判断として、適用対象となる所得金額の上限は「年八百万円」に据え置かれた。しかし、平成二十四年と現在（令和七年）を比較すると、消費者物価指数(CPI)や企業物価指数は大きく上昇している。軽減税率の適用ラインが「年八百万円以下」で固定されたまま物価が上昇しているということは、軽減税率の政策効果が減少しているということであるから、見直しを検討すべきではないか。

2 賃金・コスト上昇に伴う「名目利益」の増加への対応について
平成二十四年度の全国加重平均の最低賃金は七百四十九円であったが、令和七年度には千二百二十一円を超え、約一・四倍以上に上昇している。企業は原材料費や人件費の高騰分を価格転嫁することで売上規模（名目額）を大きくせざるを得ず、それに伴い「名目上の所得」も増加傾向にある。実質的な利益は増えていないにもかかわらず、名目上の所得が増加することによって、高い税率が課されるケースが増えているのではないかと。

3 軽減税率の適用所得金額の上限の見直しについて

平成二十四年に決定された「税率十九%（特例十五%）・適用上限八百万円」というパッケージが当時の経済状況において適正であったとするならば、その後の物価上昇分を反映させ、上限額を引き上げなければ、当時の政策意図を維持できているとは言えない。近年の急激な物価変動を踏まえ、軽減税率の適用所得金額の上限を、現在の経済状況に合わせて引き上げるべきではないか。

二 相続税に係る死亡保険金等非課税限度額について

1 「五百万円」という非課税限度額は昭和六十三年に定められて以降、約四十年近く据え置かれている。この間に消費税の税率引上げや物価上昇が進んでいるため、額面が同じでも実質的な非課税枠の価値は目減りしている。見直しを検討すべきではないか。

2 この非課税限度額は、残された遺族の当面の生活資金を確保するための社会政策的な配慮により設けられている。近年の物価変動や賃金水準（最低賃金は昭和六十三年比で約二・四倍）の上昇を鑑みれば、約四十年前の非課税限度額のままでは、本来の趣旨が果たせなくなっているのではないかと、右質問する。

内閣衆質二一九第一九三号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員松尾明弘君提出物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松尾明弘君提出物価変動等の経済情勢の変化を踏まえた法人税の軽減税率及び相続税の非課税限度額の見直しに関する質問に対する答弁書

一 について

一の1及び3のお尋ねについては、令和七年二月十八日の衆議院財務金融委員会において、青木財務省主税局長が「現在の水準につきましては、昭和五十六年度税制改正におきまして税率を二パーセント引き上げの中で、限度額を当時の七百万円から更に大きく引き上げるべきという声があった一方で、限度額を引き上げますと、税率引上げの目的に反して税負担が軽減される法人がないようにすること、それから、軽減税率のみの適用を受けます所得八百万円以下の法人数は中小法人全体の約九割にも達していることなどを踏まえて設定をされました。適用所得限度額の在り方を今後考える際には、引き続き、全中小法人の九割程度の所得は八百万円以下である中、小規模な中小企業法人のみならず所得の高い中小法人にも適用される制度であること、個人形態で営む場合との税負担のバランスを考えなければ経済合理性に反した法人成りを助長するおそれがあることなどを踏まえながら考えていく必要があるというふうに考えております。」と答弁しているとおりであり、お尋ねの「見直し」については、慎重な検討が必要と考えている。

また、一の2のお尋ねについては、「名目上の所得」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法人の課税所得については、様々な要素の影響を受けるものであり、「賃金・コスト上昇」による課税所得への影響のみを把握す

ることは困難であるため、「高い税率が課されるケースが増えているのではないか。」についてお答えすることは困難である。

二 について

相続税における死亡保険金の非課税措置については、相続人の生活の安定等に配慮して設けられたものであるが、その上で、令和四年三月三十一日の参議院財政金融委員会において、鈴木財務大臣（当時）が「様々な金融商品が相続財産に含まれている中、死亡保険金についてだけ他の商品にはない特別の取扱いになっていることは、課税の中立性の観点から問題ではないかといった御指摘がございます。また、節税目的と見られる商品も見受けられるところでありまして、相続税という一定の資産を相続する者のみが課せられる税におきましてこのような非課税措置を講じる必要性がどの程度あるのかといった課題もあると思います。」と答弁しているところであり、これらの点を踏まえ、お尋ねの「見直し」については、慎重な検討が必要と考えている。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九四号

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問主意書

提出者 榑渕 万里

非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問主意書

先に提出した「非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する質問主意書」に対する令和七年十二月九日内閣衆質二一九第九号（以下「先の答弁書」という。）において、答弁

の内容に明瞭でない点があるので、以下、再質問する。

一 先の答弁書「三について」において、衆議院議員逢坂誠二君提出トナルド・トランプ氏のアメリカ合衆国大統領選挙当選にともなう日本政府の対応に関する質問に対する答弁書（平成二十八年十一月十八日内閣衆質一九二第二一九号）三を引用し、「我が国は、非核三原則を国是として堅持している」と述べているとおりと答弁している。この答弁は、高市内閣の見解として、「非核三原則を国是として堅持している」とを表明したものと解するが相違ないか。国の最高機関である国会の院又は委員会が行った決議に対する内閣の姿勢を問うものであるので、誠実に答弁されたい。

二 先の答弁書「五について」において、「非核三原則の下で、核兵器の我が国への持込みは認めない」と答弁している。また、令和七年十一月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会における高市内閣総理大臣の答弁のとおりとして、「持ち込まず」について、平成二十二年三月十七日の衆議院外務委員会における岡田外務大臣の答弁（以下、「岡田答弁」という。）を引き継いでいると答弁している。つまり、「緊急事態が発生し、核の一次的寄港とすることを認めない」と日本の安全が守れないというような事態が、例外的な場合であるとの政府の見解が示されたものと理解する。そこで改めて質問する。

1 日本政府は、緊急事態が発生していない限りにおいて、非核三原則の下で、核兵器を搭載する艦船や航空機の一次的寄港や通過は認めていないと理解してよいか。政府の見解を問う。

2 先の答弁書において、岡田答弁を引用しているが、平和安全法制における武力攻撃事態及び存立危機事態の場合に、「緊急事態が発生し、核の一次的寄港ということ認めないと日本の安全が守れない」というような事態が生じる可能性があるのか、武力攻撃事態及び存立危機事態のそれぞれの事態ごとに分けて、政府の見解を示されたい。

内閣衆質二一九第一九四号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員榑瀧万里君提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員榑瀧万里君提出非核三原則に対する高市内閣総理大臣及び高市内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねのとおりである。

二の1について

我が国としては、非核三原則の下で、核兵器の我が国への持込みは認めていない。なお、令和七年十一月二十六日の国家基本政策委員会合同審査会において、高市内閣総理大臣が二〇一〇年当時の、民主党政権時代でしたが、岡田外務大臣の答弁を引き継いでおります。つまり、緊急事態が発生し、核の一時寄港ということ認めないと日本の安全が守れないというような事態が発生したとすれば、そのときの政権が政権の命運を懸けて決断し、国民に説明する

という御答弁でございました。」と答弁している。

二の2について

お尋ねについては、個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難である。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九五号

旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問書

提出者 田村 貴昭

旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問書
当事務所に共済組合の組合員で二〇一五年の被用者年金一元化後六十五歳で退職し、退職時点で旧共済厚生年金(二号から四号厚生年金のこと、以下同じ)の裁定手続をおこない旧共済厚生年金受給者となった後に、厚生年金(一号厚生年金の事。以下同じ)適用事業所に就職し七十歳前に退職した方から年金について相談があった。

その方は、六十五歳になるまで、厚生年金適用事業所に就職したことはなく、六十五歳を過ぎてはじめて厚生年金に加入することになった。厚生年金適用事業所退職後に裁定手続申請書など裁定申請を促すお知らせが届かなかったこともあり、ご本人は六十五歳を過ぎての厚生年金期間に対応した年金額が支払われていると認識をしていた。ところが、本年七月に「年金の繰り下げ請求に関するお知らせ」というハガキが届き、繰り下げをしていないのに何でこんなものが来るかと思いつつ、もしかして支払われていない年金があるのか

と思い、念のため、年金事務所に問い合わせたところ回答は、「六十五歳の四月以降に加入した厚生年金は、まだ請求されていません。五年で時効となるので、請求を急いでください。」というご本人には衝撃的なものでした。

ご本人が問い合わせを行わなければ裁定申請をしていないことに気づかず、受給できる年金に時効が生じるころだった。まわりの旧共済組合の組合員で退職後に厚生年金加入者となった者に聞いたところ全員が初耳とのことで、年金事務所に問い合わせたところ六人中四人が同じ状況であり、四人のうち二人は時効で消滅している可能性があるということだった。未請求となった方、全てが裁定請求書の送付など申請を促されることはなかったと聞いている。

相談者や相談者が声をかけた方については裁定請求につながりつつあるが、六十五歳以降働く方が増えており、このようなことが繰り返されないようにする必要がある。

以下、質問する。

一 被用者年金を一元化した二〇一五年以降の全期間において旧共済厚生年金(被用者年金の一元化前に共済年金として裁定を受けた者を含む。以下同じ)の裁定後に、はじめて厚生年金に加入した方に対して、厚生年金の被保険者資格を失った者に対する裁定請求書の送付など受給漏れを防ぐための取組は行われてきているのか。二〇一五年以降に開始されたのであれば、それはいつから行われたのか、その内容とともに明らかにされたい。

二 相談者に対して、厚生年金は別の裁定請求が必要として手続を求めているにもかかわらず旧共済厚生年金を受給している中で厚生年金は繰下げができないと年金事務所は説明しているよ

うである。年金事務所から六十五歳以降に加入した厚生年金期間にかかる記録の通知があることから当該期間にかかる厚生年金受給権が生じていることは間違いない。旧共済厚生年金を受給していたとしても旧共済厚生年金の裁定請求後に新規加入した厚生年金について別に裁定請求が必要というのであれば、厚生年金の受給権が生じながら請求をしていない状態にあると解するほか無く、厚生年金の繰下げはできると解するかどうか。繰下げができないと解するのであれば、既に請求済みであり六十五歳以降に新規に加入した厚生年金加入期間にかかる厚生年金を受給するために裁定請求は要しないと解さざるをえないと考えるがどうか。

三 厚生年金の受給権は時効で消滅するが、厚生年金の支給を受ける権利の時効について厚生年金保険法九十二条第五項は、国の金銭給付債権の時効は援用を要しないと規定する会計法三十一条の適用を除外しており、年金受給権の時効による消滅には援用が必要だと解するかどうか。時効期間を経過したとしても厚生年金受給権発生について国等からの十分説明を受けなかったため裁定請求ができなかった者については時効の援用を主張すべきではないと考えるかどうか。

四 旧共済厚生年金の裁定請求後に厚生年金に新規に加入した者のように最初の裁定請求手続から時間が空いていることにより手続もれが生じやすくなっている。この者が加入期間に対する年金を受給できないことのないように、当事者への周知とともに旧共済厚生年金の裁定後に当該裁定を行った実施機関から周知するなどの取組を強化するとともに、旧共済厚生年金受給者のうち厚生年金に加入しながら裁定請求を行う

ていない者に裁定請求書を送付するなど、未請求の事実を通知し、裁定請求を促すこと等が必要と考えるがどうか。

内閣衆質二一九第一九五号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員田村貴昭君提出旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田村貴昭君提出旧共済年金受給者で退職後に厚生年金に加入した者の年金受給権の保障に関する質問に対する答弁書
一及び四について

六十五歳に達した日の翌日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した者に対しては、当該受給権の裁定を行う日本年金機構及び各共済組合等において、年金請求書等の送付による裁定請求の勧奨を行っているところ、御指摘のように「旧共済厚生年金」の裁定後に、はじめて厚生年金に加入し、六十五歳に達した日の翌日以後に第一号厚生年金被保険者であった期間における老齢厚生年金の受給権が発生した者に対するお尋ねの「受給漏れを防ぐための取組」及び「未請求の事実を通知し、裁定請求を促すこと」については、令和六年六月から、同機構において、当該者に対して、年金請求書及び年金の請求手続に関するリーフレットの送付による裁定請求の勧奨を行っているところであり、引き続き、こうした取組を進めてまいります。

二二について

御指摘の老齢厚生年金の支給の「繰下げ」については、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十四条の三第一項において「老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して一年を経過した日・・・前に当該老齢厚生年金を請求していないかつたものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる」と規定されているところ、御指摘のように「旧共済厚生年金を受給していたとしても旧共済厚生年金の裁定請求後に新規加入した厚生年金について別に裁定請求が必要」な、二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る老齢厚生年金の支給の「繰下げ」については、日本年金機構及び各共済組合等の事務負担等に鑑み、同法第七十八条の二十八第一項及び厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)第三条の十三の二第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条の三第一項の規定により、「一年を経過した日において他の期間に基づく老齢厚生年金の支給を受けている場合」等に該当するときは、老齢厚生年金の支給の「繰下げ」の申出をすることはできないこととされているものであり、御指摘のように「繰下げができない・・・」のであれば、「裁定請求は要しない」と解さざるをえないものではないと考えている。

三について

前段のお尋ねについては、御指摘のとおりである。後段のお尋ねについては、御指摘の「十分説明を受けなかったため裁定請求ができなかった者」の状況は様々であるとされており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて」平成二十四年九月七日付け年管発〇九〇七第六号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知)において、「年金記録の訂正を行ったもの」及び通知書の作成誤りや説明誤り等の「時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの」の場合には、「時効の援用はせず、年金を支払うこととする」としており、これに基づき、個別の事実関係に即して判断されることとなるものである。

あるが、いずれにせよ、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて」平成二十四年九月七日付け年管発〇九〇七第六号厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知)において、「年金記録の訂正を行ったもの」及び通知書の作成誤りや説明誤り等の「時効援用しない事務処理誤りと認定されたもの」の場合には、「時効の援用はせず、年金を支払うこととする」としており、これに基づき、個別の事実関係に即して判断されることとなるものである。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九六号

年間最大八千億円超の残葉に関する質問主意書
提出者 長妻 昭

二〇二五年五月九日衆議院厚生労働委員会において厚生労働大臣に残葉問題について質した。薬剤師が一人の患者さんの自宅を訪問して、二百万円もの残葉があることが発覚した事例や、政府の科研費での研究で残葉が年間最大八千七百四十四億円あるとの試算も紹介した。残葉を薬局に持参してアドバイスを受ける「フライン・バック運動」もあるが普及していないということにも触れながら、これら巨額の残葉問題について「残葉対策について政府として本腰を入れていただくために、

残葉対策のワーキングチームを厚生労働省の中につくっていただけませんか」と質問すると、厚生労働大臣より「今、各部署においてしっかりと検討していただいています。チームの設置をする必要性も含めて検討を進めてまいりたいと思います」

との答弁があった。そこでお尋ねする。

一 「今、各部署においてしっかりと検討していただいています」とあるが、答弁から半年以上が経過した今、その検討の内容や結果について具体的に示し願いたい。

二 「チームの設置をする必要性も含めて検討を進める」とあるが、結局、残葉対策チームを設置することが決定したのか否か。お示し願いたい。

三 高市内閣は巨額の医療費がムダになっている残葉対策に本気で取り組むおつもりがあるのか否か。お示し願いたい。現内閣は、ムダに切り込まず、命にかかわる医療を削るような姿勢が見受けられるが、いかがお考えか。お示し願いたい。

四 内閣として、残葉対策として具体的に取組んでいる内容、又は、これから取組もうとしている内容を具体的にお示し願いたい。雑な答弁で答弁漏れがないようお願いいたします。

右質問する。

内閣衆質二一九第一九六号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員長妻昭君提出年間最大八千億円超の残葉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出年間最大八千億円超の残葉に関する質問に対する答弁書
一から四までについて
政府としては、御指摘のような「命にかかわ

る医療を削るような姿勢」を取っておらず、御指摘の「残薬対策」については、令和七年五月九日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣(当時)が「これまでも診療報酬において、薬剤師による残薬解消に資する介入を促進するため、例えば電子処方箋などのデジタル技術の活用による重複投薬であったり飲み合わせの悪い薬の服薬の防止、また、かかりつけ薬剤師、薬局の促進による服用薬剤の一体的、継続的な把握、そして、・・・服薬に支援が必要な方に対します外来服薬支援などに対しての評価を設けてきたところ、・・・診療報酬における残薬対策の在り方については、引き続き中医協において検討を進めてまいりたい」と答弁しているところ、同年十二月十九日に開催された中央

社会保険医療協議会総会においては、資料総一三二個別事項(その十九)「残薬対策」において、「残薬対策については、残薬調整にかかる疑義照会等の業務に対して、外来・在宅それぞれの場合に報酬上の評価を設けているが、薬の一元的把握に関する要件や評価項目はない」等の現状に対して、「薬局薬剤師による外来患者に対する残薬確認の実効性を高める観点から、残薬状況を薬剤服用歴に明記して継続的に管理することや、患者や家族の求めに応じて患家訪問し残薬確認を行うことの評価について、どのように考えるか」等を論点として議論が行われているところであり、厚生労働省において、当該議論も踏まえながら、必要な検討を進めることとしており、御指摘のような「チーム」については、現時点では、必ずしも設置する必要があるとの結論には至っていない。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九七号

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問主意書
提出者 緑川 貴士

持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問主意書

政府が令和七年九月三十日に公表した令和六年度の地方公営企業等の決算によれば、地方公共団体が運営する全国六百七十八の公立病院事業の合計の経常収支は、三千九百五十二億円で過去最大の赤字となり、経常収支が赤字となった病院の割合は八十三・三％となっている。

以下、質問する。

一 公立病院における経営赤字は、コロナ禍以降の患者数の減少等による医療収入の減少、薬剤費や医療機器、光熱費等の物価高騰や賃金の上昇、制度的課題等の複要因が関係しており、その経営悪化は上記の通り、極めて深刻な状況にある。地域医療提供体制を維持するため、緊急的な財政支援に加え、診療報酬の大幅な加算が不可欠である。また、物価や賃金の上昇に際して診療報酬を適時適切にスライドさせる仕組みの導入も急務である。政府見解と対応を伺う。

二 過疎化・高齢化が進む地域では、医師や看護師等の確保が難しく、必要な人員配置の基準を満たせないことで診療報酬の点数が低く算定されることから、厳しい経営状況となっている所がある。医療従事者の確保や処遇改善の取り組みを進める上で、同地域に対しては特段の支援が必要であると考える。政府見解と対応を伺う。

う。

三 公立病院は、へき地医療、救急医療、周産期医療、精神医療等、不採算医療の多分を担っており、これらをカバーするために地方公共団体の一般会計から病院事業会計への繰入金制度に基づき、病院設置分として地方交付税措置されているところである。一方、同事業の運営費に対する積算単価が実態に見合っていないと、地方公共団体の持ち出しによる負担が限界に達しているとの指摘や、同交付税の繰出基準については、一部が明確な定量的基準ではなく定性的であり、費用の便益分析が困難である等、繰出の現行基準が実情に合っていないとする指摘があり、改善を求める声がある。政府見解と対応を伺う。

四 地域医療構想に基づく従来の取り組みにより、すでに多くの地域で病床数の適正化は進んでいる。令和六年度病院機能報告によれば、全国の総病床数は百七十七・八万床となっており、政府が令和七年度に向けて必要量と掲げてきた百十九・一万床を、すでに約一・三万床下回っている。特に公立病院は、不採算医療の実施の他、コロナ禍にあつては積極的に患者の受け入れを行い、新興感染症対応におけるバッファ機能も有してきた。経営悪化への対応として病床削減がさらに進んでいく現状が、今後の地域医療の維持・継続に深刻な影響を及ぼす恐れがあると考える。政府見解と対応を伺う。

五 政府は、令和九年度からの「新たな地域医療構想」に向けた病床削減について「地域の実情に応じて病床を適正化する」と答弁する一方、十一万床という数値目標を掲げている。一般病院、ケアミックス病院における病床を削減の対象としているが、必要のない病床であれば、試

算(一般病院で一床あたり年間約二千三百万円、ケアミックス病院で一床あたり年間約千四百万円)の医療収益にある医療費は生じないはずであり、より稼働率が低く、患者数が少ない場合の一床当たりの医療収益は試算よりもはるかに小さくなると考えられる。地域で維持されるべき病床を削減対象とすることが、かえって地域の実情に沿わない病床削減の推進や、地域医療提供体制の混乱を招きうると考える。政府見解と対応を伺う。

内閣衆質二一九第一九七号
令和七年十二月二十三日

衆議院議員 額賀福志郎殿

衆議院議員 緑川貴士君提出持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 緑川貴士君提出持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営の支援等に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「緊急的な財政支援」及び「診療報酬の大幅な加算」については、令和七年十二月十一日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「医療機関が、物価、賃金の上昇などの状況に直面している、かなり経営が厳しいという強い認識を持っており、約一・四兆円程度の医療・介護等支援パッケージを緊急措置いたしました。これは、報酬改定の効果を前倒しして、経営の改善、それから従業員の

処遇改善につながるというものです。他産業の状況も踏まえた賃上げ、それから物価上昇を踏まえた対応として措置をしたものでございませう。これで国民の命と暮らしを守る、安心して医療、介護、福祉サービスを受けられる体制を整備できるように、一刻も早く現場に届けたいと思います。その先に診療報酬改定、ここでしっかりとまた物価高、コスト高というものを見ていきたいと思っております」と答弁したとおりである。

また、お尋ねの「物価や賃金の上昇に応じた診療報酬を適時適切にスライドさせる仕組み」については、同月四日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「診療報酬や介護報酬を物価や人件費の上昇に応じて自動的に改定することにつきましては、・・・予見可能性が高まる、こういう面は確実にあるというふうに考えています。ただ、その一方で、具体的などういうルールにするのか、どう定めるのかという観点であったり、あるいは財源、これをどのように安定的に確保するのか、そういった観点からも様々な課題があるのもまた事実だというふうに考えております。まずは物価や賃金を適切に反映する改定というのを着実に実施していけるように努力をしていきたいと思っておりますし、今後そうした・・・反映の仕方についても十分検討していく必要があるかというふうに考えております」と答弁したとおりである。

二について
御指摘の「過疎化・高齢化が進む地域」も含めた「医療従事者の確保や処遇改善の取り組み」については、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)において、医療機関

に勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合を評価する「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」等を設けているほか、一についてでお答えした「医療・介護等支援パッケージ」を措置したところである。さらに、御指摘の「過疎化・高齢化が進む地域」における「医療従事者の確保」に資する支援として、例えば、へき地に対しては、令和七年十二月二日の参議院厚生労働委員会において、上野厚生労働大臣が「へき地において診療やプライマリケアを実践できる医師の育成等を担っていただいておりますへき地医療拠点病院・・・への財政的な支援、あるいは基礎的な医療を担っていただくへき地診療所、こうしたもののへの財政的な支援も行わせていただいております」と答弁しているとおりである。

御指摘の「同事業の運営費に対する積算単価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、病院事業に要する経費のうち一般会計が負担すべき経費については、総務省において調査している地方公営企業決算統計等を踏まえ、必要額を地方財政計画に計上し、地方交付税により、各地方公共団体に対して、財政措置を講じているところであり、公立病院に係る地方財政措置については、公立病院が地域医療の提供について重要な役割を果たしていること等を踏まえ、毎年度、地方財政対策の中で検討していくこととしている。

また、御指摘の「同交付税の繰出基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、毎年度、「令和七年度の地方公営企業繰出金について」(令和七年四月一日付け総財公第二十八号総務副大臣通知等)において公営企業繰出金の基

本的な考え方を通知しており、これらの通知に基づき適正な運用を図っているところ、公立病院の役割は、その立地条件や医療機能等により様々であることから、現時点においては、当該基本的な考え方をこれまで以上に明確化すること等は困難であると考えている。

四について
御指摘の公立病院については、令和七年十二月九日の衆議院予算委員会において、上野厚生労働大臣が「例えば不採算医療であったり、あるいは特殊な医療であったり、地域医療にとつて極めて重要な役割を担っていただいていると考えております」と答弁しているところ、公立病院も含め、地域医療構想は、病床の削減や病院の統廃合ありきではなく、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの変化に応じて、質の高い効率的な医療提供体制の確保を目指すものであり、御指摘の「病床削減については、御指摘の「地域医療の維持・継続」への「影響」等に留意しながら、行われるべきものと考えている。

お尋ねの「十一万床」に関しては、令和七年六月六日に自由民主党、公明党及び日本維新の会の三党により合意された「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」において、「人口減少等により不要となると推定される、約十一万床・・・の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、二年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図ること(中略)その上で、感染症等に対応する病床は確実に確保しつつ、・・・精査を行う」とこととされたものであり、また、第二百十七回国会に

内閣が提出した医療法等の一部を改正する法律案に対して、「都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる」とするとともに、医療機関が当該事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める基準病床数を削減するものとする」との趣旨説明により提案された議員修正により、医療法等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十七号)による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第七条の二において、「都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる」との規定が新設された経緯等を踏まえると、御指摘のように「地域で維持されるべき病床を削減対象とする」ものではないと承知しており、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九八号
出産費用の自己負担無償化に関する質問主意書
提出者 酒井なつみ
厚生労働省は「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」による十回の議論をもとに、令和七年五月に議論の整理を公表し、「あるべき支援等の方向性」として「令和八年

度を目途に、産科医療機関等の経営実態等にも十分配慮しながら、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた具体的な制度設計を進めるべき」と記した。その後、社会保障審議会医療保険部会(以下「医療保険部会」)において議論が続けられているが、令和七年十二月四日の「医療保険部会」では、現行の出産育児一時金に代えて現物給付化し、全国一律の基本単価を設定して支給する案等が示されている。しかしながら、分娩に伴う保険診療は従来通りの内容でもあり、完全な無償化とは言えない方向性に疑念が残る。

「医療保険部会」に提出された資料によれば、令和六年度の妊産婦の経済的負担の状況(正常分娩は、妊婦合計負担額が出産育児一時金の支給額を超過しているケースが八十三パーセントとなっており、令和五年十二月に策定された「子ども未来戦略」で謳われた「子どもを生み、育てることを経済的理由であきらめない社会の実現」には、更なる経済的支援の強化が必要と考える。

よって、以下、政府に対し質問する。
一 政府は、「医療保険部会」における「医療保険制度における出産に対する支援の強化について」の議論をいつまでに取りまとめる予定なのか、示されたい。

二 一で、「分娩に伴う保険診療」は従来通り残す考えなのか、見解を示されたい。

三 一で、分娩対応を無償化(保険適用)とする点と、かえって窓口負担が増加することのないようにするべきだが、見解を示されたい。

四 妊婦健診、産前教育、産後ケアも無償化(保険適用)するべきだが、見解を示されたい。

五 妊娠八十五日以上の死産、流産、早産等も無償化(保険適用)に含むべきだが、見解を示されたい。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

六 助産所や助産師の利用も無償化(保険適用)とするべきだが、その際、助産所等の事務等に過度な負担が掛からないようにしなければならぬ。見解を示されたい。
七 産科医療補償制度は、国の責任において運営し、掛金の自己負担は無償化するべきと考えられる。見解を示されたい。

内閣衆質二一九第一九八号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員酒井なつみ君提出出産費用の自己負担無償化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員酒井なつみ君提出出産費用の自己負担無償化に関する質問に対する答弁書

一について

令和七年十月二十三日に開催された第二百一回社会保障審議会医療保険部会の資料「医療保険制度における出産に対する支援の強化について」において、「令和七年冬頃までの医療保険部会における議論の中では、出産に対する給付体系の骨格の在り方について整理することを目指す」と示しているところ、同部会において、引き続き議論が行われている状況であり、現時点でお尋ねについて予断を持ってお答えすることは困難である。

二について

お尋ねに関しては、令和七年十二月十二日に開催された第二百七回社会保障審議会医療保険部会の資料「医療保険制度における出産に對

する支援の強化について」(以下「令和七年十二月十二日部会資料一」という。)において、「現行の出産育児一時金に代えて現物給付化するべき。軽微な医療行為などは引き続き保険診療とすべき(中略)という点については、多くの委員から同旨の意見があり、方向性としては概ね一致しているのではないかと」として、「保険診療(療養の給付)」を「従来どおり(療養の給付)」と明示しているところ、引き続き議論が行われている状況であり、議論の結果を踏まえて、適切に検討してまいりたい。

三について

御指摘の「分娩対応を無償化(保険適用)とする」との意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五(令和七年六月十三日閣議決定。以下「基本方針」という。)における「標準的な出産費用の自己負担の無償化(以下「標準的な出産費用の自己負担の無償化」という。)に向けた対応を進めること」で、御指摘のように「かえって窓口負担が増加することのないようにするべき」とのお尋ねであれば、令和七年十二月十二日部会資料一において、「現行の出産育児一時金が出産に伴う一時的な経済的負担全体の軽減を目的としていること、また、現在、出産費用が五十万円を下回る場合には差額を妊婦が受け取っているという意見があったことを踏まえ、どのような方策が考えられるか」と示しているところ、引き続き議論が行われている状況であり、議論の結果を踏まえて、妊産婦の経済的負担の軽減の在り方について、適切に検討してまいりたい。

四について

御指摘の「妊婦健診、産前教育、産後ケアも

無償化(保険適用)するべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進めることとしているところ、御指摘の「妊婦健診、産前教育、産後ケア」に係る費用についても当該標準的な出産費用に含めるべきとお尋ねであれば、厚生労働省医政局長及び保険局長並びに子ども家庭庁成育局長が参集を求めて開催していた、妊産婦等の支援等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」が令和七年五月に取りまとめた「議論の整理」において、「安心して出産できる社会を目指し、妊娠期から産後までの全体を通じた妊産婦の負担軽減を図っていくこと」と及び「これらの基本的な方向性に沿って、それぞれの所管省庁・部局において・・・議論を深化させていくことが求められる」とされたことを踏まえて、子ども家庭庁において、御指摘の「妊婦健診」及び「産後ケア」に係る妊産婦の負担軽減を図っていくこととしているところ、当該標準的な出産費用に含めるといった検討ではなく、例えば、基本方針において、「妊婦健診における公費負担を促進する」等とし、これらに基づき、適切に検討することとしている。御指摘の「産前教育」については、その具体的に指し示すものが明らかではないため、これに関するお尋ねにお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「妊娠八十五日以上の死産、流産、早産等も無償化(保険適用)に含むべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進めることとしているところ、

御指摘の「死産、流産、早産等」に係る費用についても当該標準的な出産費用に含めるべきとお尋ねであれば、現在、健康保険法(大正十一年法律第七十号)等に規定する出産育児一時金及び家族出産育児一時金は、「妊娠八十五日以上の死産、流産、早産等」の場合にも支給されていることを踏まえて、適切に検討してまいりたい。

六について
御指摘の「助産所や助産師の利用も無償化(保険適用)とするべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進めることとしているところ、「助産所や助産師の利用」に係る費用についても当該標準的な出産費用に含めるべきだが、「その際、助産所等の事務等に過度な負担が掛からないように」すべきとお尋ねであれば、令和七年十一月二十日に開催された第二十四回社会保障審議会医療保険部会の資料二「医療保険制度における出産に対する支援の強化について」において、「給付体系の在り方に関する御意見」として、「出産は、医療的な安全の確保とともに、助産師による助産ケアを通じて妊産婦の不安を軽減し、安全に導くことが重要。妊産婦の多様なニーズを尊重し、全ての出産の場が新たな枠組みの中に適切に位置づけられることを期待」と示しており、また、令和七年十二月十二日部会資料一において、「主な御意見」として、「給付に係るシステム開発・改修コストや支給事務も増大する点も考慮し、関係者の意見をよく聞いて進めるべき。医療機関や助産所などのシステム開発・改修においても十分な準備期間が必要」と示しているところ、引き続き議論が行われている状況

であり、議論の結果を踏まえて、適切に検討してまいりたい。
七について
御指摘の「掛金の自己負担は無償化するべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「産科医療補償制度」における「掛金の自己負担」はかからないようにすべきとお尋ねであれば、令和七年十二月十二日部会資料一において、「主な御意見」として、「産科医療補償制度は国の責任で運営し、掛け金は自己負担とならないようにすべき。現在、掛け金は自己負担で一時金から賄われており、その点の検討も必要」と示しているところ、引き続き議論が行われている状況であり、議論の結果を踏まえて、適切に検討してまいりたい。

令和七年十二月十二日提出
質問 第一九九号
専門的支援が必要な障害児等(医療的ケア者)への支援に関する質問主意書
提出者 酒井なつみ

専門的支援が必要な障害児等(医療的ケア者)への支援に関する質問主意書
政府は、令和五年十二月策定の「こども大綱」に基づき、具体的に取り組む施策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画二〇二五」において、「専門的支援が必要な障害児等への支援の強化」の中で「医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。」として、医療的ケア児等総合支援事業を進め、令和六年に全ての都道府県で医療的ケア児支援センター(以下「支援センター」)の設置を完了

させた。
しかしながら、医療的ケア児の保育所等の利用や、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した就学移行期から学校における医療的ケアの実施体制の構築、医療的ケア児の保護者の負担軽減等が実現しているとはとても言えない状況にある。
よって、今後「支援センター」を具体的にどう機能させていくのかという観点から、以下、政府に対し質問する。

一 専門的支援が必要な障害児等がいる家庭における「支援センター」の認知度について、調査を実施しているか、示されたい。また、調査を実施しているのであれば結果を示されたい。
二 令和六年度に実施した「医療的ケア児支援センター」の機能強化等に関する調査研究(報告書)(以下「報告書」)によれば、都道府県により「支援センター」の設置形態は異なる。基幹的な役割を持つ「支援センター」を設置しているのは、「報告書」によれば七自治体だが、基幹的な役割とは何を指すのか、認識を示されたい。
三 各「支援センター」の取組状況を把握しているか。把握しているのであれば、就園・就学時や転居に伴う自治体間引継ぎなど、専門的支援が必要な障害児等と「支援センター」は具体的にどのように連携しているのか、認識を示されたい。
四 三について、障害児と保護者に寄り添った伴走型支援をより一層推進するべきと考えるが、その認識の有無と取組を示されたい。
五 厚生労働省は、医療的ケア児の支給決定の円滑化について、医療的ケアアスコアを活用した支給決定や、障害者手帳がなくても支給決定が受けられる旨を明確化する通知改正等を行っているが、医療的ケアアスコアにおいて、医療的ケア

児が自分自身で動けるかどうかによってスコアに差が生じるのか、認識を示されたい。
六 厚生労働省は、医療的ケア児が自分自身で動けても、各「支援センター」や医療的ケア児等コーディネーター(以下「コーディネーター」)が医療的ケア児とその家族の状況に応じた相談援助や関係機関相互の連携促進を行っているのか把握しているか、示されたい。また、把握しているのであれば、認識している課題を示されたい。
七 厚生労働省は、「コーディネーター」が、「コーディネーター」としての具体的な役割を認識した上で業務を遂行しているのか把握しているか、示されたい。
右質問する。

内閣衆質二一九第一九九号
令和七年十二月二十三日
内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員酒井なつみ君提出専門的支援が必要な障害児等(医療的ケア児者)への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員酒井なつみ君提出専門的支援が必要な障害児等(医療的ケア児者)への支援に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「専門的支援が必要な障害児等がいる家庭における「支援センター」の認知度について」の調査は実施していない。
二 について
医療的ケア児支援センター(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三

年法律第八十一号)第十四条第一項に規定する医療的ケア児支援センターをいう。以下同じ。)の役割については、同項各号の規定において、「医療的ケア児(中略)及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと」と等とされているところ、お尋ねの「基幹的な役割」については、例えば、同一都道府県内に複数の医療的ケア児支援センターを設置した場合において、医療的ケア児支援センター間の連携も含め、当該都道府県内の医療的ケア児に対する支援の中核的な役割を指すものと承知している。

三について
お尋ねの「各支援センター」の取組状況については、例えば、令和五年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究」(以下「調査研究」という。)において、先進的な取組を行っている都道府県における各関係機関との連携の状況等を把握しているところであるが、お尋ねのような「具体的にどのように連携しているのか」については把握していない。

四について
お尋ねについては、医療的ケア児支援センターの業務は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第十四条第一項各号の規定において、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと」等とされているところ、政府としては、医療的ケア児等総合支援事業(医療的ケア児等総合支援事業実施要綱)(平成三十一年三月二十七日付け障発〇三二七

第十九号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙)に基づく医療的ケア児等総合支援事業をいう。)により、都道府県における「医療的ケア児支援センター」の業務を行う医療的ケア児等コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の「配置」について支援しており、各都道府県に設置される医療的ケア児支援センターにおいて、適切に取り組みされているものと考えている。

五について
御指摘の「支給決定」については、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(令和七年十月三十一日付けこども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡別添)において、医療的ケア児については、「医療的ケアの判定スコアの調査」により医療的ケア区分及び医療的ケア判定スコアの点数を把握する必要がある」とし、当該「医療的ケア判定スコア」については、「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)」(令和三年三月二十三日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡別紙一)において、「見守りスコア」として「いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価」することとしているところ、これを踏まえ、各市町村(特別区を含む。)において、御指摘の「支給決定」を行った結果、お尋ねのように「医療的ケア児が自分自身で動けるかどうかによってスコアに差が生じる」場合があるものと承知している。

六について
コーディネーターの業務の状況については、例えば、調査研究の「医療的ケア児支援セン

ター事例集」において、「県内の検討体制・連携状況」、「市町村・圏域への支援」等の取組について把握しているところであるが、お尋ねのような「医療的ケア児が自分自身で動けても、・・・相談援助や関係機関相互の連携促進を行っているのか」については具体的には把握していない。

七について
コーディネーターの御指摘の「具体的な役割」については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)において、「医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行う」等と示しているところ、コーディネーターは当該「役割」を認識した上で、「業務を遂行している」ものと考えている。

令和七年十二月十二日提出
質問 第二一〇〇号
アピアランスケアにかかる支援に関する質問
主意書
提出者 酒井なつみ
アピアランスケアにかかる支援に関する質問
問主意書
医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアであるアピアランスケアは、がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加、治療と学業や仕事との両立を可能とし、

治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対するサポートの重要性はますます高まっている。厚生労働省は、令和五年度から令和七年度に実施した「アピアランス支援モデル事業」において、望ましいアピアランスケア体制について検証を行った。

一方で、このアピアランスケアの必要性はがん患者に限ったことではないと考える。外見に対する苦痛と社会生活への影響の軽減を求める声は多く、アピアランスケアを必要とされている方々に必ずしも支援が行き届いていないと認識している。

よって、アピアランスケアの考え方をより広め、がん患者のみならず、障がい等をお持ちの方のQOL(生活の質)改善を進める観点から、以下、政府に対し質問する。

一 がん患者以外への、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見に起因する苦痛を軽減するケア(以下「アピアランスケア」)の必要性を認識しているか。見解を示されたい。

二 先天性や病氣、事故等で片目の視力を喪失された方(以下「片眼失明者」)が義眼を購入する際に、身体障害者手帳の交付対象者にならない場合、障害者等の補装具費支給制度を利用することは出来ない。厚生労働省の補装具種目一覧によれば、義眼の耐用年数は二年であり、購入費が全額自己負担では大きな経済的負担となる。こうした状況を認識しているか、示されたい。

三 二で「片眼失明者」が子どもの場合、成長に比べて二、三か月ごとに義眼を更新する必要がある。経済的な負担は更に大きくなる。こうした状況を認識しているか、示されたい。

四 「片眼失明者」の義眼購入が補装具費支給制度

の対象とならない場合、「アピアランスケア」の一環として助成制度を設けるべきと考えるが、認識を示されたい。

五 四について、既に独自の助成制度を設けている自治体があるが、認識をしているか、示されたい。

六 五で独自の助成制度を設けている自治体に、国としてその費用を補助するべきと考えるが、見解を示されたい。

七 今年度、クマによる人身被害が急増し、令和七年十一月末現在、秋田県、岩手県、福島県などを中心に全国で二百三十人の被害人数が報告され、過去最多を更新している。政府は、令和七年十一月に「クマ被害対策パッケージ」を策定し、出没時の緊急対応や人の生活圏への出没防止策などを取りまとめたが、被害に遭われた方への具体的な支援策は示されていない。被害に遭われた方で特に顔面を損傷された方は、外見の変化に起因する大きな苦痛が生じているものと考えられる。従って「アピアランスケア」の一環としてクマ被害による外見の変化に起因する苦痛を軽減する支援が必要だ。例えば、義眼やエビテーゼを利用された場合の助成制度などが考えられるが、見解を示されたい。

内閣衆質二一九第二〇〇号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 額賀福志郎殿
衆議院議員酒井なつみ君提出アピアランスケアにかかる支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員酒井なつみ君提出アピアランスケアにかかる支援に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「アピアランスケア」について、がん患者に対しては、「がん対策推進基本計画」令和五年三月二十八日閣議決定において、「国は、アピアランスケアの充実に向けて、拠点病院等を中心としたアピアランスケアに係る相談支援・情報提供体制の構築について検討する」とした上で、これに基づき、厚生労働省において、「令和七年度アピアランス支援モデル事業実施要綱（令和七年四月一日付け厚生発〇四〇一第五十九号厚生労働省健康・生活衛生局長通知別紙）に定める「アピアランス支援モデル事業」として、「医療機関においてアピアランスケアに関する相談支援及び情報提供を適切に実施できるよう、その効果的な実施体制について検証すること」を目的として、「がん診療連携拠点病院等において、「がん患者等に対しアピアランスケア（アピアランスケアに関する相談支援・情報提供を含む）を行った経験がある医療従事者」による「がん患者等」への「面談や電話等による相談支援や情報提供」等を実施しているところである。他方で、お尋ねの「がん患者以外」への「アピアランスケア」については、現時点では、政府として具体的な検討を行っていないため、その「必要性」についてお答えすることは困難である。

援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第七十六条第一項の規定に基づき、市町村が、身体障害者の場合は身体障害者手帳又は身体障害児の場合は身体障害者手帳若しくは身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号第十五条第一項の都道府県知事の定める医師等が作成する意見書により、補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認められた者ではないこと）で、障害者総合支援法第七十六条第一項の補装具費（以下「補装具費」という。）が支給されない方がいることは承知しているが、御指摘の「負担」の状況については、例えば、「補装具費支給事務取扱指針（平成三十年三月二十三日付け障発〇三二三第三十一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）により、都道府県等に対し、「耐用年数及び使用年数（以下「耐用年数等」という。）は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況によつて耐用年数が異なるものである。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数等を一律に適用することなく、個々の実情に沿った対応が行われるよう十分配慮すること。また、身体障害児においては、使用年数の定めのない補装具についても、成長速度や使用環境等の心身の発育過程の特殊性を考慮の上、柔軟に対応すること」と示しているところ、身体障害者・児の身体状況や使用状況によつて耐用年数が異なること等から、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

四について

一について述べたとおり、「がん患者以外」への「アピアランスケア」については、現時点では、政府として具体的な検討を行っていないため、現時点で御指摘のような「場合」に、「アピアランスケア」の一環として助成制度を設ける予定はない。

五及び六について

お尋ねについては、四で御指摘のように「アピアランスケア」の一環として、七で御指摘の「義眼やエビテーゼを利用された場合」において、御指摘のように「独自の助成制度を設けている自治体がある」とは承知しているが、一について述べたとおり、「がん患者以外」への「アピアランスケア」については、現時点では、政府として具体的な検討を行っていないため、現時点で「国としてその費用を補助する」予定はない。

七について

一について述べたとおり、「がん患者以外」への「アピアランスケア」については、現時点では、政府として具体的な検討を行っていないため、現時点で御指摘のような「支援」として、「義眼やエビテーゼを利用された場合の助成制度」を創設する予定はない。いずれにせよ、御指摘のような「クマ被害による外見の変化に起因する苦痛が生じているかにかかわらず、個別の事例に応じて、身体障害者手帳の交付対象や補装具費の支給要件に該当する場合には、各制度において適切に対応しているところである。

令和七年十二月十二日提出
質問 第二〇一〇号

ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問主意書

提出者 五十嵐えり

ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問主意書

国立国会図書館においては書籍と同様、ビデオゲームの収集・保存についても進めているところだが、近年、任天堂のSwitchの「キーカード」など、主要なゲームデータを物理メディアを介さずにダウンロードしてプレーする形式のゲームが増え、それらは現在のところ収集・保存の対象にはなっておらず、時が経つにつれ収集・保存が難しくなる問題が指摘されていることから、以下質問をする。

一 今後、増加するダウンロード形式のゲームの収集・保存方法について早急に検討すべきと考えるが、政府の見解を伺いたい。

二 国立国会図書館における現在の検討状況について、政府は把握しているのか。把握している場合、政府として問題解決に向けた課題をどのように認識しているのか、政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第二〇一〇号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員五十嵐えり君提出ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

令和七年十二月二十三日 衆議院会議録追録

質問主意書及び答弁書

(別紙)

衆議院議員五十嵐えり君提出ダウンロード形式のゲーム収集・保存に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ダウンロード形式のゲーム」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、ゲームの収集や保存を行うことはメディア芸術の振興を図る上で重要であると考えており、政府としては、その対象、方法等についての調査研究を行っているところである。

二について

お尋ねの「国立国会図書館における現在の検討状況」については、国立国会図書館において、御指摘のゲームを含むインターネット上の様々なコンテンツについて、いかなるものも収集の対象とするべきかについての検討を行っているものと承知しているが、同図書館におけるお尋ねの問題解決に向けた課題については、政府としてお答えする立場にない。

令和七年十二月十二日提出

質問 第二一〇二号

善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問主意書

提出者 五十嵐えり

善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問主意書

益比に関する質問主意書

東京都が事業実施主体である善福寺川上流地下調節池整備事業に関して、国交省は令和七年度当初予算で、二億円を社会資本整備総合交付金として配分している。今後は、事業費の二分の一にあたる約七〇〇億円以上の国費投入が予定されている。

る。

善福寺川上流地下調節池事業の単体の費用便益比(B\C)は公表されていないが、費用については、東京都は事業費を二五七億円と公表している。また、神田川流域の河川整備計画に対応するB\C算定資料には善福寺川上流地下調節池の事業費(一四〇六億円、工事費以外の設計・管理費等を除いた試算値を用いる)及び計画に含まれる他の事業を含む全体の事業費の総額は約四八四億円と示されており、善福寺川上流地下調節池の費用は約二九%を占める。

便益については、神田川流域の事業全体の総便益は、六八一四億円とされているところ、善福寺川上流地下調節池は貯水容量では河川整備計画にある全地下調節池の十八六%にあたる。また、河道整備が時間降雨一〇ミリに対応し、全地下調節池が同一五ミリに対応することから、按分すると善福寺川上流地下調節池の便益は河川整備計画の総便益の一・二%に当たると考えられる。

これらから善福寺川上流地下調節池の費用便益比を推計すると約〇・五となり、一・〇を大きく下回る。

これは推計に基づく数値ではあるものの、このように費用便益比が一・〇を大きく下回ると推計される事業に対して、国が事業費の二分の一(約七〇〇億円以上)に相当する国費を交付することの妥当性については疑問が残る。この観点から、以下質問をする。

一 善福寺川上流地下調節池整備事業について、

国交省は当該事業の費用便益比が一・〇を上回ることを確認しているか。すなわち、当該河川事業の実施によって防止し得る災害に伴い発生すると見込まれる被害額が、当該河川事業に必要な費用を上回っていることを確認している

か。政府の見解を伺いたい。

二 社会資本整備総合交付金要綱(令和七年三月三十一日最終改正)には、調節池整備事業として、「水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができ」とある。しかし、水系・一連区間単位に複数の事業(河道整備、各調節池等)が含まれる場合、費用便益比の高い事業(一・〇を超える)と、低い事業(一・〇を下回る)が組み合わされて、全体としては一・〇を超える算定されるケースがあり得る。実際に、上述の通り、東京都が申請した「社会資本整備総合交付金要綱(令和七年一月二十九日)においては、「荒川水系神田川調節池整備事業(調節池群)として費用便益比が「一・四」と示されているが、これには善福寺川上流地下調節池を含む複数の事業が含まれている。

事業効果が重視されている中で、本来であれば、費用便益比の低い事業は排除するか、事業内容を改善して費用便益比が一・〇を超えるようにする等の措置が必要であるが、現要綱に従えば、こうした改善努力が行われず、公金の不要な支出が行われる恐れがある。

国交省として、こうしたモラルハザードないし公金濫用を防ぐための要綱改正等の措置が必要ではないか。政府の見解を伺いたい。

右質問する。

内閣衆質二一九第二〇二〇号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員五十嵐えり君提出善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員五十嵐えり君提出善福寺川上流地下調節池整備事業の費用便益比に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「善福寺川上流地下調節池整備事業」のみを対象として「費用便益比が1.0を上回ることは確認していない。」

二について

御指摘の「公金の不要な支出が行われる恐れ」と及び「モラルハザードないし公金濫用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「国土交通省 河川砂防技術基準 計画編(基本計画編)」(令和四年六月九日付け国水情第九号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知別添)において示しているとおり、「河川では一般に上流よりも下流また、支川よりも本川の方が氾濫した場合の被害の規模が大きいことから、計画の策定や施設の整備に当たっては、流域全体を俯瞰し、上下流や本支川間のバランスなどを、適正に確保することが重要」であり、河川の整備については、当該整備がもたらす効果や影響が、当該整備の周辺区間のみならず広範囲にまで及ぶところ、「治水経済調査マニユアル(案)」(令和七年七月三十日付け国水計第四十九号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知別添)において、「治水対策は、水系をシステムとして捉え、全川を対象として検討されるもの」とされていることを踏まえ、御指摘の「水系・一連区間単位等」で「費用便益比」を「算出」しているものであり、お尋ねのように「要綱改正等の措置が必要」とは考えていない。

令和七年十二月十二日提出 質問 第一一〇三号

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書

提出者 五十嵐えり

二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問主意書
二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約(以下、本条約という)について、以下質問する。

本条約第十四条三項は、締約国の裁量により、いわゆる非実在児童ポルノを犯罪化の対象外とできること(同条三項(a))及び犯罪化の対象を「児童の性的虐待や性的搾取を視覚的に描写したものに」限定できること(同条三項(b))を定めているが、締約国がこれらの犯罪化の対象範囲を選択するにあたってウィーン条約で定められた「留保」の手續きを必要とするか、すなわち締約国がいわゆる非実在児童ポルノを犯罪化の対象外とする場合には、条約の一部の規定の法的効果を排除するか又は変更する旨の意思表示を行う必要があるのか、政府の見解を伺いたい。

内閣衆質二一九第二〇三号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員五十嵐えり君提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員五十嵐えり君提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対する答弁書

御指摘の二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪に関する国連条約(以下「本条約」という)第十四条三項は、本条約の締約国が、同条2に規定する児童の性的虐待又は性的搾取に関する媒体について同条1に規定する行為の犯罪化に当たり、当該媒体が、同条3(a)に規定する実在する者を描写し、記述し若しくは表現するもの又は同条3(b)に規定する児童の性的虐待若しくは性的搾取を視覚的に描写するものに限定されることを犯罪の要件とすることができる旨の規定であると承知している。その上で、お尋ねの「これらの犯罪化の対象範囲を選択する」と及び「いわゆる非実在児童ポルノを犯罪化の対象外とする場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、本条約の締約国が、同条1に規定する行為の犯罪化に当たり、同条3に基づき、同条2に規定する媒体が同条3(a)又は(b)に規定するものに限定されることを犯罪の要件とする場合には、条約法に関するウィーン条約(昭和五十六年条約第十六号)第十九条に基づき、同条約第二条1(d)に規定する留保を行う必要があるかとお尋ねであれば、その必要はないと考えている。

内閣衆質二一九第二〇四号

令和七年十二月十二日提出

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問主意書

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員五十嵐えり君提出二〇二四年十二月に国際連合総会で採択されたサイバー犯罪条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問主意書

屋外広告物法及び同法の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないか。右質問する。

内閣衆質二一九第二〇四号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員橋本幹彦君提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋本幹彦君提出政治活動の自由と屋外広告物条例に関する再質問に対する答弁書

御指摘のとおり、屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)第二十九条において「この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない」とされている。

令和七年十二月十二日提出 質問 第一一〇五号

中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書

中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書

中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問主意書

中央官庁では長時間労働が常態化しており、そ

れが国家公務員試験の受験者数の減少や若手官僚の早期離職の増加にもつながってきた。また、行政の公平性に対する国民の信頼を取り戻すことも急務である。

そこで、質問する。

一 公務員の労働時間について、人事院規則では原則「月四十五時間・年三百六十時間」の超過勤務上限が設定されている。

人事院は、各省庁において上限を超過して超過勤務を命ぜられた職員の割合、及びその原因として「国会対応業務」を挙げている職員の割合を公表している（令和五年度 他律的業務の比重が高い部署の指定状況及び上限を超過して超過勤務を命ぜられた職員の割合）及び「令和五年度 特例業務の要因別職員割合（府省別）」を参照。

これに基づき、令和七年十一月二十六日の衆議院文部科学委員会にて私は、茂里毅政府参考人に対して、「上限を超過して超過勤務を命ぜられた職員のうち、その要因として国会対応業務を挙げた職員の人数」を質した。これに対して、茂里政府参考人は「令和五年度に上限を超過して超過勤務を行った職員のうち、国会対応業務を挙げた者につきましては、文部科学省本省におきまして一四五名、スポーツ庁におきまして十名、文化庁におきましては三十三名となっております」（令和七年十一月二十六日、文部科学委員会議事録）と述べている。

全省庁について、上限を超過して超過勤務を命ぜられた職員のうち、その要因として国会対応を挙げた職員の人数を明らかにされたい。

二 公文書管理法第十条第一項は、行政機関の長に対して行政文書管理規則の制定義務を課しており、同条第二項は行政文書管理規則に記載しなければならない事項について定めている。全

ての中央省庁において行政文書管理規則が制定されているのか、明らかにされたい。行政文書管理規則を制定していない省庁があれば、それを明らかにされたい。

三 中央省庁における専決については、法律の根拠は不要とされているが、各府省における内部規律として訓令が定められているとされる。全ての中央省庁において専決に関する訓令が制定されているのか、明らかにされたい。専決に関する訓令を制定していない省庁があれば、それを明らかにされたい。

内閣衆質二一九第二〇五号
令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員津村啓介君提出中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いはらにに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員津村啓介君提出中央省庁の働き方改革と国会業務との関係および公文書の取扱いなどに関する質問に対する答弁書

二について

人事院において、人事院規則一五一―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十六条の二に規定する上限を超過して超過勤務を命ぜられた一般職の国家公務員（以下「職員」という。）について行った調査の結果によれば、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間（公正取引委員会、財務省及び国税庁においては、令和五年七月一日から令和六年六月三十日まで

の間）において同条に規定する上限を超過して超過勤務を命ぜられた職員のうち、その要因として御指摘の「国会対応業務」を挙げている職員の数は、二千七百六十八人である。

二及び三について

お尋ねの「中央省庁」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、「中央省庁」が内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及び子ども家庭庁を除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省を意味するものであるとすれば、これらの行政機関の全てにおいて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十条第一項に規定する行政文書の管理に関する定めを設けており、また、お尋ねの「専決に関する訓令」等を定めている。

